

令和6年第2回志布志市議会定例会会議録 目 次

第1号（6月18日）	頁
1. 議事日程	17
2. 出席議員氏名	18
3. 欠席議員氏名	18
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	18
5. 議会事務局職員出席者	18
6. 開 会・開 議	19
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	19
8. 日程第2 会期の決定	19
9. 日程第3 報告	19
10. 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	22
11. 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）	24
12. 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて）	26
13. 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について）	27
14. 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （令和5年度志布志市一般会計補正予算（第17号））	29
15. 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて （令和6年度志布志市一般会計補正予算（第1号））	31
16. 日程第10 議案第39号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	32
17. 日程第11 議案第40号 志布志市海水浴場利用者の安全の確保等に関する条例の制定 について	33
18. 日程第12 議案第41号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	35
19. 日程第13 議案第42号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について	36
20. 日程第14 議案第43号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定につい て	37

21. 日程第15 議案第44号 志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
22. 日程第16 議案第45号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	39
23. 散 会	42

第2号（6月19日）

1. 議事日程	43
2. 出席議員氏名	44
3. 欠席議員氏名	44
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	44
5. 議会事務局職員出席者	44
6. 開 議	45
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	45
8. 日程第2 一般質問	45
野村 広志	45
小野 広嗣	54
平野 栄作	78
八代 誠	90
9. 延 会	101

第3号（6月21日）

1. 議事日程	102
2. 出席議員氏名	103
3. 欠席議員氏名	103
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	103
5. 議会事務局職員出席者	103
6. 開 議	104
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	104
8. 日程第2 一般質問	104
隈元 香穂子	104
南 利尋	115
小辻 一海	135
丸山 一	154
9. 延 会	165

第4号（6月24日）

1. 議事日程	166
2. 出席議員氏名	167
3. 欠席議員氏名	167
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	167
5. 議会事務局職員出席者	167
6. 開 議	168
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	168
8. 日程第2 一般質問	168
永田 梓	168
稲付 洋平	178
小園 義行	191
鶴迫 京子	210
9. 散 会	216

第5号（7月3日）

1. 議事日程	217
2. 出席議員氏名	218
3. 欠席議員氏名	218
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	218
5. 議会事務局職員出席者	218
6. 開 議	219
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	219
8. 日程第2 議案第39号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	219
9. 日程第3 議案第40号 志布志市海水浴場利用者の安全の確保等に関する条例の制定 について	220
10. 日程第4 議案第42号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について	221
11. 日程第5 議案第43号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定につい て	222
12. 日程第6 議案第45号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	223
13. 日程第7 陳情第2号 志布志市昭和通り商店街から下小西駐輪駐車場までの道路拡 幅に関する陳情書	226
14. 日程第8 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、	

	2025年度政府予算に係る意見書採択について	227
15. 日程第9	陳情第8号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択について	228
16. 日程第10	発議第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について	230
17. 日程第11	発議第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について	231
18. 日程第12	議員派遣の決定	232
19. 日程第13	閉会中の継続審査申出について (総務常任委員長)	232
20. 日程第14	閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長)	233
21. 閉 会		233

令和6年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月18日	火	本会議	開会・会期の決定・議案上程
19日	水	本会議	一般質問
20日	木	休 会	
21日	金	本会議	一般質問
22日	土	休 会	
23日	日	休 会	
24日	月	本会議	一般質問
25日	火	委員会	常任委員会
26日	水	委員会	予算常任委員会（現地調査）・常任委員会
27日	木	休 会	
28日	金	休 会	
29日	土	休 会	
30日	日	休 会	
7月 1日	月	休 会	
2日	火	休 会	
3日	水	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	繰越明許費繰越計算書について
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度志布志市一般会計補正予算(第17号))
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度志布志市一般会計補正予算(第1号))
議案第39号	志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号	志布志市海水浴場利用者の安全の確保等に関する条例の制定について
議案第41号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第43号	志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第44号	志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号	令和6年度志布志市一般会計補正予算(第2号)
陳情第2号	志布志市昭和通り商店街から下小西駐輪駐車場までの道路拡幅に関する陳情書
陳情第7号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択について
陳情第8号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択について
発議第2号	義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
発議第3号	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
議員派遣の決定	
閉会中の継続審査申出について (総務常任委員長)	
閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)	

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 野村 広 志	1 農業政策について	(1) 本市の基幹産業である農業において、担い手不足や高齢化等によって、業界を取り巻く環境は、疲弊感が増していると感じる。そこで、本市の農業政策の課題と将来像をどのように考えているのか問う。	市 長
	2 農村地域の集落機能維持について	(1) 国の食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、農村・地域コミュニティ維持の観点から、支え合いの仕組みを構築する必要性を感じている。本市としてどのように受け止め、施策を展開していくのか問う。 (2) 農村RMO（農村型地域運営組織）とは、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織であり、高齢化・人口減少の進行により、集落機能が低下している本市においては、有益な取組であると思えるが、立ち上げについて検討していく考えはないか問う。	市 長 市 長
2 小野 広 嗣	1 フューチャー・デザインの積極的な活用について	(1) フューチャー・デザインは、持続可能な社会の形成に向けた新たな政策検討の手法である。政策形成に当たり、現代に生きる人々（現代世代）のみならず、まだ生まれていない将来に生きる人々（将来世代）も利害関係者として捉え、将来世代と現役世代の双方の視点を持って考えることで解決方法を見出す点に特徴がある。本市の認識について問う。	市 長
	2 防災対策について	(1) 災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものである。いつ、どこで発生するか分からない災害に対する、発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築は、急務である。本市の取組状況と考え方について問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
2 小野広嗣	2 防災対策について	(2) 能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命にも関わる「トイレの問題」が顕著化した。仮設トイレの目標（50人に1基）達成まで10日程度掛かっており、初期対応に「携帯トイレ」「簡易トイレ」等を一定量備蓄・配備しておくことが指摘されている。本市の災害時における「トイレの問題」について、認識を問う。 (3) 能登半島地震においては、多くの学校施設が地域住民の命を守るための避難所となったが、全国的にはこれまでに老朽化した学校施設で外壁が落下する事故が相次いでおり、学校施設の老朽化対策・防災機能強化は、早期に対処しなければならない重要な課題である。本市の現状認識と取組状況について問う。	市 長 市 教 育 長
	3 子どもにやさしいまちづくり事業について	(1) 「子どもにやさしいまちづくり事業」は、子供の権利条約を自治体レベルで具現化するため、ユニセフが提唱する世界的な運動で、その特徴は、“まち”の人々がみんなでみんなの“まち”を作っていくことにあり、とりわけ、子供もまちづくりの主体、当事者として位置付けることにあり、現在多くの自治体でもこの取組が広がっている。本市の認識について問う。	市 教 育 長
3 平野栄作	1 消防行政について	(1) 近年、消防団員の担い手不足が顕著になり、消防庁をはじめ様々な対策を講じているが、団員の増には結びついていないと感じる。あわせて、消防団員の活動の幅を広げる観点から、機能別消防団員・分団制度もある中、本市では女性消防団が導入されて以降、これまで目立った取組は、実施されていないと認識している。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
3 平野 栄作	1 消防行政について	また、消防組合においては、定数が設けられ、その中でのローテーション勤務となっている。働き方改革も推進される中、コロナ禍においては、極めて厳しい就業体系にあったようである。 今後、育児休暇の取得等も更に推進されていくことや、大規模災害時への対応等を考慮すると、人材確保に向けた対策が早急に必要ではないかと考え、以下を問う。 ① 消防団員の確保策の現状について ② 機能別消防団員・分団への取組について ③ 地域で構成する機能別消防団の構築について ④ 消防職員のOBやOGの活用策について	市 長
	2 港湾行政について	(1) 志布志港は、国際バルク戦略港湾に選定され、着々と整備が進められており、また、産直港湾としての認定も受け、コールドチェーンの確保に向けた整備が進められている。 志布志港の機能向上を図る観点から、5月21日に開催された長期構想検討委員会において、検討案が協議されたと聞いている。 これまで港の整備が進められてきたが、物流だけに重点がおかれ、人々が集い、にぎわいを創造する空間の整備が遅れていると感じるが、今後の整備推進について、国や県とどのような協議を行っていく考えかを問う。	市 長
4 八代 誠	1 道路行政について	(1) 市道について、交差点の停止線等が視認できない箇所が増えている。対策を急ぐための一例として、生活道路となっている市道の停止線等は、地域コミュニティ協議会等に補助金を交付し、設置作業を行う等の取組も考えられるが、本市としての見解を問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
4 八 代 誠	1 道路行政について	(2) 都城志布志道路について、令和6年度中の全線開通が見込まれているが、現状では草木の伐採や路面の舗装補修が計画的に実施されているようには見受けられない。市として、県に対し、今後の徹底した維持管理を強く要請する必要があると考えるが、見解を問う。 (3) 東九州自動車道と都城志布志道路を結ぶ「(仮称)曾於志布志道路」について、本市としての活動の状況と今後の展望を問う。	市 長
	2 港湾行政について	(1) 5月21日に開催された志布志港長期構想検討委員会において、今後の検討事項が示されたようであるが、志布志港の現状と今後の展開について問う。	市 長
5 隈元香穂子	1 医療体制について	(1) 小児科開設支援事業について以下を問う。 ① 今年度、小児科開設支援事業補助金が創設されたが、現状について問う。 ② 本市と同様の事業を行っている大崎町と連携し、誘致活動を行う考えはないか問う。 (2) 小児科の日曜・祝日救急診療体制についての考え方を問う。 (3) 医師修学資金貸与制度を創設する考えはないか問う。	市 長
	2 旧ひばりビルについて	(1) 令和5年度に購入した旧ひばりビルについて、今後の活用策を示せ。	市 長
6 南 利 尋	1 畜産振興について	(1) 本市の基幹産業である畜産の現状は、飼料価格の高騰、市場価格下落等により、危機的状況に陥っている。本市独自の支援事業に取り組むべきではないか問う。	市 長
		(2) 全国和牛能力共進会北海道大会に向けた取組が始まろうとしている。どのような対策を講じていく考えか問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
6 南 利 尋	2 道の駅整備事業について	(1) 本市では、にぎわいの創出から経済効果を生み出す施策が確立されていないと考える。具体的な道の駅整備計画を検討すべきではないか問う。	市 長
	3 観光振興について	(1) 令和6年3月の予算委員会において、「ダグリ岬海水浴場周辺の除草作業、仮設トイレの設置を行う」との答弁があった。早急に取り組むべきではないか問う。	市 長
		(2) ダグリ岬ベイサイド構想において、旧パラダイスの解体・撤去は、必要不可欠である。所有者と協議し、購入、解体・撤去を行うことができないか問う。 (3) 夏井地区における景観の良い一部の共有地を、ひとつのゾーニングとして整備すべきではないか問う。	市 長 市 長
	4 環境行政について	(1) 衛生自治会の在り方について問う。 (2) 5Rの促進を図りながら、新たなごみ処理の在り方を検討すべきではないか問う。	市 長 市 長
7 小 辻 一 海	1 孤独・孤立を深める「無縁社会」について	(1) 孤独・孤立を深める「無縁社会」とは、単独世帯、特に独居の高齢者が増え、家族の絆や人間関係が希薄になりつつある今の日本社会の一面を表す言葉で、これらの問題は、年々増加し、解決が急がれている。実際、本市でも、誰にみとられることなく、亡くなった人がいることを聞いているが、非常に悲しいことである。こういった状況は、今後さらに悪化していくことが予想されるが、本市の認識について問う。	市 長
		(2) 本市における単独世帯の現状と今後の見通しについて問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
7 小 辻 一 海	1 孤独・孤立を深める「無縁社会」について	(3) 本市の独り暮らしの高齢者、高齢者以外の単独世帯の突然死、孤独死が過去どれくらい発生しているのか。また、単独世帯に対する見守り活動の現状と今後の取組について問う。	市 長
	2 環境行政について	(1) 生物多様性地域戦略の進捗状況と今後の取組について問う。 (2) 生物多様性センターの現状と今後の取組について問う。 (3) 生物多様性のためのボランティア活動に対する支援策について問う。 (4) 本市の希少野生動植物の生息・生育状況の把握と今後の保全対策について問う。 (5) 外来生物の現状と対策について問う。	市 長 教 育 長 市 長 教 育 長 市 長 教 育 長 市 長 教 育 長
8 丸 山 一	1 道路行政について	(1) 通山地区から一丁田地区において、線路跡地道路から海岸への道路は、砂利道であるため、通行に支障がある。道路の改良、舗装化はできないか。 (2) 一丁田地区の線路跡地は、いつから通行できるようになるのか。	市 長 市 長
	2 志布志港行政について	(1) 志布志港は、物流拠点として整備が進んでおり、市民の憩いの場としては、縁遠い存在となっている。また、農林水産物、食品の輸出増加、コンテナヤード、冷蔵冷凍施設の不足などの課題があるようだが、長期構想を示せ。	市 長
	3 農業行政について	(1) 高齢化、人口減により農家の後継者不足や従事者が減少したことにより、市内の土地改良区や水利組合を維持することが困難となってきた。組合を維持するため、新たな対策が求められると思うが、今後の対策を問う。	市 長

質　問　者	件　　　名	要　　　　　　　　　旨	質　問　の 相　手　方
9永田　梓	1　環境行政について	(1)　４月１日に開設された志布志市循環センターについて以下を問う。 ①　これまでの運営状況や市民の反響について問う。 ②　併設予定のリユースショップやリペア施設の運用開始時期を問う。 ③　粗大ごみの受入れができないか問う。	市長
		(2)　現状のごみの分別方法について以下を問う。 ①　分別方法を簡素化する考えはないか問う。 ②　ボランティアで回収したごみは、回収した人が洗浄・分別しているが、この作業をせずに回収することはできないか問う。	市長
		(3)　回収したプラスチック等のごみは、他県の事業者へ輸送し、リサイクル処理を行い、再資源化されていると思うが、その事業者を本市に誘致する考えはないか問う。	市長
10稲付洋平	1　市道伐採清掃について	(1)　市内各自治会で実施している市道等の伐採作業（道路愛護清掃伐採作業）の在り方について以下を問う。 ①　作業時期、単価見直しについて問う。 ②　伐採した草木の処分方法について問う。 ③　メンテナンスフリー工事の進捗状況について問う。 ④　志布志道サポート推進事業の運用状況について問う。	市長
	2　財産管理について	(1)　旧志布志市市民センターについて、現在の管理状況及び今後解体する考えはないか問う。	市長

[illegible]

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
10稲付洋平	4 岳野山の活用について	② 岳野山頂上部付近の伐採や、景観の維持を行っている団体に補助金を交付することはできないか問う。 ③ 志布志道サポート推進事業があるように、志布志林道サポート推進事業を新設し、岳野山の林道でも活用できないか問う。	市 長
11小園義行	1 地方自治の在り方について	(1) 今、国会で審議されている、地方自治法改正案で地方自治体に対して行使できる新たな「指示権」がうたわれている。どのように受けとめるか。 (2) 国から特定利用空港・港湾として、県内の2空港、6港湾が示され、志布志港も候補になっている。国や県から目的等含め、説明がされたのか。 (3) 地方自治体から自衛隊へ個人情報4項目を本人の同意なく提供し、自衛隊が入隊勧誘のダイレクトメールを送付したことで、国家賠償請求訴訟が奈良市で起こされている。どのように受けとめているか。	市 長 市 長 市 長
	2 農政について	(1) 国会で審議されている「食料・農業・農村基本法改正案」について、どのように受けとめているか。また、本市の農業への影響はどうか。	市 長
	3 いじめ防止条例について	(1) 各小中学校におけるいじめの現状を問う。	市 長 教 育 長
	4 福祉行政について	(1) 「補聴器の購入に対し、補助する考えはないか」との質問に対し、「他自治体の状況を調査し対応する」と答弁された。その後の対応はどうか。	市 長
	5 行政運営について	(1) マニフェストで本庁機能の充実を掲げているが、現状と今後の在り方を問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
12鶴迫京子	1 香月地区公民館駐車場の整備について	(1) 香月地区公民館駐車場の整備について2012年6月議会で質問しているが、12年の年月が経過した現在、何ら変化が見られない。高齢者等の利用の多い生涯学習講座など、多目的に使われているが、出入口は狭く、未舗装で区画線もなく、駐車場内での事故につながった事案があった。また、雨天時のぬかるみによる転倒があったとの市民の声が届いている。学びたい意欲を損なうことなく、安心して公民館が利用できるよう、早急に駐車場を舗装整備する考えはないか。 (2) 防災・津波対策について、「担当課とも相談し、駐車場の在り方を検討する」との答弁であったが、その後、検討されたのか。現状の認識と今後の見解を問う。	市長 教育長
	2 公園（市民広場）の整備について	(1) 出水市のウイングドームいずみ（屋根付き市民ふれあい広場）は、子供から高齢者までがふれあいの場やスポーツなどに利用できる場として、また、雨天時でも大規模なイベントが開催できる場となっている。その他、災害発生時には、地域防災拠点として、支援物資の中継基地やボランティア活動の場、市民の一時避難場所とするなど、様々な機能を有する施設として整備されている。本市でもこのような先進事例に倣い、安楽地区、町原地区の高台等に、同様の機能を有する屋根付き市民ふれあい広場を整備する考えはないか。	市長

令和6年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和6年6月18日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度志布志市一般会計補正予算（第17号）)
- 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度志布志市一般会計補正予算（第1号）)
- 日程第10 議案第39号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第40号 志布志市海水浴場利用者の安全の確保等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第41号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第42号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第43号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第44号 志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第45号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓
 3 番 稲 付 洋 平
 5 番 南 利 尋
 7 番 青 山 浩 二
 9 番 八 代 誠
 11 番 持 留 忠 義
 13 番 西江園 明
 15 番 玉 垣 大二郎
 17 番 小 野 広 嗣
 19 番 小 園 義 行

2 番 栢 山 晋 司
 4 番 隈 元 香穂子
 6 番 市ヶ谷 孝
 8 番 野 村 広 志
 10 番 小 辻 一 海
 12 番 平 野 栄 作
 14 番 丸 山 一
 16 番 鶴 迫 京 子
 18 番 東 宏 二
 20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行
 教 育 長 福 田 裕 生
 財 務 課 長 鮎 川 勝 彦
 コミュニティ推進課長 五 代 千加子
 港湾商工課長 大 迫 秀 治
 市民環境課長 村 山 睦
 保 健 課 長 北 野 保
 耕地林務水産課長 大 口 秀 昭
 松 山 支 所 長 折 田 孝 幸
 水 道 課 長 中 水 忍
 農業委員会事務局長 高 野 利 彦
 学校教育課長 淀 修 司
 松山支所産業建設課長 上 田 義 明

副 市 長 溝 口 猛
 総 務 課 長 小 山 錠 二
 総合政策課長 川 上 桂一郎
 情報管理課長 宮 内 真 吾
 税 務 課 長 藤 後 広 幸
 福 祉 課 長 若 松 利 広
 農政畜産課長 萩 迫 和 彦
 建 設 課 長 富 岡 裕
 有明支所長 岡 崎 康 治
 会 計 管 理 者 濱 田 茂
 教育総務課長 児 玉 雅 史
 生涯学習課長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教
 サブリーダー 大 田 和 隆

グループリーダー 末 原 和 幸
 サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開会 開議

○議長（福重彰史君） ただいまから、令和6年第2回志布志市議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と市ヶ谷孝君を指名します。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（福重彰史君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月3日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から7月3日までの16日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（福重彰史君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申合せの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第5号、陳情第6号及び陳情第9号の3件は総務常任委員会に、陳情第7号及び陳情第8号の2件は文教厚生常任委員会にそれぞれ付託します。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から令和5年度事業報告及び決算書並びに令和6年度事業計画、予算書及び資金計画が、また、監査委員から報告書が提出されましたので、配布しました。参考にさせていただきたいと思います。

次に、第100回全国市議会議長会定期総会において、本議会から7名が表彰を受けておりますので、報告します。

特別表彰、議員25年以上、小園義行君。一般表彰、議員10年以上、持留忠義君、小辻一海君、八代誠君、野村広志君、青山浩二君、市ヶ谷孝君。以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩します。

—————○—————

午前10時03分 休憩

午前10時10分 再開

—————○—————

○議長（福重彰史君） 会議を再開します。

ここで、受章された7名の方々から一言御挨拶をいただきたいと思います。初めに小園義行君、御登壇ください。

○19番（小園義行君） 今回の表彰に当たり、お礼の言葉を一言述べたいと思います。

これも長きにわたって支えていただきました住民の皆さんの御支援、御協力のたまものと心から感謝をしております。また併せて、私たち議員に真摯に向き合ってくださいました市長はじめ、歴代の首長をはじめとして、行政当局にも心から感謝を申し上げます。初めて当選をさせていただきましたときに、私は日本共産党に入党していましたので、日本共産党の立党の精神であります「国民の苦難の軽減」、この立場から住民の皆さんの声に真摯に耳を傾けて、その実現のために鋭意努力をしてきました。そして、併せて提案される議案に対しても、その立場から賛成、反対、その立場を明確にして、努めてまいりました。今回の表彰を機に、これからもその立場で、自分に与えられています務めをしっかりと努めていきたいと、その思いを一層強くしたところがあります。本日は、表彰していただきまして、誠にありがとうございました。そのことをお礼申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（福重彰史君） 次に持留忠義君、御登壇ください。

○11番（持留忠義君） ただいま表彰を受けましたので、ここに一言挨拶を申し上げます。

私が10年間在職できたのは、これはやはり市民の皆さんの協力、またここにいらっしゃる執行部、議員の方の協力で務めさせていただきました。これを機会に、今後は、残す任期を精いっぱい頑張つてまいります。皆さん、今後ともよろしく願います。本日は、どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（福重彰史君） 次に小辻一海君、御登壇ください。

○10番（小辻一海君） 皆さん、改めましてこんにちは。ただいま10年表彰をいただきました小辻一海でございます。

早いもので、市民の皆様方の御尽力と御指導、また同僚議員並びに市長、執行部の皆様方の大変な尽力と指導によりまして、10年表彰をいただくことになったことに対しまして、深く感謝申し上げます。今後とも二代表制を保ちながら、市民のため一生懸命負託に応え、頑張つてまいりたいと思いますので、なお一層、市民の皆様並びに同僚議員、また市長、執行部の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしく願い申し上げます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（福重彰史君） 次に八代誠君、御登壇ください。

○9番（八代 誠君） 10年表彰をいただきました八代誠です。

皆さんからもありましたように、市民の方々、そして、市長はじめ執行部の方々に大変お世話になりました。10年、あっという間でした。議員の顔ぶれも変わりましたし、執行部の課長さん

の顔ぶれも変わりました。そういった中で、自分としては一生懸命努力してきたつもりです。今、3期目であります。残り2年を切りましたが、自分なりにさらに精いっぱい頑張っていきたいというふうに思っています。10年の表彰、本当にありがとうございました。

[拍手]

○議長（福重彰史君） 次に野村広志君、御登壇ください。

○8番（野村広志君） ただいま表彰をいただきました野村広志であります。本日は、誠にありがとうございました。

皆さんからもありましたとおり、大変長かったようで、あっという間の10年間ではなかったのかなと、今思い返されます。10年間、支えていただいた市民の皆様方、御支援いただいた市民の皆様方は当然であります。ここにいらっしゃる執行部の皆様方から様々なお知恵をいただきながら、議員活動ができたのと、改めて感じたところでした。そして何よりも、私一人ではやはりこの場には立てておりません。家族の支えがあったのかなと思っております。家族にもしっかりと感謝を申し上げながら、さらに研さんを深めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

[拍手]

○議長（福重彰史君） 次に青山浩二君、御登壇ください。

○7番（青山浩二君） 本日の永年勤続表彰に関し、まずはこのような場を設けていただいたことに一言お礼の言葉を述べさせていただきたいと思います。

まず、議員生活10年の節目での表彰に、関係各位の皆様にご心より感謝申し上げます。これもひとえに、これまでの私の議員活動に深い御理解と御協力をいただいている市民の皆様、そしてお互い切磋琢磨しながら、議員としての資質向上に努めた同僚議員の皆様、さらには私の様々な提案や意見に対し、真摯に受け止め、理解を示してくださる市長をはじめとする執行部の皆様、全ての皆様のおかげであると思っております。「十年一昔」という言葉がありますが、議員という立場になって10年経ちました。この間、嬉しいことやつらいこと、様々なことがたくさんあったなという思いもある一方で、「光陰矢の如し」というのも実感でございます。これまで10年間取り組んできても、まだまだ達成できていないことも多く、同時に、地域でどれだけ私は役に立っているのか、私のやり方が本当に正しいのかということも考えさせられる日々でもございます。ただ、自分自身の議員としての信念だけは曲げずに頑張ってきたという自負はありますので、そのことにおいては今後も貫き通したいと思っております。これからにおいても、試行錯誤しながらになりますが、初当選したときの10年前の初心を忘れず、謙虚に、そしてひたむきに議員として活動をしていくことをここに誓いを申し上げ、本日のお礼の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

[拍手]

○議長（福重彰史君） 次に市ヶ谷孝君、御登壇ください。

○6番（市ヶ谷 孝君） 皆様こんにちは、市ヶ谷孝です。本日の受章に際し、一言御礼を申し

上げます。

本日、市議会議員在職10年の表彰をいただきましたこと、心から御礼を申し上げます。浅学非才の身であります私が議員活動を続けてこられたのは、ひとえに行政関係者、同僚議員、議会事務局、そして何より市民の皆様方の御指導、御支援のたまものでございます。本日のこの受章の榮譽に応えるべく、まずは残された任期約1年8か月間、努力と研さんを重ね、市政の諸問題に取り組んでまいります。皆様方におかれましては、今後ともより一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、簡単ではございますが、受章の御礼の御挨拶に代えさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

[拍手]

○議長（福重彰史君） 以上で、受章された方々の挨拶を終わります。ありがとうございました。



日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（福重彰史君） 日程第4、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書につきまして、説明を申し上げます。

令和5年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（鮎川勝彦君） それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、一般会計の令和5年度から令和6年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので、補足して御報告申し上げます。

議案の繰越計算書をお開きください。付議案件説明資料は、1ページになります。

繰越計算書の翌年度繰越額につきまして、繰越額の確定に伴い、増減があったもののみを申し上げますと、1行目の2款、総務費、2項、徴税費の個人住民税システム等改修業務委託事業を141万4,000円に減額、2行目の3項、戸籍住民基本台帳費の戸籍・住基情報システム改修事業を1,559万8,000円に減額、3行目の3款、民生費、1項、社会福祉費の物価高騰対応重点支援給付金給付事業を4,407万5,000円に減額、4行目の4款、衛生費、1項、保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を32万5,000円に減額、次のページになりますが、1行目の8款、土木費、2項、道路橋りょう費の市道維持補修事業を1,933万3,000円に減額、2行目の道路新設改良事業を1億7,812万4,000円に減額、4行目の11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業を464万2,000円にそれぞれ減額しております。

なお、その他の事業につきましては、変更ございません。

全体で15件、13億133万4,000円の繰越額でございますが、繰越額の財源内訳は、既収入特定財

源が11万7,000円で、未収入特定財源が12億9,717万1,000円となり、このうち国・県支出金が11億5,792万3,000円、市債が1億1,040万円、その他の財源として負担金等が2,884万8,000円でございます。

また、一般財源が404万6,000円でございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福重彰史君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） もう大方よく分かるんですけども、例えばですよ、このクラスター事業あたりで用地取得に時間を要したとありますね。こういったものは、こういった事業を実施するという前提でそれぞれ事業が取り組まれていく中で、用地の取得に時間がかかるという、そういった大きな要因というのは、何がそうさせているのですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

クラスター事業につきまして、用地取得に時間を要したということでございますが、事業を進める中で、大方の用地については、合意が得られていたところでございます。その後、その一部の土地の所有者が体調を崩されたということで、売買契約を結ぶ段階で、本人の意思の確認が十分にできないというようなことがございました。その後、いろいろ協議をして、後見人の方を立てないといけないというようなことになったところでございます。そういった事情で数か月間の遅れが生じたということで、このように繰越しをするということになったところでございます。

○19番（小園義行君） せっかくこういった大事な事業に取り組んでやっていく中で、国や県との信頼関係というものが、事業がうまくいかないということで壊れるような状況になるとまずいわけですね。志布志市の責任として、今後事業に取り組むとき、国や県との信頼関係というのが損なわれるような対応はまずいというふうに思います。今の説明だと、農家さんのそういう事情等がありますけれども、しっかりとそういったものをクリアした上で事業導入というふうにならないと、志布志市の信頼というものが薄らいでいくような気がしてならないわけですね。ぜひ、そこらについては、今後も用地取得に時間がかかるとか、そういったことがないような対応で導入すべきだというふうに思いますので、しっかりした対応を求めたいと思います。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 今回のこの手続の進め方につきましては、当初は当然この方と用地取得の合意形成が取れておりましたので、私どもも県とか地域振興公社と打合せをする段階で、こういったことが発生するということではちょっと予見できなかったところでございます。今、御意見いただきましたとおり、事業を遂行する上におきましては、要綱等を確認して事業が確実に遂行できるように、その点については、十分注意をしまいたいというふうに考えております。また、引き続き県等の信頼関係を構築しながら、こういった事業に取り組まれる方々がスムーズに遂行できますように、注意を払って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史君） お諮りします。

日程第5、承認第3号から日程第9、承認第7号まで、以上5件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号から承認第7号までの5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（福重彰史君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

令和6年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（藤後広幸君） 承認第3号、令和6年3月30日に専決処分しました志布志市税条例の一部を改正する条例の改正点について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の2ページを御覧ください。まず、今回の税制改正の主な内容について御説明申し上げます。資料下のほうの四角囲いの部分になります。

1、志布志市税条例の（1）個人住民税・固定資産税等関係は、職権による減免を可能とする規定の追加であります。

内容は、市民税、固定資産税及び特別土地保有税について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると市長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

次の3ページを御覧ください。

左側の四角囲いの部分でございますが、（2）個人住民税関係のア、個人住民税の定額減税の

実施であります。

納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限り、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減額を行うに当たり、その税額控除に係る規定を整備するものであります。この定額減税の対象者数は約1万2,000人、減税額は総体で1億8,000万円を見込んでおります。ただし、定額減税による個人住民税の減収額は全額国費にて補填されます。

資料2ページに戻っていただきまして、右側の四角囲いの部分になりますが、令和6年度税制改正により行われる定額減税について、参考資料をお示ししております。

定額減税と給付のイメージでございますが、給付金については、令和6年度、新たに住民税が非課税となった世帯又は均等割のみ課税となった世帯に対し、一世帯当たり10万円と18歳以下の子供一人当たり5万円を上乗せ給付するものであります。

定額減税については、住民税と所得税の納税額が4万円を上回る方の場合、一人当たり所得税3万円、住民税1万円の計4万円の定額減税がなされます。

住民税と所得税の納税額が4万円に満たない方の場合、減税しきれない残りの分について、給付金が支給されることとなります。

個人住民税の定額減税の実施方法につきましては、給与所得者、事業所得者等、年金所得者によって、記載のとおり違いがございます。

資料3ページを御覧ください。

真ん中の四角囲いの部分ですが、(3)固定資産税関係のア、特例に係る割合の設定について、わがまち特例における再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例のうち、一定のバイオマス発電施設について参酌基準に基づき7分の6と、居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例について、同じく参酌基準に基づき2分の1と、それぞれ軽減割合を定める規定を新設しております。

イの特例に係る申告の見直しでは、区分所有建物である認定長期優良住宅に係る申告について、管理者等からの申告であっても減額措置の適用を可能とする規定を新設、ウの土地に係る負担調整措置等の継続では、令和6年度から8年度の間、土地に係る現行の負担調整措置、据置年度における下落修正の仕組みを継続するものであります。

次に、新旧対照表について御説明申し上げます。資料4ページを御覧ください。

第51条、第71条及び第139条の3の改正は、職権による市民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免規定の追加及び文言の修正であります。

5ページの附則第7条の5から10ページの附則第8条までは、令和6年度の定額減税に関する規定及び定額減税における所得割の額についての読替規定の追加並びに条ずれを改めるものであります。

11ページの附則第10条の2から16ページの附則第15条までは、固定資産税及び特別土地保有税の課税の特例措置に関する改正、附則第16条の3から18ページの附則第20条の3までは、定額減

税における所得割の額についての読替規定の追加であります。

附則として、本条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第 3 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 3 号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（福重彰史君） 日程第 6、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第 4 号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

令和 6 年 3 月 30 日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、課税標準の特例措置の対象を追加する措置が講じられたため、条例の附則に、当該特例の割合を 2 分の 1 と定める規定を加えるとともに、土地に係る負担調整措置等を継続するため、附則中の関係する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。



日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（福重彰史君） 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

令和6年3月30日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から24万円に改めるとともに、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定に用いる所得の基準額を、5割軽減の場合は29万円から29万5,000円に、2割軽減の場合は53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ改めるため、条例中の関係する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係政令の施行の日と同じく、令和6年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、2万円ほどまた引き上がるわけですけど、これによって影響がある世帯、そして金額等がどれくらいになるのかをお示してください。また一方で、この減額の関係も広がっています。それについては、よく理解をしますが、ちょっとお願いします。

○税務課長（藤後広幸君） お答えいたします。

今回、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等分については、2万円の引上げでございます。この影響につきまして、令和5年度の実績に基づき試算をしますと、課税限度額22万円を超

過する世帯は55世帯でございましたが、2万円引き上げ、24万円とした場合の限度額を超過する世帯は50世帯となり、5世帯が限度額未満となるところでございます。この税収につきましては、約106万円の増収と見込んでいるところでございます。

○19番（小園義行君） 課長、今こういう形で毎年ですね、課税限度額が、私が議員になってからほとんどこういう形でいろんなところが上がっていくわけですね。この法的根拠としては、地方税法の施行令となっています。国保のこういったものを毎年課税限度額を引き上げるという大きな根拠というのは、何がそうさせているのですか。

○税務課長（藤後広幸君） お答えいたします。

国民健康保険税につきましては、負担の水準の公平性の観点から、課税限度額に達する世帯の割合を全体の約1.5%程度に抑えまして、中間所得層と申しますか、平均で申しますと、年間所得400万円前後の世帯、この方々の負担をなるべく上昇を抑えようという趣旨で、毎年このような改正が行われるものと認識しております。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回のこの条例改正は、国保の後期高齢者支援金等分の課税限度額をさらに2万円引き上げるということで、先ほど課長のほうから答弁がありましたように、50世帯で106万円の増収という形です。今、私たちがよく相談を受ける中で、この国民健康保険の在り方に対して、「税が高い」というそういった相談がよくあります。こういうふうに毎年ですね、住民には分からない中でのこういうものが引上げをされて、その負担をしなきゃいけない世帯がある。こういうことについては、我がまちでもやれることもあるわけで、こういった制度について国に声を上げる等々含めてですね、やはりやるべきだと。今の国保の決算が毎年出ますけど、その収入未済含めてですね、この国保の在り方については、もう限度を超えているというふうに思うところであります。そういった意味で、こうした国のやり方を含めて考えるべきだと、そういうことを踏まえて、私は、この課税を引き上げていくというものについては、反対という立場でございます。

○議長（福重彰史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。承認第5号を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福重彰史君） 起立多数であります。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

—○—

日程第 8 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度志布志市一般会計補正予算（第 17 号））

○議長（福重彰史君） 日程第 8、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第 6 号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方交付税の額及び地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に令和 5 年度志布志市一般会計予算を補正する必要性が生じ、令和 6 年 3 月 31 日に、令和 5 年度志布志市一般会計補正予算（第 17 号）を専決処分しましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（鮎川勝彦君） 承認第 6 号、令和 5 年度志布志市一般会計補正予算（第 17 号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に 4 億 8,709 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 356 億 2,378 万 7,000 円としております。

補正予算書の 5 ページをお開きください。

第 2 表、地方債補正でございますが、起債同意額の確定に伴い、合併特例事業など 9 件の地方債を総額 940 万円減額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございます。

補正予算書 8 ページの 2 款、地方譲与税から、18 ページの 9 款、環境性能割交付金は、国の交付金額の確定に伴うもので、8 ページの 2 款、地方譲与税、1 項、地方揮発油譲与税は 736 万円増額、9 ページの 2 項、自動車重量譲与税は 4,389 万 9,000 円増額、10 ページの 3 項、森林環境譲与税は 22 万 8,000 円減額、11 ページの 4 項、特別とん譲与税は 831 万 4,000 円増額、12 ページの 3 款、利子割交付金は 16 万 4,000 円減額、13 ページの 4 款、配当割交付金は 723 万円増額、14 ページの 5 款、株式等譲渡所得割交付金は 981 万 9,000 円増額、15 ページの 6 款、法人事業税交付金は 1,716 万 2,000 円増額、16 ページの 7 款、地方消費税交付金は 1 億 2,900 万 5,000 円増額、17 ページの 8 款、ゴルフ場利用税交付金は 33 万 2,000 円増額、18 ページの 9 款、環境性能割交付金は 898 万 7,000 円増額しております。

19 ページをお開きください。

11 款、地方交付税は、交付金額の確定に伴い、特別交付税を 2 億 7,248 万円増額し、交付総額は 69 億 7,292 万 4,000 円となりました。

20ページをお開きください。

18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金を15万円増額しております。

21ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金は、財源振替としまして15目、ふるさと志基金繰入金を919万7,000円減額しております。

22ページになりますが、21款、諸収入、4項、雑入は、平成29年度から令和元年度までの自動車取得税交付金の追加交付分を134万2,000円増額しております。

23ページをお開きください。

22款、市債は、起債同意額の確定に伴い、総額940万円減額しております。

次に、歳出予算でございます。

24ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、公共施設の将来にわたる維持管理等を図る観点から、施設整備事業基金への積立金を5億7,423万4,000円増額しております。4目、企画費は、企業版ふるさと納税基金への積立金を15万円増額しております。

39ページをお開きください。

12款、公債費、1項、公債費は、償還実績に基づき、元金及び利子を総額で8,174万4,000円減額しております。

また、その他の歳出補正予算につきましては増減はなく、歳入の地方債の増減に伴う財源振替と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当実績に伴い、基金との財源振替を行っております。

以上が、承認第6号の主な内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 10ページの森林環境譲与税、これは22万8,000円の減額ですけど、令和6年度から新しく年間1,000円森林環境税が引かれるわけですね。令和5年度は、このまま基金繰入れという結果ですけど、この少なくなった理由と全額基金に繰り入れるという状況となった経緯について、こういった使い方がされたのかを教えてください。

○耕地林務水産課長（大口秀昭君） これにつきましては、国からの最終の交付確定額でございます。事業費に充当した部分以外については、基金のほうに全額繰入れということでございます。

○9番（八代 誠君） 補正予算書の24ページ、施設整備事業基金に5億7,423万4,000円を繰り入れるということで説明があったわけなのですが、これまでの基金の残額と合わせて、ここの施設整備事業基金の総額は幾らになるんですか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 令和5年度17号補正の現在高で、基金の総額といたしましては140億7,698万円でございます。施設整備基金につきましては、29億924万6,000円になるところでございます。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。



日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度志布志市一般会計補正予算（第1号））

○議長（福重彰史君） 日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、能登半島地震復興支援事業の実施に伴い、緊急に令和6年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和6年4月19日に、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ204万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ264億204万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、財政調整基金繰入金を204万4,000円増額するものであります。

予算書は6ページ、付議案件説明資料は24ページをお開きください。

歳出の消防費は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被害を受けられた輪島市民及び地域に対しまして、県と連携して支援を行い、被災地の復興支援に尽力するため、能登半島地震復興支援事業を総額で204万4,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（西江園 明君） 内容については、とやかく云々というのはないのですが、予算の考え方としてですよ、あえて財調を取り崩して、ここに200万円ぐらいのお金を新たに持つてくる理由というのは、何なのか。例えば、こういう災害等については、予備費とか、そういうのも当

初予算には入っていますよね。そういうので持っていけなかったから財調という、ちょっとその辺のどういう議論があって財調を取り崩さなければならなかったのかという説明を求めます。

○財務課長（鮎川勝彦君） 支出の財源の部分については、予備費も考えられるところでございますが、一般財源といたしましては、基本的な財源は財調でございますので、そこを今回使わせていただいたというところでございます。

○13番（西江園 明君） でも、予備費も一般財源ですよね。ですから、あえて財調を取り崩さなければ、200万円ぐらいの金額ですよね、総体予算からすれば、ほんの微々たる金額をあえて補正をしなければならなかった、そういう中の組替えぐらいで済まなかったのかなということ。では、こういう予算の考え方なんですけど、こういう災害とか緊急やむを得ないときには、こういうふうに予備費とかじゃなくて、財調を取り崩すという考え方であるというふうに理解を正しいですか。確認です。

○財務課長（鮎川勝彦君） 予備費を充用いたしますと、議会の報告等には出てこない部分でございますので、どちらを使うという緊急性の観点もあります。あと、金額の大小があります。予備費が現在2,000万円あるところでございますので、さらに大きな緊急時のときには、その予備費のほうを充用するという形で、予備費、それから財調は臨機応変に支出しているところでございます。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第10 議案第39号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第10、議案第39号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、健康保険証とマイナンバーカードを一体化する措置が講じられたため、情報連携の対象となる情報を拡充するものであります。

内容につきましては、情報連携の対象となる情報として、新たに、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法等の医療保険各法に係るものを加えるため、条例の別表中の規定を改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第39号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第11 議案第40号 志布志市海水浴場利用者の安全の確保等に関する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第11、議案第40号、志布志市海水浴場利用者の安全の確保等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、志布志市海水浴場利用者の安全の確保等に関する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、市の海水浴場における、市、事業者及び利用者の責務等を定め、もって利用者が安全かつ快適に海水浴場を利用することができる状態の確保に資するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 議案第40号、志布志市海水浴場利用者の安全の確保等に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

第1条でございますが、制定の目的でございます。

第2条につきましては、用語の定義でございます。

第3条につきましては、開設期間及び時間について、規則で定めるとするものでございます。

第4条につきましては市の責務を、第5条は事業者の責務を、第6条は利用者の責務を規定するものでございます。

第7条につきましては、海水浴場における行為の制限を規定するものでございます。海水浴場内において、水上オートバイ等の運行や車両の乗り入れ等を制限するものでございます。

第8条につきましては、指導及び命令、第9条は、委任について規定するものでございます。

付議案件説明資料の27ページをお開きください。

志布志町夏井のダグリ岬海水浴場におきまして、遊泳区域と海水浴場の範囲、令和6年度の海水浴場の開設期間及び時間をお示ししております。

以上が補足説明であります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この新しくできる条例、所管外ですのでちょっとお願いします。この志布志市海水浴場の管理ということで、これまでは一切、こういう条例がなかったんですよ。今回これを設けることで、市がどういった形でこの管理をしていこうというふうなことになるのか。字面では分かるんですけど、そこがよく分からない。これと海の関係では、国・県、そして環境省、営林署等々いろんなくくりがありますね。そういった関係団体とのこういう管理の在り方というのは、きちんと詰められた上でのこういう形の条例制定なのか、お願いします。ちなみに、枇榔島もこれまで「栈橋をつくってね」とか、いろんな一般質問がありました。国、環境省、そして営林署、そういった関係機関と協議した結果、満潮のときと潮が引いたときの関係性が非常に難しく、なかなか実現ができていないという状況にあります。今回、この志布志市海水浴場を市が管理するという条例を設けることで、国とか県、そういったところ等々の関係性は、しっかりとクリアされた上での条例の制定だというふうに理解していいのか、お願いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） まず、どのような管理をするかということでございますが、もともとここにつきまして、条例の中ではダグリ岬海水浴場施設ということで、海水浴場というよりは施設のほうを条例の中で指定管理ということで定めているところでございます。今までは、その海の部分は定めがなかったところでございます。市としましては、県のほうにこの利用について海水浴場区域ということで申請をして、今までは遊泳区域というところで「この場所で泳ぎますよ」ということで、そういった内容で申請をしていたところでございますが、昨今、指定管理者の話によりますと、水上バイク等がこの遊泳区域等に近づいてきて、若干危ないシーンがあったということでございましたので、遊泳区域を囲む形で海水浴場を少し広めにとって、この中に水上バイク等が侵入できないような形で、今回条例で定めるところでございます。また、ほかの機関との調整ということでございますが、海上保安庁等も含めて、「こういったところが危ない」というようなお話も聞いていましたので、そういったところも含めて、市としまして、しっかりと安全な区域を確保するというので、今回制定するものでございます。

○19番（小園義行君） とてもいいことだと思うんです。ただ、その法的なことかというと、海水浴場として志布志市が規定している、これの外側ですね。ここについては、国・県がきちんとした対応をしないといけないというふうに思うんですけど、そこらについての関係性というのは、この条例を定めることで国がやるべき範囲がこれでいくとちょっと狭くなりますね。そういったもの等々は、しっかりと調整がついた上でのこういうことだというふうに理解していいのかというのを、もう一回、お願いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 基本的には、もともとここは遊泳区域ということですので、そ

この周辺の安全を確保するということになっています。そこについては、関係機関等もそういった安全性の確保というような要望がありましたので、本市として、今回条例を制定するものでございます。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（福重彰史君） お諮りします。

日程第12、議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第41号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第12、議案第41号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、所得税法の一部改正により、同法中の公益信託に関する規定が改められたこと、及び私立学校法の一部改正により、同法中の条項が繰り下げられたことに伴い、これらに関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（藤後広幸君） 議案第41号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料3ページをお開きください。新旧対照表につきましては、28ページと29ページになります。

まず、3ページ左側の四角囲いの部分となりますが、1、志布志市税条例の（2）個人住民税関係のイ、所得税法の規定見直しに伴う規定整備でございます。新旧対照表では、第34条の7第1項の規定となります。公益信託制度の見直しによる所得税法の改正に伴い、寄附金税額控除額の適用範囲の規定の整備が行われましたので、所要の改正を行うものであります。

次のウ、条文の整理は、新旧対照表の第56条の規定になりますが、私立学校法の改正により条項の繰下げがありましたので、引用条項のずれを改めるものであります。

次に資料29ページ、新旧対照表の附則第4条の2の規定については、単に課税標準の計算を定める内容であることから削除するものであります。

なお、本条例の施行日は、令和7年4月1日であります。第34条の7第1項及び附則第4条の2の改正は、公益信託に関する法律の施行の日の翌年1月1日からとしております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第42号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第13、議案第42号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、保育士及び保育従事者の数に関する基準を変更する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、家庭的保育事業等の職員の人数の基準を、これまで児童20人につき1人だったものは15人につき1人に、児童30人につき1人だったものは25人につき1人に、それぞれ改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行しますが、新しい基準への対応につきましては、当分の間は必須ではなく、努力義務とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君）　質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第42号は、文教厚生常任委員会に付託します。

—————○—————

日程第14　議案第43号　志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君）　日程第14、議案第43号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君）　提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

志布志市公営住宅等長寿命化計画に定める方針に基づき、市営単独住宅のうち、耐用年限を経過し、長寿命化の優先順位が低い住棟である西馬場1区団地につきまして、供用を廃止し、他の用途での活用を図るものであります。

内容につきましては、条例の別表中の西馬場1区団地の項を削除するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君）　質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第43号は、産業建設常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（福重彰史君）　お諮りします。

日程第15、議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第15　議案第44号　志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君）　日程第15、議案第44号、志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術

管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働関係省令の整理等に関する省令による水道法施行規則の一部改正に伴い、水道技術管理者の資格要件を変更する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、条例第5条第6号中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○14番（丸山 一君） 今回、厚生労働大臣から国土交通大臣に変更するということなんですけれども、例えば、今まで持っていた資格は、厚生労働大臣発行の許可証というか、技術者認定書ですよね。それが今度は国土交通省に変更になるということであれば、今まで持っていた資格証、僕らもいっぱい持っていますけど、そういう資格認定とか、資格の講習とか、そういう面はどうなるのですか。僕らが持っているいろんな資格というのは、前の大臣で認定されたものであって、「新しい大臣に、ただ名前を変更しますよ」ということであれば、それはちょっと問題だなと思うのですけれども、そういう資格証の変更というのは、誰がやるのですか。

○水道課長（中水 忍君） 今回の改正に伴いまして、厚生労働大臣から国土交通大臣、環境大臣に移管するところでございますが、条例で規定しているところは、更新の部分が含まれておりませんので、その部分については、ちょっと確認できていないところでございます。今後、取得される方については、そこの所管の大臣の登録を受けた者が行う研修の課程を受けた者が、その職に就くというようなことでございますので、今、御質問がございました資格の更新等については、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

○14番（丸山 一君） 今、説明があったんですけれども、実際そうだろうと思うんですよね。僕らが持っている資格証というのは、前の大臣名で発行されているわけですね。これから講習を受ける者の認定が国土交通大臣になるということであれば、前の大臣名で認定を受けた人たちはどうなるかというのがあるのですけど。そこのところ、もうちょっと確認をしておきたいのですけど、まだ確認はしていないのですか。

○水道課長（中水 忍君） 今回、条例の改正ということですね、その資格の認定の在り方の部分についての改正をお願いするものでありまして、その部分については、ちょっと確認には至っていないところでございます。

○9番（八代 誠君） 提案理由に「生活衛生等関係行政の機能強化のための」と、この機能強

化ということと国土交通大臣が認可した人たちが加わる。この機能強化というのは、「窓口を広げますよ」ということで理解すればいいのですか。どういうことなのか、この機能強化という言葉が指す意味です。

○水道課長（中水 忍君） まず、それぞれ厚生労働大臣から国土交通大臣、環境大臣に変わる場所なのですが、環境大臣に変わる部分の大きな目的といたしましては、いわゆる衛生的な水の提供という部分で、国土交通大臣よりも所管とする環境大臣のほうが適切であろうというところでの機能強化。あと、国土交通大臣に移管されることにつきましては、いわゆる水道施設を社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用によって維持していくと、道路と一緒にような形で国土交通大臣がインフラと位置づけのような形で整備、更新、維持をしていくというような考え方、それらをもって機能の強化を図るというような趣旨で、そのような形での移管になっているところでございます。

○9番（八代 誠君） 日本を取り巻く最近の地震等で、上水道の復旧がなかなか間に合わない。そういった意味での上水道に関わる人材確保とか、そういうことも含めてのこの強化かなというふうに思ったんですけど、そうではないということでは理解すればいいですか。そのことも含めて、ということですか。

○水道課長（中水 忍君） その水道に関する資格を有する者の育成という部分については、どこが所管しようが、そういった今の御指摘の背景を考えれば、人材育成というのは当然していくべきであろうと思います。今回の法改正の趣旨につきましては、社会基盤としての水道施設を安定的に管理していくということで、そのような改正がされたというふうに考えるところでございます。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第45号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（福重彰史君） 日程第16、議案第45号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業、プレミアム商品券発行事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（鮎川勝彦君） 議案第45号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に5億1,594万9,000円を追加し、予算の総額を269億1,799万3,000円とするものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、合併特例事業債を320万円増額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございます。

予算書の7ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を3億3,979万9,000円計上しております。

9ページをお開きください。

18款、寄附金は、一般財団法人岩崎育英文化財団様からの寄附金を50万円計上しております。

10ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として1,532万9,000円増額、5目、地域づくり推進基金繰入金は、コミュニティ振興助成事業に充当する経費として410万円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、プレミアム商品券発行事業等に充当する経費として9,668万8,000円増額しております。

11ページでございますが、21款、諸収入、4項、雑入は、コミュニティ助成事業を250万円、市町村振興助成事業補助金を1,640万円、ワクチン生産体制等緊急整備基金管理団体助成金を3,336万6,000円、それぞれ計上しております。

12ページをお開きください。

22款、市債は、320万円増額し、総額で14億9,090万円としております。

次に、歳出予算でございます。

予算書は14ページ、説明資料は2ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、7目、自治振興費は、住民が自主的に行うコミュニティ活

動に直接必要な設備等の整備を充実することにより、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げ、地域の活性化を図るため、コミュニティ助成事業を250万円計上、また、地域コミュニティ協議会が策定した地域まちづくり計画に基づき、人口減少、少子高齢化により発生する様々な地域課題について、解決に向けて自主的に取り組むことで、地域振興を図り、共生・協働による地域づくりを推進するため、コミュニティ振興助成事業を2,050万円計上しております。

予算書は15ページ、説明資料は4ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、新たな低所得者の支援及び定額減税を補足するため給付金を支給する、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業を3億3,979万9,000円計上しております。

予算書は16ページ、説明資料は5ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が令和6年3月31日をもって終了したことに伴い、令和6年度以降、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方を対象に年一回、秋冬に定期接種として実施するとともに、被接種者の費用負担を軽減するための助成を行う新型コロナウイルスワクチン定期接種事業を4,824万7,000円計上しております。

予算書は17ページ、説明資料は6ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、6目、畜産業費は、肉用子牛価格低迷により、厳しい経営状況にある肉用子牛生産農家の支援を行い、生産基盤の維持を図るため、肉用子牛臨時経営支援事業を1,335万6,000円計上しております。

予算書は18ページ、説明資料は3ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、プレミアム率20%を付与した商品券を発行することにより、市内消費者による消費喚起を促し、今なお、物価高騰の影響を受ける市内事業者の支援を行うプレミアム商品券発行事業を7,105万1,000円計上しております。

予算書は19ページ、説明資料は6ページをお開きください。

8款、土木費、5項、都市計画費、1目、都市計画総務費は、ダグリ岬ベイサイド構想に基づき、この周辺の観光開発を実施するに当たり、都市計画区域を変更する必要があることから、都市計画事業を1,000万円増額しております。

以上が、補正予算（第2号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、説明資料を御参照ください。

よろしくお願いいたします。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第45号は、予算常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（福重彰史君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午前11時37分 散会

令和6年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和6年6月19日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

小 野 広 嗣

平 野 栄 作

八 代 誠

隈 元 香穂子

南 利 尋

小 辻 一 海

丸 山 一

永 田 梓

稲 付 洋 平

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂一郎
コミュニティ推進課長 五 代 千加子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 北 野 保	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 大 口 秀 昭	建 設 課 長 富 岡 裕
松 山 支 所 長 折 田 孝 幸	有明支所長 岡 崎 康 治
水 道 課 長 中 水 忍	会 計 管 理 者 濱 田 茂
農業委員会事務局長 高 野 利 彦	教育総務課長 児 玉 雅 史
学校教育課長 淀 修 司	生涯学習課長 江 川 一 正
危機管理監 萩 原 政 彦	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	グループリーダー 末 原 和 幸
サブリーダー 大 田 和 隆	サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と市ヶ谷孝君を指名します。

ここで、水道課長から、昨日の議案第44号の質疑において答弁漏れがあったため、発言の申出がありましたので、発言を許可します。

○水道課長（中水 忍君） おはようございます。

昨日の議案第44号、志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る丸山議員からの法改正後の資格等の効力に関する質疑への答弁漏れがございましたので、改めて答弁させていただきます。

今回の条例改正の根拠となりました、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律附則第2条に、「処分等に関する経過措置」が規定されており、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定による許可、認可、指定、その他の処分又は通知、その他の行為、これが改正前の資格に該当するかと考えられますが、これにつきましては、当該法律の施行後においては、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定による許可、認可、指定、その他の処分又は通知、その他の行為、これが資格のみなし規定となりますが、その行為につきましては、「改正後の法律により行われた行為とみなす」とされておりますので、その効力は、引き続き継続することとなるところでございます。大変申し訳なかったと思っております。よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（福重彰史君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、8番、野村広志君の一般質問を許可します。

○8番（野村広志君） 改めまして、おはようございます。志みらいの野村広志であります。早速ですが、今回、農業政策の切り口から地域課題の解決を目指し、どのような向き合い方、考え方で取組を進めるべきか、様々な観点から質問をしてみたいと思います。

皆さん御認識のとおり、本市の基幹産業であります農業は、今まさに様々な課題に直面し、大きな転換期を迎えようとしているのではないかと感じております。農業全般を取り巻く環境においては、担い手の減少、労働力不足、生産コストの増加など、業界全体日々夜々大変な御苦労があるかと察していますし、日進月歩の変化に対応しながら、営農に励んでおられる農業生産者の方々には、頭の下がる思いであります。一方で、国や県、本市によるあらゆる手だてや方策がまだまだ十分ではないかもしれませんが、各方面で実施されていることには、感謝を申し上げな

ければならないことだと認識をしています。そこでお聞きいたしますが、そのような状況において、私は、業界全体に少し疲弊感のようなものを感じるわけであります。大規模化やスマート農業の導入等により、一層、集約化や一元化といった多様化も進んでいる中で、本市において農業課題をどのように捉え、将来像を描こうとしているのか。まずは、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

本市の基幹産業である農林水産業においては、担い手の減少、労働力不足、生産コストの増加など様々な課題があり、また国が示したみどりの食料システム戦略に基づき、持続可能な農業の推進を図らなければなりません。このような課題や環境の変化、国の動向を踏まえ、今後5年間を見据えた農業振興の指針として、本市独自の農業振興計画を策定しております。また、昨年度設置した志布志市農業サポートセンターを中心に、就農から経営の安定、発展までを一体的にサポートし、経営段階別に伴走型の支援、モデル経営体の育成、情報の集約及び発信のほか、今後は、空きハウスなどのマッチングや労働力の支援体制の整備を図ってまいります。今後は、本計画に基づき、地域における農家の暮らしと持続可能な農業の両立を目指し、取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○8番（野村広志君） ただいま市長より、本市の農業政策の課題や将来の展望についてお示しをいただいたところでした。まさにこれは、昨年3月に制定されました農業振興計画の中で、今後5年間を見据えて示されている内容が踏襲されているものなのかなと、改めて確認ができたわけですね。では、策定されてから農業振興計画は、1年余りが経つところではありますが、この振興計画の中で具体的な基本計画の中に重点施策と振興方策が示されておりますので、現状の進捗状況について、少しお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 重点課題として、農業サポートセンター運営をはじめ、10項目ほど掲げておりますが、毎年3月に農業振興対策協議会を開催し、次年度の主要事業計画の説明、農業振興計画達成状況評価・検証を行っているところであります。令和9年度を目標数値としておりますので、現在、達成に向けて取組をしているということでございます。

○8番（野村広志君） 初年度ということでもありますので、おおむね順調に推移しているというような認識でよろしいわけですね。併せて、この振興計画の中には、みどりの食料システム戦略の推進についても、計画が策定をされています。冒頭、市長の将来展望の中でも少し触れられたかと思いますが、このことについては、具体的な事項として、有機農業の推進や化石燃料から切替え等による二酸化炭素排出量の削減、そして脱プラスチックの推進などが掲げられております。まずはこれらの具体的な数値目標は示さずに、このことについては、浸透させることや啓発活動に重きを置き、機運の醸成や意識付けを進めていくというようなことで、具体的な計画として示されておりました。これは計画どおりに、みどり食料システム戦略については、進んでいるという認識でよろしいですか。市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略につきましては、国が2050年度までを目指すべき姿を示す中、本市においても市農業振興計画に位置づけし、推進

を図っているところであります。現在、特にピーマン栽培におけるヒートポンプ設備導入による省エネ化や、お茶栽培における有機農業の推進を図られており、本市のみどりの食料システム戦略の推進につきましては、着実に進められているというふうに考えているところでございます。今後も啓発活動を積極的に行いながら、市有機部会をはじめ、関係機関との連携を強化し、計画の推進を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。令和3年5月に策定と言いましたけれども、これは令和5年3月の間違いでございます。訂正をよろしくお願いいたします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 補足して、説明させていただきます。

今、市長が申し上げました令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略は、国が策定したみどりの食料システム戦略ということで、御理解いただきたいと思います。市の農業振興計画の中に盛り込んで策定した市の独自の計画については、令和5年3月に策定ということでございます。

○8番（野村広志君） 理解いたしました。国のほうが令和3年度に制定して、その後、農業振興計画に合わせて策定されたというような理解でよろしいわけですね。

〔何言か呼ぶ者あり〕

○8番（野村広志君） 分かりました。このみどりの食料システム法、俗に言う「みどり法」がありますが、都道府県が農業者を認定するとなっており、先般、同法に基づく認定者数の公表がございました。全国で約1万5,000人を超える農業者が認定を受けており、そのうち鹿児島県においては、54人という発表があったところでした。では、本市における認定者について何名ほどいらっしゃるのか、今、お分かりですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 本市において、この認定を受けている方については、ただいまちょっと手元に数字を持っていないところでございます。

○8番（野村広志君） これは、前もって言うておけばよかったんですけども、今、お聞きしましたので、また後もって教えていただければなと思います。本市では施設園芸における、先ほど市長からもございましたけれども、ピーマン等でIPM農法を早い段階で先駆的に取り入れて、高い成果を出していることや、お茶の生葉の生産においても、有機農法への転換が進んでいるようでありますので、大いに期待するところであります。そこでお聞きいたしますが、この持続可能な農業推進プロジェクトを立ち上げて、具体的にこの推進方法を検討するとしておりますが、この農業推進プロジェクトというプロジェクトのチームですね、これは、こういったメンバーで構成されているのか、お示しできますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） まだ今のところは、立ち上げていないところです。まず、母体となります先進的な取組をされている市の有機部会、それからJA関係者、そして畑かんセンター、それからゆくゆくは給食での取組等も考えておりますので栄養士等、そういったメンバーを今のところは想定をしているところでございます。

○8番（野村広志君） まだ立ち上がっていないということですけど、これは、いつぐらいをめ

どに立ち上げて、検討していくおつもりでいらっしゃいますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 今年度の予算におきまして、市の有機部会の方々と先進的な取組をされているまちへ一緒に研修に行つて、知見を広めていきたいという考えでございます。そういった研修を踏まえた上で、立ち上げに向けて動いていくというようなことを考えております。来年の令和7年度に予算化をいたしまして、取組をしていければというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） まさにこのことが、持続可能で将来を見据えた農業の在り方ではないのかなと感じていますので、施策が順調に推移することを御期待申し上げたいなと思っております。

では、もう1点、この振興計画でも重要な位置づけとなつて、先ほど市長からもありました昨年設置をされました農業サポートセンターについてであります。これは、様々な相談等や御意見等も寄せられていると思いますが、こういった相談が多く寄せられているのか。また、どのような対応に当たっておられるのか。その点について、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 昨年8月の設立以降、相談内容としましては、新規就農、規模拡大、補助事業等の相談が主なものであります。また、意見としましては、農業者からは、伴走型の農業サポートセンターが設置され、関係機関が一堂に会しての相談ができ、非常に良かったという意見を伺っているところでございます。

○8番（野村広志君） これは、市長肝いりで政策としてですね、振興計画でも示されているようであります。この示されている計画の中には、空きハウス等のデータベース化であったり、設備のマッチングであったり、労働力の支援体制の整備など、今後の農業政策に大きな役割を果たしていくものと期待するところでありますので、そういった農業者、生産者の方々の声を丁寧に拾っていただきまして、機能がしっかりと果たせるように尽力いただきたいなと願っております。

では、この農業振興計画のところで、もう1点、お聞きいたします。先ほども少し触れられましたが、振興計画の達成状況については、農業振興対策協議会において評価と検証を行うということで表記されておりますが、これは毎年実施をしてということでしょうか。実施状況について、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 令和6年3月15日に農業振興対策協議会を開催して、農業振興対策協議会委員15名出席の下、重点課題の評価・検証を行っていただいたところでございます。

○8番（野村広志君） 15名ということでしたけれども、こちらの構成メンバーは、どのような方々で構成されておりますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

構成メンバーといたしましては、農業委員会の会長、それから畑かんのセンター所長、それからJAそお・JAあおぞらの代表理事、それから常務担当、そして県の共済組合の曾於支所長、それから園芸振興会等々、茶業振興会含めまして農業者の代表者、それから指導農業士等々でございます。

○8番（野村広志君） これは、今年度に実施されたということで、よろしかったですよね。この協議会の中では、どのような意見というか、この振興計画の進捗を含めて、報告を行ったところですか。その点について、お示しいただけますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 先ほど市長のほうでも答弁がありましたとおり、市の農業振興計画に位置づけをいたしております重点課題について、評価・検証を行っていただいたところでございます。例えば、農業サポートセンターの立ち上げ、運営というところについては、振興方策等を述べまして、それから取組状況といたしましては、総会を開催して、ホームページで農業サポートセンター事業の認知度向上等を図ったというようなところで、ほか9件についての評価・検証を行っていただいたところでございます。これについては、具体的な数値を提示いたしまして、説明を行ったところです。これに対して特段、具体的な意見が出たということはありません。この点でございます。

○8番（野村広志君） 理解いたしました。では、そういった協議された内容等を含めながら、進捗状況について、市民の方々への情報発信というのは、どのように考えていらっしゃるのか。その点について、お聞かせいただけますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） こういった取組の公表につきましては、農業サポートセンターのホームページ等でこの取組の状況を周知していければと考えております。また、市報等も有効に活用いたしまして、スポット的に情報を発信していければというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 理解いたしました。

では、もう1点お聞きします。このことは、次の項目の質問にも少し重複するところがございますけれども、中山間地域では高齢化や人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、集落維持に必要な取組を行う機能自体が弱体化していると感じております。そこで、農業振興計画において、包括的な課題の抽出と関係団体との連携等については、どのような考えをお持ちなのか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 高齢化や人口減少が本格化している状況の中で、農業者の減少等により地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念され、担い手への農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となっているところであります。このため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がされ、地域での話し合いにより、地域農業の在り方や目指すべき将来の農地の効率的かつ総合的な目標等を定めた地域計画を、関係機関団体と連携しながら策定していくこととしているところであります。

○8番（野村広志君） 現在、まさに通常国会が開催をされておりますが、先般可決をいたしました食料・農業・農村基本法の改正を踏まえて、農村・地域コミュニティの維持の観点から、改正法の基本理念においては、「地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない」旨の追記がなされております。農業振興計画においても、このことを重要施策として位置づける必要があるのかなと考えております。その必要性について、今、市長も述べられておりました

けれども、併せて、先般の鹿児島県議会において、本市の農業振興計画に当たるかごしま食と農の県民条例、この点について、知事答弁がございました。知事答弁では、「条例の基本理念や目的は今後も変わらないが、輸出促進やスマート農業技術の活用など、改正基本法で新たに盛り込まれた内容を踏まえて見直しの必要性があるとして、関係者から意見を聞いた上で、本年度中に改正に向けて検討を進める」と答弁しております。本市としても、市単独の農業振興計画であると考えますが、食料・農業・農村基本法が、いわゆる上位法に位置づけられて振興計画の根底にある策定の根拠を示しており、基本法がベースにあると認識しておりますので、この点については、速やかに追記なり、改正なり、着手する必要性があるのかなと思っております。この点については、いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 農村振興において、地域の課題解決は、重要であります。農業振興計画の中でも、重点課題として農地の有効活用と本市の課題について記載しているところであります。今後、次期食料・農業・農村基本計画の詳細が示されましたら、修正が必要なのか、そのことを判断して取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 来年の3月でしたかね、基本計画がまた示されるということですので、それを見ながら、本市の計画にも速やかに反映していただけるように、お願いを申し上げておきたいと思います。振興計画が本市の農業政策の羅針盤となるように、大いに期待をいたすところであります。

では、次の項目に入りますが、ここからが今回の質問の最大のポイントになるところであります。少し農村地域の集落機能維持についても重複しながら、先ほどから質問しておりますけれども、引き続き、農業政策の切り口とした農村・地域コミュニティの維持の視点を交えながら、お聞きしてまいりたいと思います。食料・農業・農村基本法の改正を踏まえて、農村・地域コミュニティ維持の視点から、特に地方においては、農村振興を図る上で支え合いの仕組みを構築する必要性があると強く感じております。本市としてもこのことをどのように受け止めて、施策を展開していくお考えなのか。その点について、お聞かせをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 今回の改正の一つには、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念の見直しがされたものであり、基本的な施策としては、農村との関わりを持つ者、いわゆる農村関係人口の増加により、農村の保全に資する共同活動の促進や地域の資源を活用した事業活動の促進など、地域コミュニティ維持が明確化されているところであります。本市としまして、農場従事者の減少や耕作放棄地の増加など様々な課題があることから、農村・地域コミュニティを維持するためには、農業に従事していない方々も含めた地域全体で支え合う仕組みの構築は必要であるというふうに考えているところであります。

○議長（福重彰史君） 農政畜産課長から、先ほど答弁漏れがあったということでございます。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 先ほどの質問の中で答弁漏れがございましたので、答弁させていただきたいと思います。

みどり法の認定者数でございますが、令和6年3月末現在で8生産者となっております。全て

お茶農家でございます。

○8番（野村広志君） 8軒、全とお茶ということですね。それは、ピーマンの方はいらっしゃるということですか。

〔何言か呼ぶ者あり〕

○8番（野村広志君） はい、理解いたしました。

市長も十分に御理解いただいているということで、今、答弁を聞いて感じたところでした。私もこのことについては、特に中山間地域において、地域の課題と農村課題は切り離して考えることはできないのかなと思っています。地域が抱えている様々な課題をコミュニティを含む地域全体で、自分事として課題解決に向けた議論や取組を進めていく必要があると強く感じています。このことは、若干、街部の地域と課題の捉え方に違いがあるのかなと思いますけれども、中山間地域や農村地域においては、まさにその区別なく同じ地域課題として考えていく必要があると感じています。そこでお聞きしますが、「支え合いの仕組み」と先ほど申しましたけれども、どういったものがこの「支え合いの仕組み」として想定されるのか。当局がお考えのその「支え合いの仕組み」について、少しお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 集落協定、集落営農、農業法人等の農業者組織と自治会、各種団体等の地域の組織が話し合い活動を通して、地域の課題や目標を共有化し、地域全体で課題解決に向けて実践・実証を行っていくということが想定されるところであります。

○8番（野村広志君） まだ少しびんと来ていないところですけども、各地域には地域コミュニティ協議会が立ち上がっています。受皿と申しましょうか、母体となる組織については、やはりこの地域コミュニティ協議会等になるのではないかなと考えています。既存の構成組織の中や地域内に存在する農村や農業団体等の組織等に参画や協力を促して、機能を追加するといった考え方であります。そういったことも、検討してみてもどうかかなと思っています。言葉は少し悪いですけれども、何でもかんでもこの地域コミュニティ協議会に、というような御指摘もあるやもしれませんが、先ほどもお話をしたとおり、地域間で抱えている課題等については、コミュニティも農業課題も違いはなかろうと思っています。ぜひとも、そういった観点を持ちながら検討いただきたいなと思いますが、もう一度、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、地域コミュニティ協議会は、地域の課題解決をしていくんだと、そして、市と同等のパートナーとして対応していこうという考え方です。しかし、地域の課題は、それぞれでありますので、一概に全ての受皿や母体組織とはならないところあります。それは、議員がおっしゃったとおり、一緒だというふうに思います。まずは、農業団体等の組織と連携などについて丁寧な説明を行い、地域自らが地域の課題として位置づけていただく必要があろうかというふうに考えております。これも街部と農村地区とは、若干違うのかなという考えでございます。

○8番（野村広志君） 地域コミュニティ協議会をはじめ、地域はあらゆる団体や組織等で構成をされています。ここで一点、注意しなければならないことがあるのかなと思います。これは、

農家であるのか、非農家であるのかという問題があると思います。「なぜ、この非農家が農業のほうを支えなければならないのか」と考える方も少なからずいると思われませんが、農村集落の暮らし全体に対する取組として、農家、非農家関係なく、人口減少や少子高齢化等の進行による現在の課題に、正面から取り組む必要があると思われまいます。現在の集落規模や組織規模の縮小や衰退といった課題に対して、集落単位の規模を拡大することや、地域内の各種団体組織等や住民と連携をすることで新たに支え合いの仕組みを構築する。そういった必要性があるのではないかなと考えております。また、地域コミュニティ協議会が抱えている課題にとどまらず、農村課題も併せ持って、一つの傘の中に入っただき、地域全体として議論し、解決に向けた取組を進めていく。そういったものが理想的な組織体になるんだろうなと感じております。

そこで、最後の質問項目になりますけれども、農村RMO（農業型地域運営組織）について、少しお聞きしますが、農村RMOとは、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織であります。高齢化や人口減少の進行により、集落機能が低下している本市においても、これは有益な取組であるのではないかなと思います。農村RMOについて調査・研究をして、立ち上げを検討していくということを考えられませんかでしょうか。いかがお考えですか。

○市長（下平晴行君） 農村RMOは、農用地保全活動や農業を核とした経済活動、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う地域運営組織ということで認識をしているところであります。現在、本市には17地域において地域運営組織であるコミュニティ協議会が設立されており、地域の現状や課題を解決するために策定されたまちづくり計画による将来像実現のため、地域づくりが進められているところであります。地域ぐるみの農地の保全や地域資源である農地をどのように活用するかなど、地域の実情に応じて、きめ細かやかなアドバイスや相談対応などのサポートにより、伴走支援を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○8番（野村広志君） 新たにこの農村RMOという組織を立ち上げるということになると、二重構造となってしまいますので、「これはなかなか難しいのかな」と、「ハードルが高いのかな」と思います。今、市長からありましたとおり、既存の組織を活用した17の地域でコミュニティ協議会が立ち上がっております。そういったものを活用しながら、この取組を検討していただきたいと考えております。全国の農村RMOの事例として、農村組織が担っている組織であったりとか、まちづくり協議会が参画しているところ、そしてまた本市では17の地域で設置されています地域コミュニティ協議会、そういったものが母体として活動されているところなどが、全国で幾つも見受けられるようであります。近くには、日南市の酒谷地区むらおこし推進協議会が、坂元棚田保存会を中心として活動をされています。鹿児島県においては、始良市の北山校区コミュニティ協議会が耕作放棄地や遊休農地の有効活用により、地域資源の新たな活用方法を見いだす活動をされています。併せて、中山間地域直接支払交付金と多面的機能支払交付金を関連方策として連携をした取組が進められており、こういった参考事例等も近くにございますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。市長もう一度、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど話がありますとおり、地域コミュニティ協議会が設置されていますので、新たな取組は考えてはいないところではありますが、そういう先進地事例等を見させていただいて、そういうことがどういう形で取組がされているのか、そこ辺も含めて、対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 私もまだ勉強が少し足りないところなんですけれども、この農村RMOが一つの突破口となりながら、地域の課題解決につながっていければなということで、現在、設置されている17の地域コミュニティ協議会の中に、こういった機能的なものを少し追加していくというような考え方をもって、検討に入っていただけるといいのかなと思っております。これは、国からの交付金等も充実しているようであります。この数字的なことは、話せますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 国におきまして、農山漁村振興交付金ということで中山間地農業推進対策で、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成推進事業というのがあるようでございます。令和6年度の予算で83億8,900万円ほど計上されているようでございます。この国の制度を受けまして、鹿児島県がむらづくり活動推進事業をつくっていますので、こういった事業の活用が検討できるのではないかとというふうに考えるところでございます。上限3年間の定額年間1,000万円で事業が設定されているようでございます。

○8番（野村広志君） 先般、会派で農水省にてこの農村RMOについて、研修を受けたときに、その数字を少しいただいたところでした。これは、最大3年間活用できるということで、年1,000万円ということで、事業年数に合わせて交付されるということでありました。併せて、ハードやソフトといろいろな基準とか、規定があるようですので、そういったことも踏まえながら、活用できる制度であれば、ぜひ、こういったものも取り入れながら、進めていただければなと思っております。

もう1点、この農村RMOの既存の組織体に、これは地域コミュニティ協議会とか、もろもろの組織体に機能を追加するということで、集落機能を補完して地域コミュニティ機能を維持・強化するには、やはり人材の育成も必要ではなかろうかなと少し考えています。現在、集落支援員等の配置が進んでいますが、こういった方々に少し役割を担っていただくであるとか、農村RMOに興味を持ち、地域課題の解決に挑んでいただけるような地域おこし協力隊の募集についても検討してみてはどうかと考えます。国や県においても、農村RMOの形成に向けた伴走支援の仕組みは、既に構築をされておりますので、人材育成という観点について、ぜひ、こういった点も御検討いただきたいなと思いますが、どのようにお感じですか。

○市長（下平晴行君） あらゆる事業を展開するためには、おっしゃるように、やはり人だというふうに私も思っています。そういう人の育成があって、初めてその事業展開は、うまくスムーズにいくのではないかとというふうに思いますので、そこ辺は十分、どういう形での研修がいいのか、協議してまいりたいと思います。

○8番（野村広志君） 分かりました。やはりこういった取組を進めていく上で、積極的な行政からのサポートというのは、必ず必要になってくるのかなと考えておりますので、お願いしてお

きたいと思います。

あと1点だけありますが、弊害としてなり得るのかもしれませんが、縦割りの行政区分の考え方がこの事業の推進の妨げにならないように注意をしなければならないと思っております。本市でいえば、コミュニティの部分と農政の部分になろうかと思います。しかし、このことは、あくまで行政の仕事の縦割り区分でありますので、地域での課題にはコミュニティも農政も違いなく、

同じ困り事としてあることは、当然、市長も同じ思いであろうかと思います。ぜひとも連携した取組でサポート体制についても、検討いただきたいと思います。市長、どうですか。

○市長（下平晴行君） 先ほどからありますように、農業振興を図るためのこういう農村RMOの取組というのは、本当に地域、それから組織運営というところが、一緒になってやるということが基本だろうというふうに思いますので、そこはしっかりと関係機関と協議をして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 市長から前向きな答弁をいただきましたので、これで終わりにしたいと思います。このことについては、主体的な取組をするのは、どう見ても受益者であると思います。しかし、共同体として支え合いの中で、お互いが少しずつ力を出し合って、認め合って、寄り添いながら地域の活力となるよう、みんなで取り組めるよう、そのような組織づくりが大変重要かと思っておりますので、今後の進捗について、大いに御期待申し上げ、終わりたいと思います。

○議長（福重彰史君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

次に、17番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣君） それでは皆さん、こんにちは。先番議員が、えらいスピードアップで質問をされましたので、大分、午前中の時間が残っております。それでも昼をまたぐんだろうなと思ひながら質問をさせていただきますので、どうぞ御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

それでは早速、質問通告書に従い、順次質問をしてまいります。

初めに、フューチャー・デザインの積極的な活用について、質問をいたします。

フューチャー・デザインは、持続可能な社会の形成に向けた、新たな政策検討の手法であります。政策形成に当たり、現代世代のみならず、まだ生まれていない将来世代をも利害関係者として捉え、双方の視点を持って考えることで、解決方法を見いだす点にその特徴があります。市長も施政方針で、「不確実性が高く、これまでにない地域課題が増えていくと予測される今後は、先に実現したい未来を具体的に描き、その実現のために今必要とされる取組や選択肢のアイデアを数多く生み出すことを狙いとした『バックキャスティング』による考え方を持って、より効果的で効率的な施策を自ら展開していくことを目指す」とされています。そこで、バックキャスティングの考え方と直接リンクするフューチャー・デザインの積極的な活用について、まず本市の認識を伺っておきたいと思ひます。

次に、防災対策の観点から、3点質問いたします。

災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものでありますが、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くのニセ情報が発信され、現場は、大変に混乱をしたようであります。いつ、どこで発生するか分からない災害に対して、特に発災直後は、情報が大変に混乱する中で、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築は、急務であると思います。本市の現在の取組状況と考え方について、伺っておきたいと思います。

次に、能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命にも関わるトイレの問題が顕在化しています。能登半島地震では、国によるプッシュ型支援により、仮設トイレが各地の避難所に届き始めたのは、発災から4日目以降でありました。つまり、発災以降3日間は、自治体で携帯トイレ等を確保しなければならないということになります。また、仮設トイレの目標である50人に1基を達成するまで10日程度かかっており、初期対応として携帯トイレ、簡易トイレ等を一定量備蓄・配備しておくことが指摘をされています。そこで、本市の災害時におけるトイレの問題についての認識について、伺っておきたいと思います。

次に、能登半島地震においては、多くの学校施設が地域住民の命を守るための避難所となったことは、記憶に新しいわけであります。一方で、昨年4月に福岡県北九州市、10月には埼玉県久喜市において、学校施設の老朽化に起因する外壁の落下事故が発生しています。いずれの校舎も築40年以上経過しており、老朽化が進んでおりました。これまで全国的に老朽化した学校施設で、外壁が落下する事故が相次いでおり、今後重大な事故につながるおそれも否めない状況にあるのではないかと考えております。市長も施政方針で、「学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した校舎等の改修を行う」と述べておられますが、学校施設の老朽化対策・防災機能強化は、早期に対処しなければならない重要な課題であると思います。まず本市の現状認識と取組状況について、伺いたいと思います。

次に、子どもにやさしいまちづくり事業について質問をいたします。

「子どもにやさしいまちづくり事業」は、子どもの権利条約を自治体レベルで具現化するためのユニセフが提唱する世界的な運動であり、日本においても「子供と最も身近な行政単位である市町村等で、子どもの権利条約を具現化する活動」として、日本ユニセフ協会が中心となって今推進をしております。その特徴は、「“まち”の人々がみんなでみんなの“まち”を作っていくこと、とりわけ、子供もまちづくりの主体、当事者として位置づけること」にあり、現在多くの自治体でもこの取組が広がっております。本市も子供の権利についての教育や啓発活動の積極的な推進を図るべきではないかと思っていますので、お考えを伺っておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

初めに、フューチャー・デザインの積極的な活用につきまして、お答えをいたします。

フューチャー・デザインとは、将来、志布志市に住む世代が、将来に影響を及ぼすかもしれない現時点での政策決定に関与することができないという問題に対して、仮想の将来住民の利益と現在の住民の利益の双方の視点で、現在の政策を見直し、取捨選択していくことと認識をしています。一方で、本市は、第2次志布志市総合振興計画において将来像を定めており、それを実現

するために今必要とされる施策を検討するというバックキャスティング的思考をもって、より効果的で効率的な施策展開を進めているところでもあります。両方の考え方をバランスよく組み込むことによって、激動する社会や経済の情勢に対応できる行政運営が可能になると認識しているところでもあります。

続きまして、防災対策のうち、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築について、お答えをいたします。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の状況を踏まえ、初動の情報連絡体制づくりは、その後の対応に多大な影響を与えるものと認識をしています。本市におきましても、能登半島地震の災害対応を少しでも支援し、応援力を発揮すること、及び被災地の現状を直接見て経験することを目的に、鹿児島県と連携し、現在までに石川県輪島市へ4名の災害時応急職員派遣を実施しているところでもあります。そのメンバーから、現地の様子や現地で行った災害支援業務について、報告を受けているところでもあります。災害が発生した際は、多くの情報が混在し、その集約は容易でないこと、及び能登半島地震のように災害の規模や地形的な要素により、速やかに現地に入ることが難しくなることを踏まえ、情報を受け取る体制づくりにつきましては、確実な情報を防災関連機関と共有できるよう、しっかりと取り組む必要があるというふうに受け止めているところでもあります。

続きまして、防災対策のうち、災害時におけるトイレの問題につきまして、お答えいたします。

能登半島地震の発生後は、トイレの問題が顕在化したところでもあります。そこで、本市でも緊急対策用トイレキットや簡易トイレの確保に早急に取り組む必要があると認識しているところでもあります。しかし、現状としましては、本市でも非常時備蓄数には届いておらず、各避難所でトイレが使用できなくなった場合の対策をどのように進めるべきか、仮設トイレの確保などにつきまして、以前から南海トラフ巨大地震が発生した場合の備えとして、調査・研究を進めているところでもあります。本市は、南海トラフ巨大地震の被害想定から相当な被害が発生すると予測されますので、しっかりと取り組んでいく必要があるというふうに認識しているところでもあります。

続きまして、防災対策のうち、学校施設の老朽化対策、防災機能強化につきまして、お答えいたします。

学校施設を含め、市の施設には築後40年以上経過しているものが多く、外壁の落下等の事故については、早急な対策が必要であるというふうに考えております。公共施設総合管理計画に基づき、老朽化した外壁など、危険な箇所の計画的な改修に取り組んでいるところでもあります。

続きまして、子どもにやさしいまちづくり事業につきまして、お答えいたします。

全ての子供は、一人ひとりがかけがえのない存在であり、生まれながらに権利を持ち、その権利について正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分の関わることに参加することができます。こうした経験を通じて、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じようにほかの人も大切にしなければならないことを学んでいくものであるというふうに考えています。なお、子供の権利を大切にすることは、子供が自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持つ

て生きていくように励ますことによって、子供が自ら考え、責任を持って行動できる大人に育っていくことであるというふうに考えています。このようなことから、子供一人ひとりを権利の主体として尊重し、子供の成長及び発達に配慮した支援を市全体で取り組んでいく必要があるというふうに考えているところであります。

○教育長（福田裕生君） それではまず最初に、防災対策について、お答えいたします。

学校施設の老朽化対策につきましては、文部科学省からも、例年、外壁の落下防止や非構造部材の耐震改修を促されています。本市におきましても、学校環境改善交付金の防災機能強化など国の補助金等を利用し、年次的に改修工事に取り組んでいます。引き続き、学校施設等長寿命化計画に基づき、年次的な改修に取り組んでまいります。併せて、各学校における月一回の定期点検と状況に応じた迅速な改善、安全対策を講じてまいります。

続いて、子どもにやさしいまちづくり事業について、お答えいたします。

この事業は、子どもの権利条約を自治体レベルで具現化し、子供たちが主体となり、まちの人々と協力して住みやすいまちを築いていくことを目的としています。子供たちが主体的に考え、行動し、他者と意見を交わし合いながら協働する体験は、子供たちの自己有用感や自己肯定感を高めることにもつながっています。また、これらの体験を積み重ねることは、自分も大切、他者も大切という、いわゆるwell-beingの考えそのものであり、人権感覚を養うことにもつながります。本市では、子供たちが自分の考えや意見を出し合い、学び合うような主体的、対話的で深い学びとなる学習活動を実践するとともに、子供たちが地域活動に参加し、自分たちの意見を地域づくりに反映するような機会を積極的に持つことを推進しています。今後も教育委員会といたしましては、この事業の趣旨や先進事例に学びながら、子供たちが大切に育てられ、安心・安全に暮らす中で、友だちと楽しく遊べて、本市で現在実施している事業等に企画段階から子供にも参加させるなど、子供たちがまちづくりの一端を担っていくような環境を整えていくことを大切にしていきたいと考えています。

○17番（小野広嗣君） 今、通告に対しまして、市長、教育長からそれぞれ答弁をいただきましたので、これよりは一問一答方式で通告に従い、順次質問を行ってまいります。

まず、市長部局のほうへ質問を行ってまいりたいと思います。このフューチャー・デザインの積極的な活用ということで、質問通告をしています。まずその質問に入る前に、一点確認をさせていただきたいというふうに思っています。冒頭の質問でも述べましたように、市長は、3月の施政方針で、こう言われていますね。「これまでの現在の課題や環境から将来の変化を予測して対応策を考える『フォアキャスティング』思考を中心にした課題解決方法から、今後は、先に実現したい未来を具体的に描き、その実現のために今必要とされる取組や選択肢のアイデアを数多く生み出すことを狙いとした『バックキャスティング』による考え方を持って、より効果的で効率的な施策を自ら展開していくことを目指す」と、そのように言われているわけです。これまでの方針から、逆に今回のこういった方針に至った理由とといいますか、その背景とといいますか、その点の庁内での協議の経緯について、まずお聞かせをください。

○市長（下平晴行君） 全国的な人口減少は、本市でも進んでおり、それに対して、これまで全庁的に対策を議論しながら、様々な施策を構築してきたところであります。また、コロナ禍、不安定な世界情勢や景気動向など、これまでにない危機ともいえる社会情勢に対して、デジタル化の活用や脱炭素、SDGsの達成などを踏まえた対応が求められています。その対応については、本市が目指すべき将来のビジョンを描き出し、そこから現在に向かって効果的で効率的な施策によってアプローチしていくというバックキャストिंगの考え方が有効と判断し、施政方針での表明に至ったところであります。

○17番（小野広嗣君） 今、市長に述べていただきましたので、このバックキャストिंगという考え方に至る経緯といいますか、協議の過程については、ある程度理解をいたしました。市長の言われるように、従来のように現在の視点からの評価だけでは、いわゆる既存計画や政策が未来社会に及ぼす影響を適切に評価することができないかもしれませんね。そしてまた、現在の視点の延長だけでは、方針転換をするような本質的な課題の顕在化や改善案の契機も容易ではないのではないかと、私自身も思っているところでございます。そういったふうに考えていきますと、今回質問をしていますこのフューチャー・デザインの仮想将来世代といった新しい仕組みを導入することで、より長期的な視点から潜在的課題やリスク、本来の価値やニーズを捉え、現世代と将来世代を俯瞰した観点から、政策評価や持続可能性を高めるための対策も見えてくるのではないかと、私は思うわけです。その点について、市長は、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 仮想将来世代を想定した政策の検討は、非常に大事であるというふうに考えています。現在の視点からの評価だけでは、既存の計画や政策が将来社会に及ぼす影響を適切に評価しきれない部分もあると思われるために、フューチャー・デザインによる逆説的な視点を取り入れることで、俯瞰した観点で政策を検討することができるのではないかとというふうに考えています。

○17番（小野広嗣君） 今、市長の答弁をお聞きして、市長は、十分理解をいただいているなというふうに思うわけですが、私自身、このフューチャー・デザインの手法を学んでいきますと、数あるその活用による効果が示されていました。そこで、そういった効果の中から全てをお聞きするわけにはいきませんので、3点ほどに絞って、ちょっとお聞きしたいと思います。

一つ目として、まず未来を見据えた政策立案についてであります。フューチャー・デザイン手法を用いることで、将来のトレンドや変化を予測して、それに基づいた政策立案が可能となり、これにより組織が将来の動向や状況に適切に対応することができ、従来の常識にとらわれずに新しいアイデアやコンセプトを生み出すことが可能となります。これによって、イノベーションが促進されることにもなるわけです。こういった点について、市長は、どのように受け止めておられるか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 将来を見据えた戦略を立案する際に、仮想将来世代の視点からの考察を加えることによって、現時点では重要度の高い差別化やコストなどの重要性が低下する一方、独

創性や新たな技術、イノベーションを取り込んだ戦略立案が促進されることになり、持続可能な社会の構築に寄与するものというふうに考えています。

○17番（小野広嗣君） 私も今、市長が答弁されたように、理解をしたところであります。

では、二つ目として、リスクの軽減という点があります。フューチャー・デザイン手法を用いることで、将来のリスクや課題を予測し、それに対する対策を講じることができるわけですね。これによって、組織が将来におけるリスクを軽減し、安定した成長を実現することができるとされています。この点についても、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 例えば、30年後の本市の状況を具体的に描写してみることで、将来の人口減少に起因する人手不足や各産業で起こるであろう承継問題など、顕在的な課題を直視することになります。そのような視点をもって、各課で策定している個別分野の計画を評価し、具体的な施策を検討することで、リスクへの早期対応が可能になるのではないかと考えています。

○17番（小野広嗣君） 本市の施策を展開していく上で、将来へ向けたリスクの軽減を図る。これは、すごく大事な視点だろうなというふうに思っているんですね。

三つ目として、チームの協力と共感の促進という点がございます。フューチャー・デザイン手法を活用することで、チーム内のメンバーが将来のビジョンや目標に共感し、お互いに協力し合って取り組む姿勢が生まれ、これによってチームのパフォーマンス向上や意思統一が図られ、組織全体の成果向上につながるとされています。こういったことを考えていくと、今回、市長が導入されたグループ制における意思の統一にもつながっていきますし、ひいては市役所全体のパフォーマンスの向上にもつながると僕は思うわけです。この点についても、お考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今年度から全庁に導入したグループ制は、一つの課だけでは解決できない課題も多いことから、庁内横断的に連携し、情報共有と分析に努め、連携強化や柔軟な組織運営を目指して、導入したものでございます。導入後は、各グループで組織目標や情報の共有が進み、市民サービスの向上につながっていると感じているところであります。各グループで将来のビジョンを共有することで、その効果がさらに高まるものというふうに考えています。

○17番（小野広嗣君） 市長も十分理解をされていますし、今、3点にわたって、市長のフューチャー・デザインの手法活用の効果に関するお考えを聞かせていただきました。その上で、これから申し上げたいことがあるわけです。このフューチャー・デザインの手法と、市長が施政方針で述べられている、このバックキャストイングを活用した持続可能なまちづくりについて、伺いたいわけですね。それが今回の質問の趣旨なわけです。少子高齢化や人口減少が進む本市において、このフューチャー・デザイン手法を取り入れて、行政サービス、産業や農業、子育てや介護など持続可能な未来への多様な課題に対応するためには、現在の延長ではなく、抜本的かつ独創的な施策の展開が必要ではないかと思っています。このフューチャー・デザイン手法を活用することにより、近視眼的な判断や意思決定ではなくて、現世代と将来世代の双方の利益を考

慮した意思決定を促すことができ、具体的かつ創造的な将来像を示すことができるのではないかと、今回質問をしています。一方、市長が述べられているバックキャスティングは、その将来像から逆算をして、現時点からの必要な行動や戦略を考える手法であり、この手法を活用することで、現時点から将来に向けての具体的な行動計画を立てることができるわけですね。そこで、このフューチャー・デザインの手法によって、将来の目標やビジョンへの関係者間の合意を形成した上で、その将来像から逆算して、現時点からの必要な行動や戦略を考える市長のバックキャスティングで、持続可能なまちづくりに向けて、具体的で効果的な行動計画を策定することは、大変に有意義なことであると、私は、そのように思っているんです。その意味から、今回質問しているのですが、その点について、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） フューチャー・デザインとバックキャスティングを組み合わせたまちづくりは、大変有意義であるというふうに考えています。本市では、持続可能なまちづくりのために第2次志布志市総合振興計画において、市民とともにしっかりと市の将来像を描き、共有し、それを達成するために、どのような政策や施策、事業が必要なのか様々な角度で検討して、各種個別分野の計画を策定し、その進捗を管理しながら、進めてきています。現在の激動する社会情勢の中においては、しっかりとした市の将来像を持ちながら、その達成に向けて、柔軟な施策の展開が必要であるというふうに考えています。

○17番（小野広嗣君） 今、市長の答弁をお聞きして思うわけですが、このフューチャー・デザインの手法を取り入れている自治体が全国には結構ございまして、そういった自治体を見ていきますと、本市でも必ず近い将来、そういった構想を持たなければいけないだろうなという点から考えたときに、新庁舎建設へ向けたビジョンですね。市長の任期中にそうなるのか分かりませんが、そういった構想は、練り上げなきゃいけない。そしてまた、次世代の交通政策といったことも、本市にとって超高齢化社会を迎えるに当たって必要。今もチョイソコしぶし等あります。試行錯誤で取り組んでいただいておりますが、こういった構想も、しっかり練り上げていかなければいけない。そうした場合に、その実施体制として、複数部局にわたった志布志市の未来を見据えた地域政策研究会のようなものを、実施体制づくりとして立ち上げているところも、結構出てきています。本市でもそれぞれ形を変えて取り組んでいただいておりますが、この「バックキャスティングだ」、あるいは「フューチャー・デザインだ」と、こういった視点を活かす上での実施体制というのは、すごく大事なかなと思っているのです。その点について、お考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 本市の将来像を設定している第2次志布志市総合振興計画の策定に当たっては、高校生や中学生からのアンケートを取り、若手職員によるグループワークを含め、志布志市の将来像に対して、将来世代の様々なアイデアを取り入れながら、フューチャー・デザインの考え方を取り入れているところであります。また、将来像の達成に向けた施策検討のため、庁内でSDGs・DX推進事業提案プロジェクトチームをつくり、若手職員の目線で必要な事業提案を行っています。そのような取組のために組織体制を整えることについては、どのような形が

本市にとって最善なのか、先進事例等を調査・研究してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣君） タイミングよくといいますか、市長が先進事例を学びながら、検討していくと、取り入れていきたいということでもあります。じゃあ、その先進事例を少し紹介させていただきたいというふうに思います。このフューチャー・デザインの手法を政策立案に取り入れている自治体が数多くあるのですが、最初の先進事例として、岩手県矢巾町が有名であります。この矢巾町では2060年、矢巾町ビジョンを策定するに当たって、フューチャー・デザインの手法を用いています。そして、参加者が、現代世代グループと仮想将来世代グループに分かれて、それぞれの立場からビジョンを策定し、最終的には現代世代グループと仮想将来世代グループをペアにして、今後5年以内に実施すべき優先順位の高い政策を選定しています。仮想将来世代グループが参加することで、地域の様々な資源や町の長所を有効に活用することで、新たな地域の創造につながる様々な提案が出され、持続可能な未来をつくるために、現在の延長ではなく、抜本的かつ創造的な施策を提案する傾向が見られたとのことでもあります。また、フューチャー・デザイン手法を導入することで、参加者の将来のリスクへの認知や将来の地域の目標に対する意識の共有が図られると同時に、現行計画の評価や改善への視点も磨かれたそうでもあります。この結果を受けて、矢巾町は、フューチャー・デザイン手法を行政活動や政策立案に取り入れるための機構として、役所に未来戦略室を設置し、その後、昨年には未来戦略課へと格上げしています。今述べましたように、町ぐるみでこのフューチャー・デザイン手法を政策立案に取り入れるための組織を整備し、様々な行政課題の行き詰まりの打開を目指すことも、今後大変に重要と考えます。先ほどの市長のお考えとリンクすると思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 令和9年度から始まる第3次総合振興計画の策定に当たっては、しっかりと将来世代、現代世代の視点を持ちながら、具体的な市の将来像を市民と共有しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 先ほど述べられました組織機構というか、そういった実施体制をつくり上げていく上での先進事例というのは、今申し上げたほかにもございますので、しっかり学んできながら、いいものはいいものとして活用していただければなと、そのように思っています。いろいろとお聞きをしてみましたが、このフューチャー・デザイン手法の活用を私なりに簡潔に述べれば、この志布志市にとって、現在と未来を見据えた戦略的な価値をもたらすことは間違いないものと思っています。市長も十分理解をされていると思います。例えば、長野県松本市や大阪府吹田市、京都府宇治市などの先進事例もいっぱいございますので、ぜひ参考にいただき、フューチャー・デザインの手法と市長の言われるバックキャスティングを活用した持続可能なまちづくりについてですね、今後もしっかり取り組んでいただきたいと、そのことを要請するとともに、今申し上げたやり取りを参考にいただきながら、できれば次年度の施政方針にもそういった方向性が盛り込まれることを期待をいたしまして、次の質問に入りたいと思います。答弁は結構でございます。

それでは、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築についてであります。先ほど

冒頭で申し上げましたが、能登半島地震においても多くのニセ情報が発信をされ、現場は、大変に混乱をしたようであります。具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても誰もいなかったと、そういったケースも多々あったり、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態と全く違う合成されたと思われる画像もたくさん拡散をされていました。いつ、どこで発生するか分からない、そういった災害に対して、特に発災直後は、情報が大変に混乱しています。被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にすることはできない中で、その活動を大きく阻害するニセ情報の拡散防止は、喫緊の課題であろうというふうに考えています。そういった意味からも、本市の災害時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けた積極的な取組を期待して、今回質問をしているわけでございます。市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 情報連絡体制については、警察、消防、自衛隊など、発災後の初動においては、限られた人員で対応することになり、次の段階へいかにスムーズに進められるか、県を通じた応急対応がどのように進められるかにもよると思われますが、それぞれの役割の中で、極めて重要な市長としての役割、判断が求められるものというふうに受け止めているところであります。

○17番（小野広嗣君） 市長としての判断といいますか、市としての防災を担う部署としての判断というのは、すごく大事になってくるなというふうに思うわけです。それに市長も御存じのように、例えば、現在は情報通信技術の進歩とそれに伴う様々なサービスの拡大によって、私たちは、いつでも、どこでも、情報を入手したり、発信したりすることができるようになっているわけですが、そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているわけですね。その中には事実と異なるニセ情報や誤った情報、そういったものが流されることもあって、それに対して適切な対処が必要となってくるわけであります。特に災害発生時における情報は、正しく共有されなければならないわけで、市民の生命と財産を守る行政の責任として、その対応を決して誤ってはならないと、そのように思うわけです。今申し上げたような観点から、そういった協議が防災会議等も含めて、これまでしっかりと議論されているのか、その点について、お聞かせをください。

○市長（下平晴行君） インターネットやSNSなどの情報の発信は、情報を提供する側の良心と情報を受ける側の整理及び確認が特に重要だというふうに感じています。県をはじめ、防災対応を行う関係機関との連携は、密に行う必要があり、地域防災計画では、県をはじめ、防災対応を行う関係機関との連携、役割が明記されております。その中において、市は、現地意識調整のための役割として、地理的情報などを防災関係機関へしっかりとした情報を伝達並びに共有することが使命であり、避難所の運営や地域住民から得られる確信のある情報を基に、必要に応じて、市職員や消防団等を向かわせるなど、今までに全国で発生し、得られた災害の教訓を基に、進めていく必要があるというふうに認識しているところであります。

○17番（小野広嗣君） 今、市長が述べられたことは、当然のことであります。私が聞いているのは、先ほど質問したような中身が防災会議等でしっかりと議論されてきたのかという点であり

ます。そこは、どうなっているのですか。

○危機管理監（萩原政彦君） 防災会議等で議論があったかということにつきましては、議員御質問のニセ情報に対する対策というところまでは、至っていないというところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今回質問しています情報がいかに大事かという視点があったときに、防災会議でこういったことが議論されていないということが、これまでの在り方としておかしいと僕は思っているんですよ。ですから、そのことを今責め立ててもしょうがないので、今後のこととして、しっかりとこの情報に関しての議論をしていただきながら、議論を重ねていただきながら、中身を詰めていっていただければというふうに思うわけです。例えば、このメディアやSNSなどで得られる情報というのは、参考にはしても、決して鵜呑みにしてはならない点がいっぱいあるわけですね。それは、市長部局もそうであるし、市民はもとよりそうなんですが、災害時のこのニセ情報、誤った情報というものに対して、決して惑わされないための市民への啓発ということが、僕はすごく大事ななと思います。まだ議論もなされていけませんので、啓発も難しいのかなというふうに思うんですけれども、その点についてもしっかりやっていただきたいのですが、どうなのでしょう。

○市長（下平晴行君） 今、話がありましたとおり、今後は、ニセ情報や誤った情報が流されないように、防災会議を通じて、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひ、市長の答弁のように、しっかりそういった共有をしていただければ、それでいいんですけれども、本市においても、災害時には正確な情報を公式サイトを通じて流していくということもありますし、本市で行っている防災行政無線や市公式LINE、そして安全安心メールの配信など、防災情報の発信の在り方などもいっぱいあるわけです。その都度、内容を適宜いわゆる検討を加えながら、正しい情報を今後どうやっていけば、伝えていくことができるのかというのを精査していただきたいなという思いで、今、お聞きをしたところでございます。

あと、この災害時になると、国・県の情報というのは確かなものとして、そういう複数の情報ソースを使って、いろんなバイアスのかかった情報を整理していかなきゃいけないという使命が行政にはあるわけですね。そうした場合、それを市単独で行うというのは、なかなか難しいわけで、どうしても国からの助言であるとか、支援が必要になってくるというのは、僕も十分分かっています。そういった中で、例えば、情報の発信者とか、情報発信機器に関わる方々の事前登録等によって、情報の信頼性を担保する。そして、現場からの正確な情報を収集して活用する情報連携の環境整備、こういったこともできるところから始めたらいいんじゃないかと思うものから、今回質問をしているんですが、その点はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 情報が錯綜する中で、どの情報が信憑性の高いものなのか、全市民へ早急に情報を伝達するものについては、明らかな情報であること、命に関わることなのかななどを見極めながら、仮に市が即座に発表した情報に誤りがあった場合は、速やかに訂正が行える体制づくりと、情報が真実であると確信するためには、現場を見ることが確実であるというふうに思っ

ています。しかし、それでは対応までに時間がかかりますし、大規模災害時は、一人でも多くの方々の協力が必要と考えています。市民向けの事前登録制の情報伝達環境の整備は、大変重要であり、必要であるというふうに感じているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、申し上げました点について、市長の答弁から十分その認識がおりだというふうに理解をいたしましたので、庁内でしっかりとした議論を重ねていただければというふうに思います。

あと、昨年3月に消防庁防災情報室より、災害情報伝達手段の整備等に関する手引きが出されているのですが、それを見ていきますと、「自治体は、住民に対してしかるべき時に必要な情報の発信を行う必要があります、現状の情報伝達体制を整理して、情報が届かない地域や人を把握することで、自治体として取り組むべき課題が見えてくる」というふうにあるのですが、この点について、本市は、現在しっかりと取り組んでいるのか、その点について、確認をさせてください。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

できることは、しっかりと進めているところではございますが、実際のところ、細かなところまでは情報が行き届いていないのが実情ではないかというふうに受け止めています。事前に情報を発信し、市民が備えることの可能な大雨や台風、高潮などの常時発生する予測が可能な災害と違った、本市で想定されている南海トラフ巨大地震や種子島東方沖、桜島火山の噴火など、被害の規模によって発災後の情報伝達が維持・機能しない可能性もあると考えているところです。そのため、市民の皆様と考えていただきたいのが、地域における自助・共助と扶助も、まずは重要であると思っています。

○17番（小野広嗣君） 危機管理監から現状について、お示しをいただきました。パーフェクトな取組というのは、当然望むべくものはなかなかないのですけれども、災害に対してはパーフェクトを目指した取組というのは、すごく大事なかなというふうに思っていますので、今後ともしっかりとした取組を求めておきたいと思います。例えば、国のほうでは、本年度から運用を開始しております、新たなステップとして総合防災情報システムが構築をされています。これは、情報集約機能や地図情報への確保機能、情報共有機能、操作性等が強化されるわけでありまして。これは、国の関係省庁だけではなくて、地方自治体等も利用可能となっているわけで、これらの情報としては、当局にどのように届いているのか、お示しをください。

○市長（下平晴行君） 国は、総合防災情報システムの耐用年数を迎え、新たな総合防災情報システムを更新し、運用を開始すると発表してましたが、自治体も利用可能となったことは、被災地の情報を得る上で、効果のあるものだというふうに思っております。国・県の役割、市は市で行う役割分担、体制づくりによって、防災対応は、速やかに行うべきであるというふうに思っています。新たな総合防災情報システムにつきましては、本市が直接的・間接的に国と情報を共有することが求められるものなのか、民間が保有する情報も含まれますので、県が今後、このシステムをどう活かし、対策を講じていくのかなど、細やかな情報は、まだ届いていないところであります。今後、国・県からの情報が届くものと受け止めています。

○17番（小野広嗣君） 市長のほうで、そのことを掌握するのは難しいと思います。この新しい総合防災情報システムは、構築されていますので、県の動きもそうですけれども、その情報の中身はどうかというのをしっかり危機管理監、危機管理グループのほうで学んでいただきながら、その都度、市長のほうに情報を提供していただければなというふうに思っています。

あと、市は、災害時に地域住民の生命・財産の安全確保、被災者支援、災害応急業務、復旧業務をはじめとして、平常時から継続しなければならない重要な業務を実施していく責務を負っているわけであります。そういった業務の継続を確保するためには、災害時に情報システムが稼働しているということが極めて大事であると思っています。いわゆるこの情報システムを所管するICT部門といいますか、こういった業務継続計画が非常に大事であると思っています。この災害に強い電子自治体の構築という観点から、本市の取組は大丈夫なのかと、すごく心配をするところであります。その点について、お聞かせください。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

議員御質問のとおり、本市では情報系のICT、BCPも作成しているところではございますが、災害時のフェーズにおいて結果に結びつく上で、情報連絡システムの構築は、コスト面や使いやすさ、自治体ごとで災害被害想定には違いがあり、本市にとって、さらに有効な方法に何があるのかを含め、調査・研究してまいりたいと思っています。

○17番（小野広嗣君） その点については、今の答弁で、今後のこととして受け止めておきたいと思います。

あと、災害時における市民からの情報提供や問合せ窓口としての対応の在り方は、どうなっているのかと、今回大変に気になったところでありました。例えば、災害が起こった場合、規模にもよりますが、電話回線は何本体制で対応するのか、電話は何台設置して対応するのか、そういった点もありますね。また、行政側の連絡体制は、どうなっているのか。議会も導入しているＬｏＧｏチャット、あるいは職員個人の携帯電話でやり取りをする場合もあるかと思います。そういったものは、どのように整理して対応しようとしているのか、お示しをください。

○危機管理監（萩原政彦君） 災害対策本部が設置される本庁・志布志庁舎の固定回線が現在10回線、各庁舎においては、松山庁舎が8回線、有明庁舎が14回線となっています。地震・津波災害を除き、災害時に対応する職員は、気象庁の発表する予測情報にもよりますが、情報連絡体制時で、本庁・志布志庁舎に最低2名以上で、災害が発生するおそれ、気象予測が悪化する可能性や警戒本部体制以上を設置する必要がある災害事象については、必要に応じた早めの判断で増員し、各庁舎においても、人員を配置させているところでございます。市職員間の相互の情報連絡体制は、避難者の情報や避難に関わる情報の共有など、時と場合の対応として警戒本部体制、災害対策本部設置が速やかに行われるよう、緊急時は携帯へ直接電話し、事前に備えられる災害事象ではＬｏＧｏチャットにより、情報伝達を市職員間で共有しているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、危機管理監の答弁をお聞きしまして、この点については、しっかりとした対応がなされているということで理解をいたしました。

あと、市長は、今回の施政方針で、「防災・減災対策の充実については、近年多発する自然災害の対応に万全を期すため、県や気象台と連携を図りながら、気象に関する情報収集を的確に行い、市民の迅速かつ円滑な避難行動につながるよう、早めの避難情報の発令を実施する」と述べておられましたので、以前にも質問しました、適切な情報分析と迅速な対応を促す気象予報アドバイザーの配置について、再度、お尋ねをしたいと思います。一昨年9月定例会で、気象災害が頻発化・激甚化する中で、そうした事態の予測や防止、避難などについて自治体の防災対策をサポートするために、気象庁は、気象予報士が自治体に勤務などをしながら、災害対応の助言を行う気象防災アドバイザー制度の普及に取り組んでいることを述べました。全国1万人の民間気象予報士や気象庁退職者を対象に研修を実施し、人材を確保した上で、全国の自治体の防災力の向上に資するものとしているわけです。市長も、その際の答弁で、こう言われているんですよ。

「災害時の対応だけではなく、平時からの職員のスキルアップのための研修、住民への出前講座と職員や住民への防災意識の向上を図るためにも有効ではないかと感じたので、他市の事例などを調査・研究したい」と述べられています。私は、「この件に関しても、新聞の記事や先進地の事例等、危機管理監のほうにもお知らせをしており、しっかり有効活用していただいて、本市で取り組めるものは取り組んで、防災力のアップに努めていただきたい」と述べているわけですが、その後、この点についての調査・研究は、しっかりと進んでいるのか、確認をさせてください。

○市長（下平晴行君） 必要性は感じているところでありますが、予測情報の助言者として、市の災害対応に専従で配置することは、難しいと判断したところであります。現在は、鹿児島地方気象台とのホットラインも可能となり、地震・津波災害を除く大雨、台風、高潮などの一般災害では、事前に防災担当者向けWEB説明会が開催されるなど、市民への避難行動の呼びかけは、早めに無理なく呼びかけさせていただいているような状況でございます。

○17番（小野広嗣君） 多分、情報が届いていないと思います。この気象予報アドバイザーの配置に関しては、今後、来年度へ向けて、間違いなく国のほうで支援をしていくという動きになっているんですよ、市長。この情報を持たないと、そういう答弁になるんですね。ですから、そういったこともしっかり受け止めて、なぜ僕が質問するのかというと、そういったことを含んで質問しているんですよ。ですから、情報として、ある程度のところはお伝えをしています。しっかりとそういったことも精査して、多くの自治体から陳情も国に上がっているんですよ。そして国会議員団からも上がっていて、もう議論が始まっているんです。それほど今の災害に対して、そういった人材の必要性が求められているということを理解していただきたいということで、今質問をしたのですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、いわゆる安全・安心なまちづくりということの取組をしていますので、そういう点では、そういう気象情報アドバイザーの配置等が可能であれば、そのような取組をしていかなければならないというふうに考えたところでございます。

○17番（小野広嗣君） そういう答弁でありますので、今後の推移を見守りたいというふうに思います。近年は、地震被害や大雨洪水による被害も数多く発生しており、誰しもが被害者になり

得ると思います。この災害時の明暗を分ける情報について、リスクの回避のためにも、今後とも災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けて、積極的な推進を市長に申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

次、災害時におけるトイレ問題についてであります。今回の能登半島地震が発生した被災地であります石川県では約2万5,000回分、基礎自治体でも約8万3,000回分の携帯トイレが備蓄されていたのですが、全く足りず、発災当初は大変な問題になりました。急遽、政府により、約100万回分を超える携帯トイレが追加で供給されました。消防庁の地方防災行政の現況を見てまいりますと、自治体における携帯・簡易トイレの備蓄は、必要量に達していない状況にあります。冒頭少し答弁をいただきましたが、こういった流れを受けての本市の状況、考え方について、お示しをください。

○危機管理監（萩原政彦君） 冒頭、市長が答弁いたしました。補足いたします。

現在、市におきましては、災害時のトイレに必要な緊急備蓄品は数に限りがあり、被災想定による備蓄数には達していないところでございます。

○17番（小野広嗣君） 現状については、危機管理監のほうからお示しをいただきました。私のほうもデータとして、少し見させていただきまして、このことは、そういう現状であるということとは理解をしています。本市の現状については、今、危機管理監から答弁があったとおりであります。市長、実はこの災害時のトイレ対応は、迅速さが一番大切になるんです。2016年の熊本地震の被災者アンケートの結果を見てまいりますと、避難生活の初期において、最も困ったこととして、眠れる環境が11.5%、トイレが18.3%、食事14.8%、飲み物10.7%、プライバシー11.6%、こういったことで、より重要度が高いのがトイレ、睡眠ということになっています。仮に、飲食を12時間我慢せざるを得ない状況に陥ったとしても、多くの市民は耐えられると、そのようにも思うわけですが、排泄については、用を足したくなったり、もう何時間も我慢することは不可能なんですね。「発災後6時間がトイレ調達のリミットである」と言われております。そうすると、自治体は、発災後、極めて短時間に対応しなくてはならない問題だと認識することが重要で、トイレ対応は、避難所における、よくテレビで映りますけれども、食事の提供よりもはるかに重要であって、この対応が遅れると、避難所や公共施設のトイレ、公衆トイレなどにおいて、24時間以内に便器から大便があふれるようなことになります。こういったことに対する御認識をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 災害時避難は、水・食料を中心に避難時の備えを推進してきたところでありますが、避難先の確保とトイレの確保が重要視されてきております。道路インフラの途絶・停滞も影響した能登半島地震では、仮設トイレの設置までに相当な時間を要したことも踏まえ、本市では緊急対策用トイレキットの備蓄を速やかに増やしましたが、能登半島地震の教訓から携帯トイレの備蓄数をさらに見直し、備蓄場所の確保も含め、しっかりと取り組む必要があるというふうに思っているところであります。

○17番（小野広嗣君） 市長の認識は、こちらのほうに十分届きました。市長が言われたように

ですよ、発災当初、仮設トイレが避難所に到着するために道路状況等によって数日を要すること
も、当然あるわけですね。冒頭、「能登半島地震では、仮設トイレの目標50人に1基を達成する
までに10日程度かかった」と述べたわけですが、初期対応として、特に重要なのは、携帯トイレ
の備蓄であり、初期にしっかりと通常のトイレにおいて、携帯トイレを使用することで、通常の
トイレがずっと使用可能な状態になるわけですね。逆にここで携帯トイレの備蓄がないと、発災
直後には水が使えない場合も多いわけで、便があふれて、すぐに通常のトイレが使用不能になる
といったことが、今回の能登半島地震でも多く見られているわけです。初期段階で通常のトイレ
において、しっかりと携帯トイレを使用することで、安心な環境で携帯トイレを使用し続けるこ
とができる。また、携帯トイレは、コンパクトで備蓄に場所を取りません。こういった能登半島
地震での教訓を踏まえて、今後の災害に備えて、先ほど危機管理監も様々な想定のことを述べら
れましたけど、例えば、最大避難者数などを基に携帯トイレの備蓄計画、こういったものをしっ
かりと見直していただきながら、同時に必要数をしっかりと調達すべきであると思いますが、い
かがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今までの備蓄計画は、現在想定される自然災害において、被災自治体が
必要とされる備蓄量に対し、同時被害を受けないであろうと想定される自治体からの物資支援を
基に成り立つものとして、各都道府県を中心に各市町村が備える備蓄品目や備蓄数が考えられ
てのものだというふうに思っているところであります。市としては、東日本大震災や熊本地震と
は違った能登半島地震で見られた応急対策が困難な例が表面化された教訓を基に、優先される備
蓄数の見直しを進めて、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣君） できればその際にですね、避難所での運営マニュアルとかありますが、
こういった携帯トイレ等の使用に関するマニュアル等もしっかり用意していただきながら、取り
組んでいただければと思います。

あと、災害時のトイレの問題で、特に影響を受けられる方が、高齢者などの介護が必要な方々
と言われています。厚労省は、高齢者介護福祉施設に対する業務継続計画において、携帯トイレ
や簡易トイレの備蓄を求めているのですが、残念ながら、今回の能登半島地震でも、介護福祉施
設でのトイレ問題が発生をしています。こういった教訓を踏まえて、我が地域の介護福祉施設で
の携帯トイレ、簡易トイレの備蓄等の状況を速やかに確認した上で、行政としても、介護福祉施
設における携帯・簡易トイレの備蓄を支援していくとか、様々な議論が必要ではないかと思うん
ですが、その点いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 高齢者介護福祉施設については、災害時対応のBCPが必要であります。
また、トイレは、重要な問題になると思っていますところであります。災害発生時に直接、市が支
援できないことを想定すると、御質問のような取組も必要であるというふうに思います。関係課
において備蓄状況を調査させ、避難所とは別の対策を講じる必要があるというふうに思います。
まずは現状を調査して、当該施設管理者の御意見を伺った上で、しっかりと対応してまいりたい
というふうに考えています。

○17番（小野広嗣君） ぜひ、そのような取組をお願いしておきたいと思います。

あと、ちょっと視点を変えまして、災害発生から時間が経過するにつれて、照明や手洗い場が付いた洋式便座など、快適なトイレを使用したいという声も大きくなるようであります。また、衛生的にも臭わないトイレトレーラーが他の仮設トイレよりも好まれるなど、能登半島地震の被災地で大活躍しています。この災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」を展開をしています一般社団法人助けあいジャパンは、災害時に他の市町村への派遣ができる仕組みを整えています。現在、約20の自治体がこの仕組みを持ったトイレトレーラーを導入しており、300以上の自治体で現在検討をされています。そして、今回の能登半島地震を機に、全国の自治体でも新たにトイレトレーラーを導入する動きが出てきています。このトイレトレーラーの導入については、総務省の緊急減災・防災事業債において、7割が返済不要対象となっており、3割の寄附等で充当が可能となっています。トイレ環境の整備は、命を守る取組に通じるため、本市でもトイレトレーラーの整備を積極的に検討すべきではないかと考えるところであります。この点について、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今、おっしゃいますように、トイレの必要性というのは、十分理解したところで、必要性は感じています。ただ、購入するとすれば、どういう配備をさせるかなども含めて、この取組が今70%の事業債の中で対応ができるというようなこともありますので、この配備については、しっかりと内部で協議をして、対応してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣君） ぜひ、そういった方向で取り組んでいただきたい。ちなみにですよ、市長、これを導入している自治体では、トレーラーのモデルによっては、けん引車両とか、けん引免許、また準中型免許等が必要になって、その免許を取るための補助まで行っているところも出ていますので、そういった先進事例も参考にしながら、今後協議を重ねていただければと思います。

あと、本市では、地域防災計画の基本理念として、こう言っているんですね。「安心・安全でぬくもりがあり元気なまちづくり」として、基本理念を掲げていて、津波対策をはじめ、消防・防災体制を強化し、市民の安全確保を目指すとしていますので、この安心・安全でぬくもりのある施策の展開の一環として、災害時のこのトイレ問題に対する取組、今後の方針を市長にもう一度、再度確認をさせていただきながら、次の質問に移りたいと思いますので、市長の率直な思いを最後にお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほどのアンケートでも出ていますとおり、トイレの必要性は18.3%だったというふうに記憶しています。いかに食より、その時点でのいわゆる対応の仕方が大変重要であるというふうに感じていますので、そこら辺をしっかりと内部で協議しながら、どのような形で簡易トイレ等も含めて設置ができるか、協議してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣君） ぜひ、そういった方向でお願いをしたいと思います。

次の学校施設の老朽化対策や防災機能強化について、現状認識とこれまでの取組については、先ほど教育長、市長から答弁をいただきました。当初、設置者の役割、学校側の役割、その観点

についても、述べていただきたいと思いましたが、時間が少し押してきていますので、そこはちょっと外して、なぜこういった質問を今回するのかという点に入らせていただきたいと思います。例えば、先ほどもありましたように、点検や修繕を行わなければ事故リスクが増大することは言うまでもないわけですね。劣化損傷は、大規模改修や長寿命化改修の改修サイクルよりも短い期間で発生するために、長期的な修繕計画がある場合でも、定期的に点検を実施し、必要な修繕を行うことが不可欠とされているんですね。先ほど教育長が少し述べていただきました、いわゆる本市の学校施設等長寿命化計画もあります。この学校施設の築年数を見ると、先ほどの福岡の例とか、久喜市の例を見るまでもなく、あそこは40年ですよ、うちは50年、60年以上がずらっと並んでいますよ、もっと大変ですよ。こういった状況になると、建築基準法の第12条に基づく調査点検の状況、プロの目から見たときの点検とか、いっぱい出てくるんですよ。この点は、しっかり点検されているのか、お聞きしているわけです。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

日常的な点検や修繕を怠ることは、施設の劣化や損傷を招き、事故リスクを増大させることは十分に理解しているところでございます。特に劣化や損傷は、大規模改修や長寿命化改修のサイクルよりも短い周期で発生していることも、近年特に増えていますので、そのことも重々承知しているところでございます。それに対応するためには、この定期的な点検と必要な修繕を遅滞なく行うことが、まずもって大事であると思っています。併せまして、教育委員会といたしましては、市長部局とも連携しながら、適正な予算を配分していただくなど、計画的な点検・修繕に合わせて迅速な、突発的な対応ができるような取組も今後進めてまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣君） 設置者の責務ということで、お聞きしようと思っておりましたが、分かりきった話でもありますね。ただ、今答弁があったように、学校側としてはいわゆる緊急を要するときには、しっかりと設置者にその予算措置をお願いしなければならない。冒頭の質問は、それが遅滞なくできているのかというのを確認する意味での質問でもあったんです。それは、大丈夫なんですか。

○教育長（福田裕生君） 現在までのところ、そのことについては、十分なされていると考えています。しかしながら、毎年のように、当初想定していなかったような箇所の修繕が必要なことも出てきておりますし、昨年、一昨年前におきましては、樹木の伐採等に緊急を要するような事態も発生いたしまして、その都度、市長部局と十分に連携を取りながら、予算措置をお願いしているような状況もございます。今後におきましても、このような事態というのは、十分に想定されますので、これまで以上に、この件につきましては、危機管理意識をしっかりと持って対応してまいりたいと思います。

○17番（小野広嗣君） 文科省の調査を見ていきますと、「点検や修繕に当たって、学校現場における技術職員が欠如している」と4分の3ぐらいの教育委員会が答弁しているんですよ。そうすると、目視だけに頼って毎月の点検をやっていくとなると、いつ事故があってもおかしくないと、僕は思うんですよ。そこについては、やはり子供たちの命を預かっている学校現場の責任者

として、また教育委員会として、そういったことに対応する措置をしっかりと市長部局とも協力しながら、やっていくべきではないかという意味で、今回質問をしています、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） おっしゃるとおりだと思います。教育現場における技術職員の不足は、施設の適切な点検や維持管理に影響を与えかねない、非常に重要な課題でございます。現在、教育委員会におきましては、技術職員を2人配置しています。この技術職員による定期的な検査、報告、そして維持管理を行っていますが、今後におきましては、この2人の技術職員を活かした各学校職員への点検の在り方等の研修も行ってみたいというふうには思っています。併せて、市内の専門業者等との連絡調整もしながら、より専門的な視点で維持管理、修繕を早めに行うような体制も整えてまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣君） そういった方向で考えていただけるんだったら、安心もするわけです。いつ起こるか分かりませんのでね。学校施設の老朽化対策とか、この防災機能の強化というのは、予算の問題があるわけで、ほかの自治体もみんな悩んでいるわけですね。現在は防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、令和3年から令和7年度までの事業のメニューの中に老朽化対策があって、それを本市も活用させていただいていますね。今回質問したいのは、令和5年6月にこの国土強靱化基本法が改正されて、今後の方針となる国土強靱化実施中期計画を法定化したことを受けまして、令和7年度以降においても、引き続き学校施設の老朽化対策を推進するとしていますので、その際、外壁落下防止対策を含めた、本市として課題となっている老朽化対策を、しっかりと本市の計画の中に位置づけて進めていっていただきたいなと思って質問をしているところでございます。答弁を求めます。

○教育長（福田裕生君） 学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業につきましても、本市も積極的に活用し、学校施設の安全性向上に努めているところでございます。特に、近年全国的に事故が発生しております外壁落下防止対策を含む老朽化対策は、本市でも重要課題であると捉えています。政府が令和7年度以降もこれらの課題にしっかりと取り組み、支援を継続していただくということになったことは、大変心強く、有り難く感じているところです。今後も、本市といたしまして、市長部局の関係部署とはもちろんのこと、県教育委員会の市町村学校施設課等とも十分な連携を図りながら、国土強靱化実施中期計画において、まずは安全性の確保、そして長期機能の強化、そして長期的なコスト削減等々、様々な視点からこの取組を強化してまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣君） あと、この公立学校の体育館は、平時は児童・生徒のため、あるいは地域コミュニティ、こういった拠点としての施設ということが前提にあるわけですが、災害時には避難所にもなるわけで、昨今の気候変動により、夏は猛暑となるなど、空調設備の必要性が年々高まってきています。子供たちや地域の方が利用されることはもとより、避難所となる体育館の空調設備の整備が被災者の方々の命を守るためにも非常に重要で、早期に整備を進めていくことが大事であるかと思います。この点について、お考えをお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 近年の気候変動に伴い、夏場の猛暑が深刻化しています。体育館における空調施設の必要性は、ますます高まっていると認識しているところでございます。子供たちや地域の方々が快適に利用できるだけでなく、災害時には避難所として利用する際にも空調施設が整っていることは、被災者の方々の健康と安全を守る点からも、極めて重要であります。この件につきましては、以前から市長と協議を重ねているところでございます。今後は、先進事例等も十分に調査・研究しながら、本市としてどのような形が最適なのかということの協議を進めてまいりたいと思います。

○17番（小野広嗣君） 子供たちや地域コミュニティだけではなくて、いつ起こるか分からない災害時の被災者のためにも、早急な検討を重ねていただきたいと思います。

あと1点だけ、質問をさせていただければと思います。災害時には電気等が遮断されることが想定されることから、空調設備と併せて、自家発電等バックアップ電源の整備をしていくことが必要かと思うわけです。この点については、市庁舎に関連して、これまでも再三、議場で申し上げていますが、庁内も避難施設になりますので、庁内でのその後の検討状況も含めて、今述べた点についてもお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 災害時における自家発電、バックアップ電源については、必要であるというふうに認識をしているところであります。一方、整備費用をはじめ、整備後に発生する維持管理費用、老朽化に伴う更新費用等、長期的にかつ総合的に検討すべき事項であることは、認識しているところであります。庁舎における課題についても、内部ではいろいろと議論をしているところでありますが、結論を出すまでには至っていないところでございます。今後も引き続き、そのことについては、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○教育長（福田裕生君） 災害時における学校施設の活用等につきましては、非常に重要だということは先ほど申し上げたとおりでございます。その中において、電気やガスの供給が遮断されるおそれがあることから、このバックアップ電源等の整備も非常に重要であるという認識でございます。今、市長からの答弁にもありましたとおり、市長部局とも十分に連携を図りながら、スピード感をもって、こういった研究協議を進めてまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣君） いずれにしましても、学校施設の老朽化対策は、急がなければならない大きな問題だと、これは市長も教育長も認識は一緒だろうというふうに思いますので、本市のこれまでの計画の上に、今回の質問で述べました国の新たな制度も十分視野に入れていただいて、しっかりと取り組んでいただきたい。そのことを要請して、一旦、ここで終わらせていただきます。

○議長（福重彰史君） ここで昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時5分から再開します。



午後0時00分 休憩

午後1時04分 再開

○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○17番（小野広嗣君） それでは、午前中に引き続きまして、いましばらくお付き合いをいただければと思います。

それでは、子どもにやさしいまちづくり事業の推進についてであります。日本も批准をしています子どもの権利条約では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の四つが、子供たちが持つ基本的な柱とされています。子供が一人の人間として扱われ、社会と関わることなしに安全・安心で持続可能な地域の未来はないと考えるわけですが、この点について、市長、教育長、それぞれ基本的小考えをお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 子どもの権利条約では、子供を権利の主体と捉え、大人と同様に一人の人間として持つ様々な権利を認めると同時に、子供が権利の保有者であり、それを守る義務の担い手は、国又は大人であると定めています。国は、法律や政策などを通じて、条約に定められた子供の権利の実現に努めることとしていますが、条約には子供を育てる責任はまず親にあり、国がそれを支援するということが掲げられています。このようなことから、本市としましては、これまで虐待防止条例の制定や様々な子育て支援策の充実を図りながら、子供の守られる権利、生きる権利や育つ権利の擁護に取り組んできたところであります。

○教育長（福田裕生君） 子どもの権利条約に基づく子供の権利の保障は、大変重要なことだと考えています。「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、そして「参加する権利」につきましては、学校教育を通じて、子供たち一人ひとりが自己を尊重し、他者をまた尊重するという心を持つこと、独自性を発揮して、主体的に行動することを学んでいくことが非常に重要なことだと考えています。また一方で、子供たち一人ひとりの人権が保障され、子供たちが主体的に社会に参画し、安心して生活できる環境を提供し、次世代を担う子供たちがいわゆる持続可能な幸福な未来をつくっていくために、その権利を尊重し、支援していくことが、私たち大人の責任でもあると考えています。

○17番（小野広嗣君） 一般質問の途中ではありますが、私語が多いので、ちょっと答弁が聞きづらくて、少し配慮をしていただきたいというふうに思います。

○議長（福重彰史君） 質問中は、静粛にしていきたいと思いますというふうに思います。

○17番（小野広嗣君） それぞれ今、お話をお聞きしました。今回は、先ほど述べました四つの権利のうち、特にこの「参加する権利」の推進について質問をしたいと思います。まず、先進事例を御紹介をいたしますと、宮城県富谷市では、子供にやさしいまちは、担当課だけではなく、市役所全体で取り組まなければならないということで、市長も「市内全域」や「市内を挙げて」と言われますが、ここも一緒ですね。そういうことで、2018年5月に富谷市子どもにやさしいまちづくり推進市内連携会議を設置し、子供にやさしいまちについて、議論を続けた結果、半年後の11月に先ほど述べました子どもの権利条約の四つの権利に基づいた柱からなる、富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言を行っています。この宣言を外に向けて発信することで、市の職員

や子供に関わる人々のみならず、市民の皆さん一人ひとりに子供の権利を大切にするという考え方が広まり、まち全体で「子どもにやさしいまちづくり」への機運が醸成されたとのことであります。本市も富谷市をはじめ、「子どもにやさしいまちづくり」に取り組んでいる多くの自治体の先進事例を学んでいただき、子供たちやその関係者に子供の権利についての教育や啓発活動を積極的に行い、子供たちが自分の権利を理解し、自分で自分の権利を守るための行動を促す社会環境の整備は、大変に重要であると考えますが、お考えを伺いたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 子供が主体となる社会をつくるために、教育の場で子供たちが自分の権利を理解し、自分たちの手でその権利を実現する力を身に付けることは、非常に重要なことだと捉えています。「子どもにやさしいまちづくり」を推進し、社会全体で子供たちを取り巻く環境を整備するアプローチも重要なことであると認識しています。教育委員会におきましては、現在までのところ、具体的な取組といたしましては、子供の権利教育、子供が自分たちの意見を述べる場の提供、地域イベントへの企画段階からの積極的な参加を促すなどの活動を推進しているところでございます。今、議員のほうから御紹介いただきました先進事例等につきましては、全国の先行事例ということで、五つの自治体が先行的に取組をされているという情報も得ています。今後もこういった先行事例の情報に学びつつ、本市にとってどういった取組が今後必要になっていくか、研究を進めてまいりたいと思います。

○17番（小野広嗣君） 教育長から、今答弁をいただきました。いわゆる子供が一人の人間として、大切に扱われて安心して安全な生活を営む、この環境の整備というものがなければ、持続可能な地域の未来はないわけですね。この「子どもにやさしいまちづくり」というのは、ひいては、お年寄りや女性をはじめとする全ての人にやさしいまちづくりへとつながっていくわけですので、本市においても、地域ぐるみでこういった環境整備を行ってほしいなというふうに思っているわけですね。実は、令和2年9月定例会の一般質問でも、この子供の権利に関しては質問をしています。たしか、和田前教育長の最後の年度だったかと記憶しています。この子どもの権利条約の理念にある、「子供自身が権利の主体者であり、一人ひとりが愛され、見守られながら成長し、社会の一員として尊重されるべきである」ということをしっかり押さえた上での情報発信というのをしてほしいと、和田前教育長にも申し上げていますが、同じように福田教育長にもそのことを望むところでございますが、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 子供の権利を尊重して、その発達を応援するようなまちが、結果として、老若男女全ての人が幸せに暮らせるまちになると考えています。教育委員会といたしましては、子供の権利を尊重する環境づくりを推進し、子供たちが安心して生活できるよう、保護者、そして団体関係者、地域住民への情報発信をこれまでも様々な形で行ってまいりましたが、今後もこのことについては、あらゆる機会を通じて、情報の発信と取組についての広報を重ねてまいりたいと考えています。私たちは、子供たちが社会の一員として、権利の主体であることを市民の皆様にも広く知っていただくということは、これまで以上に今は大事になってくると思っておりますので、そういった視点からも今、議員から御指摘があった点につきましては、一緒になって

取組を進めてまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣君） 今の答弁は理解できますので、そういった方向で進めていっていただきたいな、取り組んでいっていただきたいなと思います。

一方ですね、そのときの一般質問では、市長のほうにも、実は質問をしていまして、その際、提案もしています。その際の質問の中身ですが、「本市の子育て支援事業計画でも、子供の権利を尊重する社会の実現ということをうたっており、市長も大変理解をしていただいている。そしてまた、志布志市もいろんな施策がありますが、もう一步、その権利が大事だということであれば、子どもの権利条例を多くの自治体が既に作っているわけであり、それに対してしっかり取り組んでいっていただきたい」と、その際述べています。そのときの市長の答弁として、市長も「そのことの重要性をしっかりと受け止めて、対応してまいりたいと考えている」と述べられた上で、「権利条例というものをしっかりと立てて、子供から大人まで、やはり守っていくということは必要だと感じています」と、答弁をされているわけです。市長の仕事は激務でありますので、一般質問のやり取りの中で答弁したその全てを市長が把握されていると、私は思ってはいません。職員の皆さんがそういった状況で、補助職員として、市長の答弁を受けて、そのことを前に進めていかなければいけない。そのことが往々にしてなおざりになっているなどということを時々痛感をするんです。その点については、どのように協議をされてきて、今日、今ここに至っているのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） 全ての子供が持つ基本的な権利である虐待や差別から子供を保護し、教育や医療等の権利を保障するという子どもの権利条約の規定に基づき、本市においても、子ども医療費や保育料の無償化といった本市独自の子育て支援策の充実を図るとともに、令和2年4月には、志布志市いじめの防止等に関する条例、令和6年4月には、議員の提案を受け、虐待防止条例の制定を行うなど、子供の権利擁護の向上に努めてきているところであります。また、令和5年4月に施行したこども基本法は、子どもの権利条約に則って、その原則や目標を達成するための具体的な政策や措置を講じる役割を果たしているものと認識しているところであります。したがって、子どもの権利条約の理念や原則が具体的に活かされるための国内政策の指針となるこども基本法が制定されましたので、本市における子ども権利条約の制定に向けての協議につきましては、まだ進めていないところであります。

○17番（小野広嗣君） 今、市長のほうから答弁をいただきました。今、僕が申し上げましたこの子どもの権利に関する条例の制定というのは、今時にならって本当に大事なことだなというふうに思っていますし、市長もその認識に立って、私がいろいろと一般質問を繰り返す中で、それを受けていただいて、いろんな施策としてお返しをいただいています。このユニセフの日本型子どもにやさしいまちづくり事業については、自治体向け実施マニュアルが既に公開をされています。そしてまた、先行自治体の事例も紹介されていますので、それらを参考にさせていただくことによって、富谷市をはじめとした子どもにやさしいまちづくり宣言の制定も、その必要性も十分見えてくるのではないかと思います。先の質問、3年半を隔てて、併せて、再度お伺いをしたい

と思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、「子どもにやさしいまちづくり」というのは、いろんな方に影響してくるということは認識しているところでありますので、そのことについては、どのような形で取り組めるのかを内部で十分協議してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣君） 当局のほうにも、少し申し上げておきました。こういったものは調べていくと、この「子どもにやさしいまちづくり」というのは、国が音頭を取ってやっているわけですね。それに応えるようにして、様々な施策を展開している自治体の例がございますので、それをしっかりと学んでいただきながら、こういった子どもの権利条例の制定、そしてこの子どもにやさしいまちづくり宣言、こういったものをしていくことによって、まちぐるみでこの地域の住民の手によって一緒にこのまちを、子供にとっても、女性にとっても、高齢者にとってもやさしいまちになるような、そういった取組をしっかりと協議していただきながら、つくり上げていただければなというふうに思います。

あとですね、もう1点、子供たちがまちづくりの協議に参加できる仕組みや制度の整備についてお聞きをしたいと思います。この点の先進事例として、北海道安平町では、「子どもにやさしいまちづくり」を一つ目に「子どもがあたり前に意見できるまちづくり」、二つ目に「子どもたちが安心して遊べるまちづくり」と捉えて、子供たちが主人公のまちを目指しています。具体的な取組として、地域育成会等と連携しながら、子供の意見を尊重し、遊び場づくり、遊ぶ機会づくりに取り組んでいます。この遊び場づくり、遊ぶ機会づくりを通して、その主役である子供たちが意見や考えを表明する協議の場をつくることは、私はこれまでの一般質問でも述べましたが、子供の自己肯定感や主体性などの人間力を育むことにもつながっていくと思います。また、まちづくりの方針を決定する場に、地域の未来を担う子供たちを積極的に参加させることは、自分の思いを整理し、友だちや大人の意見を尊重するなど、一人ひとりのコミュニケーション能力を磨く絶好の機会になると思います。そういった意味からも、本市においても、子供のための事業等の方針を決める際に、当事者である子供たちが積極的に議論に参加できる仕組みや制度を整備することは、大変に有意義なことであると考えますが、お考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今ありましたように、意見を述べる場、遊びの場等々も含めて、子供たちが議論に参加することは、彼ら自身の能力育成だけでなく、より良い社会を作り出すため、重要なことだと認識しているところであります。子供たちの積極的な議論を促進するためには、まず子供たちが発信をおそれず、自分の思考を自由に発表できる環境をつくることが一番重要だというふうに認識しているところであります。そのためには、大人である私たちが子供たちの意見に真剣に耳を傾け、尊重する姿勢が求められるところであります。子供たちが積極的に議論に参加できる仕組みや制度整備については、今後、庁内で調査・研究してまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 当事者である子供たちが様々な議論の場に積極的に参加するように仕組んでいくことは、非常に重要なことだと思っています。3年ほど前から、地域や学校で行われ

ている従来の行事等の在り方について、一つ提案していることがございます。それは、「企画の段階から子供たちにも参加させていただいて、そして企画した子供たちの意見をその取組の内容に盛り込んでいただきたい」という話をずっとしていました。去年、一昨年だったでしょうか、ある地域では夏祭りを企画されるに当たり、中学生、それから小学生も一緒になってその祭りの内容を考え、そして子供たちなりに考えた内容で、大人のみんなも楽しめるような場を提供されたところがありました。それが契機となり、いろいろな校区で、その広がりを見せているところでございます。また、今年夏には、本市の重要課題でもありますいじめの問題を撲滅するために、どう取り組んだらいいかということを一ヶ月かけて中学校生徒会が取り組んできています。それを「いじめ撲滅生徒会サミット」と銘打って、市内の子供たちはもとより、大人の方々にも御参加いただいて、この志布志市からいじめを撲滅させましょうと、そのためにはこういったことをみんなで取り組んでまいりましょうといった内容を、宣言という形になるか、提案という形になるかは、今後の子供たちの考えにもよりますが、そういうことも今取組を進めているところでございます。また一方で、「ANYTHING GOES FESTIVAL」と銘打って、子供たちがいろいろ考えていること、それから取り組んでいることを、みんなの前で自由に発表しようということも、過去2年取り組んでまいりまして、今年度もその準備を進めています。いずれにいたしましても、私は、子供がこの大人の皆さんに対して、自分たちの思いを伝えていって、そして一緒になってまちづくりに参画していくような状況をつくることは、自己表現の能力を育むということは、もちろんですけども、大人になって未来をつくっていくのは、まさに今のこの子供たちですので、主権者教育という立場からも非常に重要だと思っています。今後も、このことは大切にして、取り組んでまいりたいと思っています。

○17番（小野広嗣君） 今後とも、市長、教育長におかれましては、積極的に子供たちが議論に参加できる環境の整備については、尽力をいただきたいなと思っています。市長も、教育長も、我がまちの子供一人ひとりを大切にしようという思いにあふれて、これまでも数多くの子育て支援策、そういったものについて尽力をされてきたことは、もう十分、理解しています。子育て支援についても、下平市長になって多くの施策が実現しています。そういった中でも、さらに今回私が申し上げました、子どもにやさしいまちづくりに向けた事業の推進を、さらに図っていただきたい、そういう思いでございますので、できれば最後になるべく原稿を離れて、率直な思いをそれぞれお聞かせいただければありがたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、子どもたちにやさしいまちづくりをしっかりと内部でも協議し、いろんな形で意見を聞きながら、取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 明日の未来を担い、つくっていくのが、今まさに育っているこの子供たちです。その子供たちが、将来どういう大人になっていきたいと自分たちで思っているか。また、今の私たちが、今の子供たちに対してどういう大人になってほしいというふうに願うのか。そういったところをしっかりと紡ぎ合わせながら、豊かな志布志市というまちになるように尽力してまいりたいと思っています。

○17番（小野広嗣君） 終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、12番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○12番（平野栄作君） こんにちは。久しぶりに一般質問席に立たせていただきました。大変緊張していますが、通告をしていましたので、通告に基づいて、順次質問をさせていただきます。

私も消防団に入りまして30年が経過し、今、分団のほうでは、そろそろ高齢化のため、「次を探してくれ」ということでお願いをしているところですが、これまでお世話になった消防を見てきて、私の率直な感想等を交えながら、質問をさせていただきたいと思います。現在、支部操法大会が7月に開催されるに当たりまして、各分団におかれましては、それぞれ一丸となって、練習に参加されているだろうと思っています。私の所属する分団は、小型ポンプ操法に新人5名が参加する予定となっていますが、出場規定を満たしていないということから、オブザーバー参加となりました。しかし、早朝から一生懸命若い方々が練習をしている姿を見ると、自分がやっていた頃を思い出して、一緒に何かしら手伝いをしようというような気になるところであります。今、早朝練習をしていますが、人員も少ないので、ホース巻き等負担のかかるところは、ちょっとでも手伝ってあげようということで行っています。また、消防団に30年間いるんですけれども、今、練習に若い消防職員が来られるんですよ。よく分からないものですから、同僚に聞いてみると、「消防団員の息子さんだよ」ということで、消防団員の息子さんが消防職員になって、そして早朝消防団の練習に参加をして、指導をしていただいているということ、非常に私自身感動をしました。そして、そのお父さんも消防団員だったということですね、この長い年月の間にこんな形で結び付いているのかというのを非常に感動したところでした。それと近年、消防団員の担い手不足が非常に顕著になっていまして、消防庁をはじめ行政等、様々な手法で募集と対策を講じられていると思うんですけれども、全国的には、団員の増にはなかなか結び付いていないのが現状のようです。本市におきましては、ヒアリングの際には微減ということで、努力をいただいていることは承知をしていますが、内部にいまして、改善する部分も多々あるのではないかと思います、今回の質問に至りました。また、平成23年第4回定例会で、機能別消防団の導入についての質問を行っています。その後、女性消防団が発足いたしました、その後目立った動きがないのが現状でございます。少子高齢化の進展に伴い、消防分団においても、高齢化、サラリーマン化が顕著となっている中、早急な取組が必要ではないかと思い、質問することにしました。また、このコロナ禍の中で消防組合の職員におきましては、定数内でのローテーション勤務の中、非常に厳しい就業体系にあったということもお聞きをしているところでございます。働き方改革に伴い、若い職員さん方においては、育児休暇の取得等、今後さらに推進されていくことや、大規模災害時への対応策を考慮すると、人材確保に向けた対策が早急に必要ではないかということも考えられるところでございます。消防組合につきましては、その組合内部の質問ということではなくて、今後将来に向けて、消防団と連携した形での質問ということで御理解をいただきたいと思います。

まず、1点目の消防団員の確保策の現状について質問いたします。本市における取組などについて、まず募集のポスター、のぼり等については、各分団掲示・掲揚がなされていると思いますが、ほかにはどのような手法を用いて、実施をしていらっしゃるのか。お聞かせをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

消防団は、消火活動のみならず、多くの動員を必要とする大規模災害時には、救助、救出活動、避難誘導など非常に重要な役割を果たしています。平常時には、火災予防活動や消防団のイメージアップ、団員募集など、様々な活動を通じて地域に密着した存在であります。しかし、現状では、全国的に、また本市においても、消防団員の減少が見られ、新たな団員の確保が課題となっているところであります。

○12番（平野栄作君） 課題になっているから、どういう募集をしているのかということをお尋ねしているんです、具体的な募集方法とか。

○市長（下平晴行君） 団員確保に向けた取組としましては、ホームページによる募集啓発、消防団自らが市のイベントに参加し、広く団員募集を広報するなど、消防団のイメージアップを図りながら、新たな団員確保に向けた取組を行っているところであります。このほか、団員募集のポスター掲示やのぼり旗の設置、職場間での団員加入の働きかけなど、人材確保に向けて取組をしているところであります。

○12番（平野栄作君） それでは、幹部会が常時催されると思いますが、そういう中で、この消防団員の確保策ということ等の協議をされたことがあるのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○危機管理監（萩原政彦君） 幹部会においては、御存じかと思いますが、分団長を含む幹部会、団長含め方面隊長で構成する幹部会がございます。その幹部会の中で、団員確保については、常に議論が出ていまして、各分団のそれぞれの事情を聞き取りながら、先ほどの市長の答弁を補足しますと、志布志地域で行うお釈迦まつりとか、松山地域のやっちく松山藩秋の陣まつり等で、女性消防隊が中心となり、団員募集の広報活動を行ってきているところでございます。

○12番（平野栄作君） 確保策は、なかなか難しいところだと思っています。この操法がある中で、消防職員の方々に「ほかの分団では若い人たちがいるようですが、どういう形で集めているんですかね」というのをちょっと聞いたことがあるんです。結構、操法の強いところなんかは、やはり家系というんですか、お父さんが入っていたら、息子さんを入れる、そしてまた操法につながっているというような形で、結構若い方々が集まっているところもあります。一方では、やはり難しい部分もあるというような話をされていました。そこで、消防団員になることによって、いろんなメリットというのがあってもいいのかなというのが、一つあります。今、市で行っているとは思いますが、免許制度が細分化されたことにより、消防車両の運転に支障を来す事態、全員が消防車両を運転できないというような事態が発生する可能性もあるということで、免許取得等の支援策等が取られているとは思いますが、その支援策の内容及び現在までどの程度の

申込みがあったのか。件数じゃなくてもいいですけど、あったか、なかったか、そこでもいいですので、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○危機管理監（萩原政彦君） 御質問の免許取得制度を本市では創設していますが、道路交通法の改正により、若い世代の消防団員が消防自動車を運転できない事象が実際生じていることから、団員の準中型免許や中型免許の取得に係る費用の一部を助成する制度を行っているところです。消防団活動の推進、団員確保を図るために、令和5年度から実施しています。内容につきましては、自動車教習所経費の2分の1以内かつ10万円以下の補助としています。なお、問合せや実際そういう実績があるかという御質問ですが、令和5年度の制度開始以降、現在まで申請実績自体はないところです。ただ、実際相談をされて、申請までされた件が1件ございましたが、その方は、働きながら自動車学校に行く時間帯とか、そういった個別的な事情もあって、取り下げられたというところでございます。

○12番（平野栄作君） こういう優遇策があっても、なかなか難しいということなんですね。それでは、ちょっと昔に遡りますが、これも旧有明町時代だったと思います。消防団員証、御存じの方は、多分いらっしゃらないかもしれませんが、こういうものが消防団員に限って配布されました。私は、これを使ったことはないのですが、消防団員に限って、宿泊施設等を利用する場合に、優遇策があるというようなことが書いてあって、何かあったんだと思います。それが、たまたま免許証入れの中に入っていました。今の御時世ですよ、この前健診に行きました、ししまるカードですね、こういうものも配布されています。消防団も準じた形のものがあってもいいのかなというのをちょっと感じたものですから。というのが、この消防団員カードを作ることによって、AEDの講習記録とか、機関員講習とか、いろんなものに消防団員は行くと思うんですが、そういう記録が残らないんですよ。だから、消防団にいつ入って、現在までの間のいろんな訓練の参加とか、そういうものも含ませたようなカードと、一方では、この健診カードと同様の優遇策、こういうものは考えられないのかなと思います。今、カード時代ということになっていますが、これぐらいのちょっと中身のあるカードがあれば、これが増につながる、つながらないじゃなくて、現在いらっしゃる団員の方々にも、非常にメリットがあるんじゃないかと思うんです。そこは、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） それは、消防団員の記録と申しますか、そういう訓練とか、あるいは講習を受けたということが記載ができれば、そのことについては意識が高まるというふうには考えています。また併せて、そのカードによって、例えば商品券ではないでしょうけども、そういう何か形で使えるカードになれば、なお一層いいのかなとは思ったところであります。

○12番（平野栄作君） これはですね、早急にということではなくて、現在、団員として活動していらっしゃるの方々についても、非常にメリットになるのかなと思います。そういうものの枠を広げて、また募集の一環として使っていくということで、効果が出てくるんじゃないかなと考えるんです。この点については、また今後、検討していただきたいなと思っております。

それと、あともう1点なんですが、市報の記事やお釈迦まつりなどに方面隊長等が参加してい

るのを見かけるので、そういう消防団があるということや組織があるということは、多分理解していらっしゃる方は多々いらっしゃると思います。ただ実際に、「その消防団で、何するんだろう。どういうことまで、しないといけないんだろう」と、その細部にわたっての周知、なかなか理解していただけないのが現状ではないのかなというふうに考えています。その中で、一つは、前は自分なんかもやっていたのですが、地域の運動会などで、操法大会があった年には操法の実演を行う。そういう取組も、前はやったことがあります。実際に行っているところもあるようです。それと、前は、土曜体験ひろばなどで消防車両の展示、そういうものを作って、子供たちに消防署、消防団員、一緒になって展示をすることで、こういう機材を持っていて、こういう活動をするんだよというのをお披露目をする機会もありました。ただ、今もうなかなか実施できない状況になってきていますが、やはりそういう訓練とか、どういう機材を持っていてどういう訓練をやっていて、実際何かあったときにどういう形で参加するのか、そういうものを体験する場、そういうものも必要ではないのかなと思います。ただ、「来てください、来てください」じゃなくて、「こういうところまでが分団の受け持ちなんですよ」と。分団の中でも多岐にわたりますので、中で区分けをしながら、機関員であつたら機関員の講習を受けないといけないとか、団長なら団長の研修を受けないといけないとかありますので、一般団員として入団したときに、どれぐらいのボリュームの作業が出てくるよというものを体験するような機会、そういうものを年に何回か定めて、そういうときに一般の方々に体験してもらって、希望があれば各分団に所属をお願いする、そういう取組もあってもいいのかなという思うんですが、その点、市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 消防団の多岐にわたる活動を理解されている方はいても、身近に感じている方は少ないのではないかなというふうには思います。地域によっては、地域行事に消防団が加わることで、身近に感じているところもあるようです。このような場をより活用して、例えば、イベントでの啓発活動において、地域の方々とも連携を図りながら、消防団の必要性を、自分の地域は自分で守ると、そんなものができれば、より身近に感じられるのではないかなというふうには思っているところでございます。

○12番（平野栄作君） 自分の仕事とのタイミングが合わないとか、そういうことで、なかなか入団に結び付かないケースはあるかもしれません。できる範囲で、できるところをやっていただける、そういうところも結構あると思うんです。だから、新入団員であれば、水出しを「すぐやれ」と言っても無理がありますので、交通整理とか、人の配置とか、そういうところを担当してもらう、そういうこともできるんですね。そういうところに今、人が足りないわけですので、そういうところもできますよというようなことも案内することで、若干興味を持っていただけるのではないかなと思います。こういう機会の提供は、担当課が行うことではしょうが、やはり各分団ともなるべく連携をしながら、そういう場を構築していく、有明方面隊でとか、松山方面隊でとか、そういう形でそういう体験の場をつくるということも一つの方法になると思いますので、そこらあたりは、危機管理監等も考えていただければ、ありがたいなと思っています。

次に、移らせていただきます。平成23年第4回定例会で質問した機能別消防団・分団という組織についてなんですが、このときには、愛媛県松山市での事例を参考に質問をさせていただきました。この機能別消防団ということにつきましては、松山市では郵政消防団、事業所消防団、大学生消防団、女性消防団というような機能別消防団を組織していました。たしか、平成21年ぐらゐに組織されたと思います。そして、郵政消防団というのは、大規模災害時に住民の安全を確保するために、地域に精通している郵政職員を消防団員として導入したということだそうです。そして、大学生消防団は、当方ではなかなか難しいところなんですが、大規模災害時における避難所の手伝いをしてもらおう。そういうことを大きな目的としているみたいです。そして、事業所消防団というのが、今本当に自分たちのところでも問題になっています、昼間の消防団員が手薄になる時間帯をカバーすることを目指して、事業所消防団を組織したというようなことでございました。このように今、日本国中大規模災害があちこちで発生しているわけなんですが、いつ、こちらのほうでも、そういうことが発生するか分からない現状があります。こういうときに、消防団員だけではなくて、付随する組織、そういうものを早急に取り組むことによって、大規模災害時における広範囲にわたる避難誘導とか、避難所開設とか、そういうものに対しての取組ができると思うんです。たしか、市長が私の隣にいらっしゃる頃ですね、私がまだ1期目でしたので。市長の考えは、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、おっしゃった郵政消防団、大学生消防団、事業所消防団という体制づくりをしているということで、やはりそれぞれの部署部署での考え方で、これは、大変いいことだなというふうには聞いていて思ったところであります。本市には機能別消防団は無いところではありますが、志布志市消防団員の減少及び居住地外就労に伴う消防力の低下を補完するために、消防災害支援隊を置く要綱を制定していますが、実際に組織化までには結び付いていないところでございます。また、女性消防隊の活動についてですが、消防団のイメージアップ、団員募集など、広報、火災予防の啓発活動に努力していただいているところでありますので、このことがどういう形で、この機能別消防団の取組ができるのか、先進地事例等もしつかりと研修・調査をしながら、そういう現状を見て対応していきたいというふうに考えています。

○12番（平野栄作君） 前もこの取組を紹介したときは、「いい取組だ」と、「勉強させてください」というような回答がありましたが、その後、女性消防団だけが発足して、ほかはなかなか手つかずの状況だったと思います。現状の消防団の内情でいいますと、先ほど「微減」ということを言いましたが、非常に高齢化が進んでいます。うちの分団におきましても、私の年齢以上の方が数名いらっしゃるし、陸上自衛隊のOBの方、そういう方もいらっしゃって、もう大体70歳に近い方々もいらっしゃって、総体的には年齢層がもう大分、上にきている。そういう中で、その地域で火災が発生した場合においても、集まれるのは、10名ちょっとぐらいなのかなと思います。それと、OBの方々が駆けつけていただいて、何とか消火活動ができています。現状があります。ですので、そういうことを鑑みると、現状でも昼間は分団員が非常に手薄な状況にあり、これは、どこでも一緒だと思います。ですので、こういう現状を少しでも改善していくために、こういう

機能別というか、そういうものを構築していく必要があり、いつ発生するか分からない大規模災害におきまして、一般の方々に協力のお願いはなかなかできないと思います。ですから、消防職員、消防団員、そしてそれに付随する組織の方々、そういう方々を中心にしながら、防災・減災の取組を進めていかなければいけないのかなと思います。

そこで、志布志市では今、定年制が敷かれておりませんので、年齢が60歳以上でも構わないわけで、消防組合を退職されて、技術や経験を持った方々が市内にはたくさんいらっしゃると思います。それらの方々に構成する消防職員のOB等を活用したOB分団ですね、そういうものを組織するようなことは、考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 数十年培った常備消防職員の知識・技能と、救急、消防、防災の知識は、有事の際に有効的に働くものと考えていますが、退職された方々で専用化した分団をつくるという考え方ではなくて、退職された方のそれぞれの意思で地元貢献する活動を行っていただき、可能であれば、優先して地元の消防団に入団していただきたいというふうに思うところでございます。

○12番（平野栄作君） 分団は、できないだろうということですね。その代わり、地元の分団に自分の意思で入っていただいて、活動していただくと。分かりました。この点は、また後でも触れたいと思います。

次に移りますが、地域で構成する機能別消防団の構築ということでございます。先ほども市長のほうから答弁がありましたが、災害支援隊設置要綱に基づきまして、私が質問したときには、八野地区に設置してあるということでございました。多分、現在でも広がりを見せていないのかなと思いますが、その点が一点目です。それと、市内各分団においてもサラリーマン化が進み、日中出動できる団員が限られている現状にあります。消防団を退団された方、これはもう地域にたくさんいらっしゃると思います。災害支援隊ということになるかと思いますが、これを機能別消防団というふうに読み替えて、組織する考えはないかお尋ねしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 消防団は、消火活動のみならず、多く動員を要する大規模災害においては、救助、救出活動、避難誘導など重要な役割を担っています。また、平常時においては、火災予防や地域コミュニティの活性化など、地域に身近な存在であるべきだというふうに思っています。機能別消防団の構築については、消防団活動の技能の継承や多機能的な活動に重要な役割を持つと思います。本市には、志布志市消防災害支援隊という制度があるのですが、消防防災活動に従事された知識を持った方々の掘り起こしに、大変苦慮しているところでございます。消防団を補完する消防防災の自衛組織づくりが高められるのであれば、ぜひ地域からの情報提供をお願いしていただきたいというふうに思っているところでございます。

○12番（平野栄作君） 今の答弁だと、要望があれば、災害支援隊という形で組織するというところでよろしいですか。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

取組の中身によっては、支援隊という取組も並行して、維持していきたいというふうに思っ

います。ただ、特定の活動に限定した専門性の高い方々、いろんな活動の仕方はあると思うんですが、そういった活動の取組によっては、機能別消防団という部分も取扱いの中では先進地事例等を含めて、消防団の補完をする立場として制度そのものをしっかりと構築していかないといけないと思っていますので、両方のパターンがあるというふうに思っているところです。

○12番（平野栄作君） 分かりました。自分が考えているのは、災害支援隊というのは、地域の方々に災害、火災時等において消防団のサポートをしていただく方というような捉え方だったので、実際、消防団と同じ程度のレベルにするには、やはりOBとか、そういう方でないといけないのかなと思ったものですから、機能別消防団というのを提案して、今の説明だとその二つ区分けをしないといけないということなんですが、今この災害支援隊については、OBという形ではないわけですか。

○危機管理監（萩原政彦君） 災害支援隊の中身ですが、原則として消防分団又は校区公民館の区域ごとに編成します。ですので、地域の特性を活かすという部分があるというふうに思います。ただ、機能別消防団員につきましては、志布志市全体のいわゆる大規模災害とか、もろもろの活動で組織づくりをしていくことが必要なのではないかなというふうに思っているところです。議員御質問のように、地域の火災とか、そういった活動については、この支援隊という部分は、公務災害補償とか、そういったいろいろもろもろの部分の手續等も含めて、これはこれで必要なものだというふうに考えているところです。最終的に機能別消防団が発展することであれば、そちらのほうに移行していくということもあるのではないかなというふうに思っています。

○12番（平野栄作君） 今の説明なんですが、4月の総会時点でいろんな特技、ドローンの免許を持っている、他にいろんな特技があるとかのアンケートというのがありましたが、今言われた機能別消防団の組織の前提という捉え方でいいんですか。

○危機管理監（萩原政彦君） 私のほうで市の幹部会に申し上げたのは、機能別消防団として志布志市に災害が発生した場合、協力をいただける方々、今、議員御提案のドローンとか、いろいろありますが、活動の中身について、組織づくりをしていけないかということでございます。

○12番（平野栄作君） 分かりました。機能別消防団と災害支援隊を区分をしていくということですね。それでもいいと思うんですが、今の消防団の現状を見えますと、サポートする方々がやはり地域にいないと、なかなか活動が十分にできない状況になっていますので、災害支援隊の組織も、ぜひ広めていってほしい。そして、地域コミュニティ協議会が、各地区で立ち上がっていますが、災害時には、この地区を超えて大きな災害につながっていくし、避難にもつながっていくと思います。そして、その地区で一方の地区は避難しないといけない、一方の地区は受入れをしないといけない、そういうところも出てくるのかなと思って、そういうコミュニティの中の防災部門の担当をしているところで構築するような組織も必要になってくるのかなと思って、それも機能別に組み入れられないのかなというふうに感じたところです。現在は、うちのところも防災という形での部会があります。多分、ほかのところもそういう部会は、持っていらっしゃると思うんですが、そういうところを同一エリア内でコミュニティの中の防災関係を担当する部署

が集まって、その地区の防災を考えるような組織、そういうものも必要なのかなと思って、できればこういう組織を分団の中の一角に加えて、そういう話合いの場を随時持つておくことがいいんじゃないかと思っていたんですが、その点についてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、今、昼間は働きに出て団員がいない、先ほどありましたように、火災が起きたときに10名程度というような話もありました。そういう点からすると、この機能別消防団の在り方というのは、大変良いのではないかと思います。例えば、田舎でありますと農業をされている方、街地区であると、事業所等で業務をされている方々というのは、その区域におられるわけでありますので、そこ辺のすみ分けができれば、そういうのも大変機能としてはいいのかなというふうには思ったところであります。

○12番（平野栄作君） ちょっと話が前にいってしまったみたいですが、要は、今後どの地域においても、高齢化、少子化は、顕著な状況になっていきます。その中で地域で組織化をしたくても、なかなか人がいない状況になってきています。今、地域コミュニティ協議会が随時できていますが、そういう中であっても、単体ではなかなか難しい状況があるのかなと感じていますので、できたら、近隣のそういう地域コミュニティ協議会の中で、地域的なその防災の取組、そういうものも検討できるような組織があってもいいのかなと思っています。この点については、今後、検討が必要なのかなと思います。

最後なんです、消防職員のOB等の再任用についてということで、ここはお尋ねです。現在の再任用等の取組が行われているのかを教えていただきたいのと、できれば近隣自治体の状況が分かれば、お示しをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市におきましては、大隅曾於地区消防組合の退職者1名を会計年度任用職員として、勤務していただいているところです。

○危機管理監（萩原政彦君） 大隅曾於地区消防組合の本部のほうに確認したんですが、消防組合での再任用者は、これまでにないと聞いているところです。

○12番（平野栄作君） ほかの曾於市とか、大崎町とかの状況は分かりませんか。

○危機管理監（萩原政彦君） たしか大崎町のほうにも、危機管理監という立場で、1人いらっしゃると思っております。

○12番（平野栄作君） なぜこんなことを聞くかというと、先ほど説明をしましたが、消防組合は、定数が定められておりまして、その中でローテーションで就業をしているというのが現状で、コロナ禍の中では、職員の方も感染してなかなか出られない状況、それをサポートしていったって、何とか回してきたというような状況があったみたいでした。こういうOBの方々ににつきましては、どこかで活用していれば、そういうとっさの場合のサポートに回れるのかなと思いました。特殊な、いわば救急業務に携わるというのは、非常にハードルが高い分野で、それなりの経験や免許、そういうのが必要ですから、そういうところにいらっしゃる方々が、もしそういう状況に陥ったときにサポートをしていく。そういう組織ができておけば、各自治体の中で話し合っていて、そういう組織づくりをしていただければいいのかなと思って、今、御質問をしたところでござい

ました。この点については、終わらせていただきます。

次に、港湾行政についての質問となります。県から示されました志布志港湾長期構想では、「物流・産業」、「人流・賑わい」、「安全・安心」、「環境・エネルギー」と非常に分野が広いために、私は、この中の港を核とする「賑わい空間の創出について」という部分に限定して、質問をさせていただきます。

志布志港は、国際バルク戦略港湾に選定され、着々と整備が進められ、また、産直港湾としての認定も受け、コールドチェーンの確保に向けた整備が進められています。志布志港の機能向上を図る点から、5月21日に開催されました長期構想検討委員会において、検討案が協議されたと聞いています。これまでも着々と港の整備が進められてきていますが、物流に重点が置かれ、市民が集う、「賑わい空間の創出」の整備が遅れているのではないかと感じているところです。今後の整備推進について、国や県とどのような協議を行っていくのかお聞きしたいと思います。まずは、長期構想検討委員会の検討案の内容をお示しいただくことができれば、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 現在、志布志港におきまして、着々と整備が進められ、また都城志布志道路や東九州自動車道の整備と合わせて、ますますアクセス面において優位な港となっているところであります。そのような中、志布志港に対する諸要請と今後果たすべき役割などを踏まえ、長期的視点に立った志布志港の将来像やその実現に向けた取組の方向性を検討することを目的に設置された志布志港長期構想検討委員会において、志布志港の20年から30年先のあるべき姿や方向性等について協議がなされ、本市もその検討委員会の一員として、意見交換等を行ってきたところであります。先月5月21日に開催された第2回志布志港長期構想検討委員会では、志布志港が目指すべき方向性やその方向性に係る方針、施策、ゾーニング案等が示されたところであります。今後、さらに協議が進められ、長期構想が策定されていくこととなりますが、引き続き、市としての意見が反映された長期構想が策定されますように関わっていききたいというふうに考えているところでございます。

○12番（平野栄作君） 私もネットで検索して見ましたら、相当なボリュームですね。今、パブリック・コメントによる意見募集が、6月13日から7月12日までという形で実施されているようでございます。今後の志布志港をより身近なものとして、意見募集に参加していただきたいとの思いから、今回の質問になったわけですが、コメント募集終了後からの具体的なスケジュールが分かれば、お示しをいただきたいと思います。このパブリック・コメントの申込期限である7月12日以降のスケジュールというのがどういう形で流れていくのか。そこが分かれば、お示しいただきたいと思います。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 県からは、今回パブリック・コメントを受けまして、また再度、長期構想検討委員会の中でそういった意見を含めた協議がなされ、最終的に今年度中にはこの構想が示されるのではなかろうかと思っています。

○12番（平野栄作君） これ自体は、20年から30年の計画ということと、中を見てみると、あと

15年ぐらいの計画もあるようですけれども、今回のこれについては、20年、30年先のものを目標しているという理解でよろしいんですか。それとも、一旦、10年なり、15年なり、そこらあたりを目標しているのか。そこをちょっと、お示してください。

○港湾商工課長（大迫秀治君） まず長期構想につきましては、20年から30年先を見据えた港湾空間の形成とその在り方についてお示しをする内容になろうかと思いますが、既に志布志港の港湾計画というものが、昭和47年に策定をされています。その港湾計画につきましては、直近でいけば平成5年に一回大きく改定をされていますので、今回この長期構想を受けまして、県のほうでこの港湾計画の見直しというところを関連して進められる予定になっています。その港湾計画の改定の中では、おおむね10年から15年先の目標年次とした検討ということになっています。

○12番（平野栄作君） 今回のパブリック・コメントは、非常に重みのあるものだと、私自身は感じておりまして、自分なんかもどういう形になるか分かりませんが、やはり取り組んでいかないといけないのかなというのを感じているところです。今の答弁を聞きまして、長期構想の具現化に向けましては、市民の声を活用することが最も重要だと感じますが、その点からも、今回のパブリック・コメントを大いに期待したいと思うところです。一方、長期構想素案の概要やパブリック・コメントの実施を市民に対して、大いに周知をすべきだと思うんですけれども、市長の考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは、今ありましたように、検討委員会でそういう将来20年、30年を目指して検討しているところでありますので、それが確定しないと、その情報提供というのでもできません。そこが分かった時点では、しっかりと情報提供してまいりたいというふうに考えています。

○12番（平野栄作君） そうじゃなくてですね、このパブリック・コメントを今やっているということと、それに長期構想自体が市民にはなかなか分からないと思うんですよ。ですから、こういう重要な案件を今、志布志市が持っているんだということを周知していただきたい。そして、市民の皆様方の声を届けることは、今しかできないんです。この1か月間しかできない。ですから、「こういうものがあるんだ」、そして「声を上げてください」ということを大いに周知すべきだと思うんですが、その点もう一度お願いします。

○市長（下平晴行君） 現状で検討されている内容を、しっかりと市民の皆さんに情報提供してまいりたいというふうに考えております。

○12番（平野栄作君） 先ほども言いましたが、物流関係については、ものすごく進展していますが、なかなか賑わいの創造という点におきましては、観光船バースぐらいなのかなと思います。なかなか人が寄る状況ではないなと思っています。本港から外国に向けて、今後のゾーニングの中では示されていますが、そういうものをやはり市民が行っていいなと思える、日中ちょっと時間があるときにちょっと寄ってみようかと思えるような空間、そういうものを今声を出せる期間なんですよ。ぜひとも、市民の声を多数県に届けたいと思いますので、こういうものの広報については、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、港を憩いの空間とする取組について、3月定例会で市民が親しむ港づくり推進事業として、景観維持に加え、イベントの開催の予算が計上されていました。イベント実施に向けた現状と実施時期等が分かれば、お示しをしていただきたいと思います。

○港湾商工課長（大迫秀治君） この港の利活用に関しましてでございますが、まず2月に志布志港の利活用に係る検討委員会を設立し、第1回の会議をしたところでございます。その中で、今後の方向性とか、そういったところの取組の話し合いをしたところ、海釣り振興という案が出ました。実際、志布志港につきましては、海釣りができる施設ではないですし、許可もされていないところでございます。しかしながら、「釣りをしている」という現実があり、実際に安全面であったりとか、ルールを守らないことによって、地元の漁師の方にいろいろ御迷惑をかけているというような現状もあるという中において、しっかり安全面の確保、またそういったルール面の中で、志布志港でそういった海釣りができないかという取組を今、進めているところでございます。3月と5月に、それぞれ現地検討会を実施したところでございます。現状の確認と、それから関係者と実際にそういった釣りをされている方の一部に呼びかけて、調査をしたところでございます。景観の良さであったりとか、釣りのしやすさであったりとか、釣果であったりとか、安全面、そういったところの御意見をそれぞれアンケート等で取ったところでございます。今後につきましては、7月初旬に第2回の会議を実施する予定となっています。その中で今までの検証をしっかりと行った上で、できれば、本市としましては、釣り文化振興モデル港の選定に向けて、取組を進めたいというところでございますし、併せまして、最終的には今年度につきましては、9月に第1回のイベントをしたいと考えているところでございます。

○12番（平野栄作君） 私も、昔は菱田川に鯉釣りに行っていたんですが、都城からの方が非常に多かったんですね。地元の方は、本当にいないぐらいで、都城からの方がずっと数名、毎回行くたびに会っていたという状況でした。ですから、今そういうイベントがあると、都城とか、海のないところからもどんどん人流ができていくのかなというのを、非常に楽しみにしているところです。9月の開催ということですので、楽しみに待ちたいと思います。

それでは、交通網等が整備される中であって、後背地との距離が短縮する中で、港を持つ市として港の活用策は、今後を大きく左右するものになると思います。特に交流人口の増加は、にぎわいを図る点からも魅力ある整備には、数年という年月を要すると思いますが、今、志布志市が一丸となってこの問題を享受するべきと考えます。市としては、今後どのような取組を実施していく考えなのかをお示しください。先ほども市長の答弁の中で、まだ具体的なものはお答えできないというのがありますが、市長の構想としてどういうものをお考えか、お示しできる範囲で結構です。

○市長（下平晴行君） 現在策定中の志布志港長期構想や改定される港湾計画との整合性を図り、策定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○12番（平野栄作君） 道路網が整備されます。本年度末には、高規格道路が全線開通することになります。よくストロー現象というようなことを言われますが、志布志市は、この港をどうし

でも活かさないと、本当にそのストロー現象になる。ただ、反対にこの港を活かすことによって、内陸部から引っ張ってこれる魅力がある。本当に大きな事業だと思っています。そしてまた、今この新しい事業がスタートをするときに当たって、どういう夢を持つのか。それが我々には必要じゃないのかなと思うんです。やはり、自分たちが先を見て、楽しいのか、楽しくないのか。やはり楽しい方向に持っていきたい。そういうことを市民の方々にもお願いしながら、志布志市の将来に向けて明るい志布志市を見るために、いろんな形でそういう御意見をいただきたいなと思いますので、何かの機会に市民の方々の声を聞くような場を設けていただければありがたいのかなと思っています。長期構想では、本港地区と外港地区が人流・交流拠点ゾーンとして位置づけられておりますが、5月に本港地区から新若浜地区までを陸上から見学する機会がありました。久しぶりに本港地区の消波ブロックの上に立ちましたが、あそこから見る景色は、本当に中学生の頃に釣りに行って以来かなと思います。非常に良いロケーションでありました。どの角度から見てもすばらしいなと思ったところです。これが再整備されることによって、非常に魅力のある港になるのではないかなと、個人的には感じたところです。パブリック・コメントが募集中であります。市自体としては、今、なかなか言葉では表せないというようなことがありますが、「こんな形だ」というような、市としての今のゾーニングの中で、「ここは、やはりこうしたいよな」というような、これは、具体的に言葉に出さなくてもいいです。そういうものをお持ちなのかどうか、そこだけお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 四つの魅力というのがありまして、一つは世界とのつながり、それから国内の輸送網が広がる、それからバックの農業ですね、背後地の農業関係が有利になる。それから四つ目は、企業の誘致が有利になるという、この四つの魅力を基に、そして今おっしゃったように、この長期構想検討委員会の中で20年、30年先を見据えた取組がなされるわけですが、その中で特ににぎわいを創出した、いわゆる多様性の港としての考え方は、クルーズ船の誘致とか、先ほどありましたように釣りができる港、あるいは多様性でいいますと公園ですね。それから、今流木がありますが、この流木の位置を今のところではなくて、もうちょっと西側のほうに持ってくるとか。それから、森山先生もおっしゃっていますが、港を拡大していくということでの志布志港のより活用、海外との関係も含めてですね、そういうこと。本当に、私も言葉がちょっと足りませんが、港のこの基本構想については、相当な活用がされていくものというふうに考えています。それを活かすために、我々行政がどうしていくのかということでもありますので、この魅力を最大限に活かして、活用してまいりたいというふうに考えています。

○12番（平野栄作君） 流木ではなくて、木材ですね。市長の思いをお聞かせいただきましたので、

私も大いに期待をしているところです。本当、多分自分がいるのか分かりませんが、20年、30年先に多くの方々がこの港に訪れて、楽しみを共有するような場ができていけば、非常にありがたいなと思っています。この質問をするに当たりまして、いろいろ新聞も調査しましたが、6月17日の南日本新聞の地域総合には、香月小学校魚礁製作現場見学会の記事が掲載されていました。

そして次、6月18日には同じく黒ゾカに、災害時支援物資輸送訓練の様子が掲載されていて、笑わせていただいたところでございます。今日は、私の一般質問ということで、何かこの志布志港のつながりがずっとあったなというふうに感じております。

今回は、消防団の新しい下部組織というか、連携組織等の構築ができないかということと、志布志湾を活かした港のにぎわいを創出するような取組ということで、この機会を逃すとなかなか声に出しても届かないと思いますので、今後とも市長をはじめ、職員の皆様も大変だとは思いますが、頑張っていただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

○危機管理監（萩原政彦君） 申し訳ありません。消防行政についての大隅曾於地区消防組合での再任用者の御質問の中で、他市の状況ということで、先ほど私が大崎町のみと回答しましたが、曾於市にもいらっしゃいます。申し訳ございませんでした。

○議長（福重彰史君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————
午後2時23分 休憩

午後2時34分 再開
—————○—————

○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、9番、八代誠君の一般質問を許可します。

○9番（八代 誠君） 改めまして、皆さんこんにちは。八代誠です。早速通告書に従い、一問一答により質問をいたします。

まず、道路行政についてです。ヒアリングの際に、資料として担当課のほうにお渡ししておきました、5月31日の南日本新聞に掲載されていた記事について、紹介いたします。見出しには、「生活道路速度30kmに」とあります。警察庁が5月30日に道路交通法施行令により、道路幅の狭い生活道路の制限速度を時速30kmに引き下げることが検討しているという内容であります。改正案のポイントとして、大きく三つありました。「中央線や複数の車線がない一般道路の法定速度を時速60kmから時速30kmに下げる。2026年9月の施行を目指す。既に標識や路面標示がある道路は、引き続きその規制速度を適用します」というような内容になっていました。志布志市内において、幹線と称される国道、県道、市道及び農道は、速度規制表示があります。ところが、中山間地域においては、速度規制表示のない、中央線や複数の車線がない市道や農道ばかりになっています。

そこで、伺います。志布志市として、今御紹介いたしました生活道路とは、どんな道路を示しているのか。志布志市が考えている生活道路の定義をお示してください。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えします。

生活道路については、明確な定義はありませんが、一般農道のうち、地域住民が通勤・通学など日常生活での移動や幹線道路に出るまでに利用する比較的狭い道路を指すとされています。新

聞報道でありますとおり、警察庁は、中央線を設置する目安とされている幅員5.5m未満の生活道路を、先ほどありました現行の时速60kmから30kmに引き下げる道路交通法施行令の改正を2026年9月から実施すると発表したところであります。

○9番（八代 誠君） この基準を注意深く読んでみたんです。市長については、ちょっと意地悪な質問になってしまうのかもしれませんが、今、市長からもありました、現在、志布志市内の生活道路において、速度規制の「时速50kmですよ、40kmですよ」というような標識や路面に「何kmで走ってください」というような、そういう表示がない道路。先ほどもお話ししましたように、志布志市内の市道や農道は、そういう表示がされていないところは「あっ、全部时速60kmで走れるんだ」というふうに自分はこれを読んだとき、そういうふうに理解したところです。ただ、やはり地元の方たちというのは、道路幅が狭いので物理的にカーブが多かったり、起伏があったりして、そんな时速60kmで走っている人はほぼ見かけないのですが、私は、「あっ、时速60kmで走れるんだな」と理解しました。市として、市長は、どういうふうに関このことについてはお考えですか。时速60kmで走れるか、走れないかということを率直にお願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、標識もないところについては、时速60kmまでは制限がないというような考え方でありますので、それを何kmで走るとかということは思ったことはありません。

○9番（八代 誠君） はい、そうなんです。自分もこの基準を見て、2回、3回読んで、「うーん、どうしても」というふうに思って、警察署のほうにも聞きました。「60kmです」ということで答えをいただきましたので、ここから本題に入ります。

昨年、「志布志市の市道や農道の外側線や中央線及び横断歩道や停止線が消えています。市長、何とかありませんか」とお願いしました。市長は、「事故防止対策のために、しっかりした年次計画を立てて、予算計上していきたい」というふうに答弁をしていただきました。今年度、実は当初予算で建設課が所管する事業であります市道維持補修事業のうち、工事請負費（交通安全施設整備）に予算計上されている。令和5年度の当初予算については、350万円でありました。本年度は600万円、昨年度と比較すると、250万円増額されています。このことについては、区画線を年次的に再整備していただけるのかなというふうに、自分なりに考えています。そういったことで、年次的な計画というものが立って、こういう予算計上になっているのかをお示しいただきたいと思います。

○建設課長（富岡 裕君） お答えいたします。

道路標識における路面表示ということで、区画線につきましては、市が道路管理者となりますので、市のほうで区画線、外側線、中央線等については整備をするということになります。今年度もその安全施設整備ということで、外側線、中心線について、整備を行っていきます。特に街中を見ていただくと、かなり路面の表示が消えている箇所がたくさんございます。昨年度も御質問があり、その箇所をなるべく無くしていきたいということで、交通量の多い場所、そして交差点の右折ラインとか、左折ラインの外側線、中央線の表示を含めた整備を進めていきたいという

ことで、予算を計上して、今回、倍増で予算をいただいたところでございます。

○9番（八代 誠君） それでは担当課としては、年次的な計画を立てられて、実施していくよということで、理解すればいいですか。

○建設課長（富岡 裕君） そのとおりでございます。今、計画的に路線等を決めて、松山地域、志布志地域、有明地域とそういった路面標示が消えているところを中心に、計画的に進めていきたいと考えています。

○9番（八代 誠君） 今、道路行政についての（１）になります。市道について、停止線等が視認できていない箇所が、私としてはかなり増えているなというふうに考えています。対策を急ぐための一例として、停止線を地域コミュニティ協議会等に補助金を交付していただきながら、設置作業を行うなどの取組も考えていただけませんかという質問になっていくんです。その前に、今回相談があったところなんです、中央線の設置がない、ですから、いわゆる生活道路になっています。停止線が全く消えてしまっている箇所でした。そこには「止まれ」の看板がないですが、停止線が引かれた後というのが確認できるんです。そういったところを今年４月から５月にかけて、農家の甘藷の植え付け、あるいはお茶の管理や収穫によって、機械を積載した大型車両が頻繁に通るようになり、停止線が消えているので、一旦停止をせずに交差点を通過してくる。一旦停止をしないで、幹線のほうに出てくるため、「事故になりそうになったんだ」という、そういった声を特に最近多く聞くようになりました。地域に住んでいる人が高齢者であるがゆえに、そのことが起因してということなのかどうか分かりませんが、相談者が「耕作者が地域以外の農業法人に変わったことで、土地勘がない人たちが機械を積んで、大型車に乗って、材料を積んで、行き来するんだ」と。時間に追われてということなのでしょうけども、「土地勘がない人が行き来するようになった。そのことが原因なんだよな」というふうにおっしゃる住民もいました。これは、なかなか難しいなというふうに思います。これまでは、甘藷の植え付けにしても、お茶の管理にしても、地元の農家さんが地元の近所のおじちゃん、おばちゃんに手伝いをもらいながら、管理ができていた分を、高齢化・人不足によって、あるいはもう耕作ができないからということで畑を貸す、管理をしていただくというようなことで、地域以外の法人の方々が出入りするようになって、「停止線が消えてしまっているの、そこで止まらん」というような相談でした。よって、先ほどお話ししましたように、こういったところを交通安全の団体あるいは地域コミュニティ協議会の方々にお願いをして、調査をしていただいて、できれば材料代ぐらいを支給していただいて、対応できないかなというふうに考えているところです。市長の見解をお示してください。

○市長（下平晴行君） 停止線は、路面標示における規制標識となって、公安委員会が設置することとなることから、原則は県の公安委員会で維持管理を行うこととなるようであります。現場を確認にして、状況を地元警察署につないで、管理者である県公安委員会で対応をお願いしてまいりたいと思います。「原則は」となっていますので、このことがどこまでなのかは、十分確認していきたいというふうに思います。

○9番（八代 誠君） 私も多分無理だろうなというふうに思いながら、質問をしているところです。ヒアリングのときにも、担当者から、「これ、本当に行うんですか」とか言われて、「現状を知っていただきたいから、このことについては、ごめんなさい。お願いします」ということで、質問をしているところです。先ほどもお話ししましたように、多分、志布志市になってから、こういうことは、ほぼ無いかなと思います。「止まれ」の標識が立っているところは、必ず停止線が引かれています。「止まれ」の標識には、公安委員会のシールが貼ってあります。「止まれ」の看板がないところの停止線は、私は、道路を新設したときに、ここは危ないからということで多分引かれているんじゃないかなという気がしてならないところでした。そういったですね、私が言いたいのは、鹿児島県の警察、公安委員会と、道路規制法と道路法の管理者の管理の仕分け、責任の所在というのが曖昧なんじゃないんですかということをお願いのところなんです。私は、この質問については、「新しく『止まれ』の標識を立てて、線を引いてください」と言っていることではないです。「『止まれ』の標識が立っているにもかかわらず、塗り直しがどうしてできないのですか」ということと、「止まれ」の標識が立っていないのに、線が引かれているところは、じゃあ「どこが管理するんだ」ということの責任の所在というのが明確ではない。しかし、市民の方々、私もそれは分からなかったんで、今回問合せがあったときに、実際私の家の隣の隣の家が伊崎田駐在所ですので、駐在さんに「明日、ペンキをこっくって、2人で塗いがな」ということで、やろうとしました。でもやはり、「ちょっと、まずい」という話になって、「ちゃんと申請をして、作業にかからなきゃいけない」というようなことになりましたので、一旦は中止をしたところでした。なので、やはりこのことについても、お示したところでした。あちこち探してみましたら、茨城県牛久市さんが路面標示について、このことについても、建設課のほうに紹介しました。道路管理者、ですから「志布志市は、こういう作業しかできませんよ」、そして「公安委員会は、こういうことができるんですよ」ということを明確に牛久市さんのホームページには、市ができること、道路管理者である志布志市が、道路法に基づいて表示をすることができることは、これとこれなんです。ただ、規制に関することについては、道路交通法になってしまうので、鹿児島県公安委員会でないといけませんよということが書かれていました。まず、その責任の所在というものははっきりすべきだというふうに思うんですが、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これはまさにおっしゃるとおりで、私もその中身は全然聞いていなかったです。担当課からは、聞いていません。ただ、話をする中で、原則とかそういうのがあって、今おっしゃったように、例えば「止まれ」の表示がないところでの白線、あるところでの白線、これは本当におっしゃるとおりだというふうに思います。この牛久市のホームページであります、やはりそこ辺のすみ分けをしっかりと、市ができることであれば、そのことをしっかりとすることによって、市で対応できるわけでありますので、そこはおっしゃるとおりだというふうに理解をしたところであります。

○9番（八代 誠君） 市長も、市長をされる前は市議会議員をされて、今、市長をされて、「市長、これば頼んでな」というふうに言われることが多いと思います。私たち議員も「頼んで

な」と言われて返事ができないと、「おまえに頼んだっち、ないもでけんよ」というふうに言われるんです。なので、このことについては、本当にちょっとどうしようかなというふうに思ってたんです。まず、できることからお願いをしていかないといけないと思いましたので、こういう道路管理者である道路法に基づく管理、それから道路交通法に基づく公安委員会のできる設置あるいは管理というものをしっかりすみ分けをしていただいて、すみ分けをしながら、志布志市に相談があったときには、志布志市の窓口が責任を持って県の公安委員会につないでいくんだという手法をしっかり確立していただいたというふうに思います。もう一回、すみません。今度は、担当課長にもお願いします。

○建設課長（富岡 裕君） 議員の聞き取りのときに、そういった先進地の情報を提供いただきました。誠にありがとうございます。建設課においても、内部で協議をいたしました。実際、私たち建設課の中でも、やはりこういう道路標識、路面標識の中の警戒標識というものにも、道路管理者がする分、そして県公安委員会がする分と混在しています。複雑な部分もあります。そういう中で、やはり市民の方にも、そういったことはなかなか分かっていただけないということでございますので、市民の方に対して、道路管理者が設置するところ、そして県公安委員会が設置するところという情報を広くホームページ、また広報紙等にて周知したいと思います。それと併せて、情報提供ですね、そういった区画線、停止線が消えている場所等の路面標示が消えている場所の情報提供も併せて、募っていきたいと考えております。

○9番（八代 誠君） 「止まれ」の標識があって、「停止線を引いてください」というときに、鹿児島県公安委員会に志布志市内の調査をお願いしたら、私、相当な数に上るんじゃないかなと思います。ですから、やはりそういったところについても、先ほどちょっとお話しましたが、臨機応変に、もちろん黙ってやるということは難しいですので、地域で調査をしていただいて、「どうしても、ここは停止線を急がなきゃいけないよね」というようなところが地域から要望があった場合には、警察官立会いの下でとか、そういうような形でやはり急いで対応しないといけない。高齢者の方々から、「まこて、こんやつ走るもんじゃ」と、私に言われました。お茶農家の法人でしたけど、管理機を2台積んで、私が普段時速30kmから40kmで走る道路を50km過ぎぐらいで、次カーブがあるんですが、センダンの木かなんかあって、そこをわあっと走っていく、やはり、そういった方々がいるんですよね。なので、やはり要望があれば、できれば臨機応変に、何かそういうシステムをつくれなかなというふうに考えています。現段階の見解をお示しいただければと思います。

○建設課長（富岡 裕君） この一般質問を受けて、交差点における路面標識の在り方等について、課内で協議を行ったところです。まずは、公安委員会が設置する箇所、公安委員会が設置しない箇所もございます。その中で我々としては、交差点の危険箇所というのは、やはり地域の方々からの情報をもらいながら進めていかないといけないと考えています。建設課としても、そういった県公安委員会が設置していない箇所におきましても、交差点表示という形で、路面に「交差点あり」というような形で、小学校の近くで、何か所か設置はしています。そしてまた、

一部の箇所では「止まれ」ではなくて、「交差点あり」とか、そういった表示を道路管理者はできることになっていますので、「そういった箇所を、地域の方からお聞きすることも大事だよね」ということで、話をしたところです。２点目が、そういった事業者様、法人業者様が、そういった地域の畑を耕作されるということで、そういった運転をされる方が危険運転といいますか、交差点を止まらないという事案があるのであれば、建設課のほうにつないでいただければと思います。建設課が行う道路工事においても、苦情等の電話が来ます。そして、その事業者様に「こういう状況です」というのを伝えます。また、そういう法人様の情報提供等をいただければ、改めまして、その事業者様に「こういう皆様からの意見が来ていますよ」というのはお伝えして、安全運転に心がけていただければというふうに考えています。

○９番（八代 誠君） 最後に、市長にこの点について、お願いをします。今の停止線について、やはりその市民の方々から市に相談があっても、もう一つ上の鹿児島県公安委員会がゴーサインを出さないと、やってくれないあるいは塗り直しができない。最初で御案内しました2026年９月には、現行時速60kmで走るところが30kmになる。「志布志市内の生活道路を走るドライバーって、その制限速度30kmと標識も立てないのに、どうやって知るんだろう」と、私はそこがすごく課題じゃないかなというふうに考えています。ですから、今、この生活道路に係る課題というものをもう一回、自分たちでしっかり考えて、志布志市の建設課、耕地林務水産課、そして総務課の危機管理グループの方々と、警察、公安委員会も含めて、やがては変わっていくだろう制限速度のことについてもですね、相当お互い協力していかないと、その周知というのは、私は徹底されないんじゃないかなというふうに思います。市長にお願いですが、できるだけお互いの組織として、協力し合って、事故のない安心・安全な志布志市の構築ということに努めていただきたいというふうに考えます。いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、市民の生命・財産を守るのは義務でありますので、それは当然なこととして、今おっしゃったように関係団体としっかり連携を取って、先ほどありましたように、その県の公安委員会で許可をもらわなければいけないもの、市で即対応ができるもの等々が分かれば、早い段階でしっかり対応ができるというふうに思います。まずは、その点をしっかりと把握した上で、この取組をしてみたいというふうに考えています。

○９番（八代 誠君） この停止線、それから時速60kmから30kmになるであろう、まだ案ですので、そういったことになったときには、今、市長が言われたように連携を取っていただいて、善処、対策していただければというふうに考えます。

それでは、道路行政についての２番目に入ります。都城志布志道路については、今年度中の全線開通が見込まれています。ただ、現状では、昨年一回、曾於地区内においては、都城志布志道路について、道路の本線の脇が伐採をされたところでした。路面補修については、通告書には「計画的に実施されているようには見受けられない」というふうに書いていますが、まだまだ完全ではないというふうに自分は考えているところなんです。補修、それから伐採作業は行われています。最近というか、以前も一般質問でお話ししたことがあるんですが、自動車専用道路であ

るがゆえに、道路敷地と民有地あるいは道路敷地と農道との境界の延長の左右に、ずっと高さが1.5mぐらいのフェンスが設置してあります。鹿児島県にも問い合わせてはみたんですが、「車が走っていて、支障になるようなところであれば」というようなことも、ちょっとお話を聞いたのですが、「本線を車が走って、前方が確認できないような支障になるような木があれば」というようなこともお話を聞いたんです。そうではなくて、私が住む伊崎田地区では、道路敷地内のフェンスの中から雑木あるいは竹が大きくなって、「農地に行けなくなっている」というようなことの相談が、以前あったところでした。それで、「最近大変だから、あそこの畑は諦めた」ということで、もう耕作をやめられたところがあります。ちょうど自分たち、男性の足ぐらいの大きさになっています。ですので、まだ雑木としては小さいので、今だったら切れば、そういった障害がなくなるのかなというふうに思っています。そういった中で、6月1日土曜日に都城市総合文化ホールで、合同整備促進大会というのが開催されまして、市長が決議文を読み上げられたその中に、「切れ目のない」という言葉があったんですが、私は、この切れ目のない予算措置というのは、「道路をつくる側だけの予算措置ではなくて、道路ができてからも、維持管理に大事な予算措置をしてくださね」という意味もこもっているんだろうなというふうに考えているところです。市長、この「切れ目なく継続的、安定的に国土強靱化の取組を図るため」という言葉というのは、「維持管理にも、切れ目なく予算措置をしてください」ということで、私は理解しているんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） これは、まさにおっしゃるとおり、道路を管理していく中では、「あらゆるものが」ということでの「切れ目のない」というふうに理解していいんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○9番（八代 誠君） そういうことで鹿児島県にお願いしても、「支障になるところって、農道とか、民地についても支障になっているから言っているんですけど」と言いたいんですけど、そういったところもありますので、今後、担当課を通じて、県のほうにしっかりお願いをさせていただきたいというふうに思います。今、市長も言われましたので、維持管理についても、予算措置ができるようにしっかりお願いしているということですので、このことにつきましては、よろしく願いいたします。

それでは、道路については、最後になります。東九州自動車道と都城志布志道路を結ぶ（仮称）曾於志布志道路について、「本市としての活動の状況と今後の展望について問いますよ」ということなのですが、先ほどお話ししましたように、都城志布志道路、都城末吉道路、曾於志布志道路のうち、都城末吉道路と曾於志布志道路については、仮称ということでありました。3路線の合同整備促進大会が開催されたところです。東九州自動車道と都城志布志道路を結ぼうとする計画に対する整備促進大会だというふうに認識しています。都城志布志道路の有明北インター付近から東九州自動車道の曾於弥五郎インターを結ぼうとする、（仮称）曾於志布志道路。同じく都城志布志道路の平塚・横市インター付近から東九州自動車道の末吉財部インターを結ぼうとする（仮称）都城末吉道路。私は、気になりましたので、鹿児島県のホームページを開いて、曾於志

布志道路を検索してみました。鹿児島県はこの（仮称）曾於志布志道路については、構想路線であるというふうに、しっかり明記があったところでした。記載されている注釈には、構想道路というふうに書いてあるんですが、構想道路とは、高規格道路としての役割が記載されているものの、起点及び終点が決定していないなど、個別路線の調査に着手している段階にない道路であるというふうに記されていました。一方で、平塚・横市と末吉財部間を結ぶ路線（仮称）都城末吉道路は、鹿児島県あるいは宮崎県のホームページで探すことができませんでした。「ん？」と思ったんですけど、「ああ、曾於志布志道路については、鹿児島県が着手していくのかな。都城末吉道路は、10号線があるから、国土交通省が担当していくのかな」というふうに考えたところです。ただ、先ほどもありましたように、「切れ目なく道路を造りますよ」という決起大会、「8」の字を書いて「無限大」と言っていましたよね。ただ、そこが国の直轄事業となる北部の都城末吉道路と、鹿児島県が主体になっていく曾於志布志道路、これは、今後相当しっかり訴えていかないと、スピード感というものは、はるかに比べものにならないんじゃないかという気が、私はしているところです。そういった遅れを取らないようにということで、強く要望していく決起大会だったのかなというふうに考えてはいます。こういったことも、十分市長も分かっておられると思います。この「むげんちゃん」と呼ばれた都城志布志道路、都城末吉道路、そして曾於志布志道路の構想に対する市長の思い、もしかしたら熱い思いなのかもしれません。お聞かせ願えませんか。

○市長（下平晴行君） このことについては、現在の都城志布志道路の鹿児島県が22.3km、宮崎県が8.6km、国の直轄が13.4kmということで、22kmと22.3kmが分かれているわけですね。ですが、私は、何ら問題ないというふうには思います。どういうことかと申しますと、今回、国の直轄で5.7kmが完成します。志布志市も3.2km港までが完成するということでは、ちょっと国のほうが早いかもしれませんが、今年中に完成するということをもう報告されています。その件については、どういうことが想定されるかどうか分かりませんが、私はそういう面では安心ではないですが、しっかりとそのことも伝えてですね、その差がないように、遅れがないように要望活動をしてまいりたいと考えています。

○9番（八代 誠君） 都城志布志道路については、ぜひ、そういう遅延がないような形で要請していただきたいと思います。まだ構想路線ということである曾於志布志道路、それから国土交通省が直轄でやっていくであろう都城末吉道路、この東九州自動車道と都城志布志道路と「8」の字になるようにつなぐから「むげんちゃん」だということだったんです。この次、計画されている道路に対しての意気込みをお聞かせ願いますか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、この都城志布志道路が完成することによって先ほどの港の魅力、優位性、そして今後、志布志港の長期構想検討委員会でもしっかりと20年、30年あるいは10年、15年の計画というか、策定されるわけであります。それと併せて、曾於志布志道路、都城末吉道路、これは国のほうでも「むげんちゃん」ということで、国会議員のほうも国土交通省も理解していますので、このことについては、一緒になって完成するということでの

取組をしっかりと要望してまいりたいというふうに考えています。

○9番（八代 誠君） ということで、しっかりと要望活動が続けていただきながら、決して鹿児島県の構想路線である曾於志布志道路が、都城末吉道路の国の直轄事業になっていくだろうという事業に対して、遅れを取ることなく進めることができるように、市長から強い要望をしていただきたいというふうに考えます。

次の質問に移ります。港湾行政についてということで、ヒアリングがありました時点では、5月21日に開催、ここには「された」というふうには書いているのですが、ヒアリングがあったときに「こういうことを聞きますよ」ということで、まだですね、この5月21日に開催された志布志港長期構想検討委員会の資料すら、公表されていませんでしたので、令和5年8月23日に第1回目が開催されたということで、「去年の分の長期構想検討委員会の資料に基づいて、質問させていただきますよ」ということでお願いをしたのですが、ぱっちり90ページにわたって、資料が全部公表されました。また、先ほどの平野議員からも、ほぼ似たような質問をされてしまいましたので、「どげんすっかいね」というふうに、今、思っていたところでした。というのが、これも南日本新聞にですね、6月13日木曜日の新聞に、志布志港長期構想素案でパブリック・コメント、意見を公募しますよと、鹿児島県が7月12日まで実施しています。基本理念を「地域のポテンシャルと稼ぐ力を引き出す、世界に開かれた“志”あふれる志布志港」と設定し、「物流・産業」、「人流・賑わい」、「安全・安心」、「環境・エネルギー」の4項目ごとに取組方針や具体的施策、ゾーニング図を示した県ホームページや港湾空港課、県政情報センター、各地域振興局などで閲覧できますということで、インターネットに接続したパソコン等で志布志港長期構想素案というふうに検索していただければ、全てを閲覧することができます。先ほどもありましたが、この素案に対して「意見を募集します」というふうには書かれています。丸々、そのまま読んでいきたいと思います。

「志布志港長期構想（素案）」に関するパブリック・コメントによる意見募集について。1、趣旨。志布志港は、国内有数の農畜産地域である南九州地域を背後に有し、国内外の物流拠点、飼料供給基地として地域の産業を支える重要港湾です。志布志港を取り巻く情勢は、近年で大きく変化し、取扱貨物における原木の増加や東九州自動車道あるいは都城志布志道路等の道路交通ネットワークの進展など、環境の変化に対応するため、おおむね20年から30年先の総合的な港湾空間の形成と在り方を取りまとめる長期構想を策定するため、学識経験者、港湾利用者、地元関係者、行政機関から構成される検討委員会では、志布志港の目指す姿の実現に向けた取組方針や具体施策、ゾーニングについてとりまとめた志布志港長期構想（素案）を作成しました」ということです。こちらになります。「この素案について、広く県民の皆様から御意見を募集いたします」ということで、先ほどあった募集期間が令和6年6月13日木曜日から、令和6年7月12日までの1か月間ということで、郵送あるいはFAX、電子メールで、「その意見を募集しますよ」ということでありました。90ページもある素案に対して、概要版ということで、A3ぐらいに拡大しないとちょっと文字が小さいのですが、5枚。これを読んでいくと、「こんなに変わってい

くの」というぐらい、わくわくドキドキ、ドキドキわくわく、どっちが先か分からないんですけど、そんな20年後、30年後の志布志港が何か想像できるようなゾーニングがあって、言葉が書いてあって、この言葉をこのゾーニングのところに一つずつ当てはめていくと、何となく「これ、凄いな」というのが想像できるなというふうに思っています。先ほど平野議員からありましたように、鹿児島県は県民の方々に、「多くの意見をくださいね」ということで、募集がされています。できれば、このことについても、せめて概要版とゾーニングの表紙だけでもいいですので、鹿児島県のほうに相談をしていただいて、志布志市のほうで採用させていただいて、このパブリック・コメントを広く志布志市としても、募集していただけないかなというふうに考えています。市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今、おっしゃることは、よく理解しているところです。ただ、これは特に港の管理は、県が対応していますので、それに合わせて、市がどういう形で今のようなことのお願いができるかですね。これは、内部で十分協議させていただきたいと思います。

○9番（八代 誠君） 鹿児島県が管理はしているんですけど、志布志市に港がないとできない施設であります。やはり、強く言うということではない、「夢を語っていいですよ」という話であれば、やはり、その何かこうちょっとできないかなというふうに自分は思います。特にですね、今回すごくこう、「おお、こんなことをやるんだ」というような人流、それからにぎわい、先ほども市長が言われました。それから「環境・エネルギー」、ここら辺をやはり読んでいくと、「えっ、そんなことまでやっていくの」ということが、実現可能かどうかは分かりませんよ。そのことに対して、素案に対して意見をください、こんなすばらしいことができるんだなど。中には、本当に港だけではない、この商店街にも影響があるようなことがいっぱい書かれています。ぜひ関心を持っていただいて、市民の方々にも広く意見が言えるような機会というか、先ほどもありましたように、このことについては、今日は6月19日ですよ、なので7月12日ということは、もうあと20日ぐらいしかありません。それから資料を見て、「ああ、自分はああだな、こうだな」ということを考えていると、本当に7月12日って、あっという間ですので、パブリック・コメントとして意見を出さないにしても、こういう長期構想の素案として、鹿児島県は持っているんですよということを、志布志市民の方々も広く知っていただくことというのはすごく大事ななど、もう公表しているわけですから。ただ、担当が志布志市ではない、鹿児島県なのでということだと思うんですが、ぜひ御紹介をしていただきたいと思います。もう一回、お願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、物流を取り巻く環境の変化ということでの四つの項目で、「物流・産業」、「人流・賑わい」、「安全・安心」、「環境・エネルギー」という四つの項目で挙げていますので、いわゆる「物流・産業」だけの港じゃなくて、やはり人がにぎわう、あるいは多様性の港として、どう活かしていくかということでもあります。先ほど言いましたように、市としての考え方は大事だというふうに思いますので、しっかりまとめて取組をしまいたいというふうに考えております。

○9番（八代 誠君） 港湾商工課長、本当に申し訳ありませんでした。ヒアリングを受けなが

ら、「一応、こういうことを質問しますよ」ということで、せっかく準備をされていたと思うんですが、もう全部、こちらに書かれていましたので、あえてヒアリングどおりにいかなかったということ、まず、「すみませんでした」ということであります。

今回ですね、道路行政と港湾行政について質問をいたしました。この港湾行政についても、先ほどからお話しています、都城志布志道路が来年3月には全面開通していく。そして、市長の言葉にもありましたように、切れ目ない形で曾於志布志道路、それから都城末吉道路、東九州自動車道と都城志布志道路を北部と南部で結んでいく。そういった道路網がしっかり整備されていくことをにらんでの港湾計画にもなっています。また、志布志港の長期構想素案をしっかりと読んでいくと、今、飼料基地辺りで使われていない緑地についても廃止をして有効活用をしていって、そういう緑地をほかに移して、あるいは魚が獲れなくなっている、そういった磯焼け等にも環境にも配慮した港づくり、いろんなことが書いてありました。本当、こういう港になれば、人も来ていただける、にぎわいがある、そして環境にも優しい、景色もいい、すばらしい港ができていくんだろうなというふうに自分は考えています。ですから、このドキドキわくわくするこういうことを、ぜひ全面に出していただいて、発信していただいて、志布志市はこんなに変わるんだということをアピールしていただきたいなというふうに思います。市長、最後によろしいですか。道路と港湾行政ひっくるめて、今後の志布志市の変貌について、市長の思いをお願いします。

○市長（下平晴行君） 都城志布志道路、東九州自動車道についても、現在、志布志市から県境まで約55億円ぐらいだったと思うんですが、しっかりと着々と整備が進んでいる状況であります。これは、一つは港があることによって日南市、串間市、志布志市、それから鹿屋市、都城市という中心になるまちになろうかと思います。それと併せて、志布志港長期構想検討委員会が設置され、先ほど言いました四つの項目をもって、しっかりと志布志市としてのいわゆる住みやすいまち、あるいは経済面も含めて安心・安全も含めてですね、環境も含めてですので、そういうにぎわいの港、まち、多様性のある港を活かして、しっかりと志布志市の今後の在り方を全員で考えて取組をしてまいらなければいけないというふうに確信をしたところでございますので、しっかりそこ辺は内部でも協議をしながら、前向きに取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○9番（八代 誠君） 終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、休会とします。

6月21日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後 3 時31分 延会

令和6年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和6年6月21日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

隈 元 香穂子

南 利 尋

小 辻 一 海

丸 山 一

永 田 梓

稲 付 洋 平

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓
 3 番 稲 付 洋 平
 5 番 南 利 尋
 7 番 青 山 浩 二
 9 番 八 代 誠
 11 番 持 留 忠 義
 13 番 西江園 明
 15 番 玉 垣 大二郎
 17 番 小 野 広 嗣
 19 番 小 園 義 行

2 番 栢 山 晋 司
 4 番 隈 元 香穂子
 6 番 市ヶ谷 孝
 8 番 野 村 広 志
 10 番 小 辻 一 海
 12 番 平 野 栄 作
 14 番 丸 山 一
 16 番 鶴 迫 京 子
 18 番 東 宏 二
 20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行
 教 育 長 福 田 裕 生
 財 務 課 長 鮎 川 勝 彦
 コミュニティ推進課長 五 代 千加子
 港湾商工課長 大 迫 秀 治
 市民環境課長 村 山 睦
 保 健 課 長 北 野 保
 耕地林務水産課長 大 口 秀 昭
 松 山 支 所 長 折 田 孝 幸
 水 道 課 長 中 水 忍
 農業委員会事務局長 高 野 利 彦
 学校教育課長 淀 修 司

副 市 長 溝 口 猛
 総 務 課 長 小 山 錠 二
 総合政策課長 川 上 桂一郎
 情報管理課長 宮 内 真 吾
 税 務 課 長 藤 後 広 幸
 福 祉 課 長 若 松 利 広
 農政畜産課長 萩 迫 和 彦
 建 設 課 長 富 岡 裕
 有明支所長 岡 崎 康 治
 会 計 管 理 者 濱 田 茂
 教育総務課長 児 玉 雅 史
 生涯学習課長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教
 サブリーダー 大 田 和 隆

グループリーダー 末 原 和 幸
 サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と市ヶ谷孝君を指名します。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（福重彰史君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、原田小学校の児童の皆さんも傍聴されていますので、できるだけ分かりやすく質問、答弁をお願い申し上げます。

それでは、順番に発言を許可します。

まず、4番、隈元香穂子さんの一般質問を許可します。

○4番（隈元香穂子さん） こんにちは。隈元香穂子です。今日は、原田小学校6年生の皆さんが傍聴に来てくださるということでもう少し増して、緊張しています。これから始める質問は、子供たちに直接関係する小児科の問題を含む内容です。少しでも興味を持って聞いていただけたら、嬉しいなと感じています。質問が終わった後に、僕が、私がこのまちの市長になりたい、市議会議員になりたい、市役所で働きたい、お医者さんになりたい、そういった志を持ってくださることを希望して、質問を始めます。

初めに、多くの市民の皆様からお声をいただく小児科誘致についてお尋ねします。令和6年度の当初予算で、小児科開設支援事業補助金1億円が用意され、医療サイトや市のホームページでの告知、新聞記事などの報道で取り上げられるなど、様々な方法で周知の努力をされたようですが、その後の状況を詳細にお知らせください。

○市長（下平晴行君） 隈元議員の御質問にお答えいたします。

小児科開設支援事業につきましては、現在、市ホームページによる広報はもちろんのこと、医師が登録する情報配信サイトの特設ページやメールマガジンによる情報発信をしています。また、要望活動といたしまして、3月末に鹿児島大学病院に曾於医師会会長と訪問し、本市の小児医療の現状及び補助金の概要をお伝えし、医師の人材募集の協力依頼を行っているところであります。先般の新聞報道による広報の効果もあり、これまでに数件の問合せをいただいているところであります。現段階においては、小児科閉院後の空白期間が生じていることで、行政の支援策が必要となり、難しい部分ではありますが、子供たちの命を守る大変重要な小児医療の役割を途絶えさせることなく、市といたしましても、支援策を検討しながら、小児科誘致に取り組んでいるところであります。なお、具体的な取組内容につきましては、今後の小児科医療の誘致の活動に支障がありますので、小児科開設事業に関わることについては、答弁を控えさせていただきます。よろしく願いいたします。議長、よろしく願いします。

○4番（隈元香穂子さん） 答弁を差し控えたいということは、打合せの部分もありますでしょうから、そちらは、了解いたしました。今、言われました3月定例会の一般質問で、市長へ小児科誘致のトップセールスをお願いした際に、まずは市長、担当課長が、医師会会長と「鹿児島大学病院を訪問した。」というような答弁もありましたが、そちらのお話というのは、お聞かせ願えないのでしょうか。どのような検討がされたか、鹿児島大学病院のほうは、こういった方針を持っているのかということは、お聞かせ願えれば、お願いいたします。

○市長（下平晴行君） そのことも含めて、内容については、控えさせていただきます。

○4番（隈元香穂子さん） それでは、そこは、割愛ということで、承知いたしました。また、決まり次第、教えていただければと思います。

本市に続いて、大崎町から内科を含め、同様の開設支援事業補助金1億円が打ち出されました。本市が1億円、大崎町が1億円と別々にしないで、連携して、すなわち合同で2億円という補助金にするということは考えられないのでしょうか。お尋ねします。

○市長（下平晴行君） 昨年から今年の3月にかけて、二つの小児科専門医療が閉院したことを受けて、志布志市独自に曾於医師会とも協議をしながら、小児科開設支援事業の制度設計を行い、創設をしたところであります。大崎町とは、補助内容や条件等も異なっていますし、本市は「小児科を誘致したい」という強い思いがありますので、引き続き本市独自で推進活動を行っていきたいというふうに思っています。先ほど言いましたように、具体的な内容につきましては、やはり今後の小児科誘致の活動について支障がありますので、答弁は控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○4番（隈元香穂子さん） そちらの内科の部分も大崎町は加えてあったので、承知していた部分ではあったのですが、大崎町の子供たちの中には、本市の小児科を受診していた子も多くいらっしゃるようですので、市民の皆様からは、「金額を合計して、誘致を図ればいいのか」という意見が出てくることは、納得のいくものだと思うわけです。金額の問題だけでないことは承知ですが、「可能性として、1億円より2億円のほうがあるかもしれない」との御意見をいただきましたので、質問に至りました。検討されることはないということでよろしいですね。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 報道で大崎町の事業発表がされた後に、お会いする市民の方々から口々に「志布志市は、何の策も打ち出していないのか」と尋ねられることがあり、大変驚きました。私は、「先に志布志市がこの1億円事業を発表したんですよ」とお話をするところでした。それにしても、本市も大崎町と同じように会見、発表をしたのに、この注目度の違いは一体どういったことなのか、不思議で仕方がなかったんです。大崎町長自ら、もちろん市長も出られましたけれども、テレビ出演をされたことが印象的で、そうさせたのかもしれませんが、要因がそこにあるとすれば、まさにそれこそがトップセールス効果です。「今後は、市長にもそういったアピールをお願いしたい。」、そう思いました。市長、前に出る、アピールする、しっかりと印象付ける、そういったせっかくのチャンスを活かさない手はありません。今後は、そう願って

よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、志布志市がこの開設支援事業についての取組と申しますか、先に情報提供をしたところでありますが、議員おっしゃるように、そのPRの仕方がちょっと問題じゃないかというようなことであります。ただ、このことも含めて、鹿児島大学に行って、医療部長と話をした中身については、先ほど言いましたように答弁はできませんが、いわゆる「開設しよう。」という気持ちは、どこにも負けなつもりでいます。とにかく、小児科が絶対必要だと、子供たちにもし何かあったときはということを考えると、より志布志市内にそういう医療施設があることが望ましいとは、誰よりも思っていますので、それは引き続き、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子さん） 今、市長から「絶対必要だ」という強い思いを伺いましたので、これからお話する中にも出てきます、前向きに考えていただきたいという前提に、「絶対必要だ。」というこの市長の意思、本当に大事になってきますので、今後の質問で、それに沿ってお答えください。それと、大崎町では、この発表と同じくして、ふるさと納税を活用し、ガバメントクラウドファンディングも開始されました。私もずっと様子を見ていましたが、あっという間に1,000万円を達成し、現在次の2,000万円を目指して継続されています。おそらく、また短期間で達成されることになるのではと考えています。本市では、こういったクラウドファンディングをされている様子は見えないのですが、どこかでされているということではないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 大崎町は、聞いた中では、ほかの事業もいわゆるこのクラウドファンディングの取組をしているというふうにお聞きはしています。

○4番（隈元香穂子さん） 今、クラウドファンディングでお金を集めてという方法は、個人でもなかなか活用されている方法でして、今、本市は大崎町に引けを取らないだけのふるさと納税の寄附金も受けていますので、こういった検討があればよかったのになと思うところでした。全国的にいっても、地域医療問題解決には、大きな関心が寄せられています。こういった動きは、医療誘致に関して、非常に積極的で、活発な動きだと見て取れます。本市は、先ほどから申しますが、アピールする力が少し足りないのではないかなと心配しているところです。制定すればよい、待っていれば求めるものがやって来る、そんな時代ではありません。多くの自治体が手を挙げている状況で、一つ抜き出るために、他をリードする方法、目を引くアイデア、そういった意見は出てこないものでしょうか。少しお伺いします。

○市長（下平晴行君） それは、まさにトップセールスという形で、あらゆる事業に対して、取組をしていかなければいけないというふうに思っていますので、あとは手法だというふうに思います。そこ辺をどういう形がいいのか、そこも含めて、しっかりと対応してまいります。

○4番（隈元香穂子さん） 5月に、小児科医療に関わったことがあるとおっしゃる鹿児島市内の医師の方が、「新聞記事を目にして、何か力になれば」と保健課長、前保健課長、そして私宛てに御連絡をいただきまして、多くの助言を賜りました。特に、保健課長には、参考書籍まで御送付いただき、そこから得たヒントが何かあったのかなと、少し気になっておりました。課長、

いかがでしょうか。

○保健課長（北野 保君） お問合せをいただいた医師の方につきましては、書籍をいただいたりしまして、対応したところでございます。希望する内容につきましても、いろいろお話をお聞きしたところでございますけれども、少し本市の補助内容とは相違する部分もございましたので、お話については、お伺いをしたところでございますが、その後進められるかどうかについては、もう少し検討が必要なのかなというふうに感じたところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） こちらの事業とそぐわない部分というのは、多分常勤で毎日来ていただく小児科の専門医の方が、こちらは希望だということですね。私が3月議会で提案させていただいた内容と同様の方法で、鹿屋方式というのがありまして、まずは小児科専門以外の医師で診察を行う。これは初期救急と言いますが、診断後、緊急性のあるものや高度な医療を必要とする場合、医療センターなどの二次救急で治療に当たるというものです。これは、覚えていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、それは聞いています。

○4番（隈元香穂子さん） これにつきましては、3月24日の南日本新聞に、医師会会長、手塚先生の記事が取り上げられていました。「曾於医師会では、4月から外部の講師を招き、一般開業医を対象にした小児科の勉強会を開催するよう計画をしている。多くの医師が参加を表明しており、地域のかかりつけ医が危機感を持ち、連携して地域の課題を解決しようと前向きに取り組む姿を頼もしく思う。」とありました。この小児科の勉強会が開かれることによって、ここで言う一般開業医と表現されている先生方が、小児科医療の一端を担ってくださることになっていくのでしょうか、夜間救急・休日受診を輪番制で受けてくださる、そういったことになるのかどうか、それは、把握されているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そこまでは、把握していないところです。

○4番（隈元香穂子さん） 先ほど申し上げました小児科医療に携わったことがあるとおっしゃる鹿児島市内の医師の方ですが、タイミングよく先立って開催いたしました、私と子育て世代の保護者の皆様との意見交換会に昼夜2回の御出席をいただき、参加された皆様へ向け、小児科医療の現状と今後についてお話をくださいました。そこで、参加された方へ、「小児科の日曜・休日診療だけでもあるという状況は、どう思いますか」と問いかけをしましたところ、「保護者にとって、それはありがたい。日曜だけでも、利用する機会があると思います。」という回答でした。市長、当面週に一度、日曜・休日だけでも、こういった対応をするお考えはないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、今、小児科開設支援事業ということでお願いをしていますので、そこ辺とかみ合わせた体制づくりをしていかなければいけないというふうに思っています。

○4番（隈元香穂子さん） 先ほどおっしゃいました、いきなり常勤で先生が開業をするというのは、なかなかハードルが高いと思ひまして、少しお話をするところです。市の考えとしては、あくまでもひろた小児科の跡地とか、新しい場所で開業をしてもらい、できれば定住をしてもら

って、常勤という仕事をしてもらいたいと、こういった解釈だと思います。そもそも、本市に小児科医療機関があった時期においても、日曜・休日の小児外来は課題でした。今回、日曜・休日に一般開業医の先生方に輪番制で小児科の受診をお願いしていただけると、本当にありがたいということですが、これはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これも、先ほど答弁しましたように、総体的にどういう形で当番制と絡み合わせて、その医療の運営ができるのか、そこと併せて、しっかり対応していかなければいけないというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子さん） 一日も早い対応を待っている市民に対して、説明ができないので、納得のいく答弁をお願いしたかったところです。やはり、まだ時間がかかりますということで、解釈をさせていただきます。この日曜・休日の当番医が輪番制を取っていただくことは、大変大切なことでして、一般開業医の先生方には、小児科医療の受診はしていただけますが、日曜・休日診療については、今までどおり、直接曾於医師会立病院や都城医療センター、松岡救急クリニック分院、そういったところに行かなければならないと、そういったことになるのか、把握しておいていただきかったということで、質問をさせていただきました。

実は、この一般質問を準備しながら、先に申し上げました小児科勤務経験を持つ非専門医、鹿児島在住、50代男性医師の方とやり取りをする中で、本市に日曜子供診療所を総合科という標榜で開設・開業してくださるというお話が進んでいるようです。まずは、週に一度だけでも、本市で診察していただける施設をと考えますが、これについては、市長の見解はいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） その前にですね、さっきの休日関係について、ちょっと答弁させてください。休日や夜間の緊急医療につきましては、都城広域定住自立圏の中で都城夜間救急センターを運営し、夜7時から翌朝7時まで、内科、外科、小児科の診療を行っています。鹿屋市とは、大隅定住自立圏の中で大隅広域夜間急病センターを運営しており、夜7時から翌朝7時まで内科、外科、小児科の診療を行っています。さらに、曾於医師会が運営する曾於医師会夜間急病センターがあり、夜7時から11時まで内科、外科の診療を行っているところであります。また、休日については、在宅当番医により交代診療における制度ということでもあります。子育て中の方は、携帯電話から専門医師に相談できる医療相談アプリが、今年度から始まったところでございます。

今おっしゃいましたそのことについても、今度受入れをして来てくださる医師との連携もしっかり取りながら、通常の日曜から金曜、そして土曜・日曜が開業できるように、しっかりと体制づくりをしていきたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子さん） 今、市長が答弁されましたところは、今までどおりの受診の体系なわけですし、志布志市にそういった日曜日、休日の診療所があれば、ちょっと形態が変わってくると、少しでも便利にはなるという見識ではあります。最後におっしゃったことが、ちょっとぴんときなかつたんですけど、要するに常勤でいてもらう先生を基本にして、今、申し上げた日曜子供診療所については、どうお考えになるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 全く一緒に、その中で対応をしっかりしていただくという考え方であり

ます。

○4番（隈元香穂子さん） 子育て世代の保護者にとりましては、日曜・休日だけでも地元の小児科で受けたいという希望は、大いにあるわけですね。ということは、例えば、市長がおっしゃいました救急外来になりますと、その日が日曜日の場合、休日の決められた時間内に行かないといけない。朝から晩まで診てくれるわけではない。曾於医師会立病院においては、小さい子供たちは医師会立病院には来たけれども、結局は都城市や鹿屋市に振り分けられてしまう。そういった現状があります。先生によっては、救急のようで救急でないという、小児科医の先生がいらしてる場合は、いいんですが、そうでない場合は、小さい子供たちの点滴一つするにも血管の確保とか、皆さん、先生たちもできれば、専門の先生か看護師さんにしてもらいたいというところで、なかなかしてくださらないのが現状です。そういったことですので、できれば、そういった時間制限のある救急外来まで行くのではなくて、せめて日曜日・休日は、地元で診療を受けたい。遠くまで行って、診察を待って、そういったことではなくて、親は安心が欲しい。子供の病気は、自己治癒力もしっかり備わっていますので、普通に発熱ですとか、咳ですとか、鼻水ですとか、そういったところも「そんなに救急に走らなくてもいいのにな。」と、おばあちゃんのほうは思いますが、親としては、やはり大変心配なわけですね。安心が欲しい、そういった受診もありますので、そこはちょっと前向きに考えてほしいなと思うところです。この先生は、「自費でもやります」とおっしゃってくださっているんですが、私は、行政側からの支援をしていただければなと考えるわけです。まず、今ゼロですので、ゼロを1にするためには、せっかく「日曜・休日だけでも」と申し出てくださる先生がいらっしゃいますから、いっぺんに常勤で、フルタイムで、週の全てをとという、それはハードルが高いです。実際、医療圏としても、志布志市だけで開業するのは、本当に大変ですね。弘田先生も実際、大崎町ですとか、串間市ですとか、それだけのカバーをして成り立っていたのではないかなと思います。統計上、そういうふうに出ていました。そこで、申し出てくださるこの先生には、何らかの手助けをしていただきたかったところなんです。これはもう、全然不可能だということでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、その具体的なことについては、控えさせていただきたいということです。そういう中身については、しっかりそこ辺も含めて検討しているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） それでしたら、この先生と保健課長なり、市長なり、お話をさせていただいて、どういったことで考えていらっしゃるのか、具体的なども詰めていただけたらありがたいかなと思います。実際に「しゃべりば」に来てくださいますと、お母様方とも直接お話をされていますので、お母様方は本当、期待していらっしゃいます。そこは、考慮していただきたいなと思うところです。

この小児科医というのが、実際本当に減っておりまして、いただいた書籍の中にもありました、あれは20年前の本なんですけど、「本当に足りません。」とありました。今は、もっと足りなくなっているということです。お医者さんも6年間大学で勉強して、インターンで2年間、そして見

習いを3、4年、計10年ぐらいはかかるという計算なんです。それについて、また働きかけ、小児科の集まりである学会ですとか、もちろん医師会ですとか、国に対しても強く働きかけていく、こういったことも、本当に大事になります。現在では、医師不足の深刻化が進んでいますので、鹿児島県でも医師修学資金貸与制度が実施されています。6年間で授業料、生活費含め940万円を貸与し、将来、地域医療・へき地医療機関、周産期医療機関などに所定の勤務期間、お勤めをすると、修学資金の返還は免除されます。要件には、県内の高校を卒業していること、進学先は鹿児島大学医学部に限るというくくりがありますが、通常の一般入試とは別に、特別枠での推薦受験となるようです。この制度は、市長御存じでしたでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは一般質問の中で、初めて聞いたところでありました。

○4番（隈元香穂子さん） それとは別に、全国民主医療機関連合会、これは病院を束ねているところなのですけれども、同様の制度を持っていて、こちらは全学年月額10万円を貸与するものです。日本学生支援機構（旧日本育友会奨学金制度）との併用もできますので、奨学金の貸与を受けた者が医師国家試験取得後、鹿児島民医連の病院に勤務し、なおかつ、奨学金の受給期間と同一期間業務に従事した者は、奨学金の返済を免除するとなっています。こうして大病院でさえも、医師確保に乗り出している状況をまず認識していただきたい。たとえ県が制定をしていたとしても、鹿児島大学医学部卒業後は、知事が指定する医療機関に限り派遣されますので、小児科を含む特定診療科枠ですと、派遣先が一番近くて曾於医師会立病院となります。それでも、この限られた対象者が希望する勤務先も加味されていきますので、「ようこそ来ていただきました。」となる確率は、非常に低いことになります。御理解いただけますでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことに関わって、医師の少なさ、それから地域医療の大切さも含めて、十分それは承知しているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 小児科医療機関の確保を大きく取り上げていますが、小児科以外の標榜を持つ本市の一般開業医に目を向けてみても、後継者がいないのではないかと心配されている医療機関が、幾つか見受けられます。これまでのように、閉院していく様子をただ見ているのではなく、先手を講じて、医療過疎地へと進んでいくことに歯止めをかけていかなければならない。事業承継の手助けを行政がしていくべきではないかと、そう考えます。市としては、この後継者問題は、小児科以外でも見受けられるようですが、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、あらゆる事業に対して、担い手がいなくなっていると、いわゆる人口減少、少子高齢化の課題だというふうに、私は理解しているところであります。やはり医療に対しても、全く一緒だということで、その貸付制度をどのように考えているか、取り組む考えはないかというようなことでの質問であろうかというふうに思いますが、医師の確保については、本当に私も重要な課題だというふうに認識しています。まずは、今回進めております小児科医療の誘致に努力してまいりたいというふうに考えています。また今後、市内に医師が帰ってくる仕組みがどのようなものが、どのような形が良いのか、これはしっかりと調査・研究していく必要があると思いますので、対応してまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子さん） 今おっしゃいました、みんなが勉強して帰って来てくれる、これが理想的なので、これから先、少しお話をしたいと思います。承継問題は、もちろん1次産業もそうですし、いろんなところで起きていますが、今まで医療関係の承継問題は、そこには含まれていなかったと思いますので、今後はぜひ、そこも含んで考えていただければと思います。3月定例会で市長は、公約に挙げられていらっしゃいました「総合病院をつくる。」ということについて、「今は、まず小児科誘致に注力をする。」とおっしゃいました。「総合病院をつくる。」という公約をされていたにもかかわらず、「公営の病院をつくる考えはない。」という矛盾した答弁もされて、私は非常に困惑いたしました。これは、2年前の令和4年3月時点では、「総合病院については、全庁挙げて進めている。今のところは、めどは立っていない」と、そういった答弁もいただいています。立ち返って、もし小児科医療機関が残ったままの状況で、公約であった総合病院をつくるとなった場合、医師確保については、どのような手段をもって対処しようと考えていらっしゃったのか、ちょっと教えていただきたいです。

○市長（下平晴行君） 私は、「総合病院は絶対必要だ。」という思いは、実際あるわけでありましたが、これはやはり医師会の関係等ともありますので、今でも総合病院の必要性は感じているわけでありましたが、財政的な問題、いろんなことが懸念される課題が多くあります。ただ、安心・安全なまちづくりとしては、やはり医療関係はなくてはならない事業だというふうに思っていますので、引き続き、どういう形で対応ができるのか。小児科の開設事業の取組をしていますので、そのことをまず取組をして、そして次の段階では、必要な取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子さん） そもそも、市長が公約に挙げられていた総合病院というのは、どういうものかは御存じでしょうか。

○市長（下平晴行君） 御存じでしょうかって、私が挙げているわけだから、それを議員から「どういうものか。」と言われることはないんですけどね。ただ、いわゆる先ほども言いましたように、安心・安全な医療体制ということでの総合病院だということ考えているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 総合病院の規模、「どういったものが総合病院というのかは、御存じなのかな。」と思ったものですから、よかったら答えをいただきたいです。

○市長（下平晴行君） どういうものというか、文字にありますように、総合病院ですから、あらゆるものの機能が整っているということでの考え方であるというふうに思います。

○4番（隈元香穂子さん） 医療法第4条によると、100以上の病床数をもって、最低でも内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科の五つの診療科を持って、さらに化学・細胞・病理の検査施設、病理解剖室、研究室、談義室、図書室、その他省令で決める施設を整えていて、都道府県知事の認可を受けたものが総合病院とされています。総合病院というと、漠然といろんな科があって、というそのぐらいの感覚ですけれども、実際は100以上の病床数というと、相当大きなものを指すわけです。100以上のベッド数に、五つの診療科となります。おそらく、容易なものでは

ないはずです。時間はかかっても、必要なものを一つずつ獲得していくためには、「医師を育てる。」と、先ほど市長もおっしゃいましたが、「育てる」という選択肢も必要だと考えています。そこで、秋田県鹿角市という世帯数が1万2,500、人口が2万7,400人、本市とよく似た人口形態の自治体があります。ここは、市が独自に、住民だけでなく鹿角市にゆかりのある方にまで範囲を広げ、医師修学資金貸与制度を設けています。このゆかりのある方というのが、非常にユニークな設定で、鹿角市に住民登録をして3年以上居住している3親等以内の親族がいる方ですとか、市長が認めた者ならこの制度を利用することができるということです。修学資金は6年間月額20万円、入学初年度一時金の補助額に至っては上限760万円ですから、最大でいいますと、1年次合計が1,000万円、6年間トータルで合計2,200万円。これは、日本全国どこの医学部に進学してもいいという、大変幅を持たせた好条件の貸与制度です。これは、本市では真似できないことでしょうか。いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、できないことはないというふうに思います。

○4番（隈元香穂子さん） 全くですね、先ほど鹿児島県が制定しているものとは違いまして、個人の自由、学校が選べるということだけでも、これは相当魅力的な貸与制度でありまして、今、市長がおっしゃいましたように、検討して真似できるようでしたら、本当にぜひ真似していただきたい、そう思うところです。また、この鹿角市というところは、同じように医療機関開設資金支援補助金事業も行っておりまして、皮膚科のクリニックと小児科を含むファミリークリニックの二つの医療機関が、それを利用して開設をされているんです。すなわち、この活用がうまくできているということです。補助金の対象となる経費につきましては、志布志市と大差ありませんが、補助金の要件が常勤医師1人につき2,000万円、対象経費の3分の2を補助するほかに、雇用支援事業というのもありまして、看護師1人につき年間20万円、補助人数は年間5人上限で、期間は3年間。開設に当たっては、本市の補助額のほうが1億円と圧倒的に高額ですので、こういった要因で新規開設に成功をしているのか、非常に気になるところです。こういった事例こそ、早急に調査・研究をしていただきたいと考えます。この鹿角市について研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） その内容については、私どももどういう形でその小児科医の先生が来ていただけるのかということでは、考え方が一緒であります。ただ、先ほど言いましたように、中身については、いろいろありますので、話せないということでもありますけれども、全く一緒です。そういう形での取組をしていくという考え方であります。

○4番（隈元香穂子さん） その内容については、別に報告はいただかなくても、結果が全てですから、そこはしっかりと調査・研究をして、いい形でつないでいただければ、皆さんも喜んでいただけると思います。いずれにしても、医師修学資金貸与制度を利用したからといって、先ほど申しましたが、大体10年はかかりますので、すぐには小児科医としての活躍を望めるわけはありません。まずは、通常一般開業医の先生方に小児科診察の受入れをしていただきながら、日曜・休日だけでも開院、診療していただける日曜子供診療所の体制をつくる。そうすれば、一

般開業医の先生方に輪番制をお願いするような負担はなくなります。市長の見解をお示してください。

○市長（下平晴行君） 先ほど言われたように鹿角市のそういうことも調査・研究しながら、どういう形でそのことが対応ができるのか。そこも含めてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えています。

○４番（隈元香穂子さん） この鹿角市のことについては、こういったおもしろい幅のある事業内容をぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、今、その答弁で、安心をいたしました。総じて、今できることを、まずそれからですね。何もしないじゃなくって、傷は小さいうちに手当をしていく、そういった動きの見える対応を今後も強く求めてまいります。最後に、答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） これは、言われるまでもなく、一生懸命取り組んでいますので、しっかり対応してまいります。

○４番（隈元香穂子さん） 「言われるまでもなく。」とおっしゃいましたので、大変失礼いたしました。

次は、ひばりビル跡地についてお尋ねをいたします。この件につきましては、議会でも賛否がございまして、目的を変更し、二度の議会を経て土地取得となったわけですが、あれから１年、どこに顔を出しても、市民の皆様からいただく一番多い質問が「ひばりビル跡の活用方法が何も示されていないが、どうなっているのか」というものです。まずは、現在の状況を教えてください。

○市長（下平晴行君） ひばりビル跡地の活用策の検討状況につきましては、令和５年６月議会定例会後に政策調整会議において、利活用検討の進め方を決定し、利活用案について庁内アンケートを実施したところであります。その後、全課長、局長による庁内検討委員会を立ち上げ、人口減少や少子化などの課題に対して、子育て支援での利活用を柱に検討するという方針が決定され、これまで関係課と現地調査や個別協議を重ねつつ、建物については、調査設計を委託して、図面復元、劣化度調査等を実施し、現状を把握しているところであります。

○４番（隈元香穂子さん） では、調査の結果、ビルそのものを活用することに問題はなかったということでしょうか。

○市長（下平晴行君） 建物の調査設計、図面復元がされて、成果物として納品されたほか、調査報告書によれば、建物の外部、内部とも大きな損傷等はないが、36年経過しているということで、仕上げ材、電気設備、空調・換気設備等が若干劣化しているというようなことでございます。

○４番（隈元香穂子さん） そこを修復するには、また経費がかかるということですね。当然、市長とされましては、市民目線で市街地、商店街を含む地域の活性化と発展を考慮されていると思いますが、今後の計画について検討・協議されているようでしたら、お示してください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今回、いろいろ協議を行ってまいりましたが、今、市長が申し上げましたとおり、そういった施設の老朽化等もありますので、基本的には、これからの志布

志市のために、子育ての支援施設として整備することを基本として取り組んでいきたいということです。今のところ、就学児、未就学児童が雨天時で遊べる屋内施設の設置について、関係課と協議等を行っているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 以前、委員会で「利活用検討委員会を立ち上げる」と聞いておりましたが、今お話になりましたところは、そういった委員会でお話が進んでいる状況を答弁されたところでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 利活用検討委員会につきましては、この施設の活用について基本的なところを協議をしたところでございます。その後、子育てに関係した施設ということで、その関係課である福祉課や保健課と総合政策課等で協議を行っているというところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 子育て支援の何かに使われるのではないかなというような予測はしていました。駐車場の一角が津波避難危険区域にかかっている場所ですので、土地取得前の予算常任委員会でも申し上げましたが、子育て支援に関する施設で子供たちが集う場所をお考えでしたら、もしもに備えた災害対策・対応、抜かりのない状態に整えていただき、「これなら大丈夫だろう」、「取得して良かったんだ」、今おっしゃったように雨の日の子供の遊び場は、市民の皆様が本当に欲しがっている施設になります。子供たちの命を守る、どう守るのか、これを一番心配しているところです。安心・安全への配慮はしっかりとお願いできますでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはもう、基本中の基本であります。やはり行政は、市民の生命・財産を守るという義務がありますので、そのことはしっかり対応してまいります。

○4番（隈元香穂子さん） 市民が今、一番尋ねてみたかった関心事が旧ひばりビルなんですけれども、有効活用ができるようでしたら、こうしてお話いただけたことで、市民の皆様には安心をお届けすることができたのなら幸いです。時間の経過とともに「旧ひばりビルは、何の目的もなく買ったのか。」とか、「市長は、どうして旧ひばりビルを買ったんだ。」と、「いつまであのままなんだ。」と、本当にたくさんの声を聞いてきました。そういった声も、一掃されることでしょう。私たち議員はもとより、市民の皆様に向けても、今後計画に進展がありましたら、随時お知らせいただきたいものです。最後に、市長答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） これは、庁舎在り方検討委員会で、中長期の中の中期中で、市役所に近隣の民間施設を活用して、いわゆる庁舎の充実を図るということがあったわけなんです、議会でそのことができなかったということで、方向性を変えて、子供のために施設として使うということでもあります。

○4番（隈元香穂子さん） 先ほど、医療問題の最後に、市長答弁で「言われるまでもなく」というふうにおっしゃいましたが、「言われるまでもなく」ではなく、私は市民の代弁をしていますので、こういった言い方は、ちょっとショックでした。こういった質問の場所を借りて申し上げたいことを「言われるまでもなく」という拒否は、大変つらいものですので、そこは今後、御考慮していただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） その文言については、大変失礼いたしました。私も一生懸命やっている

ものですから、ついその言葉が出たということでもあります。

○4番（隈元香穂子さん） では、私も一生懸命質問させていただきました。質問を終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、隈元香穂子さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

———○———
午前10時48分 休憩

午前10時58分 再開
———○———

○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、5番、南利尋君の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋君） こんにちは、南利尋でございます。通告に従って質問させていただきます。

畜産振興について伺います。本市の基幹産業である畜産業の状況は、飼料価格の高騰、市場価格下落などにより、危機的状況に陥っています。本市独自の支援事業に取り組むべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

農業を取り巻く情勢につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響で、農業分野全体にとって大変厳しい状況にあります。肉用牛をはじめ、畜産を取り巻く環境は、物価高騰による消費者の節約志向の影響や、牛肉購買意欲の低下のため、牛の枝肉価格が低迷しており、肥育牛経営に関しては、配合飼料を中心に生産コストの上昇による肥育農家が導入頭数や導入価格を抑える傾向にあることが、子牛相場低迷の要因であるというふうに認識しているところであります。市としましては、これらを踏まえ、令和5年4月から12月までの子牛出荷に対し支援を行い、また、今定例会において、肉用牛の繁殖農家に対し、1月から3月出荷分の子牛を対象に、国の和子牛生産者臨時経営支援事業の差額分の支援を行うこととして、予算を計上しているところであります。一度離農すると、再開することは大変難しいと考えますので、畜産経営の継続を図れるように取り組むべきと考えています。今後においては、農産物の価格等の動向や社会情勢等、また国の動向を注視し、本市の畜産の振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 近年の社会情勢により、農業、畜産業など多くの業種が厳しい状況にあります。特に、畜産業においては、円安、穀物高騰に加え、市場価格の低迷により大変厳しい思いをされています。畜産品は、本市のふるさと納税返礼品の主力になっています。ふるさと納税に大きく貢献していただいている生産者は、先の見通せない現状に疲弊されています。若い生産者の中には、クラスター事業などを活用し、規模拡大を図り、年中無休で取り組んでいる方もいます。高齢者の中には、「まだまだ体力とやる気はあるんですが、年金まで支払いに回さなければならない状況なので、やめることにしました。」という方もいらっしゃいます。市長は、この

ような現状をどのように把握され、どのように思われますか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、先ほど言いましたように、大変厳しい状況であると認識しております。私がかねがね言っているのは、「一旦やめてしまうと、再度経営をし直すということは、もうあり得ないだろう。」と。そのために自分事として、どう対応していくことが望ましいのか。そのことも含めて、自分ではそういう考え方で対応しているところであります。

○5番（南 利尋君） 本当に厳しい状況が続きまして、今回質問をするに当たって、6軒の和牛生産者、2軒の養豚業、1軒の養鶏農家の方に決算書や事業データなどをいただいたり、意見や要望を伺ってまいりました。今回は、和牛生産者の事例を参考に質問させていただきます。所管課にいただいた資料によると、全国の子牛1頭当たりの全参入生産費が令和3年度は71万2,210円、令和4年度は81万2,545円になっています。大きく上がったのは、飼料費です。令和3年度の本市の市場価格の平均は、時価保留も含め、65万3,723円、令和4年度が55万853円、令和5年度は48万5,054円でありました。2年前から飼料価格、光熱費、燃料費、資材費などが高騰し続ける中、市場価格は下落したまま、上昇する気配はありません。子牛の生産費は、上がり続けています。生産者の決算書や事業データを教えていただくと、2、3年前からすると生産者によって多少は違いますが、子牛1頭当たり4万2,000円程度、肥育牛では5万5,000円程度、間接費が増えています。毎日牛の世話をしても、労働費は、全く出ていないわけです。毎日無償で牛を飼育し、追い金を払って出荷しているというのが現状だと思います。私は、本市のふるさと納税の実績は、畜産農家の努力なくしてはあり得ないと言っても過言ではないと思います。今こそ、畜産農家に対して、本市独自の支援事業に取り組むべきではないかと考えます。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ふるさと志基金を活用した畜産農家への支援事業については、これまで令和2年度に肥育経営緊急支援対策事業、牛マルキンの生産者負担金の2分の1以内の支援として862万9,000円、繁殖経営継続応援事業で8月から12月、子牛競り市上場分の子牛展示品評会出品牛並びに市場平均価格以上の導入牛、保留牛の一部支援として944万円、令和4年度に畜産配合飼料高騰緊急支援事業で7月から12月を対象期間として、経営を継続する全畜種の対象農家に対し、配合飼料費の増加分に対する一部支援として5,975万円、令和5年度にそれと併せて、肉用牛臨時経営支援事業4月から12月、子牛競り市上場分の子牛を対象として、国が算定する交付金差額の4分の1支援として4,327万1,000円を市単独事業であります。ふるさと志基金を活用し、事業を実施しているところであります。今回の定例会でお願いしている予算についても、ふるさと志基金を活用することを含め、お願いをしているところであります。

○5番（南 利尋君） 今、答弁がありましたいろんな支援事業を国・県の動向を見ながら、いろいろ取り組んでいただいているということは分かっているのですが、例えば、今回提案されているそういう支援事業も、国の4分の1ということを市が賄うということで提案がされていますが、この危機的状況を鑑みますと、コロナが蔓延したときに持続化給付金とか、飲食業や宿泊業に対して、持続化給付金や雇用調整助成金などの給付金が支給されたわけですね。この生産者の

中には、今、市長の答弁にもありました、廃業したら、もう立ち直れないわけですね。でも、どうかして継続していただきたいということで、国・県・市を含めた中で、いろんな対応をされているということは、本当にありがたいということであると思うんですが、この市場価格の低迷、「じゃあ、来年になったら、上がりますよ。」とか、そういう枝肉価格の上昇というものがなかなか見えてこないという状況なわけですね。そういう状況の中で、生産者の中には、廃業を考えている方もいらっしゃるわけですね。なおかつ、若い方々は、子育て真っ最中で苦しい思いをされている。市長も御存じだと思いますが、そういう世代の方々が何人もいらっしゃるわけですね。現状で、高齢者の中には仕方なく廃業を決め、母牛を手放された方もいらっしゃるわけですね。ほかの自治体では、生産者が行方不明になったという事例も発生しているとのことでもあります。そこで提案ですが、この大変な状況においても、生産意欲のある生産者に対して、事業を継続していただくということで、この事業規模に応じた本市独自のですね、さっきも財源が出てきましたが、ふるさと志基金の中で、返礼品の中においては畜産農家の貢献度というのは、本当に高いと思うんですね。そういう意味でも、これからも畜産を頑張りたいという方々に対して、本市独自の持続化給付金制度を検討して、疲弊した現状にある畜産農家を救済すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現時点で、そういう給付金みたいな形での支援は考えていないところがあります。先日、担当課で肉用牛青年部会の役員会の方々と意見交換会をしたとのことですので、内容を十分精査して検討してまいりたいというふうに考えているところがあります。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、今、若い方々の生産者の会合とか、いろいろ緊密な連携を図りながら、本当にいろんな状況を見てみますと、今、農業、畜産業、市長が答弁されたいろんな市内事業者の中には、経営が大変な事業者がいらっしゃるわけですね。特に先の見えない畜産業に対して、この生産者の畜産に対する熱い思いをしっかりと受け止めていただきまして、本市の基幹産業である畜産業を衰退させないためにも、生産者に寄り添った支援事業に取り組んでいただくことを強く要請しておきます。

次に、全国和牛能力共進会北海道大会に向けた取組が始まろうとしています。どのような対策を講じていく考えか、お示ください。

○市長（下平晴行君） 全国和牛能力共進会北海道大会につきましては、令和9年8月26日から30日に開催することが決定したところがあります。この大会に向けて、鹿児島県では、今年度、県畜産共進会で成雌区の開催も計画されており、次年度以降、高等登録群の県畜産共進会も計画されていくというふうに聞いています。本市でも、志布志市全国和牛能力共進会推進協議会を設立し、農協、県、登録協会等と連携を図りながら、取り組んでまいりたいというふうに考えています。その中でも、特に若い生産者を中心に、昨年11月に志布志市肉用牛改良青年部会を新設したところがあります。今後、この部会を中心として、市内の畜産経営の強化や育成技術向上に資する研修会等を開催し、共進会に向けた体制づくりをさらに進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 前回、地元開催の全共には、残念ながら本市の出品がかなわなかったわけですね。鹿児島全共にチャレンジした生産者は、大変悔しい思いをされ、北海道全共へ向けて本当に並々ならぬ闘志を燃やしていらっしゃる方が結構いらっしゃいます。全共出品は、プライドと名誉をかけたチャレンジであってですね、収入にはならないわけですね。収入にはならないわけですが、経費はかかるわけです。生産者は、経営状況の厳しい中で取り組むわけですから、すごい覚悟なわけですね。全共に出品し、優秀な成績を収めていただければ、本市の大きなPRになり、疲弊した和牛生産者の士気を高めることは間違いないと考えます。そのためにも、鹿児島全共の教訓を活かし、この生産者と一体となった取組が重要だと考えます。市長がおっしゃった「その若い方々のそういう会合を頻繁に開催して、今、取り組んでいるんだ。」ということで、答弁がありましたね。そこで、この厳しい経営状況の中で、北海道全共に向けた取組を行う生産者に対して、本市独自の北海道全共対策助成事業を設けるべきではないかと考えます。例えば、助成事業の対象となる条件として、各地域で開催される共進会には必ず出品すること、指導員の指示にしっかり取り組むことなどの項目を提示し、北海道全共チャレンジ申請書を提出するような助成事業に取り組めば、生産者の経費削減になり、大きく貢献できるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） まさにおっしゃるとおり、それぞれの各地域での共進会等々に積極的に参加していただく。これは、そのいわゆる大会につながっていくというふうに私も思っています。そういう面では、前回の鹿児島全共の反省を踏まえて、若手部会の意見等を伺いながら、どういう形での支援の在り方がいいのか。そこも含めて、農協、県、登録協会と連携して取り組んでいきたいと考えています。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、厳しい畜産情勢の中で、一人でも多くの生産者が北海道全共に取り組んでいただけるような手厚い助成事業に取り組んでいただくことを強く要望しておきます。ここまで、畜産振興について質問をさせていただきました。大変厳しい経営状況にある畜産農家に対して、市長の思いを一言、お願いします。

○市長（下平晴行君） これは、先ほども言いましたように、「一旦、経営をやめてしまうと、再開というのは、本当にできないのではないか。」というふうに思っていますので、そのことを踏まえて、若い人たちの市に対する畜産経営の要望は、何があるのか、そこ辺もしっかり聞き取りながら、対応してまいりたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、生産者に寄り添った対応を、今でも、担当課の職員の方々の対応を非難する方はいらっしゃらないわけです。だけど、今の状況が本当に厳しくて、大変な思いをされている生産者がいっぱいいらっしゃいますので、これはそういう和牛農家に関係なく、いろんな方々が本当に苦勞されて、疲弊されていますので、その辺の取組をよろしくお願いします。

道の駅整備事業について伺います。本市では、にぎわいの創出から経済効果を生み出す施策が確立されていないのではないかと考えます。具体的な道の駅整備事業計画を検討すべきではない

かと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市におきましては、第2次観光振興計画の中に、基本方針及び基本施策に則ったアクションプランを定め、それに基づき事業を進めているところであります。前回も道の駅整備について質問を受けていますが、道の駅の整備につきましては、経済活動の拠点、地場産品の販売拠点として位置づけているサンポートしぶしアピアや既存の道の駅である道の駅松山「やっちくふるさと村」の位置づけを検討することや第2次志布志市総合振興計画との整合性、その他継続的な運営のための採算性の確保、それを可能とする集落対策など、客観的な視点において事業を進めるべき判断をしなければならないとの結果に至ったところであります。このことから、具体的な整備計画を検討する段階ではないと判断していますので、このことについては、これ以上の答弁ができないところであります。

○5番（南 利尋君） 先日配布された行政報告書に、「お釈迦まつりの来場者数が4万5,000人で、約250店舗の露店が軒を並べる盛大な祭りとなった。」と書かれていました。ここで、どれほどの経済効果が上がり、それに伴う波及効果をどのように捉えていらっしゃるのか、見解をお伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） イベントにおける経済波及効果でございますが、基本的には、基本となる数値としまして、イベントの開催経費、それから来場者の具体的な支出額になろうかと思えます。これらを産業連関表等へ分類格付けしまして計算することになるところです。お釈迦まつり自体は、約1,000万円の事業費ということでございますが、来場者が志布志市に来られて、どのような支出をしているのかということについては、今回ちょっと押さえていないところでございますので、具体的な波及効果は分かりませんが、お釈迦まつりについては、伝統と歴史をしっかりとつなぐイベント、それからそういった地域への経済波及効果ということで、イベントで支出をしたり、宿泊をされたり、関連する飲食業等で支出していただいているものと考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 具体的な数字が読めないということは、そういう経済の在り方というものもしっかり把握することが重要ないろんな事業に対して、例えば、歴まちで幾らの経済効果、波及効果がありますかということもしっかり押さえないと、まちのそういう経済施策をどんどん行っていく状況の中で、現状を把握していないということは、全く先の事業展開が見えていないということだと、私は理解しています。例えば、約250店舗の中で、市内事業者は、何軒ぐらいいらっしゃるんですか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） すみません、手元に資料がございませんので、ちょっと把握はしておりません。

○5番（南 利尋君） さっきの話と一緒にことなんですよ、そういう把握はできていないと。普通、250店舗であれば、何店舗が市内事業者だったということは、はっきり分かるわけじゃないですか。大体多くの店舗は、市外の露天商が多いわけです。本市の地場産品や特産品などによる経済効果が、私は、まだまだ可能性があるんじゃないかと捉えているわけです。ということは、

そういう経済効果を上げる施策が必要であると考えます。例えば、本市では、花火大会、ロードレース、スポーツ合宿など、にぎわいを創出するイベントが多くあります。現状に鑑みると、志布志市を訪れた方々が志布志市の多くの地場産品、特産品などを購入できる経済活動拠点整備が必要不可欠であるわけです。例えば、市長の先ほどの答弁では、「アピアがある、松山の道の駅がある、そういうどこどこがあるという現状ということで、その流れで、今のところは、道の駅事業は考えられない。」ということでした。これは、逆の波及効果を考えたときに、串間市の事例で話をしますと、ぶりぶり井ぶりというものが今、宮崎県のご当地どんぶりのナンバーワンになっているわけですね。それを串間市にできた道の駅のレストランで出す。道の駅でぶりぶり井ぶりを提供したことによって、近所のそういう飲食店は、行列ができるようになったわけです。現状のアピア、松山の道の駅について、どうやって経営を回復していくのか。例えば、ロードレースのときにも、私はアピアの方々、港湾通りの方々に「今日は、自転車レースでしたね。何か変わりがありましたか」って、「外の通りは多かったけど、普段のお客さんと変わりませんよ。」とかですね、そういうものが志布志市の現状なわけです。だけど、そういう畜産・農産物、いろんなものが志布志市にはあるわけです。そういうものをしっかりと経済活動拠点をつくった上で、アピア、松山地域の道の駅、そういうところに波及していくような施策が必要ではないかということで質問させていただいていますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 数字が出てないということではありますが、内部ではしっかりと把握はしているところであります。ただ、やはり事業を展開するためには、計画に則った対応をしていかないと、民間ですと、そういうことはなくてもできるわけではありますが、もちろん予算あるいは議会との関係、いろいろありますので、そこも含めて全体的に将来像を描いて事業を展開していくということでもあります。そこは、理解していただきたいというふうに思います。

○5番（南 利尋君） 先日開催された都城志布志道路・都城末吉道路・曾於志布志道路合同整備促進大会の中で、国土交通省九州地方整備局長がインフラ整備による費用対効果、経済波及効果は、事業費の4倍以上になるということをおっしゃったわけですね。この東九州自動車道、都城志布志道路は何千億円ですよ。その4倍になるということは、すごい経済波及効果が見込めるということなわけです。昨今、都城志布志道路、東九州自動車道を利用して本市を訪れる方が激増しているわけです。週末は乗用車の家族連れも結構多くなって、平日はトラックなどが増加しています。先日、コンテナヤードの企業の方々と話をしたときに、「コンテナの取扱量が増えて、トラックやトレーラーが増えている。都城志布志道路、東九州自動車道にはパーキングエリアがなく、ゆっくり休める場所がない。シャワー施設のある休憩所などがあれば、大変ありがたいのですが。」というような意見がありました。今後、志布志港は、グローバルな物流拠点として発展します。港湾関連の車両は、今以上に増加します。これからは、高速道路の開通、志布志港の発展により、観光客だけではなく、港湾関係人口が必ず増加します。私は、経済対策の一環として、インフラ整備による経済波及効果を見込んだ経済活動拠点の整備が重要だと考えます。そのためにも、具体的な道の駅整備事業計画を策定すべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、第2次観光振興計画を策定していますので、計画に則った対応をしていくということが、我々の行政としての考え方であるわけであります。それには、先ほど言いましたように、財政的なもの、それから総体的にどういう形でまちづくりをしていくのかということも含めてですね。今、南議員がおっしゃった都城志布志道路、東九州自動車道には、いわゆるそういう休憩施設もないというようなことでありますが、まさにそのとおりであるというふうに思います。そのためには、どういう形で志布志市に来ていただくのか、活用していただくのか、それは先ほど言いましたインフラ整備と経済効果、これは確かにそのとおりであるというふうに思いますので、総体的な事業展開をどうしていくのかということも含めて、計画に則って対応してまいりたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋君） その第2次志布志市総合振興計画の中で、いろいろ考えて検討していくという答弁が今ありましたよね。本市では、歴まち法が制定されてすぐに、歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画が策定され、国からの補助金が交付されたわけですね。例えば、そういう事業ができてすぐに、今まで計画もなかったような、こういう歴史のまちを推進して、「志布志市は、観光事業に取り組みますよ。」ということの流れは、その振興計画の中にはなかったわけです。その具体的な歴まちづくりの計画というのは、そういう国の制度ができてすぐに、「ここで、いこう」ということでそういう事業計画が、絵も何も全て短期間でできたわけじゃないですか。例えば、今、市長も観光振興計画の中で、「稼ぐ志布志、稼ぐ観光」というものを挙げて今いろんなものに取り組んでいらっしゃるわけですね。にぎわいを創出しても、稼げる志布志市がまだまだ足りていないというのが現状なわけですよ。例えば、道の駅整備事業を策定すれば、東九州自動車道対策事業とか、今、防災がいろいろ見直されていますから、防災対策事業などの補助事業を活用できるのではないかと考えるわけです。市内産の木材で木造施設を整備すれば、森林環境譲与税も活用できるわけです。予算の在り方をしっかり検討すれば、多くの市民が望む道の駅整備事業がはっきりと見えてくるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、国の事業、いわゆる予算がどれだけ措置されるのか、そこを含めて事業の展開をしていくところであります。歴史のまちづくり事業については、歴まち法というのが平成20年に制定されましたので、やはり先人たちが培ったものをどう活かしていくかということでの対応で、国の事業ではないのですが、国の事業も併せて、県の事業の導入をして、それを後世に残していこうということで取組をしているところであります。そのことを含めて、道の駅整備事業が今のような話で進められるかということ、今の段階ではないというふうに考えていますので、どういう形でそのことが実現できるのかですね。そこはもうちょっと内部で協議をしてまいりたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋君） 私は、もう4、5年前から、大原地区にあった民間のスーパーがなくなった頃から、いろんな方々にお話をいただいて、5年ぐらいこの道の駅整備事業について、いろんな角度から質問させていただいています。例えば、今おっしゃった歴まち法ができて、歴史のまちづくり整備事業を始めたということがありますよね。現状を考えてみますと、旅行者が山城

にいらっしゃいました、福山氏庭園にいらっしゃいました。じゃあ「どこで土産を買って帰るんだ。」「どこで食事をするんだよ。」ということになるわけですよ。それが、観光事業による経済波及効果の一番の基礎になるわけですよ。前回とか前々回とか、私の質問で、市長は「歩くまちを通して、何を通して、埋蔵文化財センターまで行っていただいております。」ということで、「今、そういう計画です。」ということで答弁されましたが、今、現状で私が見る限りは、麓地区駐車場に車をとめられて、散策をされて、種田山頭火の石碑とか、いろんなものを見られて、大体、経済効果のある方で、あそこにある缶ジュースを買って帰られる方がいらっしゃいますね。必ず車で志布志中学校、農協のある上のほうとかに、みんな上がって行ってしまわれるわけですよ。東町のほうに歩いて行かれる方を、市長は、見られたことはありますか。その方々が経済効果を生み出していらっしゃるということで、確信されているわけですか。答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） これはですね、前も話をしましたように、まちなか再生事業というのを導入して歴史のまちづくり、いわゆる文化財を活かしていこうということですが、観光ガイドが埋蔵文化財センターにいらっしゃって、私も月に一回、もしくは2か月に一回は顔を出しています。その中で、どういう方々がいらっしゃるのか話を聞きますと、「よそから、多くの方が来ていただいている。」ということで、単にジュースだけではなくて、やはり食事をして、「ほかのところにも、志布志市のPRをしていただいている」というようなことのお話を伺っていますので、やはり一つの事業でもそういう形で、志布志市のいわゆる経済効果というのは、私はあるというふうに思っています。

○5番（南 利尋君） 「経済効果がない。」と言っているわけではないんですよ。私は、行政のそういう予算をつぎ込んで事業を実施するときに、最大限の経済効果を引き出すということが一番大事なことなわけですよ。例えば、担当課の前の質問の答弁によると、「5,000人になりました。」「7,000人になりました。」というふうに数は増えているわけですね。数が増えていく見込みがあれば、その周辺に必ず飲食業、そういう土産物屋を出そうという民間の事業者は、必ずいらっしゃると思うんですね。全くそういう動きがないということは、「ここで商売をやっても、可能性はないな」ということで、今の時点では思われている方が多いわけですよ。だから、今まで福山氏庭園のいろんな保存管理をされて、これから経費は自主財源で賄っていかなければいけないということになりますが、結局、その中で経済効果を上げていかないといけない。例えば、その拝観料を取るか、取らないかという、いろんな問題が条例の中でいろいろあると思うのですが、そういうものも含めて、志布志麓地区に来られた方がどれだけ経済的な効果を及ぼすかというものを、行政の事業として、しっかりと確立していくべきだと、私は考えます。昨今、そういう中で、多くの業種でスモールビジネスという経営の在り方が増えているわけですね。一坪にも満たないスペースで開業するスタイルなので、開業資金もあまりかからないわけです。先日、高齢者のお宅に伺ったときに、世間話の中で、「今年は、梅がならなくて大変みたいですね。」という話をしたときに、「梅干しを食べるんだったら、持っていきなさい。」と袋いっぱいくだ

さった方がいらっしやいまして、その梅干しを食べてみますと、しょっぱすぎず、ちょうどよい酸っぱさのおいしい梅干しで、よくありますよね、具体的な名前を出したらいけないので、一箱何千円もするような梅干しとかあるんですが、そういう梅干しより全然おいしかったんです、本当においしかったです。「これを販売すれば、絶対みんな買いますよ。」と言うと、「自家製の味噌も作っているんですよ。」と言って味噌も袋いっぱい持ってきていただいて、「これ、すごいですね。」という話をしたら、よもぎ餅やちまきまで持ってきてくださって、「さも売ってくれという感じじゃなかったのかな。」と思うくらい、そういうものを食べさせていただいたときに、本当に私が今までいろんな道の駅に行っていますが、どれをいただいても、私がこれまで行った道の駅で販売されている商品よりも、はるかにおいしいものだったわけですね。高齢者の方が何十年も作り続けて来られている商品は、本当においしいわけですね。誰が食べても、感動すると思います。志布志市には、世に出ていないおいしいものがたくさんあるわけですよ。そういう歴まちが好きな人というのは、本当に古いものに興味があって、そういう歴史に興味のある方は、志布志市の食の歴史というのも知るわけじゃないですか。道の駅に漬物、ちまき、味噌、そういうものも置いてあれば、みんな志布志市に来て「江戸時代からの製造法で作っている味噌なんだよ」って、余計、志布志市を自慢できるような状況も出てくるわけですよ。それが例えば、高齢者の方で野菜を作っていた方が、「最近、隣近所でもらってくれる人がいないので、野菜も作らなくなったんだよ」という方もいらっしやるわけですね。それは、もう周りが人口減少で、そういう野菜を作りたくても、あげる人がいないから作らなくなるということも起きているわけです。これは、高齢化社会において、高齢者の生きがいがづくりというものも、一つの重要な課題だと思うんです。であれば、高齢者も出品できるようなスモールビジネスを活用したそういう店舗の在り方ですよ。そういうものを含めた道の駅整備事業を、具体的にこの歴まち事業と一緒にの流れに沿って策定していくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 私は、先週でしたか、都城市に「旬の市場」というのを視察しています。南議員のそういう自分たちが作っている野菜とか、果物とか、販売をするという提案について、もう一つは、この前、有機部会があったときに「無添加の店は、どうか。」という、無添加と申しますと、化学肥料、いわゆる農薬を一切使っていないわけでありますので、そういう店の設置はどうかなと、これは個人的にですよ。初めて言うところなんです、新たに道の駅事業ということではなくて、そういう考え方であるのであれば、逆に言うと民間か市ができるのか分かりませんが、そういう野菜とか、果物を販売する「旬の市場」みたいなのはどうかなと思って、現地に行ってみたところでした。それも含めて、総体的にどういう形で、実際自分が生産しているものを販売できるのか。そして、それを求める市民がどうなのか、いわゆる観光も含めてですね。それはしっかりと今後、考えていきたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋君） そういういろんな事業方法を検討されているという答弁なんです、志布志市全体を巻き込んだ経済対策に取り組まないと、東九州自動車道、都城志布志道路を利用して、みんな経済活動に志布志市民は土日を利用して行かれているわけですよ。そこで志布志市に

ない何かスポーツ用品を買いに行った、その流れでスーパーに寄って野菜を買ったり、味噌を買ったり、ちまきを買ったり、梅干しを買ったりされているわけですよ。今、ストロー現象が起きていると、私は思っています。これをストロー効果に変えていくには、今後東九州自動車道、都城志布志道路は、全面開通するわけですから、そこに対応した経済対策として、志布志インターから2、3分のところにそういう経済活動拠点、例えば、港の関係人口に対する休憩、そういうものの利用者、観光客全てを巻き込んだ事業の在り方が、今、志布志市には求められていると、私は思っています。高齢者が作ったものをどこで販売するかとか、何をどこで販売するか、そういうことではないんです。全体を巻き込んだ経済対策をしっかりと行えるような、そういう施設の整備を急ぐべきではないかということで、質問させていただいていますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市としては、全体的なプランの中で、計画に則って取組をしていくわけでありまして。民間の考え方で、すぐできるということではないのですが、やれることとやれないことがありますので、今、話が合ったように、道の駅の整備事業については、やはりしっかりと計画に則った対応をしていきたい。もちろん土地の問題、予算の問題等々もあるわけでありまして、そのことはしっかりと内部でも協議してまいりたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋君） 次に進みたいんですが、もう「内部で十分協議します。」ということは、4、5年前から市長はおっしゃっているわけですよ。4、5年協議して検討した中で、何も詳しい答弁をいただいていないわけです。常に、「調査します。」「何に行って調査します。」それだけで、道の駅事業は、現状は私の質問だけで、ただそれ以上のものは、何も生まれてきていないと思うんです。例えば、私が道の駅を毎日使うかといったら、使わないんですよ。これが、そういう地域の方も含めて、200人、300人、多くの方がって質問で言うと、「何人の方か分かりませんが。」ということの答弁があるので、300人、400人、最低でもそういう方々、市長の知り合いの方々、皆さんの知り合いの方々、全て「志布志市は、なぜ道の駅がないんだ。」ということを言われています。市長がおっしゃった、道の駅というのは、松山地域にあるわけですね。でも、そういうものを連携した道の駅がなぜないんだということを、皆さんがおっしゃるわけですよ。だからぜひですね、いろんな予算の在り方、この変貌する志布志市のそういうインフラ整備の進んだ状況、そういうものをしっかりと把握して、「道の駅整備事業を反対する方は、いらっしやいません。」ということと言っても過言ではないと思いますので、ぜひ、前向きな取組を検討するだけじゃなくて、具体的ないろんな事例を私も今まで紹介しましたが、そういうところに行ってください、早急な対応を取っていただけることをお願いしたいんですが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、第2次観光振興計画の中で取組をしていくということでありまして、私は、もちろん道の駅の開設については、必要だということは認識しています。しかし、その投資をする効果も含めてですね、つくることを協議ということではなくて、どういう形で計画に入れていけばいいのかということ、私は内部で協議しています。そ

のことで道の駅が松山地域にもあるし、そしてアピアも同じような施設があるわけであります。そのことを踏まえて、どのような取組をしていけばいいかということでの答弁を先ほどしたところでありますので、しっかりとそこはどのような形での計画に乗せられるか、検討してまいりたいと思います。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、本当に変貌するそういう環境と市民のニーズにしっかりと応えていただくためにも、このしっかりとした具体的な計画の策定を強く要望します。

観光振興について伺います。令和6年3月の予算委員会において、「ダグリ岬海水浴場周辺の除草作業、仮設トイレの設置を行う。」との答弁がありましたが、現在まで行われていません。早急に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬海水浴場周辺の除草作業については、遊園地と海水浴場の区域を指定管理者が実施し、ダグリ岬ベイサイドパーク構想における三角地を港湾商工課が実施しているところであります。第1回定例会においてお答えした部分については、三角地に属する部分であります。3週間に一回の頻度で除草作業を行っているところです。また、仮設トイレの設置につきましては、海水浴場開設期間に設置することとしています。本年度は、7月13日の土曜日から9月1日の日曜日まで、設置する予定としているところであります。

○5番（南 利尋君） 7月13日から仮設トイレは設置するということですが、現地に行ってみると、雑草の伸びた箇所が多く見受けられるわけですね。三角地の法面とか、そういうところも、結構伸びている状況もあるわけです。今の時点でさえ、大阪ナンバーや宮崎ナンバー、山口ナンバー、松本ナンバーとか、いろんな他県の車が来ているわけです。それは、サーフィンをするために来られたりとか、海で家族とくつろいでいらっしゃる方、さんふらわあで来られて志布志市に寄っていただいているありがたい方もいらっしゃるのかななんて思いながら、その現場の視察を数日続けて行いました。7月13日にこだわらなくても、今、来ていらっしゃるわけですから。トイレがあるんだったら、すぐにでも、3月議会で可決しているわけですから、「7月13日からしか、トイレは使えませんよ」ではなくて、そういう思いやりの心があるのであれば、今あるんだったら、今すぐ付けてもいいんじゃないですか。見解をお伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 仮設トイレにつきましては、利用者の増加する海水浴場期間に設置するところでございますが、今は既存のトイレ等を開放しているところでございます。

○5番（南 利尋君） 現場には何回も行っているんですが、現状のトイレを修理されているんですか。何回も行っていますが、全然修理されていません。私は3日前に行きました。前と変わっていませんけど、どういう状況で整備されているのか、お伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 通常の使用に耐える範囲での修繕はしているところでございます。

○5番（南 利尋君） 掃除とかは、行き届いていませんよね。その辺も整備するということは、そういう清掃活動とかもしつかり、あとトイレも何かで引っ張らないと流れないとか、水をまかないと流れないとか、そういう状況であるものを使い続けるというのはどうなのか。観光拠点と

して、ベイサイドパーク構想ができ、その拠点としての在り方というのは、どうなのかと思うんですが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおり、いわゆる利用する人たちが、やはり不快な気持ちになることはおかしいことでありますので、再度、現場を確認して対応してまいります。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、一日も早いその仮設トイレの設置と、その周辺の景観保全に取り組んでいただくことを要請します。今言ったトイレやシャワー施設の周辺も雑草が伸びて、不法投棄が目立つようになったわけですね。串間市方面から志布志市方面への国道は、両サイドから竹や雑草が伸び、観光拠点の景観としては、最悪の状況です。国道の下には、海水浴場に下りていく道があります。竹や雑木が伸び、コンクリート壁にはスプレーで落書きがしてあります。いつ、事件や事故が起きても、おかしくないような状況です。ヒアリングのときに、「ベイサイドパーク構想の中に、国際の森も入っていますよね。」と、「国際の森も大変なことになっていますよ。ベンチに座って、食事もできない状況になっていますよ。」という話をしたら、もう次の日には伐採してありました。「なぜ、国際の森は伐採されて、一番メインとなる海沿いは、なかなか伐採されないんだろうな。」なんて思いながら、現場を今、いろいろ視察している状況であるわけですが、さっきおっしゃった、早急に現地の隅々までの視察をしっかりと行って、早急に伐採作業、除草作業に取り組むべきではないんですか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、現地をしっかりと見て対応してまいります。

○5番（南 利尋君） 一つの提案なんですけど、最近の雑草というのは、すごく伸びが早くて、大変なことになっているんですよ。誰かが除草した後に、誰か夜来て、追肥でもしたんじゃないかと思うぐらい、次の日からすごい勢いで伸びるんですね。私やいろんな人が取り入れていますけど、除草作業をした後に、10日から2週間ぐらいして除草剤を散布すると、草の伸びが止まって、結構綺麗な景観が維持できるわけですね。そういう伐採・除草作業された後に、除草剤散布ができるような場所というのは、三角地も含めてなんですけど、そういう取組もするべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） そのことについては、建設課の道路伐採では、刈って1週間以内に除草剤をまいているようであります。そういう対応の仕方というのは、やはり長く除草された状態がもちますので、それは必要なというふうには思います。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、志布志市を訪れた方々が「本当に訪れてよかった。」というような、「また、次に来てみたい。」というような思いになっていただけるような、そういう観光拠点づくりに取り組んでいただきたいと思います。以前、ボルベリアダグリに上がっていく左側斜面の伐採を要望したとき、「伐採を行い、景観保全に取り組んでいく。」という旨の答弁がありました。1年以上経っても、竹や雑木が伸びまくっています。斜面の伐採を行えば、ボルベリアダグリから海水浴場や三角地、遊園地が一望できます。三角地や海水浴場の整備にはまだまだ時間を要するので、まずは斜面の伐採作業を行い、全体を一つの面として変貌させていくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 今、議員がおっしゃる部分につきましては、当初予算で計上をしているところでございます。今年については、全面ということではなくて、一部を伐採をして、ある程度景観を整えたいと考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 市長も前にボルベリアダグリにはいらっしゃったという、僕は見たことないですが、うわさを聞いています。例えばその状況のときに、下にプールがあって、キャンプ場があって、海水浴場がありましたよね。あのときは露店とか、いろいろ出ていましたよね。今、芝生になっている駐車場も満杯でしたよね。状況が見えるわけですよ。三角地にこれから民間の施設を、もし何か整備したとすれば、ボルベリアダグリから全てが見えて、そのベイサイドパーク構想の範囲が面になるわけですね。今だと下に下りないと、遊園地も砂浜も何も見えない状況になっているわけですね。だから、あそこをさっぱりすれば、全体が一望できて、一つの面になって、いろいろあっち行って、こっち行って、こっちでしようなんて計画ができるような状況になるわけですよ。そう考えたときに、竹と雑木ですから、県の許可とかは必要ないと思うんです。あれは、単なる保全管理が行き届いていなかったから、あの状況になっただけのことです。徹底的な保全管理をして、景観を変えていくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、いわゆる指定管理者に任せるだけではなくて、市と一緒にやろうということで、今、課長が言ったように予算を計上させたところであります。その予算の活用の仕方をもうちょっとしっかりと対応していかなければいけないというふうに思っていますので、対応してまいります。

○議長（福重彰史君） ここで昼食のため、しばらく休憩に入りたいと思います。午後は、1時5分から再開します。

○
午前11時58分 休憩

午後1時03分 再開
○

○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

西江園議員が早退であります。

一般質問を続行します。

○5番（南 利尋君） ダグリ岬ベイサイドパーク構想において、旧パラダイスの解体・撤去は、必要不可欠であると考えます。所有者と協議し、購入、解体・撤去を行うべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 旧パラダイスにつきましては、所有者に対して、景観への配慮等についてお願いをしているところであります。また、購入、解体・撤去については、所有者に利用計画があることをお聞きしていますので、市が購入することは考えてはいません。

○5番（南 利尋君） 「考えてはいない。」ということですね、私がお伺いした場面は、前

回の質問で、「民間の方が何かをされるんだったら、譲ってもいいというようなことがあったので、民間の方が交渉をしたときに金額が折り合わないということで、駄目だった。」ということで、質問をさせていただいたときは、「市のほうでもそういう方がいらっしゃれば、それなりに対応していく。」という旨の答弁があったわけですね。前回もこの件に関しては、何回も質問させていただいております。以前の答弁で、「事業を行うためには、明確な根拠がなければ、予算計上できない。」旨の答弁がありました。明確な根拠は、私は幾つもあると考えます。旧パラダイスの現状は、建物の崩壊が進み、周辺には雑木や雑草が生い茂り、いつ事件や事故が起きてもおかしくない状況です。市民や訪れた方々の安心や安全を確保するためにも、解体・撤去すべきだと考えます。先ほどの質問の中でも、市民の生命を守るというのは、行政の一番大事な役割だと、私は考えます。現在、旧パラダイスは、不法投棄の温床になっています。国道管理事業者によると、昨年度は不法投棄されたごみをトラック十数台分撤去したとのことでありました。現状は、景観に大きな悪影響を及ぼしています。この二つの点については、市長が答弁された「所有者と協議を行って、改善していく。」ということも大事だと思いますが、購入、解体・撤去の明確な根拠としては、ベイサイドパーク構想において三角地に商業施設などが整備され、にぎわいを創出すれば、間違いなく駐車場が足りなくなります。どこの観光地に行っても、第2駐車場、第3駐車場的なものは整備されているわけですね。購入、解体・撤去の明確な理由を、ダグリ岬ベイサイドパーク構想に関わる駐車場整備事業とすれば、取り組めるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 土地を購入する場合は、土地利用計画を基に購入することになりますが、現時点で当該施設用地を市が購入することは計画していないところであります。基本的には、自分の土地・建物については、自己管理しなければならないとの考え方で、今、取り組んでいるのは、景観改善に向けて、所有者に働きかけ、お願いをしているところであります。

○5番（南 利尋君） この前の全協でもあったんですが、「中途半端なビルを建てて、それが廃墟になったらどうするんだ。」とかですね、「いろんな具体的な計画を、しっかり策定していくべきじゃないか。」ということでですね、いろいろ質疑があったと思います。例えば、今、三角地において、そういう流れで、もし仮にいろんな施設が整備された場合、駐車場に対しては、どのような対応を現状で考えていらっしゃるか。あの敷地を考えれば、もし何かの施設ができたとすれば、半分ぐらいは、その敷地の整備に取られると思うんですね。それ以外で残った土地を駐車場とするならば、海水浴場まで含めたそういうベイサイドパーク構想のゾーニングとして考えていらっしゃるならば、あのスペースだけでは全く駐車場は足らなくなるわけです。その点は、どういうふうにお考えでしょうか。見解をお伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 年度当初の予算の中で、ここのゾーニングも含めて、全体的な構想を策定するというので今年計画をしていますので、その中でしっかり検討してまいりたいと考えております。

○5番（南 利尋君） 「その中で検討する。」ということですが、例えば、歴まちの事業に対

してもいきなり計画書とかそういう構想図が策定され、それが公表されたわけですね。以前、私が議員になった6年ぐらい前ですね、夏井プレミアムリゾート構想というのがありましたよね。あれもしっかりと図面を書いて、「このような形で取り組みます。」ということで、具体的な取組と中身が5年後、10年後にかけて、こういう取組をしていくというタイムスケジュールまで掲載されたものがあったわけです。なぜ、このベイサイドパーク構想に対しては、もう2年も経ちますが、構想ビジョンとか、そういう具体的なものになっていかないのか。市としての具体的なランドデザインというのは、できていないのでしょうか。見解をお伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 基本的には第2次志布志市総合振興計画、また第2次観光振興計画の中でそこを定め、今回新たに、その議員が言われるランドデザインといいますか、そういったものを今年度の予算で策定していく予定でございます。

○5番（南 利尋君） 市長も前、「あれは、ないほうがいい。」ということで、答弁されたこともありますよね。

[何言か呼ぶ者あり]

○5番（南 利尋君） いや、あるんですよ、市長。調べていただければですね。「あそこは、どちらかというと、ないほうがいいと私も思います。」ということ答弁されています。串間市からもそうですが、志布志市に来られる方、また近隣自治体の方、志布志市を訪れる方、「あれがあるから、本当にもったいないよね。」と言われるんですね。だからそういう意味でも、この市民の要望、また市民の安全・安心を確保するためにも、私が議員にならせていただいて6年ぐらいになるのですが、最初からこの旧パラダイス跡地については質問しているんですね。「所有者と協議をしまいいります。」と、常にその答弁で終わっているわけですよ。6年間かけて協議した結果、何も進んでいないわけですよ。その中でベイサイドパーク構想が立ち上がったわけですから、しっかりとその辺も踏まえて、その駐車場を確保するという意味でも、購入、解体・撤去に向けた取組が必要ではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） もう何回もというようなことでありますが、先ほども課長が言いましたように、第2次観光振興計画の中で取組をしていくということと併せて、持ち主が「利用計画がある。」ということを言っていますので、先ほど言いましたように、自分の土地・建物については、自己管理をしていくというのが基本的な考え方ありますから、それはやはりしっかり尊重して、「ぜひ、景観については、しっかり対応してください。」とお願いをしているところでもあります。

○5番（南 利尋君） その辺に関しては、前回のやり取りとちょっと違うようになってきたんですが、前回は、「民間の方が購入するという流れで相談を所有者とされて、その中の金額の折り合いがつかなくて、もう諦められたということがありましたよ。」と、「市も何かそういう話があるのであれば、しっかりと対応していきます。」ということで答弁があったわけですね。でも、今の市長の答弁は、「事業者の計画があるようですので、その流れで進めてまいります」ということがあったわけですね。これは、どちらが事実なんですか。前回質問したその中で、

「購入に向けた取組をされた方はいらっしゃいます」と、市長は答弁していただきましたが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本人にお聞きしたら、そういういわゆる利用計画があるということの答えをいただいたということでもあります。

○5番（南 利尋君） その辺をしっかりと現状を把握していただいて、できることなら、そのベイサイドパーク構想がしっかりと景観の行き届いたすばらしい海水浴場まで利用できる、そういうゾーニングになるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。これは、ほとんどの市民の要望と言っても過言ではないです。夏井地区を利用された方は、本当に皆さん「旧パラダイスがなければ。」「どうにかしてくれ。」という話をされますので、よろしくお願いします。

夏井地区における景観の良い一部の共有地を、一つのゾーニングとして整備すべきではないかと考えます。市長は、国際の森に行く途中の東九州自動車道の工事現場を、最近見られたことがありますか。

○市長（下平晴行君） 最近というか、見たことはあります。

○5番（南 利尋君） 今ですね、杉の木が伐採されて、右手側のほうは、すごい青々とした海が広がっているわけですね。青島とか、そういういろんな観光地よりも、全然すごいところのそういう景観が広がっているわけですね。すばらしいなと思ってですね、何回か見に行っているわけです。その景観のいい場所といいますのは、旧パラダイス跡地の後ろの線路のその奥の高台です。ちょうど高速道路と線路の間になるわけですね。民有地も入っていますが、夏井自治会の共有地というのが、図面上10何haあるわけですね。その今、カフェがありますよね。「ウミエル」というカフェがあると思うんですが、あそこの横から山に向かって市道が通っているわけですね。「ウミエル」を上がっていくところは、あそこは市道なんです。市道を通って、その線路があって、その奥まで市道が入っているわけですね。その横には、踏切がちゃんとあるわけです。現場をちゃんと確認していますので、そこの奥に広々とした土地があるわけですね。その土地を夏井地区の方々といろいろ協議をした上で、整備ができれば、景観のすばらしいスペースができて、オートキャンプ場とかイベント広場、ドッグランなどが、本当に180度海に見えるそういう場所に整備できるわけです。森林環境譲与税を活用すれば、木製の遊具や東屋、アスレチックなども設置できると考えます。本当にすばらしい場所なので、ぜひ現地調査をしっかりと行っていただいて、一つのゾーニングとして計画できないか、検討していくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬ベイサイドパーク構想につきましては、先ほどから話があるように三角地と海水浴場、それから遊園地、ボルベリアダグリ、あの一帯を一応ベイサイドパーク構想として取組をしていますので、議員がおっしゃる件は、今の時点ではなくて、次の時点にはどうかわかりませんが、今のところは、この中の構想として入れてある取組をしていこうという考え方です。

○5番（南 利尋君） だから、私が質問させていただいているのは、この先、そういう場面が訪れるかもしれないということで、そのすばらしい景観のところをしっかりと現地調査をして、ここも次のステップでは、一つのゾーニングとして整備できるよねというような、そういう具体的な次に向かった取組も必要ではないかということなんです。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今、言いましたように、今のところは、三角地の購入をして、あの一帯をダグリ岬ベイサイドパーク構想として位置づけして整備をしていきたい。次の段階ではそうなるかもしれませんが、今のところは、そういう取組をしていきたいということであります。

○5番（南 利尋君） 現地調査も駄目ということですか。

○市長（下平晴行君） 全体としては、将来像としては、その状況を確認していくことは必要かなというふうには思っています。

○5番（南 利尋君） ベイサイドパーク構想の全体的な説明があったのは、国際の森周辺を含んだということですよ。第1段階としてその三角地周辺を整備していくということで、国際の森周辺も対応していくということですよ。その間にある土地ですから、しっかりとその全体像を見極めたゾーニングの在り方を検討していただくことを要望しておきます。

環境行政について伺います。衛生自治会の在り方について、高齢化社会になり、ごみ出し困難者が増加しています。分別して出せない方もいらっしゃいますが、ごみステーションが遠くて持っていけないという方もいらっしゃいます。本市では、ごみ出し困難者対策事業が実施されています。現在は、シルバー人材センターに委託し、対応していただいているのですが、今後、高齢化率が高くなれば、間違いなく利用者は増加し、シルバー人材センターだけでは対応できなくなるのではないかと危惧しています。そこで、地域のことは地域で取り組むという観点から、衛生自治会の中で検討していくことも必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 衛生自治会では、各自の取組の定着及び継続を目的に、各自治会などで組織されている単位衛生自治会と、その単位衛生自治会の効率的な運営を支援する志布志市衛生自治会で組織されているところであります。各単位衛生自治会は、ごみ搬出の時間やごみステーションの管理など、それぞれの単位衛生自治会ごとにルール化され、適正な搬出が実践されているところであります。衛生自治会では、適正な分別の徹底によるごみの減量化・再資源化への推進をはじめ、環境学習会、市内全域の美化活動を推進するおじゃったもんせクリーン大作戦、単位衛生自治会及び衛生自治会会員を対象とした各種補助事業を実施するなど、市民への環境問題の普及・啓発や環境保全に努めているところであります。

○5番（南 利尋君） 昨日ですね、第3期志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画が配布されました。基本目標1の1に「支え合いの体制充実と地域共生社会の推進」とあります。基本目標4の1に「見守り活動の充実」とあります。二つの基本目標の観点から、自治会の中で取り組める自治会は、自治会内のごみ出し困難者の対応を行っていただくというような検討も必要ではないでしょうか。増加するごみ出し困難者を行政だけで対応していくことは、厳しい状況になると考えます。中心市街地や大きな自治会は無理かもしれませんが、中山間地域などでは可能では

ないかと考えます。自治会の中には、ごみステーションの係の方がいらっしゃるわけですね。その方に、ごみ出しの日に、ごみ出し困難な利用者宅に行っていただいて、ごみを収集していただければ、例えば、柳井谷だったとすれば、委託業者にわざわざ志布志市の市街地から柳井谷まで来ていただいて、1件、2件の処理をしていただく。仮に「次は、四浦に行かなきゃいけない。」という状況であれば、大変な状況になるわけです。そうなったときに、1件、2件の場面であれば、そういうものを回収した上で、ごみステーション係のところに行っていただくというような、そういう対応を取れば、ある程度の戸数のところであれば、対応できるんじゃないかなと考えるわけですね。また、見守り活動の観点からも、そういうみんな中山間地域の自治体というのは、仲が良い、悪いというのは別として、大体みんな知り合いなんですよ。そこでいろんな世間話でもできれば、見守り活動にもつながるわけですね。だから、自治会助成金の中にそういう活動に対しての助成金を加えて、件数に応じたそういうごみ出し困難者の対応をしていただくものに対しての手当を支給するというような事業に取り組んでいけば、これから先のそういうごみ出し困難者に対する対応も、市のほうも予算削減できるような状況になりますので、そういうのも衛生自治会と自治会と行政で、しっかりと協議しながら対応をしていくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現在、ごみ出し困難者対策事業の中に、ごみ出しに支障のある方に対しては、シルバー人材センターに委託して支援をしているというところであります。また、地域コミュニティ協議会が設立されていますので、そういう地域でのいわゆる課題がもしあった場合には、地域コミュニティ協議会のほうで対応していただく。それに対して、市は支援をしていくという考え方も、これは地域魅力UP応援事業という事業もありますので、そういうことも考えられるのではないかとこのように考えています。しかし、ごみ出し困難者については、しっかりと把握をして対応しているところでありますので、今のような取組をしているということでもあります。

○5番（南 利尋君） 潤ケ野校区コミュニティ協議会の事例でも、「地域コミュニティ協議会で、そういうごみ出しを手伝ってくれないか。」という話も、定例会でありました。「そこは、ちょっと無理だろう。」ということで、否定されたわけですね。私が言っているのは、そういう一つ一つの自治会において、「地域コミュニティ協議会では、できませんよ。」という結論が出たものですから、それをできるようにするために、市長がよく言われる、「できるには、どうしたらいいか」ということで、自治会単位で共生・協働の観点から、お互いに協力し合うような、そういう地域コミュニティも必要ではないかと思うんです。民生委員だけでは、なかなか見守りも行き届かない部分もありますので、見守り活動も含めた、そういう取組にもつながるのではないかとこのように、自治会単位でのそういう検討も必要ではないかということなんですが、見解をお伺いします。

○市民環境課長（村山 睦君） 各単位衛生自治会には、資源ごみの分別報償金として毎年助成していますので、その中で対応していただければということ考えています。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、そういう高齢化社会において、ごみ出し困難者が増えるわ

けですから、そういう方々が困らないような対応をしっかりとよろしくお願いします。

最後に、「5 R」の促進を図りながら、新たなごみ処理の在り方を検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市の環境行政は、今ある資源を長く使うという考えの下、「美しい地球を子どもたちに」を基本に取り組んでいます。さらなるごみの減量化や再資源化を図るために、前回、議員の質問がありましたときに、「5 R」の取組をしていかなければいけないという話をしたところでありますが、まさにそのとおりであるというふうに思います。いわゆるリデュース・リフューズ・リユース・リサイクル・リペアと、本当は、リサイクルが一番最後なんです。だから、その前にしっかり処理したら、「リサイクルは、こんなに量が多い。」、「分別しなければいけない。」ということにならないんですね。ですから、リデュース・リフューズ・リユース・リペア・リサイクルと、このことをしっかりと市民の皆さんにも理解していただくような取組を、しっかりしていかなければいけないというふうに思っています。「混ぜればごみ、分ければ資源」を基本に、「5 R」の考え方を市民の皆様に着実に定着するように取り組んでいって、SDGsにもありますように、持続可能な社会の実現を目指してまいりたいというふうに思います。また一方で、ごみゼロに向けた新たな環境に優しい処分方法について、今後も引き続き調査・研究してまいりたいというふうに考えているところであります。

○5番（南 利尋君） 今回も最後まで質問できないということが確定しましたので、最後の質問をまとめてさせていただきます。まずですね、市長は、令和4年3月の所信表明において、「『行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち』、そう思える志布志市を目指して取り組んでまいります。」と述べられました。このフレーズは、何度も使われておりますよね。「言われなくても」と言われるかもしれませんが、私は、そのフレーズは少し変えたほうがいいと思うんですね。「行ってみたいまち、住んでみたいまち」は、未来形ですね。「住んでよかったまち」は、過去形なわけですよ。これは、一番大事なことは現在進行形の「住みやすいまち」ではないかと思うんです。現在の志布志市民が行政に対して望むことは、「住みやすいまちづくり」であると思うんです。その市長のフレーズの中には、市民が思いたい、もう住んでいるわけですから、もう行っているわけですから、住んでどうか評価をしているわけですから。一番大事なことは「住みやすいまちづくり」ということを掲げられて取組をされるべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 私は、「行ってみたいまち、住んでみたいまち」、そして「住んでよかったまち」というのを目指していこうという考え方です。あらゆる事業が、みんなこれにつながっていくわけですね。おそらく何を言いたいかということ、いわゆる「ごみ分別が大変だ。」ということと言われるんじゃないかと思うんですが、そういうことではなくて、なぜSDGsが始まったかという、いわゆる持続可能な開発目標、やはり目的は貧困をなくして地球環境を守り、そして全ての人々が平和と豊かな世界を享受する社会をつくるということが、ここが基本なんですね。ですから、このことをぜひ、皆さん方一緒になって、志布志市が面倒くさいではなく

て、将来のことを考えて、先々のことの取組をしているんだというふうに理解していただければ、私はいいと思います。これは、やはり先ほど言いましたように、持続可能な開発目標が17掲げられた要因は何かというと、私が今言いました、全ての人々が平和と豊かさを享受できる世界、ここだと私は思うんですね。これは、SDGsの目的です。ですから、これをしっかり頭に入れて、自分たちがやっていることが面倒くさいではなくて、これをする事で、将来市民の皆さんが後世に譲っていくんだと、残していくんだと、そういう地域社会づくりをしていけばというふうに思っています。

○5番（南 利尋君） 今SDGsの理念はしっかりと取り入れて、まちづくりをしなければいけないということは、もちろん私も分かりますよ。だから、「5R」ということも、私は、今回の質問にも強調させていただいたわけですが、例えば、これから次の世代に志布志市に住むであろう方々、また移住・定住をして志布志市に来られるであろう方々のことも重要だと思いますよ。だけど、今住んでいる市民に対する「住みやすいまちづくり」というのが、僕は、行政の役割だと思うんですね。例えば、今住みにくい人が次の世代に、これは、ごみ出しだけの話をしているわけじゃないんですね、もう時間が少なくなりましたので。いろんな事業の中で、「ここに住んでよかったね。」、「志布志市は、本当に住みやすくなって良かったよね。」と言われるような、住みやすいまちづくりを行政は推進していくべきじゃないかと思うんですね。「住んでよかったまち」というのは、もう過去形ですから、これは、今、志布志市に住んでいらっしゃる方々が、「皆さん、志布志市に住みましょうよ。」、「住みやすいまちですよ。」と、これはごみ出しだけじゃないですよ。今後、Uターン・Iターンで帰って来られる方に、「志布志市は、本当に住みやすいまちだから、絶対志布志市に帰って来いよ。」、「志布志市で医者やれよ。」とか、「志布志市で畜産やってくれよ。」と言えるような、そういう志布志市、行政の取組が、私は、市民から求められていると思っています。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） まさにそのとおりです。「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」というのは、その流れなんです。だから、そういう「住んでよかったまち」を目指すために、「行ってみたいまち、住んでみたいまち」ということであらゆる事業を、しっかりそのことを頭に入れて展開していこうという考え方です。よろしくお願いします。

○5番（南 利尋君） だから、そのフレーズの中に「住みやすいまち」というのを入れればいいじゃないわけですか。未来、現在、過去というふうにつながるわけですから。その辺も余計な話かもしれませんが、ぜひですね、皆さんに伝わるようなフレーズで、これからも市の発展に御尽力していただければありがたいと思うんですが、最後に見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今言ったことをしっかりと職員、皆さん一緒になって「住みやすいまち」はもちろんですが、やはり「住んでよかったまち」を目指して取組をしてまいります。

○5番（南 利尋君） これから、この「住みやすいまち」というのを入れてもらえるんですか。

○市長（下平晴行君） それは、もう当然なことです。で、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」でいきます。

○5番（南 利尋君） 終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

次に、10番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○10番（小辻一海君） 改めましてこんにちは、小辻一海でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、早速、先に通告いたしておりました二つの項目について、順次質問させていただきます。

それでは最初に、孤独・孤立を深める無縁社会について、質問してまいります。無縁社会とは、単身世帯、特に独居の高齢者が増え、家族の絆や直接的な人とのつながりがどんどん少なくなってきており、今の日本社会の一面を表す言葉で、無縁社会が引き起こす問題として、一般的に一人暮らしの孤独死や、全国的には一人暮らしの高齢者が近親者も知らない間に火葬されていたというトラブルの発生問題などが挙げられています。これらの問題は、年々増加し続け、解決が急がれています。実際、本市でも、誰に看取られることなく亡くなり、ひっそりこの世を去った人がいることもお聞きしています。我が校区でも50代の男性が孤独死されていた事例があり、非常に悲しいことであり、こういった状況は、今後さらに悪化していくことが予想されますが、市長は、無縁社会をどのように認識されているのか、まずは、お聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

無縁社会とは、NHKのドキュメンタリー番組で生まれた言葉で、自分に何かあったときに頼れる縁を持たず、孤立している人が増える社会現象のことを指すようであります。社会とのつながりを失って縁が切れることで、一人孤独になって、誰にも看取られることなく亡くなっていくという深刻な問題も引き起こすことになり、重大で見過ごせないものであるというふうに認識をしているところであります。身寄りがなく、社会から孤立する方の数は、核家族の増加、日本高齢化・長寿化等を背景に、年々増加しているとされています。本市においても、高齢者の単独世帯数の増加とともに、身寄りがないことなどによる問題や不安を抱える高齢者が増加していくものと予測され、孤独死を防ぐための対策を講じる必要があるというふうに考えているところであります。

○10番（小辻一海君） 無縁社会を生み出す原因には、地縁、血縁、社縁の喪失があると指摘され、一人暮らしをする孤独な高齢者は、年々増加しています。本市の後期高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の中の数字からも、単独世帯割合が増加傾向にあります。そのうち、どれくらい高齢者が一人暮らしをされているのか調べてみますと、一般世帯の約1万3,188世帯のうち、高齢者がいる世帯は6,697世帯で、約50.8%になっています。その6,697世帯のうち、一人世帯は2,518世帯の37.6%になり、高齢者の夫婦のみで暮らしておられる世帯は2,041世帯の30.5%で、つまり高齢者の夫婦お二人で暮らされているということは、将来高齢者一人世帯の予備軍みたいなものです。この高齢者の方々は、突然自分が倒れたとき、孤独死してしまう、誰が発見してくれるのか、そして誰を頼ればいいのかという不安を抱え、今、御相談が多くなっています。不安を感じ、住んでおられるそういう高齢者の方が多いという現実を、市長は、どのよう

に捉えられているか、お聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 一人世帯が増えていったとして、社会とのつながりをしっかりと持っていていただくことが大切であるというふうに考えています。独居世帯の方が孤独にならないよう、また寂しく感じていらっしゃる方の把握と積極的な対応が必要というふうに思いますので、様々な機会を通じて情報収集に努めていかなければならないと思うところであります。

○10番（小辻一海君） 単独世帯が増えている大きな要因は、二つあると考えられています。一つは、未婚率の上昇により、独身者が増加したとのことであり、先の2020年国勢調査によると、生涯未婚率は、男性28%、女性18%で、この未婚率も単独世帯割合もいずれも1990年から右肩上がりに増えています。もう一つの要因は、先ほど申し上げたとおり、高齢者の単独世帯が増えていることです。2022年の国民生活基礎調査で65歳以上の高齢者がいる世帯の世帯構造を調べてみますと、高齢者の夫婦でお二人で暮らしていらっしゃる夫婦のみの世帯と単独世帯は、増加傾向にあり、この二つを合わせますと、6割ほどになるようです。本市においても、先ほど申し上げましたが、7割弱の数字が出ています。一方、3世代の同居世帯の割合は、わずか7.1%、年々減少が続いてきているようです。単独世帯の増減要因には、各年齢階層の人口増減など様々な要因があると思いますが、本市における世帯構成の推移と単独世帯の今後の見通しについては、どうでしょうか。

○保健課長（北野 保君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、単独世帯と言われます世帯でございますが、一人で住居を構えて暮らしている人、そして間借りして一人で暮らしている人、そして寮とか寄宿舍、下宿屋に住んでいる単身者のことでございます。全国的には、単独世帯のうち約40%が高齢者の単独世帯というふうに言われています。そして、本市の高齢者単独世帯の状況を見てみますと、令和2年に実施された国勢調査の結果になりますが、単独世帯が4,802世帯ありまして、そのうち高齢者単独世帯が2,518世帯となっています。その割合が52.4%ということでございます。高齢者単独世帯数につきましては、調査ごとに増加をしてきている状況にございますので、今後も後期高齢者人口の増加に伴い、増えていくものと推測しております。

○10番（小辻一海君） お答えいただいたとおり、夫婦のみの世帯、単独世帯の割合が増加傾向のようです。これは、今の時代、結婚されない方が多いことと、結婚しても親と同居したくない核家族化が進んできており、血縁が非常に薄くなってきたというのが挙げられており、いわゆる無縁社会が進行し、孤独死などが度々ニュースになり、地縁、血縁の絆が薄れた社会になっています。「誰一人取り残さないまちづくり」の実現に向けて取り組んでいる志布志市においても、高齢者だけでなく、人との関わりが苦手な若者においても、一人暮らしが増えている今、無縁社会を感じて大変な思いをされている方々がいらっしゃるのではと考えます。今の社会は、プライバシーの保護ということもありますので、大変とは思いますが、命に関わることでありますので、何もしないわけにはいきません。無縁社会を減らす手だてを今後考えていく必要があると思いますが、市長は、無縁社会を減らすための対策として、どのようなことをお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどありましたように、いわゆる結婚しない人が一つは大きな要因だということもありますので、そのことをどう解決するかという、ここも大きな重点要項ではないかなと思っています。先ほどもありましたように、見守りをどうやってしていくか、やはり見守り活動の強化が必要であるというふうに思っていますので、そのことについての周知啓発を図りながら、地域コミュニティ協議会等における事業、そういうものをしっかりやって、高齢者が地域社会とつながりを持って、地域で活動できるような取組をしていかなければいけないというふうに思っています。

○保健課長（北野 保君） ただいまの市長の答弁に補足いたします。無縁社会への対策といたしましては、高齢者の社会参加の支援や見守り活動の強化が必要であるというふうに考えています。現在の取組の周知啓発を図りながら、地域コミュニティ協議会等における事業や高齢者元気度アップポイント事業を活用し、高齢者が地域社会とつながりを持ち、地域で活動ができるように努めてまいりたいというふうに考えています。

○10番（小辻一海君） 本市においても、無縁社会が進むにつれて、今後、単独世帯が増加していくことは、間違いないかと思います。今後は、未婚化の進行が一人暮らしの未婚の高齢者単独世帯の増加の要因になり、また我が校区においても危惧されるところですが、結婚の機を逃した男性も増えてきており、将来的には未婚の高齢男性の単独世帯も増えていくのではと考えているところです。そこで、一人暮らし高齢者、高齢者以外の単独世帯の方々が突然死、孤独死されていたことが本市において過去どれくらい発生しているのか、お示しいただけないでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 本市の一人暮らしの高齢者の孤独死につきましては、配食支援事業や介護保険サービス事業、民生委員の方からの報告によりますと、過去5年間で10件、把握しているところでございます。

○10番（小辻一海君） 今年5月15日、南日本新聞に「独居高齢者自宅死1.7万人」という記事が出ていました。1月から3月に自宅で死亡した一人暮らしの人が全国で2万1,716人確認され、うち65歳以上が1万7,034人と8割近くを占めたことが14日、警視庁の取材で分かったとのことでした。政府は、孤独死・孤立死の実態把握を進めており、年間6万8,000人の高齢者が独居状態で亡くなられているとのこと。年々、高齢者増加に伴い、ボランティアや担い手減少への不安と課題が残る中、全国的にもどのように超高齢化社会を支えていくのか、喫緊の課題となっています。本市でも、障害者、一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦のみの世帯を対象に「食」の自立支援事業、地域包括支援センターと委託事業者で定期的に訪問を行う地域見守りネットワークなどが行われています。では、この二つの支援活動と、ほかの見守り活動事業の現状と成果についてお尋ねします。

○保健課長（北野 保君） ただいまの事業の成果と現状についてお知らせしたいと思います。

まず、「食」の自立支援事業、配食支援事業につきましてでございます。「食」の自立支援事業、配食支援事業は、食事の提供を行い、見守り活動も実施しているところでございます。配食時に安否確認や体調確認を行い、食事を取っていない、鍵が開いていない等の気になることがあ

る場合は、家族や地域包括支援センター等に連絡をしていただきまして、必要な対応を行っているところでございます。成果といたしましては、配食の際に配達員が倒れている利用者を発見し、救急車の要請、関係者へ連絡を行ったことや、利用者の様子、体調、残食状況の変化を関係機関や御家族に連絡し、病院受診につなげたことなど、実績があるところでございます。今年度から、おかずのみの配食に対応できるよう事業の見直しも行っていますので、高齢者等が必要なサービスを利用しやすいように、事業の周知啓発等も行っていきたいと思っております。

次に、地域の見守りネットワーク構築の現状でございます。地域包括支援センターに家族や民生委員等から相談があり、見守りが必要な高齢者に対して、地域包括支援センターや委託事業所で見守り活動を行っています。住み慣れた地域で生活が続けることができるように見守り訪問を行いながら、状況に応じて、必要な制度や機関につなげております。この実績につきましては、延べ数でございますが、令和5年に委託事業所での訪問が54件、地域包括支援センターでの訪問が302件となっているところでございます。

そのほかに、地域福祉ネットワーク事業というのがございまして、これにつきましては、地域コミュニティ協議会等が中心となって、地域の要援護者の見守りや声かけ活動、直接訪問の難しい方などは生活の様子を気にかけるさりげない見守り活動を実施しています。成果といたしましては、異変に気付いたら、関係機関等につなぐことで救急搬送につながったり、困り事の解決につながったりしています。令和5年度の実績でございますが、要援護者で567人、その見守りをしている協力者が387人、協定を結んでいます事業所数が109か所となっています。あと、もう一つ事業を御紹介申し上げますと、高齢者の福祉マップづくりの事業でございます。高齢者サロンで高齢者福祉マップづくりを行うことで、自分の住んでいる地域の状況を把握し、互いに見守りができるネットワークづくりや自分の相互の支えの活動の推進を行っているところでございます。成果といたしましては、自分の住んでいる地域を客観的に見ることで、高齢者が増えていることを実感し、緊急時の対応について考える機会になるなどして、地域づくりにつながっているところでございます。これについては、令和5年度で4回の開催をしているところでございます。

○10番（小辻一海君） 今の答弁で、地域福祉ネットワーク事業における見守りで、地域の事業所と協定を締結されているようですが、他の自治体には郵便局、牛乳販売店、新聞販売店、ヤクルト販売などの事業者と協定を結び、事業者による日頃からの声かけと見守り活動を実施されています。本市は、どのような事業所と協定を結び、どのような見守り活動をされているのか。具体的にお示しいただけないでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 民間企業による見守り活動についてでございますが、これにつきましては、地域福祉ネットワーク事業において行われている事業でございまして、地域の商店、ガソリンスタンド、建設会社などの事業所と協定を締結いたしまして、高齢者等の変化があったときなどに情報共有して連携を図っています。また、一部の民間配食サービス事業者や移動販売者においては、配食や移動販売の際に見守り活動が行われていると聞いているところでございます。

○10番（小辻一海君） 本市も、様々な支援活動等に取り組まれています、各自治体でも増えつつある高齢者の孤独死を未然に防ぐために、様々な取組が行われています。ここで、二つほど御紹介をいたします。福岡市と福岡安全センター株式会社が共同で行うICTを活用した単身高齢者安心見守り事業で、福岡安全センター株式会社が自宅に温度、湿度、照度などを感知する多機能センサーを通して常時見守るとともに、異常を察知した際には電話や駆け付けによる確認を実施し、見守りから安否確認までを一体的に行う事業です。また、福岡県添田町では、テレビ電話タブレット端末を自宅に設置し、週一回以上決まった時間に安否確認を行います。応答がない場合などは、スタッフが自宅へ訪問し、安否の確認などを行います。また、タブレット端末の貸出しや操作サポートも無料で行います。この二つの見守り安否事業のほかに、インターネットを見ますと、本市に取り組んでいない事業で、多くの自治体が行っている安否確認支援事業がありますので、本市に適した参考事例を取り入れ、緊急時でも柔軟な対応が可能な体制づくりの取組をぜひ検討していただきたいと思います、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、あらゆる戦略というか、つながりを持って、やはりしっかりと見守っていかなければいけないというふうに思っています。また、令和4年度に締結した日本郵便株式会社志布志市内の郵便局との包括連携協定においても、安心・安全な暮らしの実現に関することとして提案をいただいているため、同社と地域のニーズに合った施策について議論を深めるとともに、地域の老人クラブふれあいサロンと連携をより深め、地域での見守り強化につなげていければよいというふうに思っています。また、身寄りがない方、判断が難しい方等につきましては、成年後見制度を理解していただくことも重要かと考えます。市におきましては、社会福祉協議会に委託して、志布志市成年後見支援センターを設置していますので、今後も幅広く周知していきたいと考えています。先ほどの提案のことを調査して、対応してまいりたいというふうに考えます。

○保健課長（北野 保君） ただいま市長からあった答弁のシステムの件につきまして、補足して説明を申し上げたいと思います。

一人暮らしの高齢者等に対しまして、本市においては、緊急通報システムというのを設置をしているところでございます。緊急事態の不安を解消するとともに、相談の対応や定期的に安否確認の電話を行っているところでございます。これについての成果につきましては、一人暮らし高齢者等の体調急変等に関する通報機器を通じた通報に対し、協力員の訪問や救急車の要請を行うなどの実績があるところでございます。現在、機器設置につきましては、NTT回線が必要になるということで、今後この回線不要のシステムの導入というのも検討が必要ではないかなというふうな課題であるところでございます。

○10番（小辻一海君） 今の時代は、個人情報保護など、プライバシー問題が取り上げられる社会ですが、無縁社会を減らす対策に取り組んでいかないと、人間社会が崩壊してしまうのではと危惧するところです。向こう三軒両隣という近所付き合いの大切さや自治会の役員、民生委員の皆さんの役割は、今後非常に大きくなると思われます。では、ボランティア、民生委員、

自治会役員さん等の訪問活動は、どのようになっているか、お示しいただけないでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） 各地域での見守り活動でございますが、民生委員の方々におかれましては、担当する地区において、見守りが必要な高齢者の訪問や声かけ活動を実施していただいております。必要に応じて、福祉課であったり、地域包括支援センターへの情報提供を行っていただいているところでございます。また、社会福祉協議会におきましても、地域コミュニティ協議会と連携を図り、ネットワーク会議等において、見守りが必要な方の情報を地域で共有し、必要に応じて、社会福祉協議会の職員が訪問をするなど、関係機関につないでいるという実態がございます。

○10番（小辻一海君） 市内の世帯数は、3月末で1万5,097世帯であります。核家族化の進行や未婚率の上昇等により、近年では直接的な人とのつながりがどんどん少なくなってきており、人との関わりが苦手な若者においても、一人暮らしが増え、地域とのつながりも希薄である自治会未加入世帯が増えてきていると思われます。そういう自治会未加入などあまり把握されていない世帯、セーフティネットの见えない位置にある世帯ではないかというふうに思われますが、そういう一人暮らしの高齢者世帯への見守りは、どのように取り組まれているのでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 地域とのつながりがない方々につきましての見守りでございますが、緊急医療情報キットというのを配布している事業がございます。これにつきましては、高齢者や障害のある方の緊急時に備えるため、持病等緊急時にかかりつけ医等の必要な情報を保管する緊急医療情報キットを、利用者の希望に応じて、配布をしているというところでございます。この事業の成果といたしましては、救急車を要請した際などに、駆け付けた救急隊が緊急医療情報キットに保管された情報シートを確認することで、迅速な搬送や関係者への連絡につながっているというところでございます。

○10番（小辻一海君） では、非常事態のときに単独世帯の親族や知人、友人への連絡先が分かっているならば、隣近所の人とか、あるいは自治会の役員の方とか、民生委員の方が親族の連絡先へ連絡ができると考えますので、独居の高齢者世帯とか、そういう一人暮らしの方々の緊急な連絡先というのは、どのように把握されているのでしょうか。

○保健課長（北野 保君） ただいま申し上げましたキットの配布のほかにも、エンディングノートといいまして、本市ではマイライフ・ノートというふうに申し上げていますが、人生の終末期における希望や考えを書き止めるためのノートとなっておりまして、自身の生い立ちや財産、介護、医療、葬儀、お墓に関する希望や意向、そして家族、友人へのメッセージ、緊急連絡先等を記入するようになっています。本人の意思が確認できない場合など、エンディングノートに基づき、本人の意思に沿った対応が取られるというような内容になっておりまして、御本人さんが入院とか、御家族や関係者が対応に困らないようにすることなどを目的にしたノートになっているところでございます。

○10番（小辻一海君） 単独世帯の親族や知人、友人への非常事態のときの連絡先は、今お示しになった形で把握されているようです。先ほど、鹿児島県医師会が発行しているマイライフ・ノ

ートの配布も行っているとの答弁でありました。これは、先ほど課長も言われましたが、ほかの自治体に取り組んでいるエンディングノートに代わるものだと思います。これに取り組んでいるほかの自治体では、独居の高齢者世帯や経済的に余裕がない一人暮らしの高齢者以外にも、がんの余命宣言を受けた人、重度の知的障害者を持つ親や、生涯未婚で子供がいない人など柔軟に対応されているところであります。本市においては、どのような皆さんが対象で、今までどれくらい配布されているのでしょうか。

○保健課長（北野 保君） ただいまのマイライフ・ノートにつきましては、まず周知が必要ということで、市報の令和元年11月号に「終活のすすめ」という記事を載せて紹介しています。そして、また令和5年6月号でも終活の一つの手法である人生会議の記事を掲載いたしまして、マイライフ・ノートの紹介を行ったところでございます。配布につきましては、保健師等がサロンに出向いたときなどに紹介を行っているところでございます。現在配布数といたしましては、令和4年度で187冊、令和5年度で298冊を配布しているところでございます。

○10番（小辻一海君） 高齢化が進む今、自分が元気なうちに終末期の生き方や葬儀の仕方などを考える人が増えており、突然の別れになっても、事前の準備があることで、自分が長く生きていく上で、亡くなった後も大きな安心感につながる生前の意思表示をする終活ノートとなるようです。そこで、市民を誰一人取り残さない、無縁仏にしないためにも、千葉市、横須賀市など、幾つかの市に取り組んでいるエンディングサポート事業を参考に、終活相談窓口、終活セミナーの開催、葬儀社との生前契約、高齢者等の安否確認、親族や知人への連絡等々を行う終活支援サービス事業を導入するお考えはないでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 現在、御紹介いただきました事業につきましては、まだ本市では取り組んでいないところでございますが、本年度の新たな取組といたしまして、本年11月に包括連携協定締結事業者であるあいおいニッセイ同和損保様の協力の下に、終活フェアを開催する予定で、現在準備を進めているところでございます。

○10番（小辻一海君） 早急な検討をよろしくお願いします。先ほど答弁の中でもありましたが、地域の見守りネットワークの構築などを進めるに当たり、行政の役割の一つとして、しっかりとした広報活動が重要になってきます。利用者ですが、実際、この地域見守りネットワーク等々を利用開始しようとするとき、御本人さんが希望されることもございます。また、遠方に住まれている御家族の方が実家の御両親が心配で、見守り事業を頼んでいる方もいらっしゃると思います。また、地域包括支援センターの方や民生委員の方々から、直接紹介をするケースもあると思います。一人ひとりのニーズに対応できる体制をしっかりと整えていただいて、安心・安全な見守り事業の啓発をしっかりとしていただきたいと思いますと考えますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったような様々な事業の展開をして、しっかりと見守り、一人ひとりのニーズに沿った体制づくりをしてまいりたいというふうに考えています。

○10番（小辻一海君） 本市においても、これからどんどん無縁社会が進行していくと予想されます。その中で一番頼りになるのは、遠くの親戚よりも近くの他人だと思いますので、市民の皆

さんには人と人とのつながりを積極的に持っていて、何かあったときお互いに助け合える、そういう信頼関係を築く行政指導を進めていただき、無縁社会を減らすシステムづくりを積極的に進めていただくことをお願いして、次の質問に入ります。

令和3年3月に、生物多様性地域戦略を策定され、生物多様性の保全と持続的な利用を確保していくための行動計画が121項目示されていますが、令和5年度の生物多様性地域戦略の達成率はどうなっているのか。何ができて、何ができなかったのか、その進捗状況と今後の取組について、市長、教育長にお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 本市では、令和3年3月に志布志市生物多様性地域戦略を策定し、その中で生物多様性の保全と持続的な利用確保を行うこととされているところであります。この生物多様性とは、生物の豊かな「個性」と「つながり」のことで、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の三つの多様性があり、このような多様性があることで、私たちに様々な恩恵を与え、生活をより豊かで安全なものにしてくれています。この生物多様性の認知度を高めていくことを地域戦略の中で指標に位置づけており、市民誰もが生物多様性の重要性を理解し、行動していくことが必要であるというふうに考えています。6月4日に開催しました生物多様性地域戦略推進委員会におきまして、市民、事業者、各種団体、行政機関の各主体の役割に位置づけている主な取組121項目について、令和5年度の活動状況等を点検いただき、御意見を伺ったところであります。具体的な活動状況につきましては、事業者の役割区分において、生物多様性に配慮した事業活動の対応・集約が進んでいないところもありますが、特に市民や各種団体の役割区分においては、ウミガメの保全活動や野鳥の定点観測、観測記録等の蓄積、オオフサモやウシガエル、アルゼンチンアリなどの特定外来生物のモニタリング調査、駆除活動等が事業推進につながっているところであります。このことは、市と生物多様性センターを中心として、地域戦略推進委員等の方々との連携を図った成果だと考えています。おおむね地域戦略の推進が図られているというふうに考えております。また、地域戦略の達成率につきましては、地域戦略に位置づけている五つの指標を数値化するもので、この指標値は、アンケートの実施により把握することになります。これは、戦略の計画期間で、地域戦略策定から5年後の令和7年度に行う中間評価のタイミングと、10年後の令和12年度に行う最終評価のタイミングで、状況把握することになっているところであります。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

主に教育委員会といたしましては、学校での取組について、力点を置いているところでございます。本市においては、生物多様性センターが開設されていますので、この生物多様性センターの利活用も含めて、生物の多様性を学ぶことは、SDGsの根幹に関わることであり、特に学校におきましては、環境教育の中でその推進に努めているところでございます。教科の学習、それから学校行事等々で様々な形で学習を展開しています。併せて、専門家による講話、それからPTAや地域の方々と共に進める環境学習等も含めて、生物の多様性についての理解を深め、そして実践的態度を養いながら、社会の担い手となる子供たちが今後生きていく中で、生物多様性に

ついでに理解を深め、そしてそれを保全していくような実践的な態度を養っていくように取り組んでいるところでございます。

○10番（小辻一海君） それぞれに活動状況をお示ししていただいたわけですが、令和7年度の中間評価に向けて関係各課に点検・評価などの資料収集をお願いして、令和7年度の点検・評価を期待したいと思います。

志布志市生物多様性地域戦略は、10年間の計画になっており、膨大な取組内容が示され、生物多様性地域戦略の達成に向けて、市民の役割、事業者の役割、各種団体の役割、行政機関の役割と役割を四つに区分し、令和12年度までにこの計画を進められていくわけですが、四つに役割を区分された考え方と、この四つの役割の連携をどのように進めていかれるのか。お示しいただけないでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） お答えします。

志布志市生物多様性地域戦略につきましては、生物多様性国家戦略及び鹿児島県生物多様性戦略を基本に策定し、四つの推進体制としたところでございます。生物多様性に関わる課題は、特定の一つの要因によって生じるわけではなく、複雑で複合的な要因によってもたらされることが多く見られます。こうした課題には、役割分担を明確にして、個々に取り組むよりもみんなで一緒に取り組むほうがより大きな成果を得ることができます。このため、それぞれの得意な役割、個性を活かしながら、それぞれの取組を相互に情報交換し、連携・つながりを強化するため、市及び生物多様性センターが地域戦略推進委員会の中で点検・評価をしていこうとするものでございます。

○10番（小辻一海君） 課長、なるべくマスクを取って、ちょっと聞こえないようですので、お願いします。

役割を四つに区分することで、それぞれの得意な役割、個性を活かしながら、それぞれの取組を情報交換し、推進委員会で点検・評価して取り組んでいくとのことですね。十分に情報を共有しながら、連携を取って進めていただきたいと思います。

では、前回も質問させていただきましたが、平成30年度に環境全般のアンケート調査が実施され、市民の生物多様性の認知度が低いことを感じられ、認知度を高めるため、生物多様性センターを開所して多岐にわたり取組をされてきたと考えますが、現在の生物多様性の認知度については、どのように分析されているのか。市長、教育長にお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 御指摘のとおり、令和4年11月に生物多様性センターを設立していますが、認知度は、まだまだ低いものと認識しています。令和7年度に第2次志布志市環境基本計画の中間見直しを行う予定でありますので、そのアンケート調査の中で、生物多様性の認知度の確認も行っていきたいというふうに考えているところであります。

○教育長（福田裕生君） 生物多様性センターの認知度等について、お答えいたします。

生物多様性センターにつきましては、周辺の環境も大変素晴らしいわけでございます。各学校におきましては、遠足であるとか、校外学習等での活用も進めております。それから、開設当時

は、パンフレット等をお配りいたしまして、この生物多様性センターが目指すもの、それから展示してあるもの等についての説明等も校長研修会、教頭研修会で行ってきたところでございます。また、PTAや各種校区での活動の中におきましても、このセンターの趣旨、それから活用の在り方等についても促しをしてきているところでございます。

○10番（小辻一海君） 教育長、私は、今、「生物多様性の認知度は、どうですか。」という、センターじゃないです。「生物多様性の認知度は、どうなっているんですか。」と聞いたところですよ。

○教育長（福田裕生君） 大変失礼いたしました。

生物多様性の認知度につきましては、まだまだ十分とは言えません。それぞれの子供たちの学年の発達状況に応じて、理解を進めているところでございます。

○10番（小辻一海君） 今後は、生物多様性の重要性を理解し、生物多様性の保全を実践していかなければなりません。そのためには、前回も申し上げましたが、「生物多様性とは、何のことか。」、「生態系サービスとは、何なのか。」、基本的なことを伝え、知ってもらうことが一番重要だと思います。令和7年度の第2次志布志市環境基本計画のアンケート調査で、認知度が高まっていることを期待したいと思います。このことについては、生物多様性センターを拠点として取り組みたいとのことでしたので、まずは、志布志市生物多様性センターの概要を整理したリーフレットの配布や、地域住民を対象とした出前講座を開いたりして、生物多様性に対する意識、認知度の向上を図る必要があるのではと考えますが、市長、教育長に御答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） まさに、情報提供ということでございます。市報、ホームページでの周知のほかに、生物多様性センターと連携した自然観察会などのイベントを開催するなどして、認知度の向上を図っていかねばいけないというふうに思っています。

○教育長（福田裕生君） 情報をしっかりと提供することは、非常に重要なことだと思っています。生物多様性センターの事業であるネイチャーウォッチングなどの授業が年間4回以上計画され、パンフレット等も配布されていますので、そういったパンフレットを有効に活用しながら、より多くの子供たち、そして保護者、市民の方々が、この生物多様性ということについて十分な理解を深めながら、本市の生物の多様性の在り方について学んでいっていただきたいと思っています。

○10番（小辻一海君） 様々な普及・啓発の機会をつくり出して、生物多様性センターに対する意識、認知度の向上を図っていただくことを強く要望しておきます。施政方針の中で、市長は、「生物多様性の保全につきましては、自然観察会の開催など生物多様性センターを拠点とした環境教育の機会を創出、周知を図っていく」と非常に前向きな取組が示されています。それにもかかわらず、生物多様性センター業務委託事業費は、275万3,000円で、昨年同様の予算が計上されています。多岐にわたる事業があるにもかかわらず、予算としては、約57%が人件費で、需用費が少ないような気がします。予算を計画されるときには、昨年の事業の検証、評価をして、昨年と同予算になったと考えますが、志布志市生物多様性地域戦略事業の検証・評価は、どこが、誰

が行うのか、お示しいただけないでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 生物多様性地域戦略につきましては、令和3年3月の策定から5年後の令和7年度に中間評価と必要な改定を行うことになっています。昨年の生物多様性地域戦略推進委員会において、評価方法についての協議を行い、中間評価を令和7年度中に行うこととし、121項目の各種施策の活動状況について、点検を毎年行うこととしたところでございます。

○10番（小辻一海君） それでは、生物多様性地域戦略を進めるには、生物多様性センターを中核として進めていくとのことでしたが、生物多様性センターの活動状況をお示しいただけないでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 生物多様性センターにつきましては、令和4年11月の開所以来、パネル展示、ホームページ開設などの生物多様性に関する情報の発信、ネイチャーウォッチングなどのイベントの開催、外来生物の調査・駆除活動などを行ってまいりました。令和5年度におきましては、電子顕微鏡の購入やセンターパンフレットの作成、インスタグラムによる情報発信など、センター事務局の体制を整備するとともに、生物多様性関連記事の収集・掲示や関連図書設置、メダカやシジミなどの水生生物の展示、地域戦略推進委員の所有する動植物に関する情報の収集・整理など、展示資料の充実を図ったところでございます。また、地域戦略推進委員に協力をいただきながら、ネイチャーウォッチングへ野鳥観察会の開催、希少野生動植物の観察記録、オオフサモやアルゼンチンアリなどの外来生物のモニタリング調査や駆除活動などに努めてまいりました。令和6年度につきましては、日本野鳥の会大隅支部と連携した野鳥観察会やNPO団体と連携した海辺の生活観察会を開催するなど、毎月一回はイベントを開催して、市民へ生物多様性の認知度向上、そして生態系の保全に貢献していくよう、さらに充実させていきたいと考えているところでございます。

○10番（小辻一海君） パネル展示や、野鳥や希少野生動物等の観察、外来生物の調査・駆除等と活動状況を示していただいたわけですが、来館者数をお聞きしたところ、令和4年度は410人、令和5年度が973人、令和6年度が現在まで134人とのことで、生物多様性センターでは野鳥観察会の開催、メダカやシジミなどの水生生物の展示、外来生物のモニタリング調査・駆除活動など多種にわたって活動されていますが、その情報を市民の方々や学校が知らないことが多いような気がします。センターで多数のイベントなどを開催されていますので、十分担当関係課と協議をしながら、学習の場、イベントを含めて、生物多様性センターの催し物のたび、告知放送、折込チラシ、広報しぶし等で啓発していただければ、生物多様性の認知度が高まり、来館者も増えるのではと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、生物多様性センターを設置したわけでありますので、これを活かしていくためにも、やはりしっかりと情報提供をしていくべきだというふうに思っています。

○10番（小辻一海君） そこは、しっかりとやっていただきたいと思います。先日、生物多様性センターへ立ち寄って職員の方にお話をお聞きしますと、広い敷地の草刈りや整備もしながら、

野鳥や希少野生動植物等の観察、外来生物の調査・駆除など対応をされて、大変な忙しさを実感したところでした。3月議会でも永田議員が質問をされたのですが、再度、お聞きします。生物多様性地域戦略の目的、目標を達成するための事業が多岐にわたって計画されていますが、人員は、1人で大丈夫でしょうか。その点は、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これまでもイベントや調査・観察などの際に、生物多様性地域戦略推進委員や他のボランティアの方々の協力をいただきながら活動を行っています。生物多様性センターとしては、これまでどおりの体制で行っていききたいというふうに、こちらも受け取っていますので、そういう取組をしてまいりたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） 生物多様性地域戦略推進委員やボランティアの御協力をいただきながら、活動を行っているとのことですね。では、令和5年度に、生物多様性地域戦略推進委員会の出席を除いて、何人の推進委員の方が、どのような形で、何回動員されているか、お示しいただけないでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 令和5年度につきましては、ネイチャーウォッチングや環境学習会の講師、外来生物の生息調査・駆除活動、希少野生動植物の調査活動に協力をいただいているところでございます。生物多様性センターに年間34日分、10万2,000円の謝金を支出しているところでございます。令和6年度については、予算的には34万円の謝金を計上しているところでございます。

○10番（小辻一海君） 生物多様性地域戦略を推進するために、九州で最初となる生物多様性センターが開所され、注目を集めるようになると思います。そこで、職員の方が野鳥や希少野生動植物等の観察、外来生物の調査・駆除等々に急な呼び出しがあり、緊急に外出された場合や休みのときは、施設が無人状態となりますが、そのあたりの対応は、どのようにされているのでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 生物多様性センターの職員の不在時の場合ですが、携帯電話を所持していますので、生物多様性センターに貼り紙をして、現在のところは対応しているところでございます。また、時間内であれば、不在時であっても、生物多様性センターの展示物の見学はできるところでありますので、見学のほうはしていただければいいかなということで、考えています。

○10番（小辻一海君） 生物多様性センターという専門性の高い施設ですので、無人の場合は携帯電話に連絡する、貼り紙をするような施設では、何のため開所されたのか分かりません。志布志市の生物多様性について、広い分野の情報が得られ、体験学習ができる施設でないと開所された意味がないと考えます。生物多様性についての貴重な資料とか、パネル展示など、来館者への説明も必要だと思います。また、貴重な資料や現物の盗難なども考えられますので、施設が無人の状態にならないようにし、できれば2人以上体制で、生物多様性に知識のある推進委員の皆さんに交代で出いただくとか、専門職員の増員を図ることは、生物多様性センターが志布志市の生物多様性に関する情報収集や市民の意識を高める拠点として、専門性の高い施設として意義ある

ものになると考えますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、配置というか、今、勤務しておられる職員にも話を聞いたところではありますが、先ほど言ったように、今のところは1人体制で対応ができるというようなことでありました。しかし、今おっしゃったように、やはりセンターには専門職というものは必要だというふうに私も思っていますので、その配置も含めて、生物多様性センターと十分協議して、本当に今の状態でいいのかどうかということも含めて、検討してまいります。

○10番（小辻一海君） そのあたりは、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

次に、本市には、絶滅のおそれのある野生動植物等が数多く存在しています。そこで、本市の絶滅危惧種の生息・生育状況を把握されているのか、また、保全対策についてお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 希少野生動植物の生息・生育状況の把握につきましては、生物多様性センターと連携した取組を行っており、日頃より生物多様性イベントの講師や外来動植物の調査・駆除活動などに協力いただいている生物多様性地域戦略推進委員をはじめとする方々より、様々な動植物のデータを共有、記録、蓄積しているところであります。特に、昨年10月から毎月、日本野鳥の会大隅支部と連携して、クロツラヘラサギやコアジサシ等の定点観測を行っており、その観測記録のデータを蓄積しているところであります。また、本市で委嘱しているウミガメ保護監視員や県の自然保護監視員の調査報告書なども共有しているところであります。今後の保全対策につきましても、引き続き地域戦略推進委員やウミガメ保護監視員、県自然保護監視員を中心とした保全活動に取り組んでいらっしゃる方々と連携を図りながら、取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○10番（小辻一海君） 次に、希少野生動植物種の保全と持続的な利用についての具体的な教育についてお尋ねします。希少野生動植物種の保全に対する意識の高揚は、学習会の開催や情報の発信だけでなく、水と親しみ、昆虫や鳥の声を聞き、畑で育てた作物を食べるといった日常生活の中で自然との触れ合いを体験する機会が増えることで、自然を親愛、畏敬する心が醸成され、希少野生動植物種の保全につながるものだと思います。一例として、私の母校、田之浦小学校においては、パッションフルーツ収穫体験やピーマンの植え付け・収穫体験等を行っています。それぞれの保育所、幼稚園、小学校、中学校の取組に差があるとは思いますが。自然と親しむ学習や希少野生動植物種の保全などについては、先ほど少しお示しいただいたのですが、具体的にどのような実践体験活動に取り組まれているのか、市長、教育長にお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 生物多様性センターでは、地域戦略推進委員の協力の下、地域コミュニティ協議会のサタデー広場で小学生を含む親子40人ほどが森を歩き、動植物を観察するネイチャーウォッチングを企画し、ウォーキングをしながら、身近にある緑に触れ、自然の移り変わりや生物多様性を感じていただいたところでもあります。また、市では環境カウンセラーの窪健一氏の協力の下、未就学児を含む親子40人ほどが蓬の郷親水公園近くの用水路にて、「ウシガエル・アメリカザリガニ駆除大作戦」と題して、生物多様性を知って、見て、考えてもらう企画に参加い

ただいたところであります。

○教育長（福田裕生君） 本市の学校におきましては、環境教育を中心に地域の豊かな自然に直接触れ合う活動や生物多様性に関する体験的な活動を積極的に進めています。直近で確認をしたところ、21校全てがこういった活動を展開していることが把握できています。各教科等の学習に加えて、宿泊学習、それから各種行事等においても、身近な自然環境に関して講師を招聘した学習を取り入れるなど、児童・生徒の学習の場の在り方も工夫を重ねているところでございます。本日の地元紙におきましても、ある学校の取組が掲載されておりました。また、ゲストティーチャー、大学の教授等を招聘し、外部の人材も活用しながら、出前授業といった形でウミガメの生態や他に生息する生物についての講話を行うなど、様々な工夫を加えながら、現在展開されているところでございます。

○10番（小辻一海君） 今、実践する教育により、一人ひとりが知恵と工夫を発揮し、希少野生動植物種の保全に取り組まれることを期待し、次に入ります。

外来生物の現状と対策についてお聞きします。質問のたび、「検討」、「研究」、「担当課と協議を進める」との答弁をいただくのですが、何年経っても改善されずに、メリケントキンソウは繁茂している状況ですので、今までの質問と同じようなことを再度、お聞きします。近年、市内各地においてオオフサモ、ウシガエル、ジャンボタニシ等と140種ほどの外来生物が確認されていますが、このような外来生物駆除や生態系の保護、農林畜産物の被害を防ぐための対策が必要と考えます。外来生物の現状と対策について、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 外来生物におきましては、その地域の在来種に多大な影響を与え、生態系に関わる被害が確認されているところであります。鹿児島県では、本来存在しなかった地域に持ち込まれることで、生態系に被害を及ぼすおそれのある種を、指定外来動植物として扱っており、鹿児島県の条例で定められています。本市におきましても、多くの指定外来動植物が確認されていますが、その際の対応として、施設の所管課の職員と現地確認及び対応を協議し、連携を図っているところであります。市民からは直接の苦情や相談はないところでありますが、この指定外来動植物の被害を予防するためには、「入れない」「捨てない」「拡げない」の3原則を守ることが重要であることから、市民への周知啓発に努めるとともに、市生物多様性地域戦略推進委員や県外来動植物対策推進員、県自然保護監視員等の方とも連携を取り、外来種の被害防止に努めていきたいというふうに考えているところであります。

○10番（小辻一海君） 本市の現状と対策についてお示しいただいたところですが、生態系の保護、農林畜産物の被害を防ぐための対策は、必要と考えます。それぞれの担当課において、市民の皆さんから駆除とか、相談というものは、なかったのでしょうか。もしあったら、どういう対応を進めてこられたのか、お聞かせいただけないでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

市の基幹産業であります農作物に被害を与える外来種におきましては、農政畜産課としても日頃から注視をしているところでございます。御質問のオオフサモにつきましては、「令和3年に、

水田での発生が見受けられた」という報告がありましたが、その後は、発生の報告や相談等はないところでございます。また、ジャンボタニシ、正式名称スクミリンゴガイでございますが、WCS用稲や食用米の作付けほ場の一部におきまして、毎年大小の被害が確認されていまして、10数件の報告を受けているところでございます。その対応策といたしましては、市報7月号のお知らせ欄に、ジャンボタニシの被害防止ということで、侵入を防ぐ、浅水管理、石灰窒素の散布、それから拡散防止というような内容で掲載を予定しています。併せまして、ホームページ等でも周知を図っていきたいというふうに考えています。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 蓬の郷親水公園につきましては、ウシガエルが生息していたところでございますが、駆除が進んだ結果、限りなくゼロに近い状態となっているところでございます。

○耕地林務水産課長（大口秀昭君） 耕地林務水産課の関係としましては、キオビエダシヤクになろうかと思えます。現状及び取組の状況について説明いたします。

このキオビエダシヤクへの対応でございますが、原則的に個人の敷地内での被害につきましては、各自での防除をお願いしているところでございまして、自分での防除が困難な方からの問合せや相談があった場合には、駆除方法及び業者への問合せ等を案内しているところでございます。なお、昨年度から現在まででございますが、このキオビエダシヤクに関する被害や防除に対しての相談等は、特にないところでございます。また、市のホームページには、生態や防除方法を掲載して周知を図っているところでございます。

○10番（小辻一海君） 今のところ、ジャンボタニシの駆除の相談があるだけで、ほかは相談がないとのこと。では、先ほど言われました外来生物キオビエダシヤクが市内で大量に異常発生をして、市民の皆さんからいろんな意見・要望をお聞きしました。今年も既に、その多くのチョウが飛び始めています。近所が駆除しなければ、そこからチョウとなって飛んできて、幼虫を植え付ける厄介な外来生物です。地域全体で駆除に取り組まなければ全滅しないと考え、市内全域で駆除の適期に駆除週間を計画して、校区公民館、自治会の地域レベルに駆除剤の配布なり、自動噴霧器など駆除機器を市で購入して貸し出すなどして、市内一斉に駆除に取り組む提案を、前回させていただきました。市長のお答えは、「以前、志布志地域で行われていました衛生自治会の薬剤散布のようなことができないのか、内部で十分検討させていただいて、取組をしてまいりたい」との答弁でありました。どのように検討され、現在どのように取り組まれているのか、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） キオビエダシヤクについての課内の議論は、進んでいないところであります。現在も個人の敷地内での被害につきましては、各自での防除をお願いしているところでありますが、昨年度から現在までキオビエダシヤクに関する被害や防除に対しての報告・相談等はないところであります。課の取組状況としましては、市のホームページに生態や防除方法について掲載しているところであります。また、自力での防除が困難な方からの問合せや相談があった場合は、駆除方法及び業者への問合せ等を案内していきたいというふうに考えているところでござ

ざいます。

○10番（小辻一海君） 市のほうへは駆除の相談はないということですね。うちの地域は、すごく飛んでいますよ。うちの地区だけですかね、あんな、すごいですよ。だから、私はびっくりして、今、質問をしているんですけど。これがそのまま、ほかのところに行くわけですよ。もしよかったら、うちに来てください、たくさんいますので。手動噴霧器となると、体力も使い、大変です。高齢者、障害者の方は、とても対応できないと思いますので、地域コミュニティ協議会に駆除剤の配布なり、自動噴霧器などを市で購入して貸し出すなどして、早急に何らかの方策を取っていただくことを要請しておきます。これは、近所の人から私のところに「キオビエダシャクが飛んできているが、どうにかならないのか。」という相談がありましたので、一応質問をしてみました。ということですので、よろしくお願いします。

6月13日の南日本新聞に、アメリカザリガニ調査のことが掲載されていました。環境カウンセラーの窪さんが、蓬の郷親水公園近くの用水路で、5月から6月13日の間で269匹のアメリカザリガニ駆除を行ったとのことでした。また、窪さんが「本来の自然環境への影響は深刻で、外来種は、一度定着すると、駆除の資金や労力が膨大になるため、早期対応が欠かせない。」とコメントされていました。そこで、窪さんが外来種撲滅評価一覧表や生育地の写真、駆除の方法等を示した調査報告書を提出され、所管課にアドバイスをされたにもかかわらず、オオフサモの流出、ウシガエルやアメリカザリガニの逃げ出しにより、外来水生物の捕食など生態系への影響が懸念される状況になっています。先ほど少し述べられましたが、施設担当課、指定管理者は、オオフサモの流出対策、ウシガエルやアメリカザリガニの逃げ出し対策にどのように取り組んで、その後の状況の把握は、どのように評価・検証されたのか、お示しいただけないでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 外来動植物の駆除や拡散防止対策につきましては、環境カウンセラーや生物多様性地域戦略推進委員の助言をいただきながら、市民環境課、生物多様性センターを中心に施設担当課、指定管理者と連携して、現地確認や看板設置による注意喚起、外部への流出対策、駆除活動に現在取り組んでいるところでございます。オオフサモにつきましては、駆除が進んだ結果、現在流出のほうは確認されていない状況ではございますが、市民から連絡があれば、対応できるように担当課と協議を行ってまいりたいと思います。ウシガエルにつきましては、蓬の郷湧水池から外部へ逃げ出さないように、排水溝に金網を設置して、卵の早期発見・早期駆除、生態の一斉駆除に取り組んだ結果、現在確認されていない状況でございます。アメリカザリガニにつきましては、環境カウンセラーの窪健一氏の情報提供や助言等ございまして、市民参加型の駆除活動が現在行われているところでございます。先ほど議員が申されたように、先日も用水路のほうで多数確認されていますが、現在、窪氏のほうと協議を行っているところでございます。また、引き続き外来生物が拡散するタイミングを逃さずに、効果的な駆除活動を継続することが大事であると思っています。市民環境課、生物多様性センターを中心に、関係者と連携を図ってまいりたいと考えています。

○10番（小辻一海君） 市民環境課は、生物多様性の担当課であるわけですので、施設担当課、

指定管理者に調査後、しっかりとした対策を引き続き指導していただきたいと思います。

では、昨年、通山・安楽校区の住宅街の一部で確認されたアルゼンチンアリや志布志港周辺の公園から生息区域が広がっていった特定外来生物毒グモ「ハイイログケグモ」については、現在、どのような生息調査や駆除に当たられているのか、進捗状況をお聞かせいただけないでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 本年度は、環境省の防除対策補助事業に応募しまして、予算化しているところでございます。アルゼンチンアリにつきましては、昨年度、環境省、県の自然保護課を交えて、専門家の対策会議を行ったところでございます。生息範囲の把握と防除方針を定めたところでございますので、今年度の7月以降に、そちらの対策を行っていきたいと考えているところでございます。ハイイログケグモにつきましては、現在、環境省の採択の内定を待っている状況でございます。まずは、補助金を活用した専門業者による防除対策の効果を検証することになります。生物多様性センターと連携を図りながら、継続した生息状況調査と駆除活動が必要であると考えていますので、今後もそのような形で本年度は進めていきたいと考えています。

○10番（小辻一海君） 前回のような結果にならないように、継続的な生息状況調査や駆除活動をしっかりと実施していただくことを要望しておきます。

次に、前市長が「メリケントキンソウを、2019年度までに撲滅を目指す」という目標を設定されましたが、市の撲滅に向けた取組の姿勢が見えない気がするため、市当局と再三議論しながら、駆除方法等の提案や撲滅に向けた進捗状況をお聞きしてまいりました。全体的に撲滅どころか、指定管理施設、学校では増えてきているような状況ではないかと思います。市長、教育長が認識されている中で、メリケントキンソウ撲滅に対する事業の継承・評価と今までの取組について、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 各施設には、毎年メリケントキンソウ対策会議後、薬剤防除の適期である11月と2月頃に薬剤散布をするようお願いしているところでありますが、メリケントキンソウは、繁殖力が強くて、防除しても、なかなか撲滅までできていないのが現状であります。

○教育長（福田裕生君） 学校施設の状況につきましては、今年3月に、市民環境課が各小・中学校からのメリケントキンソウ撲滅への報告書の取りまとめを行ったところでございます。報告のあった学校によりますと、「ほぼ撲滅」が7校ほど、「大幅減少」が2校、「生息あり」が8校ほどとなっています。繁茂状況に差はあるものの、報告にあった全ての小・中学校においては、メリケントキンソウの生息が確認されており、限られた時間、人数による各学校での取組を続けてはいますが、撲滅には至っていないのが現状であります。各学校に対しましては、毎年、そして本年度も年度初めに、文書による注意喚起を行っています。引き続き、市民環境課と連携を密にし、結実前や開花時期前の駆除に適した時期に、PTAや地域の協力も得ながら、手での抜き取りや除草剤散布による駆除の継続的な取組を今後も進めてまいりたいと考えています。

○10番（小辻一海君） ただいま市長、教育長からそれぞれ御答弁をいただきましたが、繁殖に駆除が追いつかない状況で、現在は繁茂傾向にあると、私も思っています。今まで何回となく質問をする中で、市も努力をされ、ほぼ撲滅に近づいてきており、なくなっていくのを期待してい

たわけですが、今の状況は、生育、繁茂が増加傾向に戻ってきている状況だと思います。我々議員も、撲滅に向け、駆除の方法や注意を促す看板設置、拡散防止のためのマット設置などを質問のたびに提案してまいりました。その都度、「十分検討」、「協議していきたい」との前向きな答弁をいただいていたと思います。しかし、先ほど南議員の質問の中でもありましたが、現地などの確認調査がなされていない、このような結果を残念に思っています。では、撲滅に向けて様々な取組が行われたにもかかわらず、このような現状になっている要因は、何だったのか。市長、教育長のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、メリケントキンソウは繁殖力が強くて、防除してもなかなか撲滅に至らないということが、大きな要因ではないかというふうに思っています。

○教育長（福田裕生君） 各学校におきましては、広い敷地の中の繁茂状況を確認しながら、対応はしているところでございます。私も学校に出向いたときには、緑地等に入ってみまして繁茂がしていないかどうかとか、学校の取組についてアドバイスをしたり、また課題等について聞かせていただいたりしながら、行政としてできることは、どういったことなのかということ等も検討を重ねているところでございます。例えば、学校においては、気付きにくい場所での繁茂がやはり見受けられました。掃除時間を中心に子供たち、それから教職員も一緒になって駆除等を行っていますが、先ほども申しましたように、限られた時間、限られた人数の中では、この繁茂のスピードに追いつかないというのが現実でございます。

○10番（小辻一海君） メリケントキンソウは、人にも害をもたらす外来性植物であるので、根気強く駆除していかなければ、拡散繁茂して厄介なことになってくると考え、再三質問してまいりました。市民環境課では、施設の所管課、教育委員会、学校、指定管理者等々に対して、駆除の方法等を現地指導され、駆除された後の確認調査も行ったと聞いておりますが、それにもかかわらず、以前より繁茂傾向にあるのは、どうしても不思議でなりません。ちょっと提案になりますが、アルゼンチンアリの駆除のように国の補助事業を利用して、3か年の間、専門業者に依頼して、駆除適期の3月、11月に、薬剤防除などの駆除活動に取り組む考えはないか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） 私は、そのことについては、学校も含めて、専門業者に依頼をして、全体的に同時に駆除していくやり方がいいのではないかというふうには思っているところであります。

○10番（小辻一海君） ぜひ、そのような取組方をよろしくお願いします。生物多様性に限らず、事前被害対策をお願いしたにもかかわらず、「検討する」で終わり、解決されない。アドバイスが行われたにもかかわらず、迅速な動きが見えない。市長は、施政方針の中で、「現場主義の徹底を図り、多くの現場に出向き、その実態を把握し、課題を解決するための施策の実現に向けて、職員一丸となって取り組んでいく」と述べられているわけですので、早期解決して、市民の方々に不安を抱かせない市政を築いてほしいものだと思います。私も前回、繁茂の特に多かったとこ

ろの状況を確認してみました。足ふきマットについては、川西地区の有明農村運動場の四つのマットも、前回の質問から全然改善されていません。前回のとき、足ふきマットの看板があるか、ないかを確認して、今回も足ふきマットの看板はあるが、マットはどこに設置してあるのか、確認ができない箇所が多数ありました。注意を促す看板も何か所か無くなって、そのままの状態が見受けられましたので、再度しっかりと確認調査をして、それなりの対応を取っていただきたいと思います。併せて、指定管理者、学校においては、ビーバーで除去されているところはあると聞いていますが、これは拡散を手助けするようなことになり問題ですので、再度確認して指導していただきたいと思いますと考えますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、おっしゃったように、そういう足ふきマット等、看板の設置がしっかりとされているのかどうかということの確認、それから指定管理者制度を導入している施設の管理の在り方等々も含めて、関係課と連携を取って対応してまいります。

○10番（小辻一海君） 先ほど申し上げましたが、私も環境カウンセラーの窪さんの指導をいただきながら、市内学校を巡回して、特に繁茂しているところ、また、足ふきマット、看板が必要など、自分なりに確認していますので、後日、市民環境課のほうへ報告させていただきます。その後の対応も早急にさせていただきたいと思います。メリケントキンソウは、民有地での分布拡大も確認されていますので、撲滅対策マニュアルを大いに活用して、地道に根気強く駆除活動に取り組んでいくことが重要と考えます。特に駆除適期の3月、11月に市内全域で一斉に告知放送、環境教育、市報やチラシ等による具体的な駆除活動を積極的に呼びかけて、撲滅活動への機運を高めていただきたいと思いますと考えますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、おっしゃいましたように、撲滅対策のチラシ、マニュアル等々も含めて、やはり効果のある3月、11月に防除の在り方、それから情報提供、告知放送等も含めた対応をして、早めにその撲滅ができるような状況にもっていきたいというふうに思っています。

○10番（小辻一海君） よろしくお願ひします。

今回は、地域のつながりが希薄になっていることや家族との関係が昔に比べて変化していることなどの理由で、核家族化が進み、孤立化して、最後は孤立して死んでいく。こういった無縁死、無縁社会を減らすシステムづくりを積極的に進めていただくことと、生物多様性地域戦略の中で生態系の保護、農林畜産物の被害を防ぐには、生物多様性センターを中心に、地道に根気強く駆除活動に取り組んでいただくことをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————
午後3時12分 休憩

午後3時23分 再開

—————○—————
○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続行します。

次に、14番、丸山一君の一般質問を許可します。

○14番（丸山 一君） 会派、志みらいの丸山一でございます。本日最後の質問者となりますので、しばらくお付き合いをいただきたいと思います。さらっと答弁していただければ済みますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

それではまず、通告に従いまして、1番目、道路行政についてであります。通山・一丁田地区から線路跡地の道路がありますけど、そこから海岸への道路は、砂利道であってでこぼこしております、一年中水が溜まっております。通行に支障があつて、近頃はあまり人も通らなくなった状況にあります。そこで、その道路を何とか改良なり、舗装なりはできないかについて、質問をいたします。明確な答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 丸山議員の御質問にお答えします。

御質問の県道は、上ノ浜・波見線の起点から南に延びる里道として位置づけられています。現在のところ、道路改良工事や舗装工事についての計画はありませんが、昨今、不特定多数の方々が利用されていることから、建設課で維持管理として路面補修及び草払いを行っているところでございます。今後とも、適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えています。

○14番（丸山 一君） この間、通告書を出しましたところ、翌日は早速碎石がまいてありまして、何というか、素早い対応というか、おかしいやら、面白いやらという感じがしたんです。あそこは、やはり通山・一丁田地区の方たちにとりましても、僕らもそうですけども、松林の市有林の再生事業も行っています。前年に270本、今年は300本植えて、来年もまた300本植える準備を今しています。再生事業で、必ずそこを通ります。それに例えば、津波なんかが来たときには、避難道路にもなるわけですね。あるいは、例えばサーファーの人たちもよく来られる、投網の人たちも、それからフィッシングの人もよく来る。それとウミガメ保護観察の人たちも、そこを必ず通るわけですね。それと、今年も飛来をして、またやられてしまったんですけど、コアジサシも営巣をしたわけですね。環境アドバイザーの窪さんなんかも、1週間に何回か来られる。そういう感じでいきますと、すごく利用頻度が高いんですよ。ですから、利用頻度が高い上に生活関連道路であるというような位置づけから考えますと、これはぜひですね、「舗装をお願いしたい」という地元の切なる長年の希望ですので、ひとつ答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 市有林周辺の道路は、舗装等は行っていないんですが、今後も補修の必要性が生じた場合は、耕地林務水産課の作業員による碎石散布などの維持管理をしっかりと行ってまいりたいというふうに考えています。

○14番（丸山 一君） あの道路は、道路区分とすれば、市道なのか、または集落道なのか、里道なのか、生活関連道路としての位置づけなのか、どちらなのでしょう。

○建設課長（富岡 裕君） この道路は、市長が最初答弁したとおり、里道としての位置づけでございます。

○14番（丸山 一君） 保安林から南側ですね、海岸沿いのほうは、昔は赤線が通っていたんで

すよ。赤線が斜めにずっと通ってたもんだから、今、太陽光発電所になっている敷地がありますけど、そこの真ん中を突っ切って通っていたんですよ。ですから、太陽光施設を造る事業者等がいろいろ来ましたので、当時の建設課長に話をして、「あの赤線を右側にずらして直線にしたら、まっすぐ道路がいくだろう。」と。「そしたら、太陽光施設を造る業者さんも、敷地の真ん中を通っている道路がなくなれば、太陽光施設もすごくしやすいだろう。」と言ったところ、建設課長との話し合いになりまして、その赤線は直線になって、一部買収か何かした感じで、4 mぐらいの道路が直線でできたんですよ。そしたら、今度はその業者さんは非常に喜ばれて、その下を市のほうで工事をしました市道がありますけど、そこに5 mぐらいの橋を架けてくれたんですよ。ですから、業者さんも喜んだし、地元の我々にとっても、でこぼこした斜めの小さな道だった赤線が直線になったもんだから「これはいい。」と、「これは、今度は舗装になるな。」と、皆さん期待をしたんですけど、淡い期待で終わってしまったんですね。ですからそこを、今の課長答弁では里道ということですが、実際ですね、いろんな利用価値がありますので、そこはひとつ思い切って補助事業対象にはならないかとは思うんですよ。例えば、70歳以上の所帯数が2戸以上とか、農地を守るとかいうような補助事業にはならないとは思いますが、そこを思い切って、集落道整備事業か何かありますよね。ああいう事業等で対応できないのかなと、もう一度、お願いします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

この里道は、今、議員が言われたとおり、不特定多数の方が利用されています。基本的に、里道は、そこを受益者の方が管理するというのが基本でございます。ただし、こういった不特定多数の方が利用されるという状況で、そういった利用形態があるということで、建設課のほうで維持管理をしているということです。その維持管理の中で、私も現場を見まして、砂利散布等もしたところでございますが、ただ、今までの砂利散布ではやはり、また同じようなことの繰り返しではないかなということは認識しています。やはり、路面の不陸の状態がかなり悪い。であれば、維持管理の中でただ砂利を散布するのではなく、その不陸を調整しながらグレーダーを入れるなり、ペイローダーを入れるなりして、不陸をなくしながら、改めて碎石を入れて転圧をするとか、そういう形で維持管理を行う。また改めまして、その利用をされる方々、使用時期があると思います。草が繁茂する時期もございますので、そういった時期に合わせて草払いをしたりですね、対応したいというのがまず1点目。あと2点目が、今、議員が言われます舗装整備でございますが、今のところ、市長が答弁されたとおり、舗装整備については、計画がないところです。これは、里道ということで、その生活道路という用途がございません。ただし、ここの地域が将来にわたって開発動向、住居系生活道路としての位置づけがあり、その周りの住宅形態が変われば、今後はそういった里道を生活道路への格上げ、市道への格上げがされて道路形態が変われば、可能ではないかと考えています。

○14番（丸山 一君） 建設課は、碎石をまいて維持活動をするということですが、見てみますとパワーショベルで碎石を広げていって、キャタピラで押さえているだけなんですよ。で

すから、雨が降ると、従来のくぼ地は硬いですから、離反してしまって、また元の位置になってしまうんですね。ですから、砂利散布をするのであれば、せめてマカダム式ロードローラーぐらい入れて、ぴしゃっと締め込んでおけば、あのようにはならないんですよ。ただパワーショベルですきならしていったって、キャタピラで押さえたぐらいでは、また元の木阿弥なんですね。ですから、思い切って、そこを何とかやっていただきたい。振動式ローラーなんかでは駄目ですから、大きいマカダム式ロードローラーを入れて、転圧をしてやっていくという形はどうですか。

○建設課長（富岡 裕君） 議員がおっしゃるとおりですね、まず工夫をして、対応を図っていききたいというふうに考えています。

○14番（丸山 一君） それとですね、対応する補助事業がないということであれば、例えば、過疎債を使うとか、ふるさと志基金を使って単独事業でやっていくとかいう方法も考えられると思うんですが、そこは無理ですか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 過疎債におきまして、道路整備の要件といたしましては、原則として有効幅員4m以上、それから単年度事業量において100m以上が対象になってまいります。交通量、地形的な理由、投資的効果等が認められ、過疎債が必要であるというのであれば、対応は可能だと思っております。また、ふるさと志基金におきましては、基金の使途の条例等がございますので、それに基づいて支出はするべきだと考えているところでございます。

○14番（丸山 一君） 今、財務課長が答弁されましたが、昔の赤線だから、多分3mぐらいだと思うんですね。場所によっては、4mぐらいありそうな感じはするので、現状が3mとして、あと1m広げれば、対応できますね。それと、長さは100mと言われましたけど、海岸線までは約300mぐらいはあると思うんですよ。だから、過疎債のほうに適用するには、何とか1m広げた上で、延長まで考えると、対応できるんじゃないかと思うんです。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

まず、道路整備を行う上で、やはり大事になるのは、その利用形態でございます。本市においても、道路新設改良、道路維持補修というふうに、やはり優先的に整備を進めないといけない道路がございます。今回のような道路に関しましては、不特定多数の方が通られるということで、生活道路との位置づけとは、ちょっとかけ離れているので、建設課で維持補修をさせていただくということでございます。先ほども答弁したとおりですね、その生活形態、道路幅員もそうなんですけど、現状4mもない状況でございます。その生活形態が変わる状況であれば、市道に格上げした段階で、そういった新たな財源というか、起債を充てたりとか、そういった補助事業を充てるような形の対応ができると考えていますので、今のところは、維持補修で対応させていただきたいと考えています。

○14番（丸山 一君） 先ほど、「いろんな人が利用する」とか言いましたけども、12月になりますと、前川うなぎ種苗採捕組合の人たちがいらっしゃる。安楽川の河口でシラスウナギを獲る人たちですね。その人たちが180名ほどいらっしゃるから、多分100名ほどが毎日、ここを4か月通るんですよ。ですから、利用頻度とすれば、すごく高い。そういうことをいろいろ考えて質

問しましたが、今のところは、そのいろんな起債等の条件に合わないということでしたので、建設課の道路建設グループで監視していただいて、そして碎石散布をされて、水が溜まらないようにマカダム式ロードローラーで締めて、脇のほうを少し掘れば、溜まった水は流れていくわけです。そういう配慮もして、道路の脇は空き地ややぶですから、そういうところに水が逃げるようにしてあげれば、真ん中はあのように傷まないんですよ。ですから、そういうところまで実施して、維持活動に努めていただけますか。

○建設課長（富岡 裕君） 議員が言われますとおり、私たちも知恵を出して、工夫をしながら、道路維持に努めたいと思っています。

○14番（丸山 一君） では次にですね、一丁田地区の線路跡地は、いつから通行できるようになるかの質問でございます。4年ほど前から、私は、元旦の日に通山海岸で拝賀式をやります。そこで「インフラ整備について説明してくれ。」という意見がありましたので、4年ほど前から、元旦の朝に300人ぐらい来られる中で報告をしています。最初は「4年ほど待ってくれ。」と、「保安林だから、ちょっと解除は難しいだろう。」と、時間がかかるということで、「4年待ってくれ。」と。その翌年は「3年待ってくれ。」と。そして、去年は「2年待ってくれ。」と、今年は「1年待ってくれ。」と、私は、みんなにそういうふうにして言ってきたんですよ。「今度は、何とかなるだろう。」と思ってずっと待っているんだけど、なかなか解除になったのか、ならないのか何にも分からないし、いつなるかも分からない。国道220号線は、退社時間になりますと、ものすごく混むんですよ。ですから、あの道路が完成し、たった75mほどが通行可能となることによって、国道ではなく、南側の線路跡地を利用すれば、西押切地区から志布志駅前までつながる一本の道路になるわけですね。そしたら、ものすごく利便性が高くなるわけです。ですから、近隣の皆さんは、非常に待っておられる。だけど、4年経っても、形にならないというので、現在の状況をお示してください。

○市長（下平晴行君） 御質問の場所につきましては、香月線と上ノ浜・波見線が交差する箇所であり、香月線の開通に合わせて交差点協議をした結果、通行止めをしているところであります。現在、上ノ浜・波見線の道路改良工事を行っており、保安林解除の必要な箇所があったことから、令和4年度より保安林解除に向けて検討・協議を行っていましたが、今年5月に協議が終わりまりましたので、解除申請手続を今後行っていく予定であります。許可が下り次第、早期開通に向けて、水路整備と道路改良工事を行っていくということであります。

○14番（丸山 一君） 今になって、解除申請をお願いするということですか。もうとっくの昔に解除申請がされてて、結果待ちだと僕らは伺っていたんですが、そうじゃないんですか。

○市長（下平晴行君） 県と協議を行って、今年5月に協議が終わったところです。これから、すぐに対応してまいるということでございます。

○14番（丸山 一君） 5月に協議があって、それで後は結果待ちなんだろうけど、それから大体何年ぐらいかかるのですか。1年以内とか、2年以内とか、半年とか、その期間というのは、決まっていないんですか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

解除申請に向けての協議につきましては、令和2年度の香月線開通に伴う通行止めになったことから、保安林解除が必要になったということで、事前協議というか、協議のほうを重ねてまいりました。ようやく今、市長が申されたとおり、今年5月にその協議が終わったところでございます。そして、解除申請を今月末に行う予定でございまして、解除申請書が受理された場合は、40日程度で解除についての回答がいただけます。回答をいただいた後、こちらとしましては、開通の時期は今の段階では明言できないんですが、まずは、関連する水路整備工事を行います。その水路工事が終わりましたら、道路改良工事に移っていくという形になっていきます。

○14番（丸山 一君） 今、大体40日ぐらいであろうという答弁なんですが、市役所OBの人たちにいろいろ伺ったところ、「やはり熱意をもって、県なりと交渉というかですね、提示をすることによって、スピードアップが違いますよ。」ということは何人かから聞きました。「ただお願いします。」とずっと待っているよりは、「その必要性とそれを解除することによって、いかに地元の方たちや生活する人たちにとって、すごく利便性が上がっていったら、公共性が上がるんだ。」ということを力説することによって、「やはり、県のほうの対応も違ってくるよ。」と言っていました。ですから、そういうことを踏まえまして、今の答弁では「約40日だ。」ということとでありますので、40日後のカレンダーに丸をして待っておきましょうかね。それ以上かかったら、ペナルティですよ。大体40日で解除申請ができるということとありますので、それを見守りたいと思います。

次に、志布志港行政についてであります。この志布志港と次の農業行政につきましては、我々志みらいの会派とほかの人たちと、農林水産省、国土交通省に伺いました。いろいろこういう段取りをしていただいた会派の代表にすごく感謝を申し上げると同時に、森山事務所にもお世話になりましたので、感謝申し上げたいと思います。今回は、非常に有意義な研修でありました。研修に係る資料等がいっぱいあり、これを言っているともう時間はいくらあっても足りませんので、さらっと流していきたいと思います。まず、志布志港につきまして、物流拠点としての整備が現在進んでいるわけですね。市民の憩いの場としては、我々にとっては、すごく縁遠い存在になってしまっている。農林水産物、食品の輸出増加、コンテナヤード、冷蔵・冷凍施設の不足など、いろいろ国土交通省なんかと協議をする中で、そういう課題が出てきたんですが、5月21日に志布志港長期構想検討委員会というのがありまして、その中でいろいろ検討されたというのも聞きましたし、資料も頂きました。その中で長期構想というのがありましたが、どのような形での長期構想になるのでしょうか。こういう図面を頂きましたけれども、こういう形での構想になるわけですか。

○市長（下平晴行君） 長期構想委員会に諮られる前に勉強会やグループワークが開催され、本市も参加し、本市の思い、商業機能、物流機能を含めてのさらなる発展、商業機能だけではなくて、人流交流機会・創出が図れる多目的な港について、県に申入れも行ってきたところであります。5月21日に開催されました第2回検討委員会では、これらの勉強会、WGや第1回検討委員

会での意見が反映された志布志港長期構想素案を提示いただいたところでございます。今年度中に志布志港長期構想20年から30年先が策定され、来年度には港湾計画10年から15年先の改定が行われると聞いているところでございます。本市として、港湾計画の改定に合わせ、（仮称）志布志港振興計画の策定を行い、鹿児島県、国土交通省をはじめとした関係機関と一体となって、志布志港並びに志布志市の発展に関わってまいりたいというふうに考えているところであります。

○14番（丸山 一君） 国土交通省で示された図面と志布志港湾事務所で示された図面がこれなんですよね。その中で、今のコンテナヤードのところは、新若浜地区でもうちょっと大きくしていくんだと。飼料基地のところが若浜地区という形で、これも物流関連ゾーンになってくると。それで、観光バースのところと第二突堤のところを外港地区になりまして、ここが人流・交流拠点ゾーンになってくる。漁港の横の第一突堤は、物流関連ゾーンになるという形の図面を示されたんですね。これが今市長が言われました素案でしょうが、これが形になるのは、これは相当改善をしますので、15年なのか、20年なのか、大体のめどは、今、確かに市長は「15年ぐらい」と言われましたが、これは何年ぐらいかかるんですか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、20年から30年先を見据えた策定、それから港湾計画では10年から15年先の改定を行うというふうに聞いているところであります。

○14番（丸山 一君） 15年から20年となると、私はもうこの世にいないんでしょう。そういう息の長い構想だし、これは相当な改善ですから、費用も相当かかるでしょう。志布志港にとりましては、「すごくこれはいいのかな。」というのが一つあります。森山事務所におきまして、「産直港湾に指定されたよ。」と、それは、もう前もって聞いていたんですが、日本国内に三つしかない産直港湾だということ、そうすると、これは鹿児島県とか、宮崎県にとっても、「産直港湾だったら、外国輸出港になるわけだな。」、「農産物の輸出港だろう。」と。であれば、「これは、すごくいいな。」ということで、友人たちやいろいろ来た人に話をしたら、すごく喜んでました。ところが、15年先、20年先になると、「ちょっとこれは、息の長い話かな。」と思うんですよ。実際ですね、曾於地域は、9,000haぐらいの畑地があるわけですね。その中の7,200haぐらいが畑かんが整備されているわけです。それと、ほかにも田んぼがあるわけですから、そういうところで、今農業に従事している人、事業をやっている人たちは、すごく明るい未来が見えてきたのではないかなと思うんです。ここに、南日本新聞があります。「農業の稼ぐ力」という記事で、6月16日の新聞です。この中をずっと読んでみますと、鹿児島県は、例えば、黒豚、黒牛、ウナギ、ブリとか、お茶とか、日本でトップになるような生産量を誇っているブランド品がいっぱいあるわけですね。全体的な産出額は、日本で2番目なんです。ところが、県民所得は、下から2番目なんです。だから、こういう商品がありながら、なぜ我々鹿児島県民の県民所得は、平均して下から2番目なんだろうと。一番下は、たしか沖縄だったと思いますが、鹿児島県は、その一つ上ですよ。黒豚、黒牛とか、ウナギとか、いろんな有名な産物があって、産出額は2番目でありながら、県民平均所得は下から2番目であると。「これは、何だろうな。」と思ったら、この新聞によりますと、「塩田知事が300回ほど行って、いろいろPRをしてきたんだ。」

というのが載っていました。市長もそのようなPR活動をされていますか。

○市長（下平晴行君）　そうですね、道路関係等で上京した際にPR活動を行っています。それと併せて、先ほどおっしゃいましたように、志布志港が産直港湾として3港目となったわけであり、これはおっしゃるように、いわゆる農林水産物、そういうものの食品輸出促進の取組ということでもありますので、私も今度台湾のほうにも行くんですが、そういう輸出は、いろんな国と提携を結んでおります。台湾との契約、姉妹都市まではいきませんが、そういうものができないのかどうかということも、一つあります。あとは、やはり志布志市の農産物のいわゆるトップセールスということで、今回あるわけですが、せっかく今回産直港湾に認定されましたので、それに併せてしっかりとその品目をどう稼ぐ力につなげていくかということの対応を、しっかりとしてまいりたいというふうに考えています。

○14番（丸山　一君）　今、市長から答弁をいただきましたが、県知事を含めて、市長もトップセールスを一生懸命されておられると思いますので、それが結果に結び付いていって、この産直港湾という整備と同時に進行することによって、県民の人たちの期待感が上がってくることを期待をするところであります。現在の志布志港は、コンテナヤードであったり、木材輸出であったり、飼料などの物流拠点とかいうふうになっていますが、我々にとっては、物流拠点の港であって、我々の志布志港としてのシンボルの港という位置づけが、すごく乖離してきてしまったような気がするんですよ。ですから、今度こういう構想が上がるのであれば、国土交通省でも申し上げたんですけども、「少し我々も港に近づけるような、近づいて楽しめるような憩いの場として、もうちょっと御配慮いただきたい。」ということを申し上げたんです。そういうところは、市長も認識されていますか。

○市長（下平晴行君）　昨日の質問にもありましたように、「港の魅力は四つある。」と言いました。世界とつなぐ、それから国際の輸送網が広がる、そして背後地農産物の活用ですね。活かして、そして企業の進出という、このことをメインに港の活用、議員も産直港湾の話をされましたが、この港をどう活用していくかということが大きな課題であります。国から認定をいただきましたので、これをどう活用していくというのは、私ども志布志市であります。これをしっかりと内部でも連携を取りながら、港を活かせる取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○14番（丸山　一君）　志布志営業所とか、本所のほうでもいろいろ協議をしましたが、これから志布志港がもうちょっといろいろ改良されて、いろいろ変化していくようでありますので、今、市長が言われたようにですね、我々がもうちょっと期待感を持って、港にもうちょっと親しめるような形での志布志港というふうに改良されていくことを願って、次の質問に移ります。

次に、農業行政についてであります。高齢化、人口減少により、農家の後継者不足や従事者が減少したことによりまして、市内の土地改良区や水利組合を維持することが、非常に困難となってきました。組合を維持するため、新たな対策が求められると思うんですけども、今後の対策は考えておられますか。

○市長（下平晴行君）　本市においても、人口減少と高齢化による人的不足により、施設の維持

管理ができないなどの相談があるところでもあります。これまで相談があった地区は、現地を確認し、国などの有利な補助事業を活用するため、関係者の合意形成を図った上で、事業採択に向けて進めています。現在は、市内3地域において、ほ場整備事業を取り入れ、用水路についてはパイプライン化し、大型機械が走行できる耕作用道路の拡幅及びほ場整備を進めているところでもあります。これからも施設の維持管理の軽減を図るために、耕作者と一体となった基盤整備を進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○14番（丸山 一君） 8年ほど前になると思うんですけど、ある水利組合が相談にまいりまして、「どうした。」と言ったところ、「4kmぐらい上流から水を引いてて、下のほうに2町歩か3町歩の田んぼを作っているんだ。」と。だけど、その水路は、山の中を通っていますので、「それを管理するのに非常に難儀をしている。」と。僕より五つ、六つ下ですから、その連中がずっとやってきたんだが、「これ以上、無理だ。」ということで、その水利組合はやめました。去年、もう一組相談にまいりまして、よく聞いたところ、そこは田之浦地区でした。田之浦地区から柳井谷橋の下のところまで田んぼがありまして、5kmぐらいあるのかな、あの水利をたった2人ぐらいで、ずっと管理をしていた。そのことによって、下流のほうの田んぼが何とか維持できているということなんですよ。それは、その人たちは「多面的機能支払交付金事業を利用して、その事業費の中で経費を捻出しながら、一生懸命頑張っている。」ということを言われたんです。だから、僕からすれば「多面的機能支払交付金を使っているのであれば、もう今のところはそれしかないな。」と。多面的機能支払交付金事業が導入されて、10年ぐらいになりますけど、皆さんすごく助かっているわけですね。「これは、いい事業だ。」ということで、利用されているところもあるし、そうでもないようなところも一応あるんですが、もうちょっと何とかならないかなという気がするんですよ。市長は、施政方針の中で「現在は、志布志地域の区画整理が大体済んだ。今は、上門地区と蓬原中野地区をやっている。それに安楽土地改良区の一部について、受益者から整備要望があったということで、令和8年度の新規採択に向けて事業計画の作成及び権利者の調査を進める。」とありますが、法的整備をするために、どのような対応をすればいいんですか。

○耕地林務水産課長（大口秀昭君） 一般的な事業の進め方を大きく分けて申しますと、一つ目にはまず地元の話し合い、ここのところでもどのようにしていくか、課題は何か、そういったことを十分話し合いをしまして、それで市のほうに申請をしていただくと、これが一段階でございます。次につきましては、構想設計、いわゆる基礎調査、そして構想の設計、こちらのほうは土地改良トータルプランというのがございます。これは、県費が100%でございますので、こちらの中でそういったものをまとめていきます。そして、次の段階になりますと、事業計画書を作成する必要がありますので、こちらのほうの作成を進めます。これが大体2年前ぐらいになるかと思います。そして、その次でございますが、事業申請、そしていわゆる法手続と言われるものです。こちらのほうを取りまとめをして、採択申請をしていくというような流れになります。

○14番（丸山 一君） 私は今、野井倉土地改良区の管理者になっているわけですが、受益面積

は、391haです。会員が740名ほどいらっしやって、何とか維持できています。ここは、10戸ほどの農業生産法人が大半を作っているんですよ。だから、一番広いところで30町歩ですかね、30町、20町、10町、5町というような感じで、大体10法人がそれを耕作することによって、野井倉土地改良区というのは、何とか維持できている。あとは、外回りのほうに「食いぶち米」とか怒られるようなことを言っていますけど、1反歩、2反歩、自分たちで作って、「子や孫に送るのが楽しいな。」というじいちゃん、ばあちゃん、農業をやっている人たちが100人ほどいらっしやるんですよ。その中で、反土作業というのがあります。2月と6月にやりますけど、反土作業です。10年ほど前までは、僕らは通山・下通山地区で地区割をしてするんですが、その中で声かけをすれば、18名ほど来ていたんですよ。ところが、もうここ5、6年の間に、肩が痛い、亡くなったのとかいろいろありまして、今人が8名、9名ぐらいしか来ない。ですから、僕は今、多面的機能支払交付金事業でもありましたとおり、その地域全体でその農地を守っていただきたいというのがあります。志布志地域の友だちに電話したりとか、いろんな人たちに、通山地区でも、我々の地域でも田んぼを持ってない、耕作者でも何でもいない人たちにも声かけをして、「何とかビーバーを持って、参加してくれんか。」というのでやってるところが僕らの現実なんです。ところが、それもできないところも今出てきて、もう三つぐらいの地区が反土作業に誰も出て来れない地区があって、水は何とか流れるように土地改良区全体で取り組んでいます、そういうのが現実なんです。ですから、「もうあと5年経ったら、土地改良区はもたないな。」というのが皆さんの共通認識です。ですから、志布志地域が済んだならば、市長の施政方針の中にあつたとおり、今度は「我々の番だな。」というようなのがありましたので、こういう一般質問通告書を出したんです。ただ、今度は推進委員を決めようかなという準備をしています。推進委員は、地区ごとに1人か2人ずつ出して行って、大体50haぐらいを基準に考えて、6ブロックぐらいに分けようかなと。その中で推進委員を決めて、それをやろうかなと。ただ、その推進委員を動かして手伝ってもらうのにも費用がかかる。そういう費用は、どこから捻出するのか。改良区では、捻出できないので、課長、そういうのは、どこかでできますか。さっき、県費がどうのこうの言われたけど、どうですか。

○耕地林務水産課長（大口秀昭君） この地元の話し合い以降、いろんな手続に関わります計画の策定とか、そういった部分については、補助事業のほうがございますので、そちらで対応していきます。この事業を進める中で、施工同意あるいは施業同意、工事に着工する前の配分同意とか、そういった同意を取っていただくようなことがあろうかと思いますが、これにつきましては、地元の方で対応していただくというのが、これまでの状況でございます。

○14番（丸山 一君） やはり70年も歴史のある野井倉土地改良区ですから、これを維持するために我々一丸となって努力をしているわけですね。その中で「何とかして残してあげよう。」と、あんまり言いませんけれども、改良区という土地を残して行って、農業生産力を維持しないといけない。日本では今、カロリーベースで自給率が38%ですよ。それを何とか維持して行って、なおかつ今、衆議院議員の森山先生も言われましたけども、「米の海外輸出が、ものすごく増え

てるんだ。」ということなんです。ところが、どこから米が出ていくかというと、東北地方の米が出ていくという話なんです。東北地方は、去年は猛暑で生産量も落ちた上に小粒でありながら、何で東北地方の米だけが出ていくのかなと。それで、もうちょっと鹿児島の方のPRもしていただければなという思いもあるんです。いろんなことを考えれば、今ある現在の改良区を何とか維持するのが先だろう。そのためには、ほ場整備をしないとイケない。こういう資料等も頂きました。RMOですとか、スマート農業とか、いろんなのを勉強してきました。それより先に、こういうプランを示されるのはありがたいんですが、まずほ場整備が先だろうということを考えているわけですね。ですから、そのほ場整備をするための手順としてどうすればいいかというので、いろいろ質問をしているわけです。経費に関しましては、後で耕地林務水産課のほうに行って、綿密な打合せをして、なるべく自分たちの有利になるようにというか、手出しが少しで収まるようにしていきたいと思うんですが、実際、現実的に今、市内に改良区とか、水利組合というのはどのくらいあるのですか。どういう状況になっているか、把握していますか。

○耕地林務水産課長（大口秀昭君） ちょっと今、手元のほうに資料がございません。

○14番（丸山 一君） 市内に幾つあるか、僕もよく存じ上げていないんですが、どこの改良区も、水利組合も似たような状況であろうと思うんですよね。ですから、何とか皆さんのお手伝いのできればなという思いで、こういう質問をしています。実際、農地・水・環境保全向上対策事業ができたのは、17年ほど前ですよ。それから市に働きかけて、「農林水産省に申請をしろ。」というので、当時の市長の所信表明の中に出てきて、それから4,000万円というお金が毎年交付されるようになって、もう17年ですよ。ということは、もう7億円ぐらいのお金が市内に農林水産省から交付されて、そのお金ですずっと改良を進めているけれども、やはり高齢化と人口減少によって、また維持管理がなかなか難しい面があるということであれば、もうほ場整備しかないだろうと思います。こういうRMOとか、スマート農業とかいうのは、実際やってくれるのはすごくありがたいんです。去年も私の地元で、すぐ隣の田んぼに自動田植え機が来たんですよ。「これは珍しいやつ、何だこりゃ。」と思って、見に行ったら、誰も乗らないで田植えができたんですね。「こういう機械が、いまだきできたのか。」、ところが、2反歩の田んぼでしたので、外回りをぐるっと回って、1周して帰ってきてから、田植えが始まったんですよ。そしたら、時間的に見てみると、現在の人間がやっているのとほぼ一緒だったんですよ。2反歩ですから、時間的には一緒なんですね。ですから、ほ場整備をすることによって、それを最低5反以上ぐらいの田んぼにすることによって、スマート農業というのは導入が可能であろうということを僕は申し上げたいんですね。ですから、ほ場整備をするに当たりましては、ぜひ、市のほうの協力をいただきたいし、耕地林務水産課のほうにもいろいろ相談に行きたいんですが、どうでしょうか。

○耕地林務水産課長（大口秀昭君） ほ場整備のほうにも事業メニューが幾つかございますので、その事業の種類によって、いろんな要件等も変わってきます。そういったこともございますので、地域の実情、事情に合った一番うまく進められる形で、一緒になって協議して、進めてまいりたいというふうに考えています。

○14番（丸山 一君） 最後になりますが、今回の研修で千葉県神崎町に行って、スマート農業を実際見せてもらったんです。そしたら、5人で農業生産法人を運営していて、受益面積は99.9ha、約100haですよ。それをたった5人でやっている。これがスマート農業で、真ん中に江戸川が流れていて、江戸川の手前側が5反、6反ぐらいの田んぼでした。向こう側は、1町、2町、3町ぐらいの田んぼがずっと並んでいるということなんですね。ですから、そういう形に我々野井倉土地改良区なり、やはり市内の改良区の土地もそういうふうに変化していくことによって、少ない人的投入をしながら、生産法人をつくって、そこで収入が上がるという形でやっていければなというふうに期待をしているのですが、市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 課長のほうでも話がありましたが、このほ場整備をするに当たっては、やはり地権者の皆さんの同意と、そして自らが申請していただくということが、一番の条件になるかというふうに思いますので、そういう地域からの要請がありましたら、しっかりとこちらのほうでは対応してまいりたいというふうに考えています。

○14番（丸山 一君） 今、市長から答弁がありましたが、私は今、野井倉土地改良区の責任者ですので、私がまだ目の黒いうちに何とか形を作っていってあげて、皆さんの生産量が上がって、経済力が上がるように努力をしたいと思います。そうじゃないと、あれを作った野井倉甚兵衛さんにも申し訳ないし、馬場藤吉さんにも申し訳ない。そういう先人たちがあってこそ、現在の我々があるわけですから、この遺産をどうしてもきれいな形で残していってあげたい。そのためには、今、市長が言われたとおり、「皆さんの同意が必要である。」というのであれば、私は、また必死になってやります。前回の志布志湾奥地区ほ場整備事業は27年前では、あれは国営であって、同意率がちょっと足りなかったんですよ。「95%ぐらいに同意率を上げてくれ。」と国から言ってきて、それがちょっと5、6%足りなかっただけに、現在に至っているわけですから、今回は6ブロックぐらいに分けて、その中で推進委員を決めて、やはり少しでもほ場整備をしていくという形で取っていきたいと思っています。市長の協力もいただけるということでありますので、これで質問を終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

6月24日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後 4 時16分 延会

令和6年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和6年6月24日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

永 田 梓

稲 付 洋 平

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓
 3 番 稲 付 洋 平
 5 番 南 利 尋
 7 番 青 山 浩 二
 9 番 八 代 誠
 11 番 持 留 忠 義
 13 番 西江園 明
 15 番 玉 垣 大二郎
 17 番 小 野 広 嗣
 19 番 小 園 義 行

2 番 栢 山 晋 司
 4 番 隈 元 香穂子
 6 番 市ヶ谷 孝
 8 番 野 村 広 志
 10 番 小 辻 一 海
 12 番 平 野 栄 作
 14 番 丸 山 一
 16 番 鶴 迫 京 子
 18 番 東 宏 二
 20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行
 教 育 長 福 田 裕 生
 財 務 課 長 鮎 川 勝 彦
 コミュニティ推進課長 五 代 千加子
 港湾商工課長 大 迫 秀 治
 市民環境課長 村 山 睦
 保 健 課 長 北 野 保
 耕地林務水産課長 大 口 秀 昭
 松 山 支 所 長 折 田 孝 幸
 水 道 課 長 中 水 忍
 農業委員会事務局長 高 野 利 彦
 学校教育課長 淀 修 司

副 市 長 溝 口 猛
 総 務 課 長 小 山 錠 二
 総合政策課長 川 上 桂一郎
 情報管理課長 宮 内 真 吾
 税 務 課 長 藤 後 広 幸
 福 祉 課 長 若 松 利 広
 農政畜産課長 萩 迫 和 彦
 建 設 課 長 富 岡 裕
 有明支所長 岡 崎 康 治
 会 計 管 理 者 濱 田 茂
 教育総務課長 児 玉 雅 史
 生涯学習課長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教
 サブリーダー 大 田 和 隆

グループリーダー 末 原 和 幸
 サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と市ヶ谷孝君を指名します。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（福重彰史君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、1番、永田梓さんの一般質問を許可します。

○1番（永田 梓さん） 皆さん、おはようございます。永田梓です。早速ですが、通告に従って質問していきます。

私自身が様々なイベントや活動をしていく中、そして毎日買い物に行ったりした際など、よく市民の方にお声かけいただくことが多くなってきました。そんな中で、やはり多くいただくのがごみについての御意見であります。質問が多いということは、皆さんが毎日の生活で一番不便だと思っているからこそだと思います。そんな毎日に密接に関係しているごみについて、今回質問していきます。令和6年4月1日に有明町伊崎田に志布志市環境循環センターが開設し、約2か月半が経ちました。運営状況や市民の反響など、当局が把握している声、そしてどの地域の方の活用が多いのかなど、分かれば教えてください。

○市長（下平晴行君） 永田議員の御質問にお答えします。

資源ごみを出しやすい環境整備を行い、市民の利便性向上を図ることを目的に、本年度より伊崎田地区に環境循環センターを開設したところであります。火曜日、木曜日、日曜日の週3回、午前8時から午後3時まで、分別指導員を2名配置して回収しているところであります。これまで2か月の実績として、4月が331台、5月が575台の利用があり、日曜日の利用者が増加傾向にあるところであります。また、アピア前収集所の回収量は、前年度と比較しますと、4月はほとんど変化はありませんでしたが、5月は約15t減少しているところでございます。利用者の声としては、「常設であれば、時間や天候も気にせず出せるので、利用しやすい」との意見をいただいているところであります。利用については、志布志地域の市民の方々も利用されているということでございます。

○1番（永田 梓さん） たくさんの方が利用してくださっているというふうに見受けられますが、今、お伺いした限り、市民の声というか、そういうのが聞かれなかったと思うのですが、私のところには「良かった」と、「あそこがあるおかげで、いつでも出せるようになりました」というお声が届いています。逆に、批判的な意見というのは、そちらのほうに届いてはいないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 批判は、全くないところであります。

○1番（永田 梓さん） 批判はないということで、ちょっと安心したところがあります。先ほど、市長がちょっと先に答弁をされてしまいましたが、環境循環センターの開設後、アピア前の収集所に私も朝5時から一度だけですが、見に行きました。見に行った限り、特段ごみが減っているような様子というのは、見受けられませんでした。先ほど「4月は、変化がなかったですが、15t減少している」ということで、それは、すごい成果かなと思います。アピア前収集所での資源ごみ回収に年間約1,000万円の経費がかかっていると思います。環境循環センターを開設したことで、運営費というのは、年間どれくらい変わったのでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 有明地域の環境循環センターの運営費につきましては、シルバー人材センターの人件費や施設の光熱費などの維持管理費を年間218万円見込んでいますので、環境循環センターの運営費につきましては、218万円ということになります。

○1番（永田 梓さん） 以前、南議員の一般質問で、市長答弁だったと思いますが、「志布志地域にも環境循環センターのような施設を開設したい」と答弁されていたと思います。現時点での進行状況というのがあれば、教えていただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、来年度に向けて、今、その整備を検討して、取組をしているところでありますので、議員の皆さんの協力をよろしくお願いいたしますと思います。

○1番（永田 梓さん） 来年度に向けて整備がもう検討されているということで、場所については、ある程度決まっているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これももちろん、議会のほうにも説明していかなければいけないでしょうから、大体決まっているということでもあります。

○1番（永田 梓さん） では、志布志地域にも来年度ですかね、環境循環センターのような施設が開設した場合、アピア前での現在の収集というのは、今後、どのように検討されているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 環境循環センターを設置しますと、アピア前はもうやめて、環境循環センターで対応していくということになります。

○1番（永田 梓さん） では、アピア前の収集は、もうやめるということですね。私もあそこを見に行きますが、いつもやはり事故が危ないなと思ったり、不法投棄が多いなというのが気になっていたので、もし、その環境循環センターが新しくできて対応できるのであれば、そちらのほうがいいかなと思います。アピア前の収集所に朝5時過ぎに行ったときに、ごみを出しに来られた方に「なぜこの時間なのですか」と、声をかけましたら、「仕事で、この時間にしか出せません」とおっしゃいました。お仕事が何かまでは、ちょっと伺えてはいないんですが、志布志市にも様々な職業の方や様々な生活スタイルの方がいらっしゃり、「誰一人取り残さない」という観点から言えば、営業時間については、夜間や早朝も出せるなど、検討されたほうがよいのではないかなと考えます。ほかの井手間収集所や伊崎田地区の環境循環センターについても、営業の時間について、検討はしていただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり全体的にはごみを出す方から見ると、それが必要だというふうには私も思っています。しかし、そこを管理する私どもから見ると、やはり経費の問題、それから今回伊崎田地区の環境循環センターは、週に3回、回収していますので、そこをうまく利用していただいて、その時間の範囲内で対応していただくというようなお願いをしてまいりたいというふうに考えています。

○1番（永田 梓さん） それでは、伊崎田地区の環境循環センターのほうのお話に戻します。併設予定でしたリユースショップやリペア施設の運用というのが現在されていませんが、こちらの開始時期は、いつからの予定でしょうか。

○市長（下平晴行君） 「5R」の推進に向けて環境に対する理解を深めていただくためのリユースショップやリペア施設の運用について、市内事業者がリユースショップを現在、運用しているところでもあります。今後の取組としましては、市衛生自治会の事業として、8月にアピア前市営駐車場において、リユース品の回収を行う実証実験を予定しているところでもあります。実証実験を踏まえ、運用方法や開始時期などについて、民間事業者とも協議・研究してまいりたいと考えています。なお、鹿屋市、都城市においても、民間事業者がリユースショップを運用していますので、こちらから呼びかけをしてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○1番（永田 梓さん） でしたら、その伊崎田地区のリユースショップやリペア施設に関しては、民間の事業者に委託するという形で、現在考えているということでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 今、市長が答弁したとおり、8月に実証実験を行ってまいります。その中で内容的なところについては、市民の方に周知をしまして、不用となった食器とか、雑貨、おもちゃ、家具など、まだ使えそうなものをリユース事業者がリユース品として引取りをお願いするところではありますが、委託かどうかというところは、この実証実験を踏まえて、今後調査・研究してまいりたいと考えています。

○1番（永田 梓さん） 民間がもしかしたら運用するかもしれないということで、後でちょっと一つ事例を出そうかなと思っていたのですが、今、出させていただきます。そのリユースやリペアについて、去年、つぎと九州が開催した会の中で、講師としていらっしゃっていた日南市飫肥地区の方が、自身の事業について紹介してくださったのですが、元パチンコ屋さんを倉庫にし、月に一度、のれんをかけてお店にするという取組が、非常にすばらしいアイデアだなと思いました。中では、ワークショップがあったり、リペアした家具などの販売をされたり、いろいろされているそうです。来られた方が楽しめるようになっているようで、志布志市でもそのような取組は十分に可能だと思ひまして、先日、隈元議員の質問の際、旧ひばりビルの活用について、「子育て支援での活用」とおっしゃっていましたが、一部民間に貸して、このような取組もよいのではないかと、個人的には思っていたんです。市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、あのようにな大きな土地があるわけでありまして、その活用については、民間が入りやすい、事業を展開しやすいことができれば、それは良いことではないかというふうに思っています。

○1番（永田 梓さん） ぜひ、検討していただけたらと思います。それでは、いずれ開設するであろう、その志布志地域のほうの循環センターでいいのか分かりませんが、施設も含めて、伺います。粗大ごみの収集について、現在、清掃センターに直接持ち込むか、収集を事業者に依頼しなければならず、依頼した場合には、10日ほど待たなければならない状況だと思います。大きなごみになりますので、保管場所にも困ります。井手間資源ごみ収集所や環境循環センターで、持ち込みによる回収というのはできないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 粗大ごみにつきましては、指定ごみ袋に入らない家具や畳、コンテナに入らない家電などを事前に予約していただき、個別収集する方法と清掃センターに直接持ち込みをお願いする方法で回収をしているところであります。平成19年度から個別収集を開始していますが、始めた大きな理由としては、再利用できる品目が多くあったため、取組をしたところであります。個別収集されたものは、中間処理施設に運び、手作業でリユース品、固形燃料か埋立てごみに選別されています。リユース品として回収可能な品物も多くありますので、実証実験をする中で、環境循環センターでの受入れの方法等につきましても、検証してまいりたいというふうに考えています。

○1番（永田 梓さん） 昨年まで井手間資源ごみ収集所では、粗大ごみも回収していたんですが、やはり出せないとなると、なかなか不便になりました。私が住んでいる松山地域から清掃センターまで結構遠いので、できれば、以前のように井手間資源ごみ収集所や環境循環センターで回収していただけたらなと思っています。

それでは、現状のごみの分別方法について質問していきます。今年度から紙類が6種類から4種類へ、ペットボトルは横つぶしが可能になるなど、少し緩和されました。少し緩和されただけでも、私は、個人的に感動するぐらい嬉しい気持ちになりましたが、さらに簡素化する考えというのはありませんか。

○市長（下平晴行君） 現在、ごみ分別につきましては、資源ごみ、一般ごみ、粗大ごみを回収しています。資源ごみにつきましては、26品目に分別をお願いしていますが、令和6年度から紙類の分別の簡素化とペットボトルの横つぶしも回収可能としたところであります。紙につきましては、回収業者と協議を行い、雑誌・雑古紙、紙袋・紙箱、コピー用紙の3項目をまとめて出せるように見直しを行ったところであります。私が当時、ドイツの「4R」をなぜ取り組んだかということを、ちょっと話させてください。この「4R」に取り組むことで、「焼却炉はいらない」、「リサイクルをいわゆる再資源化が実現できる」、そういう思いから取り組んだところであります。ごみにならないように受皿を多く持って、再資源化を図っているところであります。簡素化ではなく、今は「5R」ですので、「5R」をしっかりと取り組んで、出す品を少なく、今は26品目ですが、これを20とか、15とか、そういうふうにできるわけですので、そういう少ない品目にできますので、それに基づいた取組をしていただければいいというふうに思います。そのことを議員の皆さんも理解していただいて、市民の皆さんも協力をしていただくというようお願いをしてまいりたいというふうに考えています。

○1番（永田 梓さん） 現在の26品目を今、市長は「20にできる」とおっしゃいました。もう一度、いいですか。

○市長（下平晴行君） 「20にできる」とかじゃないんです。15にできるかもしれません。これは、いわゆるリフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、最後がリサイクルなんですよ。「最後にリサイクルをしていただくことで、出すごみを減らす」ということを、私は言っているんです。「20にする」とかと言っているのではないです。それぞれなんです、それぞれ市民の皆さんが、この「5 R」をしっかり取り組んでいただくことで、今26品目ですが、これが20になったり、15になったり、10になったりすることが可能だということを言っているんです。

○1番（永田 梓さん） 市民が頑張って「5 R」をしっかりすることで、減るかもしれないということですよ。減らしていけるかもしれないということですか。ちょっと、理解が難しいんですが。

○市長（下平晴行君） 「減らすことができる」ということを言っているんです。だから、「5 R」という、私が取り組んだ頃は、「4 R」だったんですよ。最近というか、4、5年前からリペア、修理・修繕とかというものをすることで、何回も使っていただくということになるわけですね。そこを言っているんですよ。

○1番（永田 梓さん） ちょっと難しいので、後でまた市長室でお話を伺いたと思います。分別が始まった当初から、プラスチックごみを洗浄し、乾かしてから出すようになっていますが、洗浄しなかった場合に、市として何か不都合があれば、教えてください。

○市民環境課長（村山 睦君） プラスチックにつきましては、日本容器包装リサイクル協会の引取り品質ガイドラインによりますと、「商品から臭気が発生しないこと」ということになっています。濡れている状態で汚れている状態であれば、リサイクル協会の引取りができなくなる可能性がありますので、水気を切って、臭気がない状態で出していただくというのが基本になります。

○1番（永田 梓さん） 後でちょっと質問しようと思っていたんですが、今の答弁では、「水気を切って」と言われましたが、ごみ分別カレンダーには「洗って乾かしてきれいにしておきます」と書いてあるんです。これは「洗って乾かして」の「乾かす」の部分は、市民の方の捉え方が違うと思います。最初、市長が始められたときにどう説明されたか分からないのですが、うちの母とかも、ごみを洗濯ばさみで全部干しているんです。ペットボトルも洗って、全部逆さまにして、乾くまで待っています。「大変だ」と言う方に処分方法を聞いてみると、大概の方がその方法でされていて、「大変だ」というふうにおっしゃるんです。今の答弁ですと、乾かさなくても水気を切ればいいということによろしいんですか。

○市長（下平晴行君） 基本はですね、みんな使い切ることなんです。使い切っていただくことで、乾くと思います。先ほど課長の答弁で、いわゆる日本容器包装リサイクル協会の引取り品質ガイドラインによると、悪臭がないこと、「悪臭が発生しなかったら、もういいですよ」ということを言っているわけでありますので、まずは使い切ると。そして、使い切らない場合は、

当然水で洗わないと臭いがしますので、そういう流れになろうかというふうに思います。

○1番（永田 梓さん） それなら、市民の方の認識というのが、どの時点でそうなったのかちょっと私には分かりませんが、まだちゃんと乾かして捨てなきゃいけないと思っている人がたくさんいらっしゃると思いますので、そこを丁寧に説明していかなければならないのかなと思っています。

○市長（下平晴行君） 「乾かす」というのが、使い切るイコール乾かすということなんですよ。そこをぜひ理解していただきたいと思います。

○1番（永田 梓さん） 市長、ラップとかに付いている汚れ、あのようなものは洗って捨てなきゃいけないということですよ。あれは、使い切るとは言わないわけですよ。そこは、乾かさなきゃいけないですよ。そこを「ちょっと不便だ」と皆さんおっしゃっているので、もし洗って水気を切っただけで、干さなくても捨てられるよということが分かれば、ちょっと楽かなと思うんですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 捨てるんじゃないです、再資源化ですから。基本はですね、乾かすということは、水気がなくなるということ、臭いがなくなるという、ずっとつながっていくんですよ。ですから、本当に干すということは、水は引くように流れていきますので、最初はそういう言い方をしていました。乾かすためにピンでとめて下げておくと、水気が切れるということでのお願いをしていたところでありますので、そういう感じでできるだけ資源化していただくということが基本であります。そこを面倒くさいとかじゃなくてですね、ぜひ、お願いしたいというふうに思います。

○1番（永田 梓さん） 私もこれをちゃんと読んだことは、議員になるまでなかったんですが、親世代からこうするんだよというふうに受け継がれてきたので、洗濯ばさみで干すんだろうなというふうにずっと受け止めていました。先日、同世代のお母さんから、「キッチンの見える場所に、ごみを乾かすためにずっとごみがあって、いつまでも片付かない。本当に気持ちが悪い」というのを言われまして、同じ主婦として、すごくその気持ちが理解できます。水気がなければ乾かす、「乾かす」の言い方がちょっと難しくなってきますが、再資源化に回していいということですよ。

きれいであれば、水気は切りますよね。干さなくても、水気がなければ捨てていいということですよ。分かりました。ありがとうございます。

それでは、ちょっと話が前後してしまいましたが、先日、資源ごみの売却益実績表を拝見させていただきました。令和3年あたりからプラスチックの売却益が倍近くになって、昨年度は158万3,000円弱となっています。この売却益は、あくまでもプラ類を洗浄して、ランク付けをされると思うんですが、ランクがAであるから得ている収益で、もし洗浄せずに出した場合、この収益はゼロになってしまうのか、というのをちょっとお伺いしたかったんですが、いかがですか。

○市民環境課長（村山 睦君） 売却益につきましては、汚れたものをそのまま出した場合は、影響があるところでございます。商品の状態によって、リサイクル協会のほうでランク付けがさ

れますので、取引先からの信用を失った場合には、今後の取引に影響が出ることがございます。

○1番（永田 梓さん） 今後の取引に影響があるということですが、以前回収業者が見つからないかもしれないというふうにお伺いしました。もし回収業者が見つかった場合、汚れたものも洗わず、そのまま資源に回すということは可能なんですか。

○市民環境課長（村山 睦君） プラスチックにつきましては、全て民間に出しているわけではなくて、容器包装リサイクル協会のほうに出しています。容器包装リサイクル協会を通じて、そこが指定した資源ごみ回収業者のほうに排出をしているところでございます。

○1番（永田 梓さん） その容器包装リサイクル協会から「ごみは洗ってください」とか、言わないんでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 容器包装リサイクル協会のほうからは、商品によっては「臭気が発生しないこと」というのが条件になりますので、臭気があった場合は、先ほども申しましたが、取引ができない状態になってしまう可能性があるということでございます。

○1番（永田 梓さん） 取引ができない場合というのは、最終的に埋立て処分場で処分しなければいけないということでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 回収した際に、収集運搬の委託業者がリサイクルセンターで確認をして、汚れたものについては、ランクが落ちてしまいますので、最終的には埋立て処分場のほうで処分となってしまうところでございます。

○1番（永田 梓さん） 最終的に埋立て処分場で処分してしまうということは、今まで長年頑張ってきた努力というのがちょっと無駄になってしまうような気がしますので、そこは理解しました。これまで長く続けてきた分別方法で、市民の方は本当によく御協力してくださっていると思います。その一方で、都城志布志道路ができたことで、都城市、鹿屋市からの通勤時間も短縮され、志布志市に住まない選択をされる方が少なからずいらっしゃるようです。先日も「志布志市は、環境に優しいけど、人には優しくない」と言われました。この言葉を私はよく言われるのですが、市長、この言葉を聞いて、まず、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 大変残念ですね。なぜかと申しますと、SDGsがなぜ制定されたか、これは持続可能な開発目標ということで、17の目標が設定されているわけです。ですから、昨日も言いましたように、この目的は、貧困をなくし、地球環境を守り、全ての人々が平和と豊かさを享受する社会、これをつくっていくんだということです。私は、今の質問に対してはですね、そうじゃないということをしっかりと理解していただいて、自分の立場だけじゃなくて、市が取り組む前提として、それはもう議員の皆さんも同じように取組をしていただかないと、私どもだけで取組をしていると言うんではないんですよ。志布志市の将来のために何をしていくかということでの持続可能な社会としての目標、これは12にあります。「つくる責任、つかう責任」、ここをぜひ考えて、対応していただきたいなというふうに思います。

○1番（永田 梓さん） 私もこの言葉をよく言われて、はっきり言ってショックというか、悲しいです。全ての市民の方が長い間にわたり、快く協力してくださっているわけではないとい

うことも感じられます。子育て支援をいくら充実させても、定住していただかなければ、人口減少に歯止めはかからないわけです。もし、その回収事業者が見つかるのであれば、プラごみを洗浄しないで出せないのかなというふうに検討していただきたかったのですが、もし、そのようなことが可能なきには、検証・研究していただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、基本的に持続可能な開発目標というのがしっかりSDGsでうたわれて、旧志布志町時代にそのことを率先して取組をしてきたわけですね。私は、ごみ処理場が満杯になることとは、考えが全く違うんです。今のままでいくと地球はどうなるかということでの研修を受けて、このリサイクル事業に取り組んだところですので、そこは十分に理解していただいて、そして、そんな人が志布志市に住んでいただきたいというふうに思っています。

○1番（永田 梓さん） 誰でも住みやすいを考えると、ちょっと今の発言はどうだったかなと思うんですが、次にいきますね。

「志布志市は環境に配慮して、子育てもしやすいまちだよ」となるには、言い方は悪いんですが、どこかで譲るラインというのが必要じゃないかなと思います。志布志市の分別が大変で、都城市や曾於市、鹿屋市の実家にごみを持っていくという方もいらっしゃいます。「住んでよかったまち」にするためには、できるだけ簡素化させることで、多少なり満足度というのは上がるように思いますが、ほかの市に持ち込んで処分しているという方がいらっしゃることについては、どのように感じられていますか。

○市長（下平晴行君） 私は、やはり議員なんかがちゃんとこのことを説明してあげてですね、本当にリサイクルとは何なのかということを真剣に考えていただきたい。そして、次の世代のためにSDGsも制定されたわけでありますので、そのことと、「大変だから、住まない」じゃなくて、その方々をやはり説得、納得させていくことが、私たちの責務じゃないかなというふうに思います。

○1番（永田 梓さん） 私は、そのように言われて「残念だなあ」というふうに率直に感じているんです。志布志市に住んで、志布志市で幸せに暮らしていただきたいなという気持ちで、たとえ県外に進学等で出たとしても、「志布志市は、住みやすかったな」と、「志布志市に帰りたいな」と思ってもらえるようなまちであってほしいと思います。市長ももちろん同じ思いと思いますが、実際、ごみの分別を不便だと感じている方が多数いらっしゃるということは現実で、分別方法が少し緩和されたことも御存じでない方がたくさんいらっしゃいます。当初の分別方法をずっと守っている高齢者の方もいらっしゃって、分別困難者とまではいかななくても、おうちがごみだらけになっている方等もいらっしゃるようで、近所の方から「ちょっと見に行ってほしい」と相談を受けることもあります。おむつの分別の説明を自治会にされたときに、「来年度から、こうなりますよ」と一緒に説明していただければよかったのかもしれない。先日、志布志市にずっと在住している同世代の方から、「志布志市って埋立てだったんだね」って言われて、びっくりしました。もうそのぐらいの認識の方もいらっしゃいます。私たちが当たり前と思っている

ことが、市民の方には伝わっていません。環境循環センターや井手間資源ごみ処理場がどこにあるのか、紙の分別がどうなったのか、ペットボトルのつぶし方など、丁寧に説明するために、もう一度、地域を回っていただくことはできないでしょうか。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおりだと思います。やはり行政は、市民の皆さんにあらゆる情報提供をしっかりとしていくということで、その事業に対して理解をしていただくというふうに思っていますので、このことについては、どういう形で説明して回るかは、後で協議して、しっかり対応してまいりたいというふうに考えています。

○1番（永田 梓さん） 今までほかの議員からも、何回もごみの質問というのはされていますが、私も市民の方から、「やはり焼却炉が欲しい。何でないんですか」という声や、「ごみのせいで定住しないです。みんな、出て行っちゃいます」という声を聞きます。マイナス面ばかりの意見としてくるのではなく、その一方で、「焼却炉をつくった場合の負担が、人口減少に歯止めがかからない中、若い世代、私たちよりまだ下の世代に大きくのしかかるのではないか」や、「環境保護やSDGsがうたわれる中、時代にそぐわないと思う」という声も入ってきます。市民の声を直接聞くために、焼却炉を希望するのか、今の分別方法で大変と感じるところはどのかなども含めて、全世帯にオンラインなどの回答も含めて、アンケート調査というのを行ってほしいんですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、いわゆる焼却炉の経費は、相当なものであります。市民の皆さんが本当に協力していただいて、リサイクルが充実してきていますので、そのことは、しっかりとあらゆる形で情報提供していくべきだというふうに思います。私が始めた頃は、品物を量っていたんです。それぐらいしてくださっていて、そして、もちろん市役所の職員の皆さんも含めて、市民と一体となって取り組んでいただいたおかげが今の現状ですので、そのことはおっしゃるとおり、しっかりと情報提供してまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 市民の声を聞くために、アンケートをしてほしいという質問なんですが、課長でも大丈夫ですので、答弁をいただけないでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 第2次志布志市環境基本計画の中間見直しを行う予定でありますので、その中で環境政策全般の項目について、アンケートを行っていく予定としているところでございます。

○1番（永田 梓さん） アンケート調査は、第2次志布志市環境基本計画の中でされるということですので、そのアンケートが終了した場合、議会でも結果を詳細に教えていただけるのでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 当然、環境基本計画の中間見直しになりますので、議会のほうには報告してまいりたいと考えています。

○1番（永田 梓さん） 結果を私たちも楽しみにしていますので、ぜひ、報告をお待ちしております。

では、次の質問に移ります。ボランティアで回収したごみについて、現在は回収した人が分別

から洗浄まで行っていますが、「非常に負担だ」と御意見をいただいています。まず、この作業をせずに回収することができないか伺います。

○市長（下平晴行君） まず、ボランティアでゴミを回収していただいていることに対しては、心より感謝を申し上げたいと思います。ボランティアで回収されたゴミにつきましては、志布志市一般廃棄物処理基本計画の中にも定めていますが、分別できるものについては、分別を行っていただき、原形をとどめていないものについては、一般ゴミとして排出をお願いしているところであります。また、市のイベント等、お釈迦まつり、花火大会、やっちく松山藩秋の陣まつりにおいては、資源となるものは、全て洗浄し、分別して排出をしているところであります。ゴミの状態等において、判断が難しい場合は、担当課まで御相談いただければというふうに考えているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 私もよく海岸の清掃などを行うんですが、あの700mぐらいある海岸のゴミを一度全て回収してから、水道のある場所で再度全て袋からゴミをひっくり返して、洗浄・分別しています。6月16日に開催したダグリ岬の海岸清掃では、市外からたくさんの方が参加してくださり、いざ洗浄となったときに「分からない」となってしまいました。結局、志布志市民の方に負担が来ってしまうという状況でした。拾う時間より洗う時間のほうがかかります。これは海のごみの場合ですが、山のごみは汚さが全く違うので、山ごみだったら、おそらくもっと洗浄に時間がかかると思います。山のごみは、ゴミから腐敗した動物の死体が出てきたりと、本当に大変です。この負担がなければ、もっと気軽にゴミ拾いのボランティアをしてくれる方というのが増えるのかなと思うのですが、再度伺います。ペットボトルとびんとか、缶とかは分かります。そのほかのゴミについて、プラスチック類と一般ゴミ、分別・洗浄しないで出すということとはできないでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことは、十分考えているところです。ボランティアで回収していただいたゴミについて、これまで洗って分別をしていただくというようなお願いをしているわけですが、そのことがある機器を入れることによって、可能になる可能性があるんです。その機器の導入についてどうなのかということで、今、内部協議をしているところでもあります。いずれできることであれば、そういうボランティア活動していただいた品目については、そういう分別をせずに資源化できないのかということも含めて、今、検討をしています。

○1番（永田 梓さん） そういう機器を入れるというのがちょっと初耳でしたので、どういうものか分かりませんが、ぜひ、入れていただきたいなと思います。ダグリ岬は、指定管理者の方の御協力で、水道を使わせていただけるので、まだいいんですが、水道がなければ、水道があるところまで持ち帰り、洗浄しなければなりません。ゴミの中には、中身が何か分からないものや本当に悪臭を放つもの、時には身の危険を感じるものもあります。そこもよく御理解いただいて、またその機械を導入していただけるのなら、ぜひ導入していただきたいなと思います。

三つ目の質問に移ります。回収したプラスチックゴミは、現在、他県の事業者運び、リサイクル処理を行い、再資源化されていますが、現在の取引先は何社ぐらいあるんでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 現在、志布志市が資源ごみとして出しているリサイクル事業者については、13社に出しているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 13社あるのならば、そのうち1社でも2社でも誘致して、運送費等の削減も検討するべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 議員申されるように、1社でも2社でもこちらのほうに来ていただければ、企業が進出することになり、雇用も生まれますし、運搬費用の軽減にもつながります。また、委託料等が下がる可能性もありますので、そこについては努力をしてまいりたいと考えています。

○1番（永田 梓さん） 担当課の課長たちはよく、「うちにどうぞ」というふうにお声かけをしていると聞いているのですが、市長自らが事業者にアプローチとか、されたことはないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私は、いろんな事業者とは接しています。ただ、その取組というのは、私が全面的に出ていくことがいいのかどうかということも含めて、先ほど課長が言いましたように、

全体的にどういう事業者なのか、先ほどの容器包装リサイクル法の中で、その事業者を選定して契約していますので、そこも含めて進めてまいりたいというふうに考えています。

○1番（永田 梓さん） 可能であれば、市長自らアプローチしていただいて、ぜひ、誘致をしていただきたいなと思います。誘致できれば、先ほど課長も言われました雇用や移住者も想定できますし、より市内での循環を生み出せると思います。誘致に向けた取組というのは、港湾商工課とも一緒にしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 企業誘致については、やはりおっしゃるとおり、関係課と連携しながら取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○1番（永田 梓さん） 分かりました。質問は以上になりますが、一人ひとりの生活がより充実し、ストレスの軽減になるよう、今回質問しました分別方法の簡素化などについては、アンケートなどを取られるとのことでしたので、対応できることは早急に対応していただいて、少しでも市民の方の負担がなくなるようお願いしておきたいと思います。以上で終わります。

○市長（下平晴行君） 答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

私は、先ほど「議員なんかが」というように発言したようであります。私は、ちょっと気が付かなかったのですが、「議員の皆様が」というふうに訂正していただければなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福重彰史君） 以上で、永田梓さんの一般質問を終わります。

次に、3番、稲付洋平君の一般質問を許可します。

○3番（稲付洋平君） 改めまして、皆さんこんにちは。稲付洋平でございます。それでは、通告書に基づき、早速、質問させていただきたいと思います。

まず初めに、市道伐採についてお伺いいたします。市内各自治会で実施している市道の伐採作

業、道路愛護清掃伐採作業の在り方についてをお伺いいたします。この4項目を質問する前に、現在の概略等について説明をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 稲付議員の御質問にお答えいたします。

昨年度の市道伐採作業は、市が管理する市道777kmのうち、約4割に当たる305kmを道路愛護清掃伐採作業として自治会に伐採を行っていただいているところでありますが、自治会員の高齢化や会員減少等の影響で、伐採作業を行うことが困難な自治会も出てきている状況であります。伐採が困難になった自治会に対しましては、市の道路作業員による直営班で柔軟な対応を行っているところであります。また、年次的に張りコンクリート工事を行い、メンテナンスフリー化についても進めているところであります。なお、市の直営班では、機械化を図ることでさらに迅速な対応をするため、伐採作業用のトラクターを活用し、作業を進めているところであります。今後、地域全体の協力をいただきながら、計画的な市道の管理に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○3番（稲付洋平君） 詳細については、今、ある程度説明をいただいたので、分かりました。

それでは、この①番ですね、作業時期、単価見直しについて、ちょっとお伺いしたいと思います。毎年7月頃に、各自治会に市道等道路愛護清掃伐採作業の案内を送付していると思います。今回、この清掃期間ですね、案内のほうに、原則9月末頃となっている理由がもし説明できれば、お願いいたします。

○市長（下平晴行君） 伐採時期につきましては、これまで各地区によって時期が異なり、自治会の予定やこれまでの経緯等を優先して行っているところであります。これまでの実績においても、雑草が伸びる7月から9月に伐採をされる自治会が多いようでありますので、今後はできるだけ草木が伸びる時期に、引き続き伐採をお願いしてまいりたいというふうに考えています。

○3番（稲付洋平君） 今回、この質問をした経緯としては、伐採作業の実施が、気温30度を超えることも非常に多い時期になっています。また、先ほど市長の答弁でもありましたが、自治会員の高齢化や会員減少等、様々ございます。伐採を行うことが困難な自治会も増えてきている状況であります。今後、各自治会から伐採、道路清掃後の申請される段階で、もし可能であれば、そういう状況などを確認していただきながら、対応できればと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、雑草が伸びる7月から9月に基本として行っているところでありますが、できるだけその期間内にしていただくことで効率が上がります。そこ辺は自治会の都合にも合わせていかなければいけないというふうには思っているところでありますので、十分協議して対応してまいりたいというふうに思います。

○3番（稲付洋平君） 分かりました。それでは次に、単価のほうについてちょっと質問したいと思います。2006年の合併時から、ガソリンの価格を調べてみますと、約30%程度上昇しています。また、自治会によっては、タイヤショベル、バックホーなどを準備して作業をしている地域

もあるんですが、そこは市のほうとしては、把握していらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 伐採延長の長い自治会や作業の省力化で使用している自治会があることは把握しているところです。私もタイヤショベルを持っていて、一緒に作業をしていますので、理解しています。

○3番（稲付洋平君） 実は、なぜこの質問をしたかといいますと、自治会の報奨金ですね、メーター当たりの単価が設定されていると思うんですが、先ほどの質問の中で言いましたガソリン価格の上昇、そういったことを考えると、今後この報奨金について、単価を見直すべきではないかと考えているところでございます。市長の考えをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 自治会による伐採作業につきましては、本当に感謝をしているところでございます。報奨金については、共生・協働の観点からも、道路愛護清掃伐採作業としての趣旨を御理解いただいて、現在のところ、単価の見直しは考えていないところであります。

○3番（稲付洋平君） 現在のところ、単価の見直しは考えていないということですが、今後いろんなことがあるかもしれません。そのときは、考えていただければと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、二つ目、伐採した草木の処分方法についてをお伺いします。市道等道路愛護清掃伐採作業の案内文書のその他の欄に、昨年同様、清掃後の草・竹・木の処分が困難な自治会については、松山地域にあるそおりサイクルセンター有機工場を利用することが記載してありますが、搬入期間と時間が制限されている状況です。仮に、自治会のほうで搬入車両がない場合や今後搬入が困難になる自治会も想定されますが、その場合の対応方法としては、どう考えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 伐採した草木につきましては、原則自主処分をお願いしているところでありますが、処分が困難な自治会については、そおりサイクルセンター有機工場の利用をお願いしているところであります。搬入車両がない自治会の処分方法については、現在、直営の作業班で回収をしているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 直営の作業班で回収しているところであると思いますが、この自治会の伐採作業は、主に日曜日や祝日に行われているかと思います。その場合、道路に放置された草などによって、交通に支障が出る箇所も考えられますが、自治会がその回収されるまでの間は、どのように対応していくべきか、どうお考えですか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えいたします。

まずは、通行に支障がない箇所に仮置きをしていただき、順次、市の道路作業員による直営班が回収に伺いますので、事前に御連絡をいただければ、早い時期に回収できるように調整したいと考えています。

○3番（稲付洋平君） 回収できるように調整したいということですので、そこは対応していただければと思うんですが、今後、この作業自体ができなくなる自治会も想定されます。その場合、本市としては、どのように対応していくのかをお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 市の道路作業員による直営班で柔軟な対応を行っているところでありますが、地域コミュニティ協議会とさらに連携を図っていただき、地域全体での協力もいただきながら、計画的な市道の管理に努めてまいらなければならないというふうに思うところでございます。

○3番（稲付洋平君） この市道伐採については、この道路愛護清掃伐採作業も含めですが、本当に多くの課題が本市にあると思います。答弁の中に「地域コミュニティ協議会」とありましたが、やはり高齢化と人口減少が進んでいくわけであります。次の質問となりますが、メンテナンスフリー工事、そういうものを加速させて、適切な管理を今後も行っていきたいと思っております。

この流れで、次の質問にいきたいと思います。メンテナンスフリー工事の進捗状況についてをお伺いします。メンテナンスフリー工事について、随時工事のほうを実施しているかと思いますが、この工事の順番のリストなどは作成されていますか。

○建設課長（富岡 裕君） 御意見、御要望をいただいた箇所をまとめていまして、通学路や交通量が比較的多い交差点を中心に、道路パトロールなどで現場を把握して優先的に順位を決めて、取り組んでいるところでございます。

○3番（稲付洋平君） では、今年度の予算と実施予定箇所ですね、路線はどこになるか、お示しく下さい。

○建設課長（富岡 裕君） 答えします。

予算としましては600万円、実施箇所については3か所を予定しています。本庁近くの大黒・吹上線、水ヶ迫線、東洋埠頭前の香月線でございます。

○3番（稲付洋平君） 600万円で3か所ということですね。張りコンクリートをされることは分かりました。雑草が伸びるのを防ぐために、今後張りコンクリートもなんですが、防草シート、あと除草剤、そういったものも必要になってくると思います。そこはどうお考えですか。

○建設課長（富岡 裕君） 防草シートにつきましては、耐久性や費用対効果を考え、現在のところ、活用はしていないところでございます。除草剤につきましては、伐採時期をしっかりと把握して、伐採後の最適な時期に散布して、取り組んでいきたいと考えています。

○3番（稲付洋平君） 除草剤の散布、そういったものも作業効率が上がると思いますので、活用していただければと思います。その除草剤の箇所で上門線付近も多分散布されて、茶色くなっています。除草剤をまきました、それで枯れました。その後の処分方法というのは、どうされるのかお聞きします。

○建設課長（富岡 裕君） 答えします。

本来であれば、先ほど答弁しましたとおり、伐採を先にしまして、そしてある程度伸びた段階で除草剤を散布するというのが本来のやり方です。上門線につきましては、我々の考え方が担当者、そして作業員に浸透していなかったということで申し訳なく思っています。今後はこのようなことがないように、徹底していきたいということでございます。枯れた後の状況でございますが、実際本当に見苦しいです。今、どのような形で後処理をすればいいか、産業建設課含め、協

議をしているところでございます。タイヤショベルなどでの清掃等も考えられることでございますので、ちょっとそこは協議をさせていただいて、適正な処理をさせていただきたいと思っています。

○3番（稲付洋平君） 分かりました。課長が言われたみたいに、やはり両側が茶色くなっているのは、見苦しいのがすごく目立ってしまっていたので、もし清掃されるときは、そのように対応していただければと思います。

それでは、次に移ります。4番、志布志道サポート推進事業についてをお伺いします。この道サポート推進事業の申請状況が、もし分かれば、教えてください。

○市長（下平晴行君） 志布志道サポート推進事業につきましては、地域住民による市管理道路の清掃美化活動を推進し、道路を核とした地域環境の保全向上や、共生・協働による活力ある地域社会づくりに資することを目的としているところであります。支援対象としましては、市が認めた団体で、一定区間を年間通して管理し、年間2回以上の伐採を実施していただき、補助金を交付するものであります。現在、申請実績はないところでありますが、今後はさらに広報等やPTA等の各種団体に周知を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○3番（稲付洋平君） これは、市道等道路愛護清掃伐採作業の範囲以外が対象となっていると思いますが、この市内全体の距離については、お分かりですか。

○建設課長（富岡 裕君） 道サポート推進事業で作業を行っていただいている範囲でございますが、市が管理する市道は、777kmございます。そのうち自治会による伐採、そして業者による伐採区間を除く市の直営班が行っている区間が対象となりますので、区間としましては、約350km程度となります。

○3番（稲付洋平君） 350kmが対象ということは分かりました。この道サポート推進事業については、私もホームページで内容のほうをある程度確認したんです。この年間2回以上の伐採、また距離や金額についてもホームページ上のほうでは示されているんですが、インターネット環境がない方も、もちろんいらっしゃる。そういった方も確認できるように、市報などでも周知いただければと思いますが、そういったことは可能でしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 志布志道サポート推進事業につきましては、やはり多くの市民の方を知っていただきたいと思っていますので、市報などを通じて、周知について取り組んでいきたいと考えております。

○3番（稲付洋平君） ぜひ、市報で周知していただいて、やはり管理というものが大変になってくるのは、もう目に見えています。ですので、そこを随時、お伝えいただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。行政財産管理についてをお伺いします。旧志布志市民センターについて、現在の管理状況及び今後解体する考えはないかをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 旧志布志市民センターにつきましては、現在老朽化が進み、建物としての危険性も高いことから、施設といたしましては、使用禁止としているところであります。解体につきましては、志布志市公共施設等個別施設計画に基づいて進めているところであります。

○3番（稲付洋平君） 市民センターなんですが、昭和50年に石綿を5%超えて含有する吹付作業を禁止されています。この市民センター、建築は、昭和40年頃と認識していますが、詳細について、もし分かればお知らせください。

○財務課長（鮎川勝彦君） 市民センターにつきましては、昭和47年に建設されまして、RC造り2階建てで、面積が531.61㎡となっています。調査の結果、アスベストも含有しているようでございます。

○3番（稲付洋平君） 今、アスベストが含まれているということでしたが、このセンターの解体費用の見積りがあり、金額が分かれば、教えていただきたいと思います。

○財務課長（鮎川勝彦君） 令和2年度に見積りを取っています。その際、算出された解体費用は、6,425万4,000円となっています。近年の人件費や燃料費等の高騰によりまして、現在では、おおむね1.3倍から1.5倍程度の解体費になるのではないかと見込んでいるところでございます。

○3番（稲付洋平君） 市民センターの解体費用の内訳は分かりました。市内全体でこのような物件が何件あるのか把握していれば、件数と今後の解体計画の見積総額などもあれば、お示しいただきたいと思います。

○財務課長（鮎川勝彦君） 先ほど市長が申しました公共施設等個別施設計画におきまして、解体決定とされている施設は、2施設ございます。1施設におきましては、もう解体が終了しまして、残りの施設が現在申しております旧志布志市民センターとなっているところでございます。

○3番（稲付洋平君） この施設について、解体が残り一つということなんですが、この解体の工事単価が年々上昇傾向にあります。この解体工事を先延ばしすることは、税金を多く使うことになってしまいますが、その辺はどう考えていらっしゃいますか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 近年、様々な費用が高騰しているところでございます。解体工事も高騰しているものと考えています。解体につきましては、各種支援策、国庫補助等もないことから、利活用の見込みのない施設につきましては、限られた財源の中で、処分の検討をしてみたいと考えています。

○3番（稲付洋平君） やはり税金を多く使うことというのは、市民からすると、気になるところではございますので、適切に使うべきじゃないかなと私も思うところです。この解体などについて、本市のホームページにある公共施設等総合管理計画の令和5年3月改定版によると、「公共施設等に関して議会や市民への十分な情報提供を行うものとします。公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については積極的な公開に努めます」と記載されています。また、平成29年（2017年）から令和8年（2026年）までの10年間で、この計画期間となっていますが、この内訳について、財源の支出の軽減は、果たして図られているのかをお伺いします。

○財務課長（鮎川勝彦君） 志布志市公共施設等総合管理計画や先ほど申しました個別施設の今後の方針を定めた公共施設等個別施設計画に基づきまして、順次、対応しているところでござい

まして、財源の支出の削減は、図られているものと認識しているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 支出の軽減は、図られているということでございますので、数値のほうは、ちゃんと把握されているのかなと思いました。しかしながら、この市内には利活用されていない普通財産が少なからず見受けられると思います。新たに土地や建物を購入する前に、老朽化した建物や利活用されていない土地を処分すべきではないか、また、有効的な活用方法について議論を活性化させていくべきではないかと思いますが、執行部の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） 解体のみの工事費用等につきましては、国・県等の補助金等、支援策もないことから、利活用の見込みのない施設につきましては、限られた財源の中で、様々な処分方法を検討していきたいと考えています。有効的な活用方法につきましては、まずは本市で策定しています志布志市公共施設等総合管理計画や志布志市公共施設等個別施設計画に基づき、長寿命化や集約化を図り、廃止していくべきとされた施設等につきましては、不動産運用検討委員会での協議や、ほかに活用の見込みがないか全庁的に調査を行うなど、ほかに有効活用策がないか検討していくこととしているところであります。

○3番（稲付洋平君） 行政は、計画に基づいて運営されることは十分理解しています。この計画は、令和8年までと設定されておりますが、この令和5年3月以降、この計画の見直しについては行っていますか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 令和5年3月以降の見直しにつきましては、現在、行っていないところでございますが、変更が出た場合には、適宜見直しを行ってまいります。

○3番（稲付洋平君） なぜ、このような質問をしたかといいますと、本市全体の更新費用推計のデータをちょっと見たところでした。そのときに、公共施設全体更新費用推計、改定前のデータですが、今後40年間の更新費用総額は、建設系公共施設904億7,000万円、土木公共施設636億6,000万円、企業会計施設161億6,000万円、合計1,702億9,000万円。将来的に1年当たり32.6億円が本市公共施設の維持補修や更新に充当できると仮定しても、今後10年間で99億円が不足します。40年間で396億円が不足することになっています。こういったものが今後さらに市の財政を圧迫していくと考えます。取壊しや維持補修以外にも、今後売却ですね、こういったものも推進することも視野に入れていくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 利活用を進める施設につきましては、長寿命化を図るためにも、適切な維持・補修を図っていく必要があると考えています。利活用の見込みのない施設につきましては、基本的には売却・除却を進めているところでございます。

○3番（稲付洋平君） この質問に当たって調べる中で、本当に今後10年で99億円、40年間で396億円不足するって、恐ろしい数字だと思いました。本市もよく言われます人口減少、高齢化、いろんな課題がございしますが、そういった中で果たしてこれを維持できる稼ぐ力があるのかなと、いろんなことを考えたところでしたので、この更新の計画、こういった見直しについては、令和9年にまた新しい計画がされるわけですかね、おそらく。その中で、もし可能であれば、こういう古い建物に関しては、取壊しを早めに進めていくべきではないかと思いますが、最後に、市長

の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどからありますように、いわゆる公共施設等個別施設計画に基づいてしっかりと処理をしていくということと併せて、先ほど言いましたように、志布志市にある土地・建物、これについては売却・除却、これをどんどん進めていこうと内部でも協議をしていますので、そのように努めてまいりたいというふうに考えています。

○3番（稲付洋平君） 引き続き、そのような調査・研究をずっと続けていただきたいと思いますところ です。

それでは、次の質問に移ります。3番目、体育施設管理についてをお伺いいたします。有明弓道場の施設や設備についてを質問いたします。まずこの質問の前に、ちょっと説明させてください。本来、一般質問の在り方として、「質問内容が単なる事務的な見解をただすに過ぎないものや特定の地域の改修などを要望するものは、一般質問として適当でない」と、この議員必携に書かれています。書かれています、市民の意見をこの議場に届けることも、私の役目であると強く考えています。また、施設が適切に管理されることにより、延命化や利用者の健康増進にもつながると考えています。今回、有明地域の体育施設をメインに質問いたしますが、志布志地域や松山地域にも体育施設はあります。市内の体育施設全般の質問と捉えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一つ目、以前、弓道場付近の伐採作業や靴箱付近の補修工事をしてもらい、利用者の方から感謝の声を伺っています。しかしながら、弓道場周辺は、雨水の勾配が不十分なために、十分に排水ができない状況になっています。そのため、周辺の湿度が高く、木造建築には良い環境ではない。利用者の方々から「改修工事などは、できないか」という相談を受けています。この施設の延命化を図るために、早急な排水工事や屋根・その他の改修工事を行う計画がないかをお伺いします。

○教育長（福田裕生君） 有明弓道場につきましては、有明体育施設に位置づけられ、主に中学校の部活動や弓道連盟等の愛好家の方の練習拠点として利用され、有明地域における弓道競技の拠点であると認識しています。御指摘の排水等の状況につきましては、私も確認をしてまいりました。雨天時において、弓道場建屋の雨どいの排水が流れ込み、敷地内に水溜まりをつくっている状況です。排水については、構造上、流末の側溝までの勾配が緩やかになっており、排水処理が十分でない状況を確認しています。今後につきましては、改善策を考え、対応について検討してまいります。また、有明弓道場の長寿命化対策等につきましても、他の本市の施設整備と併せて検討してまいります。

○3番（稲付洋平君） 現地を確認いただいたということですので、できる範囲で構わないです。できるのであれば、早急に対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次、2番目に移ります。夜間の照明が大変暗い状況です。このことから「十分な練習ができません」と相談を受けていますが、市役所の窓口のほうでも、相談のほうは受けていらっしゃる

すか。

○教育長（福田裕生君） 夜間の照明等につきましては、現在のところ、指定管理者や教育委員会には、直接の要望等は届いていません。

○3番（稲付洋平君） 届いていないということですが、弓道場の施設を確認してみましたが、正直なところ、本当に暗いです。中学生が多分主に使われると思うんですが、夕方の練習、冬場は特に暗くて、十分な練習ができていないのです。では、今弓道場に付いている照明施設の現状を、個数とか、もし分かれば教えてください。

○生涯学習課長（江川一正君） お答えします。

安土方向への照明といたしまして2灯の照明、これは、ハロゲン球となっています。あと、常設の安土の上部のほうに、蛍光灯8灯を常設しているところでございます。

○3番（稲付洋平君） ということは、合計で10灯になりますかね。蛍光灯については、将来製造がされなくなるとお思いますので、できればLEDライト、そういったものを検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○教育長（福田裕生君） 特に、冬場の夜間において、照明が十分に足りていないという現状につきましても、以前冬場にあの場所を通ったときに、確認をさせていただいたことがございました。ちょうど部活動を終えた生徒の方々が自転車で下って行かれるときでございました。今、議員御指摘のとおり、部活動の練習の支障とならないように、また市民の方々にとっても、安全で使いやすい利用時間や利用状況について、今後しっかりともう一度確認するとともに、施設の安全性と利便性の向上が図れるよう調査・研究してまいります。

○3番（稲付洋平君） 今、教育長のほうからそういう答弁がありましたので、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の3番目にいきたいと思います。雨天時、射的場、矢を放つ場所から安土、的が設置している位置までの屋根がないため、矢の回収が非常に困難です。子供たちもびしょ濡れになって回収しています。傘を差しているんですが、やはり濡れて、足元が悪いため、大変な状況になっています。そのようなことから、「今後、矢取り道の部分に屋根を増設できないか」という意見をちょっと市民の方からいただいておりますが、そこはいかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 市内には現在、有明弓道場のほかに、志布志運動公園内に弓道場があります。志布志運動公園内の弓道場は、有明弓道場よりも後に設置された施設であり、矢取り道の屋根も整備されています。有明弓道場につきましては、施設の老朽化も進んでいる状況にありますので、矢取り道部分の改修も含め、施設の長寿命化対策等についても、今後検討してまいりたいと思います。

○3番（稲付洋平君） 矢取り道については、分かりました。実はですね、この質問のヒアリングのときにちょっと伝えていなかったんですけども、実は永田議員のほうから話がありまして、「松山中学校の矢取り道、そういったところも検討できないのかな」という御意見がありましたので、その辺も踏まえて、また検討いただければと思います。

次の質問にいきたいと思います。有明地域の体育館ですね、有明総合体育館内にバスケットゴールを常設できないかをお伺いします。この施設は、「バスケットコートがなく、ゴールもなく、大崎町の施設で練習している」と市民の方からの御意見がありました。近年、子供たちは、ゲーム、スマホ、そういったものにずっと時間を取られて遊んでいる状態です。遊ぶ場所がないというのは、やはり子供たちの健康の面から考えても、必要ではないかと思ひまして、今回、この質問をしています。本市として、バスケットゴールを今の体育館に常設ができないかをお伺いします。

○教育長（福田裕生君） 子供たちにとっての遊び場の確保は、非常に重要な課題だと、私も捉えています。本市におきましても、城山運動公園体育館のバスケットコートにつきましては、2コート分常設し、また志布志運動公園体育館におきましては、移動式のゴール2コート分を整備しています。有明総合体育館におきましては、これまで可動式のゴールが設置されていましたが、現在、老朽化により修繕ができない状況であります。構造上も、現在のものをそのまま使うことは困難な状況であるというふうな認識でいますので、利用ニーズにあった、例えば移動式のバスケットゴールの設置はできないかといったことも含めて、検討を進めてまいります。

○3番（稲付洋平君） ぜひ、設置をお願いいたします。できれば、お願いをしたいと思います。実はですね、この質問は、地域の子供たち、市民の方々からいただいた意見を、今回、そのままお伝えしました。私自身の考えなんですが、議会は、開かれたもの、市民に近いものでなければならぬと考えています。答弁の中に「検討」という言葉がありましたので、今後の行政報告ですね、そういったところを楽しみに待ちたいと思います。これは、中学生の子供たちからの御意見でした。この一般質問に関して「僕たち、私たちの意見を、この議場で伝えてほしい」という子供たちの思いです。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。岳野山の活用方法についてを質問いたします。岳野山からの眺望や地域住民で造設された十二支石像は、市内外へ売り込むことのできる観光資源の一つではないかと考えています。本市として、林道から頂上付近までの管理・整備についてを質問いたします。まず、1問目。国から都道府県及び市町村に対し、森林環境譲与税の譲与が開始されました。森林環境譲与税の適用される林道の種類についてを聞きたいと思います。また、令和6年度において、本市の森林環境譲与税が充てられる事業についても質問いたします。

○市長（下平晴行君） 森林環境譲与税が適用される道の種類等につきましては、示されていないところでありますが、森林環境譲与税につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進及びその他の森林の整備の促進に関する施策に、市町村の判断により活用することと規定されています。また、令和5年6月に、林野庁・総務省から、「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」というポジティブリストが示され、各市町村において、例を参考にしながら、地域の実情に応じた創意工夫による取組を検討するよう、要請されているところでございます。令和6年度に森林環境譲与税を活用す

る事業につきましては、森林経営管理事業の意向調査実施に伴う事務経費、集積計画作成業務委託や作業員による林道等の維持作業に要する経費、林道の補修工事に令和5年度と同様に活用いたしたところであります。新たに取り組む事業としましては、森林パトロール員1名の雇用、森林パトロール車の購入、森林現地調査のためのシステムやドローンの導入のほか、木材利用の促進の分野では、金婚式記念品や小学校図書室の閲覧機購入、木製つり橋の修繕にも活用する予定であります。

○3番（稲付洋平君） 今、市長のほうから答弁をいただきました内容は、林野庁・総務省の資料の中からの保護事業について説明されたところでした。この中で、実際何に使われるかという分類において、まず岳野山付近の林道の管理についてをちょっとお伺いしたいと思います。岳野山の山頂に向かって、岳野線、岳野山線、ほかに1路線があると思いますが、ここの伐採の年間の回数が、もし分かればお願いいたします。

○耕地林務水産課長（大口秀昭君） お答えいたします。

岳野山の林道の伐採作業ですが、こちらは、シルバー人材センターのほうに委託してしまして、令和5年度までは、各路線を年2回実施しています。また、必要に応じて、耕地林務水産課の作業員で維持作業を行っており、令和5年度は、12月に山頂付近の伐採と岳野山線の枝打ちのほうを行っています。

○3番（稲付洋平君） この伐採作業ですが、全体で何日程度かかるんでしょうか。

○耕地林務水産課長（大口秀昭君） シルバー人材センターの会員が6人で、一回当たり10日間、合計20日間作業をしています。耕地林務水産課の作業員は、4人で7日間実施しているところでございます。

○3番（稲付洋平君） それでは、この路線の管理について、旧市民センター跡地から頂上までの管理は、どうされていますか。

○耕地林務水産課長（大口秀昭君） 旧市民センター跡地から頂上までの管理でございしますが、ここにつきましては、シルバー人材センターへの委託と耕地林務水産課の作業員で維持作業のほうを行っています。

○3番（稲付洋平君） シルバー人材センターと耕地林務水産課の作業員で作業ということですが、この路線は、地域の方が月に一回程度、通行しやすいように伐採されていることは把握していらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） 十二支の石像がある箇所、ステージ近辺の広場、林道から続く道路につきましては、地域の方に伐採作業を行っていただいております、大変ありがたく感謝をしているところであります。

○3番（稲付洋平君） こういった管理されている方がいらっしゃるということも確認をされていることですので、また後の質問につなぎます。そこは、また後ほど聞きたいと思います。

続いて、2番目のほうに移りたいと思います。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月から施行されたことに伴い、国から都道府県及び市町村に対し、森林環境譲与税の

譲与が開始されました。この法令で用途が定められており、市町村においての間伐や人材育成、担い手の確保、人材確保の推進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされていますが、本市の令和6年度についての森林環境譲与税の総額をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 令和6年度の森林環境譲与税は、4,215万5,000円を見込んでいます。

○3番（稲付洋平君） 4,215万5,000円ということですね。この金額なんですが、この森林環境譲与税について、本市のホームページで令和元年度からを確認したところでした。令和元年から令和3年度までは、意向調査実施に伴う事務経費、集積計画・制作業務委託などが中心となっていました。令和4年度からは、市有林や林道整備に使用され始めていることは、確認できたところでございます。そこで、旧市民センター跡地から山頂までの道の分類は何になりますか。

○耕地林務水産課長（大口秀昭君） 旧市民センター跡地から山頂までの道でございますが、当初の整備目的が異なることから、林道として指定はしていません。、現在は、市有林の管理道路として、また山頂へのアクセス道路として活用しています。

○3番（稲付洋平君） では、林道としての指定は、されていないということですね。分かりました。では、林道に指定されていないということですが、旧市民センター跡地から山頂までの道の種類が指定されていないのであれば、道の種類を変更して森林環境譲与税にて維持管理することはできないのか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） 森林環境譲与税は、市町村の判断により活用することとされていますが、森林整備の効果が広く国民一人ひとりに及ぶものであることや国民の協力の下、創設されたものであるため、国民の理解が得られるかという点についても留意して活用する必要があります。旧市民センター跡地から山頂までの道につきましては、林道として指定していませんが、市有林を管理する道路として位置づけられますので、種類を変更することなく、森林環境譲与税を活用して維持管理を行うことは可能であるというふうに考えています。

○3番（稲付洋平君） 一応確認ですが、林道指定することなく、森林環境譲与税を活用できる箇所であるということですね。

〔何言か呼ぶ者あり〕

○3番（稲付洋平君） はい、分かりました。

それでは、次の質問にいきたいと思います。この岳野山の道や公園部を伐採されている地域の団体に対して、補助金を設けることはできないか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） 岳野山については、市においても委託や作業員による維持管理を行っていますので、まずは、十二支の石像がある箇所、ステージ近辺の広場、林道から続く道路の伐採作業等を行っていただいている地域の団体の皆様のお話も聞かせていただいた上で、支援の方向を検討してまいりたいと考えています。

○3番（稲付洋平君） 今、市長のほうから「地域の団体の皆様の話も聞かせていただいた上で」というお言葉をいただきましたので、また改めて、ここに関しては、地域の方と一緒に伺いし

たいと思います。

それでは、次にいきます。この十二支石像がある部分ですね、今後観光の一部として管理していくべきではないかと考えますが、本市の考えをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 岳野山山頂は、非常に景観の良い場所であると認識していますので、山頂から眺望を確保するため、高く成長した枝の伐採を今年度実施したところであります。今後も引き続き、市有林としての管理と併せて、観光資源としての管理も行っていまいります。併せて、この十二支石像の公園については、すごく評価されていますので、そのことも含めて観光施設として管理をしてまいりたいと考えています。

○3番（稲付洋平君） 本当に観光の一部になっています。インスタグラムとか、そういったSNSにも投稿されていることもありますので、また管理等をお願いできればと思います。

それでは、最後の質問になります。志布志道サポート推進事業がありますが、これと同様の志布志林道サポーター推進事業というものを新設し、岳野山の林道でも活用できないか、そういったものができないものかと思うんですが、お伺いします。

○市長（下平晴行君） 林道サポーターにつきましては、現在のところ取り組む考えはないところでありますが、岳野山の林道につきましては、適切な管理を行えるよう、令和6年度から委託料の予算を増額して作業回数を増やすなどの対応をしているところであります。

○3番（稲付洋平君） 取り組む考えはないということです。この回数を増やすなどして、先ほど市長も言われましたが、観光される方もいらっしゃいます。軽自動車では当たらないんですが、ちょっと大きな車になると、木の枝が屋根に当たってしまう、そういったこともよく聞いていますので、管理のほうをお願いしたいと思います。すみません、ちょっとヒアリングで申してなかったんですが、この森林環境譲与税について、林野庁・総務省のほうから詳細を調べてまいりました。この中で、木材利用という部分があります。木材利用の項目の中に、公共施設、役場、小・中学校、保育園、公民館の木造、木質化、ウッドデッキなどの整備、あと地域で遊ぶ場所ですね、おもちゃとかそういったものを作るのも適用されると書いてあります。こうなったときに、もしかすると、以前質問したワイルドパークができるのではないかと、ちょっと思ったところでありました。そういったいろんな使い方があるのかなと思いますので、ちょっと片隅にでも入れていただければなと思いますが、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、せっかくの森林環境譲与税でありますので、使えるものについては、十分使って、その施設の有効性を高めてまいりたいというふうに考えています。

○3番（稲付洋平君） ぜひ、また内容のほうを確認していただき、活用のほうを考えていただきたいと思います。これで、質問を終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、稲付洋平君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—○—
午前11時40分 休憩



○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。国会も閉じました。今度の国会は、何やら政治資金規正法が主なような印象を与えて、いわゆるマスコミ、新聞等々も連日そのことについて報道をしていました。その一方で、地方自治体や農業を取り巻く生産者の方、国民にとって大変重たい法律が次から次に可決をされた。そういうような節目となるような国会であったような気がします。私たちは、いつも憲法を基に、私自身はいつもいろいろな物事を見るようにしています。そういった視点から、今回通告しています点について、それぞれ地方自治体の在り方、どうあるべきか、憲法の視点からどうなのか。そういったことも大変問われているような気がしたところであります。そういった点で、今回、最初に地方自治の在り方についてということで、3点ほど当局のお考え、そういったものについて質問をしていきたいと思います。

まず、国会は閉じましたが、審議されていまして地方自治法改正案で、地方自治体に対して行使できる新たな指示権がうたわれている。どのように受け止めるかということで、通告をしました。大規模な災害、感染症の蔓延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と国が判断すれば、地方自治体に対して行使できる新たな指示権、補充的指示権、特例関与を新しく創設する地方自治法改正案が可決をされました。この改正案について、可決された法律について、どのように受け止めておられるのか。まず、市長にお伺いをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

今、国会で審議されている地方自治法改正案は、新型コロナウイルスの流行時に患者の入院調整や情報共有を巡り、国や自治体との間で混乱が生じたことなどを踏まえ、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した際に、個別法に規定がない場合などに限り、国が指示権を行使できるルールを設けたものであるというふうに認識しているところであります。

○19番（小園義行君） 今、市長から答弁がありましたように、今回、特例関与を創設しているわけですね。関与の在り方、これまで地方自治法に基づく関与が原則で、それで間に合わなければ、特に特例として個別法を設けてよいとされてきたわけですね。個別法で間に合わないときに、今回の特例関与を使うとなっているわけですが、原則と例外が逆転しているというふうに、私は、この法律を見たときに思いました。地方分権改革の考え方を否定していると考えるんですが、そこについては、市長、この法律は、地方自治体にとって、とても良い改正だったという、そういう認識ですか。

○市長（下平晴行君） 地方自治法では、国の自治体への関わり方が幾つか定められています。自治体の事務については、「こうしたほうがよいのでは」と提案する助言・勧告や、情報提供を求める「資料提出の要求」といったような関わり方があります。いずれも法的拘束力はなく、自治体は、従わなくても構わないが、一方の指示権では、法的拘束力があり、自治体に従わなけれ

ば、違法行為というようなことの可能性があるんじゃないかというふうには理解しているところでもあります。現行制度では、自治体に具体的な対応・指示をする規定は、災害対策基本法や感染症法など個別の法律が定められているところでもあります。

○19番（小園義行君） 議長にお願いがあります。お願いですからね、これはね。この1番目が終わるまで、昼食の時間を過ぎますけど、そこまでさせていただきたいというふうに思います。よろしいですか。

○議長（福重彰史君） はい。

○19番（小園義行君） 今、市長からそういうふうにありましたが、現行の地方自治法では、国の関与の基本的な原則、類型を定めています。市長も御存じですよ。地方自治法第245条第1号で、「助言又は勧告」、「資料の提出の要求」、「是正の要求」、「同意」、「許可、認可又は承認」、「指示」、「代執行」と、第245条第2号で、「普通地方公共団体との協議」といった基本類型を定めています。今、答弁があったとおりです。同条第3号では、基本類型にはまらない関与があるということも定めていますね。自治体の事務には、法定受託事務と自治事務があります。この今言いました3号の関与、この一番最後ですね。1号で言いました、この中に「代執行」をうたっているんですが、自治事務には使わないとしています。例外も一緒です、指示も例外、一緒ですね。法定受託事務には代執行を用いることができますが、「3号の関与は例外です」というふうに、詳しくここに記載され、「地方自治法に基づく関与は、原則と例外」ということで、自治事務と法定受託事務を分けてあります。今回、わざわざ国が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、地方自治体に対して補充的指示」、ここが新たに加えられています。こういったことがあると、自治体にとっては、その指示を拒否できるのか、どうなのか。これは、非常に難しい判断だと思うんですよ。一つの例でいうと、熊本で地震がありました。能登半島で地震が起きました。そのとき、一番その実情を詳しいのは、その自治体の人なんです。それを国が「ああせい、こうせい」と言ったって、実情が分からない人がそんなことをできると思いませんか。「とんでもない事態が発生するな」という思いがあって、この質問をしているところです。これは今、この法律でこの指示が来たら、市長はどうされようと思っているんですか。「国が想定するものは、何でもできる」というふうに、この法律上はなっていますよね。国から指示が来たら、それを拒否できるという理解ですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたように、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した際に、個別法に規定がない場合などに限り、発令されるものでありますので、その範囲は極めて限定されるものであって、個別具体的な想定は難しいというふうに考えています。

○19番（小園義行君） そこでですね、私も議員になって33年ほどになるんですが、旧志布志町時代から議員をして、この議場で首長とやり取りしました。そのときに、2000年施行の地方分権一括法で、「国と自治体は、対等・協力の関係にある」というふうになったんですね。そして、志布志市が誕生したわけです。国の関与の法定主義と関与の基本原則を、地方分権一括法が対等ですよと定めたんですね。国の関与を限定・抑制する仕組みになっているわけですが、今回のこ

の補加的指示、特例ですからね。そうした限定がなく、無制限であるというふうに、この法律を見るとそうなっています。従来、このいわゆる法定受託事務の中にある是正の指示というのは、自治事務では法定受託事務でしかできなくて、個別法の指示は自治事務には使わないというようですね、そういう制約があったんです。これが法定受託事務以外の自治事務、志布志市でしている、そういった事務についても関係なく指示ができるというふうになったんですが、ここについては、市長、受け止め方はいかがですか。

○市長（下平晴行君） 国と地方自治体とは対等であるとする地方分権の考え方にに基づき、指示は、特例と位置づけられています。また、附帯決議案では、地方自治体の自主性・自立性に極力配慮し、個別法を制定、改正するいとまがない場合、目的達成のために必要最小限とすることなどが明記され、指示権行使の要件を明確化するようになっているようであります。市としましては、国と地方自治体は、これまでどおり対等であることを、市長会等を通じて確認をしてみたいというふうに考えています。

○19番（小園義行君） 塩田知事が、今、選挙戦をしていますね。そういった人たちからも、いろんな声が出ていますが、首長の考えはそういうことですね。一方で、今回この法律が可決されたことに対して、憲法にうたわれている地方自治の本旨に基づく地方自治法をしっかりと守るべきというのが、本来の在り方だというふうに、私自身は考えています。今後、どういった事態が起きて、国の過剰な関与を許さないという「地方自治を守る」、このことがとても大事だというふうに私は考えて、今回この質問をしたところです。市長、もう一回ですね、憲法が求めている地方自治の本旨に基づいて、ここの住民の生命・財産を守っていくという、そういった地方自治法の在り方、そして地方分権一括法が求めた国と地方は対等の関係にある。そのことを安易に許してしまうと、後でまた申しますけど、何でもかんでも国の言いなりになってしまうようなことが起きてくるのではないかと心配します。芸能界に身を置く人が、「新たな戦前が始まっている」という表現をされておられました。まさしく、そういうことが着々と進んでいるような気がしてならないものですから、私は、市長の考えを冒頭に聞いておきたかったから、今回この質問をしました。憲法が求めている地方自治の本旨に基づいて、しっかりと地方自治法に基づく運営をしていく。そして、地方分権一括法が求めた国と自治体は対等であると、このことについて、再度、市長の認識をお願いします。

○市長（下平晴行君） これは先ほどから言いますように、国と地方は対等であるという地方分権の考え方に基づいて対応してみたいというふうに考えています。指示権の発令につきましては、極めて限定的でありますので、このことについては、国は事前に自治体とよく調整し、自治体の理解が得られる形で運用していかなくちゃいけないと思っていますので、そのような取組でしていきたいというふうに考えています。

○19番（小園義行君） しっかりと現在ある法に基づいて運用していくという、そういう立場だということは理解しましたので、このことについては、終わります。

○議長（福重彰史君） ここで昼食のため、しばらく休憩をします。午後は、1時10分から再開

します。

午後 0 時 05 分 休憩

午後 1 時 07 分 再開

○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで、先ほどの件につきまして、訂正の申出がございましたので、これを許可します。

○市長（下平晴行君） 先ほど小園議員の一般質問における答弁の冒頭部分におきまして、「今、国会で審議されている地方自治法改正案は」と申し上げましたが、国会での審議は19日に終了し、可決されましたので、「今回の国会で審議されました、地方自治法改正法案は」に訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○19番（小園義行君） そのこともよく理解した上で質問をしていますので、市長のそういう言い間違いということだろうというふうに思います。そのことによって、とやかく言うものではありません。

次にいきます。二つ目の安保3文書に基づく、そういうことだろうというふうに思うんですが、国から特定利用空港・港湾として、県内の2空港、6港湾が示されて、志布志港もその候補になっているというふうに理解をしています。国・県から目的等を含め、どういった説明がされたのか、まだ説明がないのかですね。防衛力の強化という点だろうというふうに思いますので、現状を教えてください。

○市長（下平晴行君） 志布志港の特定利用港湾に関する国からの説明につきましては、5月17日に志布志市役所と国の機関等々をインターネットを介して、WEB会議形式にて説明があったところであります。内容につきましては、特定利用港湾に対する考え方をはじめ、自衛隊では状況に応じて必要な部隊を迅速に機動・展開し、併せて国民保護を実施するために訓練を行うこと。また、大規模災害発生時には、災害派遣の効率的な実施が可能となるよう平素から訓練等で港湾を利用すること。海上保安庁では、港湾施設等におけるテロ等の警戒、搜索救難、人命救助、国民保護等への対応及び必要となる補給訓練等のために、空港・港湾を定期的に利用することなどの説明があったところであります。

○19番（小園義行君） 5月17日に説明があったということですね。港の管理者は、県でありますので、県の対応はどういうふうになっているのかと、そのことについての説明はなかったのですか。

○市長（下平晴行君） 志布志港は、鹿児島県が管理者でありますので、国と鹿児島県において決定されるものであり、今後の手続等の流れについては、県からまだ説明がないため、把握してはいないところであります。

○19番（小園義行君） もう一つ、お聞かせください。これは防衛力の強化の一環として、私たちは、新聞とかいろんなもので知りますが、有事も想定された上での、そういった説明があった

んですか。

○市長（下平晴行君） 有事についての説明はないとの、説明があったところであります。

○19番（小園義行君） 今、答弁を総合して考えると、5月17日に国関係、海上保安庁を含め、説明があったと。南日本新聞が5月20日付けで、防衛力強化の空港・港湾整備、説明を開始したということが載っていますね。そういったことで、有事目的を表立てしないで説明をするというふうになっているわけですね。そこで、県の対応は、最終的にその自治体の反応を見て対応を決定するということですが、日本は、先の敗戦までは港を、いわゆる港湾ですね、国が一元的に管理していたわけですね。各港から出撃を容易にしていくなために、そういうふうになっていたわけです。敗戦という、その戦争が終わったことを含め、歴史の反省の上に立って、今の日本国憲法では、自治体に権限を分離するという意味ですね、分けると。地方自治が保障されたわけですね。港湾法で港湾の管理者が国ではなくて、自治体に委ねられた。ここだと、鹿児島県ですよ。そのことが実際、戦争が起きて敗戦の上で、日本国憲法できちんと地方自治の本旨という立場から地方自治が委ねられてうたわれたわけです。「安全保障は、国の専権事項」とよく言われるんですけど、「住民の命を守るのは、自治体にとって最大の使命である」と、いつも市長が述べておられます。国の政権がおかしければ、しっかりと声を上げるべきだというふうに私は思います。これまでもそういう立場で、市長と議論をしてきました。ここに新聞報道で、これまでの国の防衛力の強化という点で、東京工業大学の川名教授のコメントが載っています。「今回の取組について有事を念頭に置いていることは明らかだ」、そして、名古屋学院大学の鮫島教授も「港湾法で港湾管理権が国ではなくて自治体に委ねられたことは、国に港湾の軍事利用をさせない意義がある」として、「それは国のことですよ」ということではなくて、今、私が言いましたように、「住民の命を守る」、それが自治体としての最大の使命であるという意味で、やはりこの国の政策はおかしいというのを市長として感じたときには、しっかりと声を上げるべきだというふうに思うんですよ。先ほど、5月17日に説明があったと。それに対して、その説明会というのは、ただ単に聞くだけの説明会だったんですか。こっちからの意見とか、そういったものを言う機会があったんですか。

○市長（下平晴行君） それはありました。

○19番（小園義行君） 単なる説明だけだったんですかね。聞くだけということですか。もう一回、お願いします。

○市長（下平晴行君） 説明と併せて、「何か聞くことはありませんか」ということでの説明があって、何件かは聞いております。

○19番（小園義行君） 市長としては、「そんなことをされたら、困りますよ」という、そういったもの等はなかったというふうに、今の答弁で理解したんですが、市長は、「いや、それはおかしいですよ」という、そういうことを言ったんですか。

○市長（下平晴行君） 「有事に関わることじゃない」ということでしたので、私からあえて質問というのは、しなかったところです。

○19番（小園義行君） 国の立場も、有事を想定しての特定利用の港とか、空港の使用のそういう説明ということではないということですね。なぜ、こんなことを言うかということ、志布志港は、これまで旧志布志町時代から、港湾改修負担金、そういうのをずっと払い続けてきて、商いの港ということと併せて、観光バースがありますね。そういった港に、海に親しむとかいう、そういう側面もあるわけです。今、志布志港の長期構想検討委員会が、市長も参加されたと思うんですが、素案を出していますよね。それに対して、今パブリックコメントを求める期間ですね。これは、ここの港は商いの港であって、そういった有事の際に、しょっちゅう自衛艦が港に入ったりして、訓練をしたり、そういったことをすると、この長期構想検討委員会が出した素案には、そういうことはおそらく一切入っていないのではないかなと思うんです。そういう有事の際に、指示権を優先されると困る、先ほど冒頭で言いましたね。いわゆる特例の関与ですよ。指示権が来たときには、断れないみたいなことになる、県としても困るし、志布志市としても、長期構想検討委員会が5年、10年、20年、もっと先までそういうものを素案として出している中で、この特定利用のそういったことに優先して使われるようなことでは駄目だと、そんな思いがあって聞いている。ぜひ、「説明ということでした」ということでしたので、市長としては、「意見というのは、特別に出していない」ということでしたけど、今後そういった意見について、県に当然上げないといけないですよ。最終的に県が判断されるわけですので、そこについては、今後しっかりとこの志布志市の住民の命と暮らしを守ると、そして港のきちんとした利用については、有事とかそういったものではないということで、県にはしっかりと意見を上げるということが大事だと思うんですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは長期構想検討委員会として、取組の四つを挙げておりますが、その中には有事というのは一切入っていないし、にぎわいの創出、あるいは環境、あるいは港の今の事業の拡大等々を含めて、議論がされているところであります。

○19番（小園義行君） さっき言いましたように、このいわゆる有事目的、そういうのを表立ってないで説明するという、こういう南日本新聞の報道ですよ。こういったものを考えたときに、その地方自治体に対しての国の関与の在り方というのが非常に重要になってきます。ぜひ、今市長が答弁されたように、志布志市の住民の命と暮らしを守る、そして志布志港の更なる発展という立場から、しっかりと意見を出していただきたい、そういう思いがあって、この件は質問をしたところであります。今の沖縄の状況、そして奄美群島から全部見たときに、自衛隊の派遣がどんどん進んでいますね。そして、国は、有事の際だと思うんですが、鹿児島県には沖縄の宮古島の住民を鹿児島空港に運んで、そこからそれぞれの自治体に「ちゃんと避難する計画をつくれ」と、そういうことまで要求がされていますね。そこについても、市長、そういう訓練を含めて、そういったものが国・県から来ていますか。

○市長（下平晴行君） そういうことについては、来ていないところでありますが、鹿児島県の考え方によりますと、「今後、地元の考えも伺った上で、必要に応じて、国に更なる情報提供を求めつつ、対応を検討する」ということでありますので、県から連絡があり次第、適切に対応し

てまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行君） その際もそういったことにならないような状況を、国には「ちゃんとやってくれ」と言うのが基本だと思います。避難される方を受け入れるなどか、そういうことじゃないですよ。そういうことにならないように、やってもらいたいということを踏まえて、市長の答弁もそういう共通理解だと思っていますので、それで結構ですよ。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） もう一つ、次、3番目に移ります。これまで自衛隊へ個人情報4項目を志布志市は提供していたわけですが、令和3年度から変わって、住民基本台帳法に基づいて閲覧で対応していたのを、提供するという事になっています。そのことで今全国で、私はここに自治体名を出しましたが、国賠訴訟が起こされているんですね。奈良市等含めてですね。そのことについて裁判まで起こされているのかと、本人の同意なく提供したことに対して、いわゆる18歳の青年が、奈良市の場合は、訴訟を起こしているんです。市長、そういったことをどんなふうに受け止めますか。

○市長（下平晴行君） 本市においても、自衛官募集事務に使用することを目的として、自衛隊に情報提供を行っていますが、法令に基づき、実施しているものと認識をしているところであります。情報提供に当たり、対象者からの申請に基づき、個人情報の除外を行う制度を設け、情報提供制度と併せて御理解いただくよう、市報3月号及び市ホームページにて3月1日から5月31日までの期間周知を行い、また4月には自治会使送の班回覧により周知を行ったところであります。なお、除外申請については、期間中申出がなかったところであります。奈良市に対しての国家賠償請求訴訟については、承知していますが、裁判の動向について注視をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○19番（小園義行君） その除外申請の期間中に申請がなかったと。当然、情報のいわゆる周知ですね、そこが届いていなかったということの裏返しだと思うんですよ。併せて、志布志市から18歳になって自衛隊に入隊して、国防のために一生懸命に頑張るというね、そういった思いを持った青年が出て行くということも、それはその人の人生を決めるのはその人ですので、当然のことかと思います。ただ、法律上どうなのかということをこれまでやり取りしました。そこについては、今後志布志市においても、こういう事態が想定される。そうすると、すごいエネルギーを使うわけですよ、税金も使うわけです。そういった意味からして、この自衛隊への名簿提供というのは、少し原点に返って、市長が1期目のときにされていたように、住民基本台帳法に基づいて閲覧にとどめておく。そうしたら、それは、法律上何ら問題ないわけで、そこについては少し検討すべきだなというふうに、私は思うんです。こういう事態にならないためにもですね。でも、そういったものは、首長の考え一つですので、こういう国賠訴訟を起こされるようなそういったことを、「私が知らないうちに情報を勝手に提供して、それはおかしい」ということで起こされていますので、そこについては少し検討をして、この自衛隊の名簿提供というのは、私は向き合うべきじゃないかなというふうに思います。今でも志布志市は、一生懸命されていますよ。

自衛隊募集のポスターを掲げて、掲示板にも「守る」というふうにして、陸・海・空ですね、そういう情報提供をいっぱいされているじゃないですか。もう一回、こういう奈良市の例とかを含めたときに、原点に返って、住民基本台帳法で閲覧にとどめるというそういったものも検討すべきじゃないかと思うんですが、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 考え方ではありますが、自治体の法定受託事務であるという観点から、これまでどおり継続して情報提供していきたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） そこは今後また、市長とよく議論をしたいなと思います。ここについては、奈良市でそういうことが起きているということは、住民から見たら、ちょっと不安になる要素だなと思ったものですから。市長の受け止め方はそういうことで、この件については、今後また、議論をさせていただきます。

次に移ります。これも農政についてということで、食料・農業・農村基本法の改正はもう可決しているわけですが、今回可決されたこの食料・農業・農村基本法について、中身も当然見られていると思うんです。どういう受け止め方ということと、そのことが施行されていくことで、本市の農業への影響はどういうふうに受け止めておられるんですか。

○市長（下平晴行君） 近年にわたる世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少、その他の食料、農業及び農村を巡る諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直す法改正というふうに受け止めているところであります。本市の農業への影響につきましては、国が次期食料・農業・農村基本計画を来春に策定予定としていることから、現時点では、どのような影響があるのかは、大変判断が難しいところでございます。

○19番（小園義行君） 私は旧志布志町に生まれて、現在は志布志市ですが、ここから他の町に出て生活したことがありません。おやじ、お袋と一緒に農業をしながら、兼業農家としてやってきました。その中で、今の私たち、地域におかれている農業の現状というのをずっと見てきている一人です。その中で、国の責務といいますか、責任というのは、やはり国民を飢えさせないというのが基本だろうと思うんですよね。現状は、食料自給率38%であり、朝昼晩としたら、1食分ですよね。約1食分しかできないというのが現状であるにもかかわらず、今回のこの法律は、食料自給率向上させるという、その政府の責任をなくしています。目標がなくなっています。食料の外国依存を強めるものに、この法律はなっています。今後、担い手が30万世帯までに激減していくということまで、国が前提にした上で、法律をどうするんだろうと思ったら、そういうことを前提にした改正になっています。本市の農業に対する影響を、昨日もいろいろ初日からありますが、「農業の後継者対策をどうするのか」と、そういったもの等々含めて議論されています。そういった状況があるにもかかわらず、目標率を高くしていくんじゃなくて、それをゼロに、なくしてしまっているという今回のこの法律は、「非常に問題だな」というふうに思います。なぜなら、今の農政を見ていると、国が法律に基づいて施策を各自治体が出さないと、それに国の支

援を受けられないという、国が示した状況でやらないとできない。一つの例が水田活用の直接支払交付金ですね。「5年に一回水を張らないと、交付金やらないよ」と、そういうのを決めているんですよね。そうすると、市としては、それに沿った政策しか出せなくなるでしょう。だから、農業というのは、そういうものじゃなくて、もっと必要なものにはきちんと金を出さないと、後継者も育たないし、食料を安定的に確保するということは難しいという、その視点から、今、市長に質問をしているわけですね。そういった意味で、国が目標の自給率をなくしていると、そういった法律はどうだと思いませんか。

○市長（下平晴行君） これはもう本当にあってはならないことだと私も思っています。現行法で唯一、目標として向上を図るとしていた食料自給率については、先ほどありましたように、数値目標が取り下げられたということでもあります。そういうことも含めて、農業サポートセンターを設立して、担い手の育成、そのためには自給率を上げていかないと、やはり魅力がないと農業をする人もいなくなるわけでありますので、令和5年3月に策定した市農業振興計画に基づいた取組を進めていくとともに、諸課題に対して、これまでどおり、農業者が経営改善計画等に記載している所得目標を達成できるように、しっかりと支援してまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行君） 今、市としては「頑張ってやっていくよ」という、そういう答弁ですが、国は、逆の法律を作っちゃったんですよね。そうすると、市が一生懸命やろうとしているときに「国の言うことを聞かないと、お金出さないよ」みたいなことになるかと困るからですよ。そこで、今回のこの法律の改正で、不測時における措置というのを新設しています。何かというと、食料供給困難事態対策法というのが一緒に提出されているんですね。これも、可決されています。これは、法律ですので、外国から輸入がストップしたらどうなるのかということを、国が決めているんですよね。そこで国が示しているんです。食料・農業・農村基本法に基づいて、食料自給率が実際38%ですので、これを基本にして、食料・農業・農村基本計画が2020年3月に定められています。この基本計画は、食料自給率の目標と食料自給力指標ということで、仮に輸入がストップしたときにどういう状況になるのかというのを、二つのパターンで出しているんです。米と小麦中心と芋類中心の二つのパターンを挙げている。これは、ちゃんと閣議決定されて出ているんですよ。その一例を言いますと、芋類中心のメニューの中身は、一日に芋3食、米は一日に1食、おかずは野菜3食、魚は一日1回、卵は1.5か月に1個、肉は23日に1皿、牛乳は4日にコップ1杯という悲惨なものです。その中で「ひどいなあ」と僕が思ったのは、「今後、担い手が30万世帯に減っていく」というのをさっき言いましたね、国が示しているんですよ。2022年の基本計画でいうと、実際、米が124から112という数値です。芋は、10あるところが272と何とすごい数でしょう。そして、飼料101がたったの6ということですね。これは何を意味しているかということ、いわゆる輸入がストップしたときに、国は、「芋を作れ」と命令ができるんですよね。命令をして、命令を聞かない法人とかについては、公表し、そして罰則まで科す。まさに、「新しい戦前」ではないけど、有事に対応した農業までそういうものにしていこうという法律が、今回の

国会で通っていったんです。それはね、私は違うというふうに思うんですね。市長がおっしゃるように、食料自給率の向上に向けた政策に、やはり国も転換すべきだと思うんですよ。志布志市は、頑張っています。そういったことに対して、国にもしっかりと声を上げるべきだと思うんです。これは、私が勝手につくったものじゃないですよ、国が閣議決定しているもので、ここに出ているんです。市長、「しっかりと自給率を確保して、頑張れ」という、そういった声を上げるべきじゃないですか。

○市長（下平晴行君） 私まさにそのとおりだというふうに、理解をしているところであります。さっきのその罰則についても、国会の審議においては、「従わなければ前科が付く、罰金を科するのは行き過ぎだ」との意見もあります。私個人的にもそう思うところであります。この法律の根拠が何なのかということを考えますと、やはり国民、市民の生命・財産をしっかりと守っていく。自給率が38%では、とてもじゃないけど国民は守れない。今後、担い手等も増えていかないわけでありますので、そのことも含めて、国に対しての考え方も含めて、しっかりそのことも伝えていきたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） ぜひ、志布志市が掲げているそういった農業を大事にして、個々の住民のそういう食料をしっかりと確保していくというそういう立場で、後継者対策とか、農家対策をいっぱい実施している当局としては、ぜひ、今市長がおっしゃったようなその立場で、市長会等々も含めて、今の市長の答弁で「努力をしていく」、「全く同じ思いだ」ということですので、よく理解をしました。これについては、ぜひ、そういう立場で、今後取り組んでいただきたいと思います。

次に、いじめ防止条例についてということで、通告をしました。このいじめ防止条例は、令和元年12月議会でいろいろ議論しました。そして、いじめの防止等に関する条例が可決をされて、令和2年4月1日から施行されていますね。条例で目的、基本理念、併せて教育委員会、学校及び教職員、保護者、地域住民それぞれに責務が定められている。その条例が施行してから約4年数か月ですね。現在の各小・中学校におけるいじめの現状というのが分かれば、お示いただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市では、志布志市いじめの防止等に関する条例の第3条に基づき、いじめを受けた児童・生徒の生命及び心身を保護するために、学校、家庭、地域住民、教育委員会、その他の関係機関等々の連携・協力をしながら、解決に向けて対応を続けているところであります。また、本市では、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会、いじめ問題調査委員会を設置し、いじめ防止対策に向けた組織も構築しているところであります。条例の制定、施行により、児童・生徒や保護者等のいじめの認識が変わり、いじめの未然防止につながっているというふうに考えています。具体的な取組については、教育長が説明をいたします。

○教育長（福田裕生君） 本市では、志布志市いじめの防止等に関する条例を全ての学校に周知し、いじめの未然防止、そして早期発見と解決に向けた取組を進めております。いじめの防止等に関する条例施行前の令和元年度のいじめの認知件数は、小・中学校で759件でございました。

令和5年度は450件でございます。条例が制定、施行されたことによって、児童・生徒や保護者のいじめの防止に対する意識が高まり、教職員のいじめ認知後の対応の在り方にも改善が図られ、教育委員会や他の関係機関との連携の積極的な取組を図りながら、対応を続けています。それらによって、いじめの認知件数が減少傾向にあるものと捉えています。今後もいじめは、絶対にあってはならない行為であるという理解・啓発と、初動対応、公平・中立性を担保した対応の在り方の質を高めながら、いじめの認知漏れがないように、そして認知したものについては、全て解決に導くという取組を進めてまいりたいと考えています。

○19番（小園義行君） 今、お示しがありました。市長も教育長も、実際この条例ができてからいじめの件数が減少している。もちろん、児童・生徒も減少していますので、そういうことも踏まえて。でも、現実には令和5年度で、小・中学校合わせて450件あるということで、教育長、後でお願いします。この数の「小学校、中学校合わせて450件もあるのかね」と、この現状を市長は、どういうふうに受け止めますか。教育長にもお伺いします。教育長には併せて、小学校、中学校のその件数を別々に教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） 450件というのは、すごく多いというふうには理解しているところであります。

○教育長（福田裕生君） 私市長と同様に、まだまだ多い件数だと思っています。いじめの内容といたしましては、冷やかしの、からかい、誹謗中傷、それから陰口などといった、これまでの捉え方でいいますと、比較的軽微であろうという捉え方もあった時代もありましたが、現在におきましては、そういった内容も含めて、当事者である被害者となる子供が、そのことによって「心理的な苦痛を感じ、つらい思いになった」という申出があれば、それは全ていじめということで認識をし、対応をしているところであります。令和5年度はいじめの件数が450件と申し上げましたが、小学校が362件、中学校が88件でございます。

○19番（小園義行君） 先ほど市長、少し答弁がありましたが、今こういった現実がありますね。そこで、条例の第25条で「総合教育会議で必要に応じ、いじめの防止等のための対策に関する協議を行うものとする」というふうに、市長、あるんですよ。具体的にこの総合教育会議で、いじめに関してどういったことが実際議論されたことがあるのか。ちょっとお示しいただけますか。

○教育長（福田裕生君） 総合教育会議におきましても、本市のいじめの実態等についての協議は行ってきています。本年度におきましては、まだその内容は取り上げておりませんが、これまでも年に一回は必ずいじめの問題等については、協議をしているところでございます。併せて、定例の教育委員会でも、このことは必ず取り上げていますので、内容によっては、その都度、市長部局のほうにも報告をしながら、教育委員会として、そして学校としての対応の在り方について、連携を取っているところでございます。

○19番（小園義行君） そういう状況にあるということですね。そこで、発生するいじめに対して、第19条でいじめの早期発見、そして第20条でいじめに対する措置、どうあるべきかという、ここが示されていますね。教育長、具体的な対応が、このそれぞれについてどのようにされてい

るんですか。

○教育長（福田裕生君） 具体的な措置につきましては、条例に則しまして、さらに分かりやすいマニュアル等を作成していますので、いじめられた当人、それからその保護者への対応の在り方、それからいじめた側の児童・生徒への対応の在り方、そしていじめた側の保護者への対応の在り方、その前に一番は、いじめが報告されたときの学校の組織的な対応の在り方等について、それぞれの段階を踏まえて対応するような状況をつくっているところでございます。ですので、「この条例の内容だけでは、分かりづらい」といったようなこと等も、2年前に学校から声も上がっていましたので、それを受けまして、教育委員会ではより具体的なマニュアルやフローチャート等を作って、対応の在り方について具体的に示しながら、学校だけに任せるのではなく、学校に教育委員会が伴走しながら、丁寧に対応するというそういう流れをつくっているところでございます。

○19番（小園義行君） そういうことを具体的にされているということですね。例えば、第20条第3項ですよ、「市立学校は、当該市立学校においていじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする」という、具体的にこの条例が定めています。そういうことが具体的に実施されているのかということについては、どうですか。

○教育長（福田裕生君） この条例に則しまして、具体的に対応を続けているところであります。「複数の」といいますと、例えば、学校教育課には生徒指導等の経験を有した職員もいますので、そういった者が学校に出向いて、いじめをした側の子供、それからいじめをされた側の子供、場合によっては、保護者、そして対応している教員等々、十分に連携を図りながら行っています。それから、内容によりましては、有識者、つまり大学の専門とされる方だとか、いじめ問題専門委員会の委員であられる臨床心理士、弁護士などにも早めに相談をしながら、事が重大化しないような対応を続けているところでございます。

○19番（小園義行君） そういうふうに努力をされていると、その結果が令和元年度の759件だったのが、令和5年度で450件になっていると、そういう理解をしたいわけですよ。今、教育長がおっしゃったその結果、認識されているいじめがどのように少なくなっていたのかというのは、この数に表れているという答弁ですか。

○教育長（福田裕生君） この数に表れている内容もありますが、内容によっては、いろいろ調べを進めていくと、数年前その発端があったというような事案等も、近年見えてきています。ということは、初期段階でのいじめの認定等の在り方に課題があったのではないかとといったような事例等もこれまでもございましたので、今申し上げましたように、より丁寧に早い段階から、初動態勢をしっかりと整えるということに、今は非常に力を入れながら進めているところでございます。

○19番（小園義行君） 小学校、中学校でもいいですけど、例えば、1年生からいじめが始まって、2年生、3年生と続くような、そういったことはないというふうに僕たちは理解していいですか。

○教育長（福田裕生君） 全くゼロというわけではございません。これは例えばですが、1年生のときにそのことが分かり、そして学校、保護者が一緒になって対応し、3か月間状況を見て、一旦は解消したと思われたものが、学年が変わり、小学校から中学校に上がった時点で、新たに同じような状況に至るといようなケースもございます。

○19番（小園義行君） 不登校の子供たちを含めて、その不登校の原因というのは、いろいろありますね。いじめがあったり、先生の側から、言葉が悪いくけど、そのいじめみたいなものが児童・生徒にあって不登校に至るとい、そういったケースというのではないですか。

○教育長（福田裕生君） 大人側、つまり教職員の言動等によって子供の心理的負担、つらさを覚えて、欠席に至ったようなケースは、ないわけではありません。ございました。それに対しても、丁寧に対応しているところでございます。

○19番（小園義行君） この条例を議論するときも「非常に難しいな」と思いました。なぜなら、学校の先生は少ないし、授業の持ちコマが多いし、長時間労働で、これが果たしてできるものだろうかという心配があったから、私は、その当時の担当の人たち含めて、いっぱい質疑をしました。そういった中で、やはり非常に難しいですよ。条例をこのまま実施すると。これ、実施しないというわけにはいかないですからね、条例ですからね。だから、条例を制定するときに、「指針で終わったほうがいいのか」と僕は思ったりもしたところでしたが、条例が制定されていますので聞きます。例えば、今言いましたように、1年生からいじめが始まって、2年生、3年生、こういったことも含めて、私自身も相談といたしますか、そういうのが寄せられています。そのお父様、お母様、児童・生徒と話をしていく中で、「その場に先生もいたけど、何にもしてくれなかった」とか、「先生の一言で、学校に行けなくなっている」という実際の相談が来ているんですよ。やはり、この条例どおり実施するとしたら、教育長をはじめとして当局の人は非常に大変だと思うんですよ。もちろん学校現場の先生は、その最先端におられるわけで、これを何とかして実施するためには、やはり教育委員会として、今の学校現場の現状をよく分かった上で、先生たちの立場、そして非常に職員数が少ないという状況の中でいじめが起きている。それに基づいて「これを実施しろ」と言われたら、教育長、大変難しいですよ。この前、国の中央教育審議会でも諮問されたところの答申が出ましたが、中央教育審議会では難しい。今回、私は、正直、このことはもう話すつもりはなかったんですが、その子供さんが、「おいちゃん」って、直筆で僕に書いた手紙をもらいました。これ読むと本当にその本人の悲しみ、怒り、苦しみ、「死にたい」というのが出てくるんですよ。ここにどう寄り添うのかといたら、もう本当にこれは本腰を入れてやらないと、現に450件の子供たちが苦しんでいるんですからね。そのためには、教育委員会こぞって「先生を増やしてよ」とかね、そういった意見を出していかないと、小手先では、僕は終わらないと思うんですよ。つい3日ほど前に相談があったのは、「先生の一

言で、学校に行けなくなっている」という、どういうことかという、「先生、私は、ここにいていいんですか、来なくていいんですか」って、「そうね」この一言ですよ。どれだけ子供の心に寄り添ってないか分かりますよね。そして、保健室に行ったりして、熱があるとかいろいろあるでしょう。そうしたときに、その対応も何かうまくいってないということで、お母様から相談がありました。やはりその原因は、子供たちの間ではいろいろあるでしょう。それと併せて、教育長、現実をよく考えてください。先生たちの中学校なり、小学校なり、授業の持ちコマがありますね。これが非常に大きい。さらにこれを伸ばそうとしていますよ。少ない中でそんなことをしたら、このいじめとか、これに対する対応なんて難しいですよ、これ、正直言って。ぜひ、そのためには先生たちを増やすとか、そういったことを具体的に「してくれ」って限り、現場で一生懸命されている先生たち、大変な御苦労だと思います。そういった意味で、ぜひ、こういうものについては、県の教育委員会等々にも要請する。先生たちが全て悪いわけじゃないわけで、基本的に人が足りないというところでそういうことが起きていたりしている。実際、現実ここに「先生は、何もしてくれなかった」と書いてありますよ。ぜひですね、そういった思いを抱えている子供たちのために、当局として何をすべきかと、これは市長部局でも総合教育会議でちゃんとやってほしい。併せて、現在その対策協議会、専門委員会、そういったところに何件ぐらいあがっているのか。もしよければ、その数が、専門委員会までいくというのは、本当に重大事態の一手手前ですからね、そういったものが現実にはどれくらいあるのか、ちょっと教えてもらえますか。

○教育長（福田裕生君） 今、議員から御指摘があった件につきましては、私も全く同じような考えであります。教職員の言動でつらい思いをしてしまった子供がいるという、この現実には、本当に心から申し訳ないと思いますし、学校長を通じるなりして、また、その対応の在り方についてしっかりと研修もしていく必要があろうかと思っています。一方で、なかなかこの多忙感のある中で、生徒にしっかりと寄り添う時間が取れないといったような教師の働き方の問題等も、私も課題であると思っていまして、実は、生徒指導に特化した加配教員の要請についても、昨年度から県教育委員会ともずっと協議をしてまいりました。本年度につきましては、ある学校において、加配を付けることができたということもあります。しかし、総体的に見ますと、鹿児島県も教職員の数が十分確保できていないという現実等もありますので、その兼ね合いでいいますと、なかなか思うように進んでいないというのが現実であります。しかしながら、総合教育会議等いろいろ議論させていただく中で、市当局からは会計年度任用職員としての特別支援員の増員であるとか、それから学校教育専門官も本年度から1人増員をしています。特別支援教育支援員については、それぞれの学校に配置し、特別な支援を要する状況にある子供たちに寄り添うような形で、授業のサポートをするということをしてもらっています。学校教育専門官におきましては、今、議員のほうからもありましたように、つらい状況にあるのではなかろうかと思われるような子供、または学校から、保護者から情報があつたところには、いち早く派遣をいたしまして、その子供や担当する教職員から聞き取りをしながら、より良い対応の在り方等を一緒になって考え

ていくという体制づくりを、本年度さらに進めたところであります。今後も様々な観点から、子供の命を守る、それから人権をしっかりと守る、生きづらさを与えないということについては、真剣にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

○19番（小園義行君） 市長、こういった現実があります。総合教育会議できちんとそういうことをも含めてですね、議論した上で、対応してもらえるようにしてください。学校の先生たちは、正直言って本当に手いっぱいだと思いますよ。6時間授業をして、その間にいろんな保護者の対応、そしていじめの対応、これについて非常に大変な状況の中で毎日一生懸命頑張っておられる。もちろん、その中には臨時的任用職員、正規職員でないけども、同じような対応をしなきゃいけない立場の先生たちもたくさんおられるわけです。併せて、鹿児島県の教育委員会は、令和6年度の学校教職員の定数を約70名少なく挙げています。県議会の本会議でちょうど私も見ましたけど、こういうことで、実際に一番先端で働いている先生たちの苦労が解消しますかね。「子供が少なくなるから、仕方がないよ」って、そういう問題じゃないと思うんですよ。この条例どおりに実施するとしたら、教育長、言葉が悪いけど、今の人数では無理ですよ。それは、「はい」とは言えないと思うけど、このとおりに実施するとしたら、450件ですよ。先生たちがこの対応ができますか。できないと思うんですよ。だから、そのためには、先生の数を増やさないと駄目でしょう。「そういうところに、お金をちゃんと使ってほしいな」という思いがある。

最後です。市長も含めてですね、このいじめは450件あれば450通り、450件の子供が泣いている場合もあるし、怒っている場合もあるし、それぞれですよ。この現状を解消するという意味からしたら、「いじめは、なくせるものではありません」というそういう立場じゃなくて、寄り添った対応が必要だと思うんですよ。今後、このいじめがゼロになるというのが一番いいんですけど、そこについてのそれぞれの決意を、ちょっとお示してください。

○市長（下平晴行君） いじめの早期発見については、志布志市いじめの防止等に関する条例第19条第2項にありますとおり、「教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする」に関わって、第3項で、「専門的な知識を有する教職員の確保その他の必要な措置を講ずる」ということでありますので、このことをしっかりすることで、いじめに対する件数も少なくなるし、先生たちの対応も違ってくるんじゃないかというふうに思います。そのことがどれくらいできるのか、ここもしっかり踏まえた対応をしてまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 「志布志市からいじめをゼロにしたい」という思いは、強く持っています。昨年度から、特に中学校5校の生徒会の子供たちを中心に、「自分たちのまちから、いじめをなくしましょう」という取組をずっと継続して、話し合いなどを続けています。そして、その一つの結果として、本年8月に「志布志市いじめ撲滅生徒会サミット」というものを、子供たち自身がやってみたいという声を上げましたので、開催する方向で今、各学校、教育委員会と調整を進めています。私が願うのは、いじめの問題というのは、学校だけの問題ではなくて、条例等にも示してありますとおり、保護者、地域の方々、つまり志布志市民全員が一緒になって取り組んでいただいて、そしてこの志布志市から子供のいじめもゼロ、もちろん大人のいじめもゼロ

といったような形をつくっていくことが重要だと思っています。まずは、この8月下旬の「いじめ撲滅生徒会サミット」に向けて、学校と子供たちと一緒に取組を進め、そして広く市民の方々にも本市の子供たちの思いを届けていって、理解をしていただきたいと、そして一緒に取組んでいただきたいと、そういうことを強く思っているところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、言葉だけではなくて、実践をする。実は、私の子供もちょっといじめに遭ったりして、「いいよ、学校には行かなくていいから、逃げよう」と、環境を変えろという意味ですね。そういう対応をして、しっかりとその後は克服して、大人になっています。今、今度はその子供が、自分の子供を持つ立場になって、自分が受けたこととかを含めて、子供に対して「いじめは、まずい」ということをしっかりとつないでいくという、そういうことが求められているんじゃないかなと。ぜひ、学校の先生をはじめとして、先生たちが十分にこの条例にあるような対応とかできるような、そういった体制にしていいただきたいものだなという思いがあります。市長、教育長のそういう思いをお聞きしましたので、この件については、ぜひ、志布志市からいじめがなくなるように努力をしていただきたいと思います。

次に、福祉行政ということで、補聴器の購入の問題を先の議会等々でお願いしました。そのときの市長の答弁として、「他の自治体の状況等を調査して対応する」という答弁でありました。これは、高齢者だけじゃなくて、聞き取りが難しい。年齢は、それぞれですよ。高齢者だったら何歳からかと、65歳とかなくなってしまいうけど、それに関わらない40歳からでも聞き取りの少し難しい人たちもおられるわけで、そういった人に対しての問題と併せて、認知症を進ませないというか、そういう対策もあると、お医者さんとか、専門の業者さん等々とお話をする中でありました。市長、その後の対応は、どうだったんですか。

○市長（下平晴行君） 前回の質問後の状況につきまして、担当課におきまして県下各市町村、福祉事務所長会議の議題として本市より提案し、県内他市の状況や今後の意向を確認したところでございます。また、補聴器を取り扱っている事業主に対し、相談や購入が年間どの程度あるのか、購入するとなった場合、金額はどの程度かを確認したところでございます。併せて、議員主催のヒアリングフレイルの勉強会にも参加させていただき、難聴による様々なリスクについても検討してまいりました。現在、本市においては、身体障害者手帳を取得されている方、もしくは18歳未満の軽度・中度難聴の方のみ助成を行っていますが、聞こえないことで認知症傾向と誤認されているという問題もあるため、本市としては取り組むべき問題と捉え、新たに助成を行ってまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、今「取り組んでまいりたい」ということで、市長は、十分聞こえていますよね。私自身もなかなか答弁が聞き取れなかったのが、買いましたよ、もう。「私のために、しろ」ということではないんですからね。聞こえないものだから、私は、補聴器を買いました。両方付けています。今、あそこで「小園のつまらん質問だなあ」と誰か言ったら、今は聞こえています。以前は聞こえなかったんですけど、今はもうよく聞こえています。何をしゃべっているのかということまで、本当にこの補聴器というのは良くて、安心ができるんですよ。私

の補聴器の金額を言うつもりはありませんが、買ってからはもうめちやくちゃ安心して、市長や副市長や皆さんの答弁が聞こえていますので、安心して質問ができています。ぜひ、そういうことと併せて、「高齢の方々、また聞き取りがづらい人たちに対して取り組む」というふうにおっしゃいましたので、そのことは理解して、いろんなところに対応してやっていただきたい。年齢を何歳以上とかじゃなくて、そういうことも含めて努力をしていただきたいと思います。その点については、「取り組む」という答弁でありましたので、理解をしました。

最後です。行政運営についてということで、市長が2年前のマニフェストですね、ここに大事に取っていますよ。市長が当選されたときには、これでいろいろ質問しないといけないので、ちゃんと取っています。その中で、市長が「稼ぐ志布志市をつくり、安心して働けるまちを目指します」ということで、マニフェストに「本庁舎機能の充実」というのを一番最初に掲げておられます。このことを本庁舎機能の充実で、現状どこまで市長の思い等が届いていないのか、届いているのか。その認識と今後のそこについての考え方を、ちょっとお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 私は、2期目のマニフェストとして、また所信表明においても、本庁舎機能の充実を掲げています。これは港や高速道路などの発展によって、ヒト・モノ・カネ・情報がさらに交流する地理的優位性のある志布志庁舎へ組織を再編しながら、本庁舎としての機能充実をすることによって、市民サービスを向上させることや簡素で効率的な組織としていくことを目的に、庁舎等の在り方検討委員会からの提言も踏まえながら、進めているところであります。令和3年1月に管理部門を志布志庁舎へ移転した後、令和5年4月に政策立案及び調整の役割を担う体制構築のために総合政策課を、地域コミュニティ協議会をはじめとした地域活動への支援体制の強化を図るためコミュニティ推進課を新設したところであります。また、本年度からは職員間の連携強化や柔軟な組織運営による施策の推進体制の強化、職員の働きやすい環境構築のため、全庁でグループ制を導入し、市民サービスの向上や社会情勢に合わせた組織再編を進めているところであります。今後は、管理部門以外の本庁機能の集約について、行財政改革推進本部会議での検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○19番（小園義行君） 本庁舎機能の充実という点ではまだまだだと、そういう理解だというふうに、今の答弁でいくと、もっと私はこうしたいんだというのがあるというふうに思って、そういう方向性までちょっと出ました。その中で、本庁機能を充実していくということで、昨年の課設置条例の改正やグループ制の導入という、そういう市長の考え方を見ると、合併協議会で議論されて、志布志市は、本庁方式じゃなくて、総合支所方式を選んだわけですね。これが去年の一連のそういう動きを見ると、見直されるのではないかとちょっと心配をしたりしたところなんです。総合支所方式を取っている有明庁舎や松山庁舎の現状をどういうふうに市長は今認識されて、今後、有明庁舎や松山庁舎は、総合支所方式をずっとやっていくということなのか。それとも本庁舎機能の充実ということで、集約とかされてどうなっていくんだろうと、その心配が住民としてもあるわけですね。そこについての現在の有明庁舎や松山庁舎の現状と、今後どういう方向性を考えておられるのか、ちょっとお願いします。

○市長（下平晴行君） マニフェストに掲げた本庁舎機能の充実については、地方自治法第4条に、市役所の事務所の位置は、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と定めてあるように、組織再編を行いながら、本庁機能を持つ課を志布志庁舎へ移転することと併せ、有明庁舎へ農業部門を集約し、更なる市民サービスの向上と業務効率化を目指すものであります。松山庁舎については、教育のまちということでの考え方であります。今後の人口減少や財政状況に応じて、市民サービスの低下を招くことのないように、行政組織のあるべき姿として現在の分庁方式かつ総合支所方式から、本庁・支所方式へ変更することについての検討を、今後してまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行君） 市長、有明庁舎も一緒ですか。

○市長（下平晴行君） はい。基本的には本庁機能を持つ志布志庁舎に集約していこうという考え方でございます。

○19番（小園義行君） そうなると、本庁機能の充実ということで、この志布志庁舎は、本庁ということになっていますね。条例も改正されています。今後の有明庁舎や松山庁舎のことをなぜ心配したかということ、去年の課設置条例の改正の議論の中で、農業委員会を有明庁舎に持っていくという議論があったんですね。そうしたときに、松山庁舎については、「じゃあ、何が残るのかね」みたいなところで、農業委員会が有明庁舎のほうに集約されて、松山庁舎は、出張所みたいになってしまうんじゃないかというような、そういう心配も少し議論の中であったところなんです。もし、市長が本庁方式を導入するとか、そういうことをこのマニフェストの中に書いて選挙に臨んでいけば、住民が「そういう市長でいいよ」と選んだわけですから、何も問題はないんですけど、本庁方式をやるとかいうそういうことには、このマニフェストではなっていないですね。隣の五位塚市長が選挙の公約として「本庁方式を導入する」というのを掲げて当選されて、現在、本庁方式で旧末吉町庁舎が、教育委員会から全て本庁になっていますよね。やはり、もしこの総合支所方式をやめて本庁方式をやるとしたら、選挙でマニフェストに掲げて信を問うというのが本来のやり方だと思うんです。今の状況だと、例えば、松山庁舎、有明庁舎については、本庁機能を充実した段階で本庁機能は志布志にあるけど、松山庁舎と有明庁舎は、最終的に総合支所方式という合併協議会で議論して決まった方式じゃない方向にいくということも、視野にあるということですか。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、本庁機能の充実ということでマニフェストにうたっています。そのことは、先ほど言いましたように、地方自治法第4条の市役所の事務所の位置は、「住民の利用に最も便利である」ということ等も含めて、本庁という機能の充実を図るということでのいわゆるマニフェストということで、掲げているところであります。

○19番（小園義行君） 市長、本庁方式じゃないけど、本庁機能を充実するよということで、そういう方向性だということ。本庁方式を導入するということじゃないということですね。

○市長（下平晴行君） 本庁方式に取り組んでいくということで、本庁・支所方式へ変更という、

本庁としての機能を持っていくという考え方です。

○19番（小園義行君）　じゃ、有明庁舎と松山庁舎は、総合支所方式という名称を変えていくということですね。

○市長（下平晴行君）　そのとおりでございます。

○19番（小園義行君）　もう本当ね、やはりこの本庁機能の充実では、市長、住民の人は分からないですよ。松山地域と有明地域にお住まいの方も、多分、選挙で「下平晴行」と書かれた人もたくさんおられると思うんですよ。だからぜひ、そういった意味では、さっき答弁もありましたけど、松山庁舎、有明庁舎の職員の人たちの精神的な負担、とてもこれは重たいものがあります。一つの例で、税務課でいくと、課税、徴収、いろいろありますね、地籍までね。でも、松山庁舎で働いている職員の人というのは、全てそれを受けないといけないんです。ぜひ、市長が本庁方式に移行するというのではなくて、本庁・支所方式という、そういう表現ですけど、これね、やはりもっと平たく言うと「本庁機能の充実」じゃなくて、「本庁方式の導入」というのが、私は、このマニフェストの表現としては実際は正解だったような気がします。でも、そういった意味では、仮にそういう方向でいったときに、農業委員会も有明庁舎に行く、松山庁舎だけ何か本当に出張所みたいになって、職員も今現実には、正規職員と会計年度任用職員を合わせたときに人数が逆転するようなことになって、松山地域に住んでいる方たちの住民サービスの低下とか、有明地域に住んでおられる方たちの住民サービスの低下というのを招かないような、そこは十分に気を付けて取り組んでいただきたい。そうすることで、これは本庁機能の充実というのを、私はこのとおり読みましたが、「本庁方式を実施する」というふうには思っていなかった。今、市長のほうから「本庁方式を導入というようなことだ」という答弁でしたので、それについては、市民の方々はどんな評価か、それはもう直接聞くしかないから分かりませんが、松山地域、有明地域の住民サービスの低下を招かないということだけは、しっかりと持っておられますよね。

○市長（下平晴行君）　それは先ほど言いましたように、これは基本中の基本だというふうに、私は思っています。やはり人口減少や財政状況に応じて、基本は市民サービスはしっかりと守りながら、対応してまいりたいというふうに考えています。組織の在り方についても、松山庁舎、志布志本庁、有明庁舎という市民サービスの低下は、これは絶対ないように、そのことはしっかりと守りながら組織再編をしていくということをしていかないと、これからの10年、20年先の人口形態も含めて、このままで本当にいいのかというのはすごく懸念しているところでありますので、しっかりと検討してまいります。

○19番（小園義行君）　合併前に設置された合併協議会の決定に、ずっと縛られる必要もないと僕も思います。基本的に首長というのは、こういう公約、お約束をして選挙に出て、そのとおりに実現していく。これが本来の在り方だと思うんですよ。この「本庁機能の充実」、ここに「本庁方式の導入」というふうに受け取った人は、あまりいないと思うんですが、そこはそこで、市長の考えです。18年経って、「こうですよ」みたいなね、そういう言い方に受け取るんですけど、ぜひ、基本的な住民サービスの低下を招かないと、ずっとそれをして、きちんとどこかの時

点で、今日いみじくも「本庁方式をやる」ということをおっしゃいましたので、しっかりと住民にもそのことを説明をして、理解をいただくような努力をしてください。それはそうしないと、松山地域や有明地域の人たちは、怒りますよ。しっかりとそのことについては、今後説明をしていくということを約束していいですか。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、本庁機能の充実ということでは、本庁機能の集約ということでの考え方でありますので、そういうふうに取り組をしてまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行君） 本庁の在り方については、合併以来ずっと18年間、議会で取り上げてきました。地方自治法第4条第2項、その立場が当然だというふうに思って、私も質問してきましたけど、首長が約束をしたそのことならいいけど、そうでないという点では、ちょっと少しいろいろあると思います。説明をしていくということですので、よく分かりました。

今回、国の政策、それに対してしっかりと地方自治を守っていくという市長のそういう決意も伺いましたので、今後、変に防衛力強化の一環だということでは志布志港が利用されることがないように、ぜひ、声を上げていただいて、住民の命と暮らしを守る砦として頑張ってくださいことを心からお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————
午後2時24分 休憩

午後2時34分 再開
—————○—————

○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、16番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○16番（鶴迫京子さん） 皆さん、改めましてこんにちは。鶴迫京子です。最後の質問者ということで、大変お疲れのことだと思いますので、早速質問に入らせていただきます。市長はじめ、執行部当局の明確で前向きな誠意ある答弁を期待いたしまして、それでは質問通告書に従い、2項目ほど一問一答方式で順次質問してまいります。

まず、1項目目、香月地区公民館駐車場の整備についてであります。1点目、香月地区公民館駐車場の整備について、2012年6月議会で質問しているが、あれから12年の年月が経過した現在、何ら変化が見られない。高齢者等の利用の多い生涯学習講座など多目的に使われているが、出入口は狭く、未舗装のため区画線もなく、駐車場内での事故につながった事案があった。また、「雨天時のぬかるみによる転倒があった」との市民の声が届いている。「いつでも、どこでも、だれでも」学べる生涯学習を推進している本市の、市民の方の学びたい意欲を損なうことなく、安心して公民館利用ができるよう早急に駐車場を舗装整備する考えはないか、まず、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

市内の条例公民館につきましては、その建物や附帯設備について、利用者に配慮した修繕、改修工事を年次的に行っているところであります。また、公民館施設周辺の環境美化についても、地域の皆様の御協力をいただきながら、維持管理に努めているところであります。今回、御質問の香月地区公民館は、大雨や台風時の避難場所であることから、悪天候が想定される場合であっても、安全に避難できる環境を整備することは必要なことと認識しています。そのようなことから、駐車場の舗装整備を実施してまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

教育委員会といたしましては、各施設本体や附帯設備等の修繕、改修工事を優先的にを行いながら、施設の維持管理及び敷地等の環境美化、環境整備に努めているところでございます。現在のところ、香月地区公民館駐車場の未舗装を理由とした利用者の事故、けがなどの発生の報告はありませんが、利用者の安全と利便性を最優先に整備を進め、誰もが利用しやすい公民館として施設運営に努めてまいりたいと考えています。

○16番（鶴迫京子さん） ただいま市長と教育長のほうから、「駐車場の舗装整備をしてまいります」という、大変理解ある答弁をいただきまして、大変嬉しく思っています。ちなみに、香月地区公民館利用者数の変遷ということで、少し調べてみました。質問した12年前は、7,241人でした。そして、2015年8,153人、2017年9,592人、2019年9,567人と、コロナ禍以前は、1年間で約1万人弱という利用者数になっています。令和3年度4,292人ということで、コロナ禍の時期、令和2年から4年の3年間は、半分ぐらいに減っていますが、新型コロナが令和5年5月に2類から5類に移行した結果、令和5年度6,561人と増えました。図書館の香月分館としての利用者数は、令和5年度で毎月おはなし会で20人から30人の児童・生徒が集まり、保護者を含め1,375人の利用者数でありました。これらを含めると、7,936人ということで、令和5年度で約8,000人になります。令和6年度は、生涯学習講座も生徒数が増え、講師の方々も大変に喜ばれています。また、いきがい大学とありますが、学級長をされている議員もいらっしゃいますが、そのいきがい大学は、1学級56人です。このほかにも童謡唱歌など、今年度は、40人を超える生徒数が集まっています。そして、香月公民館の2階で1時間半ぐらいの講座があります。そのほかにも、公民館事業の行事などの利用もあります。それで、先ほど市長と教育長からありがたい答弁がありましたが、もし、そういうことを前向きに進めないことでしたら、諦めずに1時間みっちり質問をしていきたいなと思っていました。大変理解する答弁でありましたので、もうこれでやめようと思うんですが、その手法ですけど、舗装をするということでありました。現在の工事方法といいますか、どのような形で舗装が整備されていくのでありましょうか。いろんな手法があるのではないかと思います。担当課は、建設課であろうかと思いますが、お聞きします。

○生涯学習課長（江川一正君） 議員御質問の香月公民館の駐車場につきましては、以前は、面積が1,227㎡程度ございました。その後、保育園のほうがあったんですが、そちらのほうに移転されましたので、そちらの分も今、その駐車場の面積として入ってきています。ただ、今回の議

員の御質問の件でございますが、利用者の方々、また地域の方々の御意見等を聞きながら、どの部分をどれだけ整備すればよいか、また、入口と出口とそこ辺の交通部分まで加味して、舗装等を検討していきたいと考えています。

○16番（鶴迫京子さん） ありがとうございます。2012年に質問したとき、保育所があったんですね。そのことで大変駐車場が混雑して、そういう事故の危険を回避するというので、ここにも書いていますが、狭い出入口を出口専用、入口専用の2か所別にして、危険を回避するというので、「そういうようなことを考えてもらえませんか」というので、12年前に質問しています。先ほど、そういうことも鑑みて、「しっかりやっていく」という答弁をいただきまして、ありがたいと思います。条例公民館ということでありますが、本市の条例公民館は全て、公民館条例の中に駐車場についての明記がなかったと思うんですが、これは規則などでうたわれているんでしょうか。市民が注意しなければいけないこととか、そういうのは条例の中にありましたが、公共施設である条例公民館において、駐車場ではこうあるべきだとか、市民が駐車場の中で起こした事故には、市としては責任は持たないとか、民間ではいろんな注意事項がありますよね。条例の中にはそういうようなことを明記してないのでしょうか。

○生涯学習課長（江川一正君） お答えします。

条例の中のほうには、駐車場という位置づけはされていません。ただ、附帯設備という形で、私どもは、駐車場の整備等を行っているところでございます。

○16番（鶴迫京子さん） 今回、香月地区公民館の駐車場ということで、一点に絞って質問していますが、条例公民館は、ほかにもあるわけでありまして。このことによりまして、本市の条例公民館の駐車場というのは、安楽地区公民館の駐車場も民間の土地を買って駐車場整備されましたよね。そういうこともありまして、これで全て駐車場は整備されていくと考えてよろしいのでしょうか。

○生涯学習課長（江川一正君） ただいま議員申されましたとおり、昨年度安楽地区公民館についても整備いたしました。条例公民館については、今回の整備で全ての施設の駐車場が整備されることになっています。

○16番（鶴迫京子さん） 舗装整備されるということでありますので、少し時間をいただいたような気がいたします。この香月地区公民館ですが、ここには一応、駐車場という案内板があるんですね。公民館の図書館分館の前にあるんですが、そういう案内板ですね、「ここは香月地区公民館です」というものもあります。そして、公民館条例で決まっている利用時間というのは、8時半から22時までとなっていると思います。夜間でありまして、夜間照明は、どのようになっているのでしょうか。

○生涯学習課長（江川一正君） 申し訳ございません。駐車場の夜間照明については、現在、把握していないところでございます。すみません。

○16番（鶴迫京子さん） それでは今、後ろから「議長、通告してあるんですか」という声が聞こえてきました。通告していませんので、このことは、またの機会にしたいと思います。それで

は市長、教育長、香月地区公民館の駐車場の舗装整備を検討していくという、行うということで、確認ですが、理解してよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど答弁しましたとおり、年次的に対応してまいりますということで、しっかり対応していきます。

○16番（鶴迫京子さん） それでは、2点目をお伺いいたします。ちょうど12年前の教育長の答弁に、ここにも書いてありますが、教育長が「また防災・津波対策など担当課とも相談し、駐車場の在り方を十分に検討する」という答弁をいただいています。そのことで、先ほど市長のほうからも「台風とか、大雨とか、そういう避難所になっていることから、駐車場をしっかりと整備していく」という答弁をいただきましたので、このことはさらっと終わりたいと思いますが、一回だけ答弁をお願いします。

○教育長（福田裕生君） 先ほども申し上げましたが、防災・津波対策等についても、避難所の場合とか、様々な形で利用していただく方が多いということが多分に予想されますので、整備の在り方につきましては、関係課とも協議をしながら、また住民の方々の御意向、御意見も伺いながら、きちんと整備を進めてまいりたいと思っています。

○16番（鶴迫京子さん） 香月地区公民館の駐車場整備については、市長並びに教育長の前向きな誠意ある答弁をいただきましたので、それでは次の2項目目の質問に移ります。

公園（市民広場）の整備についてであります。私事ですが、議員としての任期満了までの間、本市の議会選出の監査委員に任命され、早速4月、鹿児島県都市監査委員会の総会が出水市であり、翌日、行政視察で出水市のウイングドームいずみと名付けられた屋根付き市民ふれあい広場を研修いたしました。そのことを踏まえまして、今回質問をいたします。ウイングドームいずみは、子供から高齢者までが、ふれあいの場やスポーツなどに利用できる場として、また、雨天時でも大規模なイベントが開催できる場となっている。そのほか災害発生時には、地域防災拠点として、支援物資の中継基地やボランティア活動の場、市民の一時避難場所とするなど、様々な機能を有する施設として整備されています。本市でもこのような先進事例にならい、安楽地区、町原地区、志布志地区などの高台等に整備する考えはないか。市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 現在、公園に求める役割については、遊具利用だけではなく、交流拠点やにぎわいの場、地域防災の拠点など様々なことが挙げられます。現在のところ、本市では公園を新しく整備する計画はありませんが、令和6年から8年度にかけて策定する立地適正化計画では、都市計画区域内にお住まいの方にアンケート調査を行い、市民の意向を聞きながら、公園の再編などを検討してまいります。また、令和8年度には、総合政策課において、第3次総合振興計画を策定しますので、こちらでも公園を含むまちづくりの優先度について調査する予定であります。このようなことから、本市としましては、様々な角度から公園を含むまちづくりについて調査・研究してまいりたいというふうに考えているところであります。

○16番（鶴迫京子さん） ちなみに質問通告しまして、6月7日に聞き取り、ヒアリングがあったわけでありまして。今日まで16日間ありましたが、ウイングドームいずみに個人的にでも行かれ

た方はいらっしゃらなかったでしょうか。そしてまた、その通告とは別に「あつ、出水市のそこには、行ったことはあるよ」という方はいらっしゃらないのか、この議場の中で、もしよろしかったら挙手をお願いしたいなと思いますが、どうでしょうか。議長をお願いします。

○議長（福重彰史君） すみません、聞いていないです。今のことについては、通告してありましたか。

○16番（鶴迫京子さん） ないということですので、「百聞は一見に如かず」というので、行政視察に行ったときに、私は、スマホで写真を撮ってきたんですね。そして、これを写真にしました。ウイングドームいずみということで、まずこういう外観をしているんですね。これは、出水と言ったら鶴ということで、鶴の飛来地でもありますので、鶴の形をした全天候型なんですね。こういう感じです。そしてここでフットボールとか、そういう予約がない場合は、市民が、いつでも、誰でもウイングドームの中を利用できるわけでありまして。この奥のほうに見えているのが、備蓄倉庫、備品倉庫であります。ここも視察しましたが、こういう形でありました。そして、その備品倉庫を、「いいですよ」ということで、写真も撮らせていただきました。令和3年度緊急安全対策交付金整備防護服と書いてありますね。こういう感じで、その中にいっぱい入っていました。そして、一番びっくりしたのは、この公園のドームの外に東屋があるんです。このように東屋があるわけですね。そして、ここにベンチがありまして、これはただ座るベンチですが、ここのベンチを開けましたら、ここの中にテントが2張り入っているんですね。ここには常時入っているということで、こういうベンチが何個もあるということです。テントを収納できるということで、災害がないときは、ただのベンチであります。災害時にはテントが使えるということでありました。そして、この東屋のここの柱に4隅のこういうところがありますが、これの利用の仕方というのは、結局テントなんですね。一つの四角の東屋がですね、ここに取り付け方がいろいろ書いてありますが、ここにテントを取り付けて、多機能東屋ということで、このようになるということでありまして。そして、またびっくりしたのは、その東屋のところにベンチです。これは「ただの普通のベンチかな」と思われるんですが、これがここを拡大してみますと、「かまどベンチ」といって、ベンチを底上げして取ったら、ここに火を焚いてかまどになるベンチということで、こういうようなベンチも設置してあるということです。そして、一番驚いたのが、これでした。マンホールトイレという、マンホールがトイレになるということで、去年の7月にできたということで、下はマンホールがありますね、そこにトイレテントを付けて便器を置いて、マンホールがトイレになるということで、設置されていました。これは、もちろん一生使わないほうがいいと思うんですけど、このように本当に多機能の公園でした。そして、かねては市民がふれあうための広場でありますので、散歩している人もいるし、いろいろそういう形で利用されていたのです。市長、今、写真で説明しましたが、写真じゃないと多分言葉で言っても伝わらないと思いましたので、写真にしましたが、御覧になった感想を聞かせてください。

○議長（福重彰史君） ちょっと待ってください。市長、今、出水市の施設を写真を示しての説明がありましたが、まずここに調査に行かれたかということを含めて答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） まだ調査に行く段階というか、時間がなかったところでもあります。行っていません。今の説明を聞いて、ちょっと分からないような、分かったような、多機能の公園が整備されているということは、よく分かったところでもあります。

○16番（鶴迫京子さん） 分からないほうがよろしいかなと、私的には思います。説明不足のほうが、やはり自分が行って見てみようと、「百聞は一見に如かず」で自分が行って、しっかり確かめて、必要なのか、必要でないのかは、市長と担当課などで決めていただければ一番いい。それが研修じゃないかなと思いますので、それはそれでよかったのかなと思います。それでは、市長の施政方針で「公園・緑地の整備につきましては、都市公園内の施設更新を計画的に進め、誰もが利用しやすい市民の憩いの場となるよう、公園の整備を進めてまいります」と述べられていますが、ここでおっしゃってる「都市公園内の施設更新を計画的に進める」ということは、どういうふうに進めていくというお考えなのか。ちょっと見解をお知らせください。

○市長（下平晴行君） 現在、都市計画区域内における公園敷地面積は、十分に確保できています。安楽校区内に新たな公園整備計画はありませんが、現在策定中の立地適正化事業では、本市が将来にわたって継続するために、医療・福祉施設、商業施設や住宅地等が利用しやすいネットワーク構築を図れるよう、都市機能の集積・誘導を行うための施策等を示すものになります。したがって、都市公園だけではなく、都市計画区域内にある全ての施設について、今後どのような姿が好ましいかを検討しますので、策定の過程で公園の在り方について調査してまいりたいというふうに考えています。

○16番（鶴迫京子さん） 市長、ぜひ先進地研修ということで、まずはウイングドームいずみ（屋根付き市民ふれあい広場）に行き、現場主義の市長でありますので、市長の本領を発揮していただいて、「ああ、これはちょっとうちの市にはなじまないね」とか、いろんなことを感覚で感じ取られる方だと思いますので、ぜひ、行っていただきたいと思います。関係部署にとらわれず、所管課以外の総合政策課、教育委員会、生涯学習課などと、多岐にわたって使われていますので、声かけして視察研修していただきたい。第2次志布志市総合振興計画に基づき、調査・研究して、志布志市で参考にできること、できないことがあると考えます。ぜひ、検討していただきたい。市長が述べられているように、「誰もが利用しやすい市民の憩いの場」となるような公園整備ができることを切に願っております。市長、ウイングドームいずみに研修に行ってくださいませんか。

○市長（下平晴行君） 今、紹介がありました公園については、多くの機能を備え、県内でも類を見ないものだというふうに見たところでもあります。本市の公園づくりの参考になるものが多いと考えますので、防災や教育、まちづくりなどの担当・関係課で現地視察を行って、今後の公園の在り方について、調査・研究を行ってまいりたいというふうに考えています。

○16番（鶴迫京子さん） 市長の施政方針の「おわりに」ということで述べられています。「市政運営の基本的な考え方、第2次志布志市総合振興計画のまちづくりの基本目標に基づく主要施策、令和6年度当初予算の概要を申し述べました。これらの施策を推進することによって本市の

魅力をさらに高め、『行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち』と提供いただき、目標人口の確保に向けて、全庁一丸となって取り組むことにより、持続可能な市政運営を構築してまいります」と述べられています。そして、「市民の皆様と共にまちづくりに取り組み、人口減少や物価高騰が続くこの難局を乗り越え、将来都市像『未来へ躍動する創造都市 志布志』を実現するためにも、本議会議員各位、そして、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます」と結ばれています。市長の考える将来都市像「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現、まさしくここに重要な市長の思いがあるように考えます。公園整備という一つの施策について、わくわくと未来へ躍動すること、アイデアを考えること、そのためにも調査・研究して検討していただくという、今、返事をいただきましたので、大変ありがたく、またよく理解をいたしました。そのことを受けまして、市長がしっかりいつもおっしゃっています「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」と、市民の方、そして市外の方皆様におっていただく、そういう志布志市の将来像を描きながら、こういうまちになっていくのではないかと考えます。第2次志布志市総合振興計画に沿って、都市公園内の施設更新を進めるに当たって、いろいろな国の補助事業もあるかと思いますので、その国の補助事業や県とか、いろいろなことを活用して、胸を張って自慢できるような志布志市独自の公園施設整備を図っていただきたいと最後に期待して、質問を終わりますが、市長の熱い思いと覚悟をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、都市公園だけではなくて、都市計画区域内にある全ての施設について、今後どのような姿が好ましいかを検討してまいりますので、策定の過程で公園の在り方についても調査・研究してまいります。

○16番（鶴迫京子さん） 終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史君） 以上で、本日の日程は、終了しました。

明日から7月2日までは、休会とします。

7月3日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時06分 散会

令和6年第2回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和6年7月3日（水曜日）午前10時05分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第40号 志布志市海水浴場利用者の安全の確保等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第42号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第43号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第45号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 陳情第2号 志布志市昭和通り商店街から下小西駐輪駐車場までの道路拡幅に関する陳情書
- 日程第8 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択について
- 日程第9 陳情第8号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択について
- 日程第10 発議第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第11 発議第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
- 日程第12 議員派遣の決定
- 日程第13 閉会中の継続審査申出について
（総務常任委員長）
- 日程第14 閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓
 3 番 稲 付 洋 平
 5 番 南 利 尋
 7 番 青 山 浩 二
 9 番 八 代 誠
 11 番 持 留 忠 義
 13 番 西江園 明
 15 番 玉 垣 大二郎
 17 番 小 野 広 嗣
 19 番 小 園 義 行

2 番 栢 山 晋 司
 4 番 隈 元 香穂子
 6 番 市ヶ谷 孝
 8 番 野 村 広 志
 10 番 小 辻 一 海
 12 番 平 野 栄 作
 14 番 丸 山 一
 16 番 鶴 迫 京 子
 18 番 東 宏 二
 20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行
 教 育 長 福 田 裕 生
 財 務 課 長 鮎 川 勝 彦
 コミュニティ推進課長 五 代 千加子
 港湾商工課長 大 迫 秀 治
 市民環境課長 村 山 睦
 保 健 課 長 北 野 保
 耕地林務水産課長 大 口 秀 昭
 松 山 支 所 長 折 田 孝 幸
 水 道 課 長 中 水 忍
 農業委員会事務局次長 宮 田 健 二
 学校教育課長 淀 修 司

副 市 長 溝 口 猛
 総 務 課 長 小 山 錠 二
 総合政策課長 川 上 桂一郎
 情報管理課長 宮 内 真 吾
 税 務 課 長 藤 後 広 幸
 福 祉 課 長 若 松 利 広
 農政畜産課長 萩 迫 和 彦
 建 設 課 長 富 岡 裕
 有明支所長 岡 崎 康 治
 会 計 管 理 者 濱 田 茂
 教育総務課長 児 玉 雅 史
 生涯学習課長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教
 サブリーダー 大 田 和 隆

グループリーダー 末 原 和 幸
 サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時05分 開議

○議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と市ヶ谷孝君を指名します。

—————○—————

日程第2 議案第39号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第2、議案第39号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（南 利尋君） ただいま議題となりました議案第39号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月25日、委員全員出席の下、執行部から総務課長、福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、健康保険証とマイナンバーカードを一体化する措置が講じられている中で、本条例の改正によって、子ども医療費助成など情報連携の対象となる情報が拡充されることは理解するが、市民が受ける影響についてはどのように捉えているかとただしたところ、これまで各種助成の手続には、証明書類の添付が必要であったところ、情報連携の拡充に伴って添付不要とすることができる等、市民の利便性向上に大いに寄与するものと捉えている。また、今後システムの改修などを実施した上で、市民への周知についても取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第39号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第40号 志布志市海水浴場利用者の安全の確保等に関する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第3、議案第40号、志布志市海水浴場利用者の安全の確保等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（南 利尋君） ただいま議題となりました議案第40号、志布志市海水浴場利用者の安全の確保等に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月25日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本条例の必要性は十分に理解するところだが、罰則規定が設けられていないことは、実効性という観点からみて、インパクトに欠けるものとならないかとただしたところ、海上保安署などの関係機関と協議を重ねた結果、遊泳区域からさらに10mないし20m広げた海水浴場区域を設定し、ブイや浮標によって明確にその範囲を示すような対応を行うことで、物理的に水上バイクの侵入を防ぐことができるとの判断から、罰則規定については見送ったものであるが、今後の状況によっては、必要に応じて検討していきたいとの答弁でありました。

ダグリ岬海水浴場の開設期間外で、水上オートバイ等を使用する方がいた場合の対応はどのように考えているかとただしたところ、今回の条例は、あくまでも定められた期間、範囲の中で利用者が安全かつ快適に海水浴場を利用していただくためのものである。このため、開設期間外での水上オートバイ等の使用は、自己責任によるものと捉えているとの答弁でありました。

この条例の定め違反する者があった場合、指定管理者がしかるべき対応を取ることとされているか。また、海水浴場で発生する禁止行為に対して、関係機関との連携は図られていると理解してよいかとただしたところ、違反事案の発生時は、海面上は海上保安庁、陸上においては警察が対応する。指定管理者は、速やかな通報を行うものであるとともに、市や関係機関との協力体制についてもしっかりと構築しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第40号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

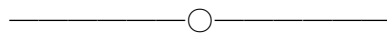
これから採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第42号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第4、議案第42号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました議案第42号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月25日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保育園等の職員配置基準については、県において条例改正を行うとのことであるが、市内の保育園で、3歳児が15人、4歳・5歳児が25人を超えている園があるのかとただしたところ、市内の保育園等においては、令和6年4月時点で、3歳児が15人以上いるところが3園、5歳児が25人以上いるところが5園あるとの答弁でありました。

今後、働き手の不足が考えられるが、保育人材確保のため、どのような対策を行っているのかとただしたところ、今回の職員配置基準の改正については、保育士1人当たりの負担を減らすこ

とにより、保育人材を確保していく狙いがある。また、運営費の支援としては、保育給付費において、4歳児配置加算が新設されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第42号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第43号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第5、議案第43号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（持留忠義君） ただいま議題となりました議案第43号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月25日、委員全員出席の下、審査に資するため、執行部から建設課長、志布志支所産業建設課長及び松山支所産業建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、供用を廃止する住宅の詳細と今後のスケジュールについてただしたところ、当該住宅は、平成3年に食糧事務所の所長住宅として建築され、平成15年に食糧事務所が廃止されたことに伴い、市営住宅として供用してきた。現状としては、築33年が経過し、令和2年度から入居者はいないが、建物の状態は良好である。今後のスケジュールとしては、議決後、財務課財政グループへ所管替えを行い、公売する予定である。公売の時期については、財務課と協議するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第43号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

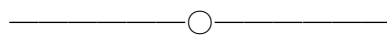
これから、採決します。

お諮りします。議案第43号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第45号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（福重彰史君） 日程第6、議案第45号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（小辻一海君） ただいま議題となりました議案第45号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月26日、委員全員出席の下、執行部から担当課長・局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課より、今回の補正予算全般に係る概要について、予算書による補足説明を受け、各事業等の詳細は、関係所管部局への質疑とすることを確認しました。

次に、保健課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、新型コロナウイルスワクチン定期接種事業について、接種者の費用負担を軽減するため助成を行うとのことであるが、助成額は、自治体ごとに異なるのかとただしたところ、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方の接種費用について、市から3,500円を助成するものであるが、助成額は、自治体ごとに異なっている。本市の助成額の検討に当たっては、曾於市及び大崎町と協議を行い決定したとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分については、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業は、煩雑な業務が想定されるが、どのような体制で対応するのかとただしたところ、今回の給付金の事務については、生活福祉グループで事業に取り組む予定であるが、業務の進捗に応じて課内で人員を調整し、対応したいとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、都市計画区域を変更することとなった経緯と予算積算の根拠についてただしたところ、港湾商工課が策定した第2次観光振興計画におけるダグリ岬ベイサイド構想に基づき、観光開発を行うこととなり、市の財政負担抑制や開発期間の短縮を勘案し、公募設置管理制度となるPark-PFI制度などを検討することとした。公募設置管理制度は、都市公園内でのみ実施可能であるため、都市計画公園であるダグリ公園の区域を拡大変更することとした。

予算の積算について、3社から見積徴取を行い、その平均の金額とした。委託業務の内容としては、計画区域拡大に伴う資料収集、整理作業、区域拡大に伴う現状分析、計画変更区域の検討、国・県等の関係機関との協議、変更図書の作成や住民説明会の実施を行う予定であるとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、市外の方も入札可能な公売によって、消防ポンプ車2台、可搬式小型ポンプ2台の物品売払収入を計上しているが、活用したいとの意向で市民からも入札の希望があったと聞いている。このような場合、市民を優先するような議論の必要があったのではないかとただしたところ、具体的にそのような相談の声はあったところだが、市の財産については、なるべく高い金額で処分すべきとの判断であった。一方で、市内在住の方の活用を考慮した取扱いとする考え方もあることは、十分に理解している。今後は、個別の事案によって整理、精査した上での入札事務執行に努めていきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、プレミアム商品券発行事業について、商品券は、大型店、一般商店で利用できるよう分けられているが、特定の店舗での利用が多い状況もあると聞いている。このことの是正を図るため、商工会をはじめ、有明・松山地域の事業者も網羅した形で意見交換など行っているかとただしたところ、プレミアム商品券発行事業は、これまで市民、事業者からの意見のバランスをとりながら、長く継続してきた経緯もあり、商品券発行に係る一連の事務の流れとしては落ち着きを見せている現状にある。しかし、商工会会員や、その他の小規模事業者の方々との議論としては、若干不足していたのではないかと反省もあることから、今後はあらゆる視点や声を踏まえた形で事業の推進に努めていきたいとの答弁でありました。

次に、総合政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、企業版ふるさと納税推進事業について、マッチングサイトへの掲載

手数料を増額計上しているが、実際に企業からの寄附がなかった場合の手数料は、どのような取扱いとなるかとただしたところ、本年度から、企業版ふるさと納税に知見のある業者が運営するマッチングサイトに本市の創生事業を掲載し、広く周知することに努めることとしたものであるが、あくまでも同サイトを仲介した上で寄附が成立した場合にのみ手数料は生じるものであるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、川西地区公民館のシロアリ被害に伴う修繕内容についてただしたところ、本年2月から3月にかけて、玄関部分のシロアリ駆除を行ったところであるが、ポーチ部分にも被害が及んでいたため、柱や天井等の修繕を行うものであるとの答弁でありました。

次に、コミュニティ推進課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、コミュニティ助成事業について、活動備品の整備を行うようであるが、具体的にどのようなものを整備する見込みかとただしたところ、整備される備品としては、地域コミュニティ協議会が開催するイベント等で使用されるテント、机、椅子、音響機器、照明などが主なものとなっているとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、学校給食センターのガス給湯器取替修繕について、財源として合併特例事業債を充当した経緯をただしたところ、本年4月末に給湯器が故障し、給食に影響があるため早急に修繕する必要があった。財務課との協議の結果、修繕費用については、現計予算で対応することとし、既に着手しているが、財源としては、有利な合併特例事業債を活用することとなったため、歳入予算を計上したところであるとの答弁でありました。

最後に、議会事務局分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

以上で全ての課・局を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第45号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

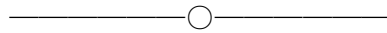
これから、採決します。

お諮りします。議案第45号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 陳情第2号 志布志市昭和通り商店街から下小西駐輪駐車場までの道路拡幅に関する陳情書

○議長（福重彰史君） 日程第7、陳情第2号、志布志市昭和通り商店街から下小西駐輪駐車場までの道路拡幅に関する陳情書を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（南 利尋君） ただいま議題となりました陳情第2号、志布志市昭和通り商店街から下小西駐輪駐車場までの道路拡幅に関する陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月25日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、当該地の拡幅については、以前行った商工会役員の方々との意見交換では、大慈寺を核として、国道から大慈寺まで直線道路を通し、その両脇に出店エリアを設けた上で、店舗の誘致等を考えられないかというような意見も出されたところである。

現在、港湾商工課では、商店街エリア計画策定事業を進めており、建設課の立地適正化計画策定事業と連携しながら、商店街エリアの特性や強みを活かした誘致店舗の検討や、商店街以外のエリアと連携した誘客方法など、商店街活性化に向けた商工振興方策を定めることとしているとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

観光振興計画に基づいた事業を推進している所管課としては、本陳情で求められている内容についてどのように受け止めているかとただしたところ、現段階では、本陳情に係る要請など当該地区の方々からは具体的に求められていないところであるが、実際に下小西駐輪駐車場が整備されている中で、徒歩で大慈寺まで向かう「通り」としての魅力を高めていくことについては、必要性を感じているところであるとの答弁でありました。

防災の道としては、他の道路で十分代替できるものと考えられる。今後の展開として、車両が通行できない表参道のような形での整備など検討できないかとただしたところ、当該地区の歴史的背景や、志布志港長期構想策定に向けた動きなど、どのように結び付け、商店街への誘客を図っていくのかを今後総合的に整理していきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、陳情者の思いは十分に理解するところであるが、現在、市では総合振興計画や観光振興計画等に基づき、関係各所や地域の方々との話し合いを踏まえながら、総合的な観点からの商店街活性化に向けた事業推進が図られている。このため、本陳情が意図する道路の整備について、先行した形での取組を市に対して促すようなことには、無理があると感じるものである。

今後、市の事業推進を見ながら、状況に応じた検討を行っていく必要があることから、反対の立場である。

以上のことから、不採択とすべきである。

賛成討論はなく、以上で討論を終え、起立採決の結果、陳情第2号については、起立少数をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

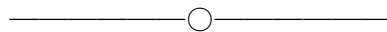
本陳情に対する所管委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。

お諮りします。陳情第2号を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福重彰史君） 起立少数であります。

したがって、陳情第2号は、不採択とすることに決定しました。



日程第8 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択について

○議長（福重彰史君） 日程第8、陳情第7号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました陳情第7号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択についての陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月25日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることを要望している。

平成18年度に義務教育費国庫負担制度の改正が行われ、国庫負担割合が2分の1から3分の1

に変更になったところであるが、国庫負担割合が引上げになれば、財政的には余裕が出てくると考えられるとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

国庫負担割合が2分の1となった場合、国にどの程度の影響があるのかとただしたところ、概算であるが、鹿児島県全体で170億円程度の負担増が見込まれるとの答弁でありました。

国庫負担割合の引上げについて、執行部から要望はしているのかとただしたところ、地方財政が逼迫している中、本市においては、教育費の確保に努めているが、充足はしていないところである。特に施設の老朽化対策が必要であり、国庫負担割合が引上げになれば、財政運営上、非常に助かるため、自治体としても要望を続けていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

賛成討論として、義務教育費国庫負担制度負担率が2分の1に戻れば、学校施設等を含めて、様々な形で子供たちの豊かな学びのために資することができる。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることを要請した憲法の立場で、豊かな子供の学びを保障するための条件整備が必要であるとの考えから、本陳情については、採択すべきである。

ほかに討論はなく、採決の結果、陳情第7号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。陳情第7号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

日程第9 陳情第8号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択について

○議長（福重彰史君） 日程第9、陳情第8号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました陳情第8号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択についての陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月25日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、特別支援学級籍の子供を交流学級で在籍児童生徒数としてカウントした場合、市内の学校において、2クラス編制になるケースがどのくらいあるのかとただしたところ、学級編制で調査したところ、市内の学校においては、5クラスに影響があるとの答弁でありました。

本市独自にでも、教職員の配置増に取り組んでほしいと考えるが、そのような例があるのかとただしたところ、1学級の場合でも、児童数が多い場合等においては、特別支援学級の担任も通常学級の支援を行う体制をとっている。また、市独自としては、特別支援教育支援員を22人配置し、サポート体制の充実を図っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

賛成討論として、豊かな学びの実現のためには、学校現場で働いている教職員が十分に確保されないと、子供たち一人ひとりと向き合うことは難しいと考える。また、特別支援学級籍の子供を交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすることについては、子供たちに悲しい思いをさせないためにも、国は教職員の定数改善等を図り、予算も確保して取り組んでいくという姿勢が必要であるとの思いから、本陳情については、採択すべきである。

ほかに討論はなく、採決の結果、陳情第8号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。陳情第8号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



○議長（福重彰史君） 日程第10、発議第2号及び日程第11、発議第3号、以上2件については、委員会提出の議案でありますので、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。



日程第10 発議第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○議長（福重彰史君） 日程第10、発議第2号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました発議第2号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第7号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択についての陳情は、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものがあります。

提出の理由といたしましては、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分確保することが困難な状況となっております。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠であります。2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は、段階的に35人に引き下げられ、計画どおり進捗すれば、2025年度で完了します。今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をするために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要であります。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは、大きな問題であります。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は、不可欠であります。

よって、国会及び政府における地方教育行政の実情認識と地方自治体の計画的な教育行政推進のため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、額賀福志郎、参議院議長、尾辻秀久、内閣総理大臣、岸田文雄、財務大臣、鈴木俊一、総務大臣、松本剛明、文部科学大臣、盛山正仁でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。



日程第11 発議第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について

○議長（福重彰史君） 日程第11、発議第3号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました発議第3号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第8号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択についての陳情は、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由といたしましては、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分確保することが困難な状況となっております。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠であります。2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は、段階的に35人に引き下げられ、計画どおり進捗すれば、2025年度で完了します。今後は小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をするために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要であります。

よって、国会及び政府における地方教育行政の実情認識と地方自治体の計画的な教育行政推進のため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、額賀福志郎、参議院議長、尾辻秀久、内閣総理大臣、岸田文雄、財務大臣、鈴木俊一、総務大臣、松本剛明、文部科学大臣、盛山正仁でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（福重彰史君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君）　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君）　討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第３号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第３号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（福重彰史君）　お諮りします。

ただいま議決されました発議第２号及び発議第３号についての字句整理及び提出手続については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君）　異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにします。

—————○—————

日程第12　議員派遣の決定

○議長（福重彰史君）　日程第12、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第１項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第13　閉会中の継続審査申出について

○議長（福重彰史君）　日程第13、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申出がありました。

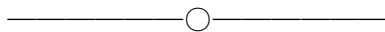
お諮りします。総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君）　異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しまし

た。



日程第14 閉会中の継続調査申出について

○議長（福重彰史君） 日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

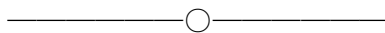
配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（福重彰史君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和6年第2回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時58分 閉会